

令和7年11月定例会

観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(11月26日〔委員間討議〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、欠席者	2
4、審査事件	2
5、付託事件	3
6、経過	
《分科会（土木部）》	
土木部長予算議案説明	4
監理課総括課長補佐補足説明	5
道路建設課長補足説明	6
道路維持課長補足説明	7
用地課長補足説明	7
住宅課長補足説明	9
予算議案に対する質疑	9
予算議案に対する討論	27
《委員会（土木部）》	
土木部長総括説明	27
監理課総括課長補佐補足説明	29
道路建設課長補足説明	29
港湾課長補足説明	30
道路維持課長補足説明	31
議案に対する質疑	32
議案に対する討論	43
決議に基づく提出資料の説明	43
都市政策課長補足説明	44
建築課長補足説明	44
用地課長補足説明	45
陳情審査	45
議案外所管事項に対する質問	45

(第2日目)

1、開催日時・場所	60
2、出席者	60
3、欠席者	60
4、経過	

《分科会（文化観光国際部）》	
文化観光国際部長予算議案説明	6 0
予算議案に対する質疑	6 1
予算議案に対する討論	6 1
《委員会（文化観光国際部）》	
文化観光国際部長総括説明	6 1
観光振興課長補足説明	6 5
議案に対する質疑	6 7
議案に対する討論	7 0
決議に基づく提出資料の説明	7 0
観光振興課長補足説明	7 1
スポーツ振興課長補足説明	7 7
陳情審査	7 9
議案外所管事項に対する質問	7 9

（第3日目）

1、開催日時・場所	9 1
2、出席者	9 1
3、欠席者	9 1
4、経過	
《分科会（県民生活環境部）》	
県民生活環境部長予算議案説明	9 1
予算議案に対する質疑	9 2
予算議案に対する討論	9 3
《委員会（県民生活環境部）》	
県民生活環境部長総括説明	9 3
生活衛生課企画監補足説明	9 5
自然環境課長補足説明	9 7
議案に対する質疑	9 7
議案に対する討論	1 0 5
決議に基づく提出資料の説明	1 0 6
県民生活環境課長補足説明	1 0 7
男女参画・女性活躍推進室長補足説明	1 0 8
交通・地域安全課長補足説明	1 0 9
食品安全・消費生活課長補足説明	1 1 0
地域環境課長補足説明	1 1 2
資源循環推進課長補足説明	1 1 4
自然環境課長補足説明	1 1 6
陳情審査	1 1 7
議案外所管事項に対する質問	1 1 7

（第4日目）

1、開催日時・場所	1 3 3
2、出席者	1 3 3
3、欠席者	1 3 3
4、経過	

《委員会（交通局）》	
交通局長総括説明	1 3 3
貸切事業部長補足説明	1 3 5
議案に対する質疑	1 3 6
議案に対する討論	1 4 4
決議に基づく提出資料の説明	1 4 4
議案外所管事項に対する質問	1 4 4
委員間討議	1 5 6

（第5日目）

1、開催日時・場所	1 5 8
2、出席者	1 5 8
3、経過	
《分科会（文化観光国際部、県民生活環境部、土木部）》	
文化観光国際部長予算議案説明	1 5 9
県民生活環境部長予算議案説明	1 5 9
土木部長予算議案説明	1 6 0
物産ブランド推進課長補足説明	1 6 1
生活衛生課長補足説明	1 6 1
自然環境課長補足説明	1 6 2
水環境対策課長補足説明	1 6 2
監理課総括課長補佐補足説明	1 6 3
予算議案に対する質疑	1 6 3
予算議案に対する討論	1 7 0
審査結果報告書	1 7 1

（配付資料）

- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（経済対策補正）（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部：追加1）
- ・ 分科会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（経済対策補正）（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係説明資料（文化観光国際部：追加1）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（経済対策補正）（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部：追加1）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部：追加2）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局）

1 1 月 2 6 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年11月26日

自 午後 1時30分
至 午後 1時46分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

坂口 慎一	委 員 長
湊 亮太	副 委 員 長
小林 克敏	委 員
堀江ひとみ	〃
浅田ますみ	〃
山口 初實	〃
中村 一三	〃
まきやま大和	〃
富岡 孝介	〃
田川 正毅	〃

3、欠席委員の氏名

畑島 晃貴	委 員
-------	-----

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

— 午後 1時30分 開会 —

【坂口委員長】 ただいまから観光生活建設委員会を開会いたします。

なお、畑島委員から欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、小林委員、堀江委員のご

両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和7年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

— 午後 1時32分 休憩 —

— 午後 1時45分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもって、本日の観光生活建設委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

— 午後 1時46分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年12月9日

自 午前 9時59分
至 午後 3時41分
於 委員会室 3

平 博敏	道路建設課長
田崎 智	道路維持課長
本多 健一	港湾課長(参事監)
田中 隆	港湾課企画監 (港湾管理担当)
小川 秀文	河川課長(参事監)
岩永 彰	河川課企画監 (ダム担当)
田中 良一	砂防課長
小島 俊郎	建築課長
進藤 政洋	営繕課長(参事監)
野口 孝	住宅課長
小柳 正典	住宅課企画監 (訴訟・管理担当)
牛島 孝二	用地課長
船越 一成	盛土対策室長

2、出席委員の氏名

坂口 慎一	委員長(分科会長)
湊 亮太	副委員長(副会長)
小林 克敏	委員
堀江ひとみ	〃
浅田ますみ	〃
山口 初實	〃
中村 一三	〃
まきやま大和	〃
富岡 孝介	〃
田川 正毅	〃

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第103号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算(第5号)
(関係分)

第104号議案

令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正
予算(第2号)

第105号議案

令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予
算(第1号)

第106号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算(第6号)
(関係分)

第107号議案

令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正
予算(第3号)

第108号議案

令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予
算(第2号)

3、欠席委員の氏名

畑島 晃貴 委員

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

山内 洋志	土木部長
中村 泰博	土木部技監
犬塚 尚志	土木部次長
椎名 大介	土木部参事監 (まちづくり推進担当)
江頭 太志	監理課総括課長補佐 (参事)
金子 哲也	建設企画課長
濱崎 正一	建設企画課企画監 (入札・契約担当)
真鳥 喜博	都市政策課長

7、付託事件の件名

○観光生活建設委員会

(1) 議案

第109号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例（関係分）

第112号議案

長崎県伊王島リゾート公園条例を廃止する条
例

第113号議案

長崎県海域管理条例の一部を改正する条例

第114号議案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する
条例

第115号議案

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条
例

第124号議案

契約の締結について

第125号議案

契約の締結の一部変更について

第126号議案

財産の処分について

第127号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第128号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第129号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第130号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第134号議案

長崎県総合計画みんなの未来図2030について
（関係分）

(2) 請願

なし

(3) 陳情

・長崎県に対する要望書（島原半島幹線道路網
建設促進期成会）

・要望書（雲仙市愛野町から小浜町までの幹線
道路整備について）

・要望書（島原天草長島連絡道路（南島原市深
江町～口ノ津港間）の早期事業化についてほ
か）

・長崎県に対する要望書（一般国道57号等県南
地域幹線道路整備促進期成会ほか）

・長崎県宇久島における大規模太陽光発電施設
建設事業計画の再考・中止を求める陳情

・要望書（島原半島振興対策協議会ほか）

・陳情書（一般国道324号「（仮称）茂木バイ
パス」の早期事業着手及び主要地方道野母崎宿
線（長崎市千々～飯香浦）の整備促進）

・福島大橋改良及び県道整備事業に関する要望
書

・長崎県宇久島における大規模太陽光発電施設
建設事業計画の再考・中止を求める陳情

・要望書（対馬市）

・令和8年度離島・過疎地域の振興施策に対す
る要望書

・長崎県宇久島における大規模太陽光発電施設
建設事業計画の再考・中止を求める陳情

・石木ダムの確実な完成と水道事業への主体的
関与を求める要望書

・石木ダム本体着工を求める要望書

・要望書（石木ダムの早期完成）

・要望書（令和14年度の石木ダム完成）

8、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開会 —

【坂口委員長】 ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

なお、畑島委員から欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第109号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか12件であります。そのほか、陳情16件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに掲載しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしく願いいたします。

これより、土木部関係の審査を行います。

なお、監理課、高稲課長から本委員会を欠席し、江頭総括課長補佐を代理出席させる旨の届けが

出ておりますので、ご了承願います。

また、資料についてご連絡いたします。

土木部長より、委員会部長説明追加1の配付の申出がありましたので、これを受けることとし、サイドブックに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

分科会に入ります前に委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審査を行う第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分と、委員会付託議案である第130号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、まず、予算議案及び第130号議案についての説明を受けた後、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論、採決を行うことといたします。そして、委員会再開後、第130号議案についての討論、採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

これより審査に入ります。

【坂口分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案及び第130号議案について説明を求めます。

【山内土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料 土木部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第104号議案「令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第

2号）」、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第107号議案「令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）」であります。

第103号議案のうち、土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ2ページから3ページに記載のとおりであります。

3ページをご覧ください。

補正予算の内容につきましては、島原道路（有明瑞穂バイパス）における一般国道251号道路改良工事（道路詳細設計業務委託その2）において、契約期間内の成果品の未納に伴い、受注業者の負担により国庫補助金を返還するための経費として3,311万8,000円の増、続きまして、佐世保市針生東工区における一般国道202号交通安全施設等整備工事（針生東工区 用地測量委託）において、契約期間内の成果品の未納に伴い、受注業者の負担により国庫補助金を返還するための経費として1,310万2,000円の増、続きまして、長崎市小浦工区における一般国道202号交通安全施設等整備工事（物件等調査業務委託）において、契約期間内の成果品の未納に伴い、県の負担により国庫補助金を返還するための経費として827万3,000円の増、また、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費として1,234万9,000円の増を計上しております。

このほか繰越明許費及び債務負担行為については、4ページから6ページに記載のとおりであります。

なお、債務負担行為のうち、県営住宅維持管理費における指定管理者の指定については、観光生活建設委員会関係議案説明資料 土木部に記載のとおりであります。

次に、第104号議案については、職員給与関係既定予算の過不足調整に要する経費であり、内

容は6ページから7ページに記載のとおりであります。

このほか繰越明許費については7ページに記載のとおりであります。

次に、第106号議案、第107号議案については、職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であり、内容は7ページから8ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】 次に、監理課総括課長補佐より補足説明を求めます。

【江頭監理課総括課長補佐】 土木部の繰越明許費について補足して説明いたします。

分科会補足説明資料の3ページをご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。表の左端の欄は、上から土木費、災害復旧費となっております。一般会計と特別会計を合わせた土木部の合計は44件、16億8,115万6,000円で、その内訳につきましては記載のとおりとなります。

これは8月の大雨に係る災害復旧事業など、やむを得ず発注時期がずれ込み、年度内で工期を確保できない工事等について、あらかじめ繰越しを承認いただき、翌年度にまたがる適正な工期を確保した上で発注につなげようとするものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

ゼロ県債の設定について説明いたします。

ゼロ県債の制度は、翌年度に予算化する事業について前倒しして発注するため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

なお、今年度の支出はありません。

例年、交付金事業及び県単独事業の一部について、ゼロ県債を設定し、翌年度の4月から6月の端境期の事業量を確保するなど、発注の平準化を図るものとしております。

今年度計上額は、上の表の一番右に合計として記載しております。交付金事業で32億5,900万円、県単独事業で34億7,950万円の合計67億3,850万円となっており、各課の設定額は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、道路建設課長より補足説明を求めます。

【平道路建設課長】道路建設課において、補正予算として計上しております国費返還のための費用3,311万7,921円について補足して説明いたします。

観光生活建設分科会、補足説明資料5ページをご覧ください。

今回の補正予算は、島原振興局発注の一般国道251号道路改良工事（道路詳細設計業務委託その2）において、令和5年3月末に検査を実施し、業務完了として処理しておりましたが、本年6月に外部からの連絡を受けて調査を実施したところ、検査時点で一部業務が未了であったことが判明したことにより、国と協議を行った結果、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条に基づき、交付決定が取り消され、本契約に係る国費を返還するものでございます。

国費返還額の内訳としましては、契約に係る国費2,267万4,190円と国費率差額362万7,870円及び加算額681万5,861円の合計3,311万7,921円となっております。

なお、国費返還額は、受注者が全額負担する予

定であり、県の負担は発生いたしません。

契約内容につきましては、島原振興局において、一般国道251号の道路詳細設計業務を令和4年7月15日から令和5年3月24日までの期間で、アジアエンジニアリング株式会社長崎支店と契約したものであります。

経緯といたしましては、令和5年3月28日に完成検査を実施し、合格として事務処理を行っておりましたが、本年6月に外部からアジアエンジニアリングが島原振興局から発注した業務において、成果品が遅延した案件があるのではないかと連絡を受けました。これを受けて受注者へ聞き取りを行った結果、検査時点では照査業務の一部が未了であったが、体裁を整えた調査報告書を添付していたとのことでありました。このため、発注者は照査が未了であることに気づくことができず、合格としておりました。これを受け、九州地方整備局との協議の結果、国費返還に至ることとなりました。

これらの経緯を踏まえ、受注者に対しましては、2か月間の指名停止を行っており、国費返還額の全額を損害賠償金として請求することとしております。

再発防止策といたしまして、照査の実施状況について、確認時期や内容を明確にした発注者向けのマニュアルを新たに作成したところであり、今後、このマニュアルを活用し、適切に照査を実施してまいります。

また、検査時においては、納品される成果物の不備に気づくことができるように、検査メモを新たに作成したところであり、今後この検査メモを活用し、適切な検査を実施してまいります。

今後このような事態が二度と発生することがないように、再発防止の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【田崎道路維持課長】道路維持課において補正予算として計上しております国費返還のための費用1,310万1,654円について補足して説明いたします。

観光生活建設分科会補足説明資料7ページをご覧ください。

今回の補正予算は県北振興局発注の一般国道202号交通安全施設等整備工事（針尾東工区 用地測量委託）において、令和7年3月末に検査を実施し、業務完了として処理していましたが、実際には境界立会いの大半が実施されておらず、令和7年度以降も業務が行われていたことが判明しました。これを受けて国と協議を行った結果、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条に基づき交付決定が取り消され、本契約に係る国費を返還するものであります。

国費返還額の内訳としましては、契約に係る国費1,211万6,577円と加算額98万5,077円の合計1,310万1,654円となっております。

なお、国費返還額は、受注者が全額負担する予定であり、県の負担は発生いたしません。

契約内容につきましては、県北振興局において、一般国道202号の交通安全事業に伴う用地測量業務を令和5年9月29日から令和7年3月21日までの期間で西九州測量設計株式会社と契約したものです。

経緯としましては、令和7年3月26日の検査におきまして、受注者から一部資料の不備があるが、作業は完了しており、後日提出するという虚偽の説明がありました。発注者は近日中に書類が揃うと判断し成果品を受領しました。しか

しながら、5月30日に受注者より境界立会いの大半ができておらず、早急に成果品を提出すると報告がありました。このような中、道路建設課の成果品遅延の案件を受けまして、土木部で各地方機関に同様の案件がないかという調査を行ったところ、県北振興局より成果品遅延の報告を受けました。このことについて九州地方整備局との協議の結果、国費返還に至ることになりました。

なお、これらの経過を踏まえ、受注者に対しましては2か月間の指名停止とともに、国費延滞額の全額を損害賠償金として請求いたします。

再発防止策として、設計図書で定める業務の区切りにおいて、工程管理等に関する打合せ記録簿による確認を徹底いたします。

なお、記録簿にはその時点の成果物を添付するようにいたします。また、検査時において、納品者の成果物の不備に気づくことができるように検査メモを新たに作成したところであり、今後この検査メモを活用し、適切な検査を実施いたします。

今後このような事態が二度と発生することのないよう、再発防止の徹底に努めてまいります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、用地課長より補足説明を求めます。

【牛島用地課長】用地課において補正予算として計上しております国費返還のための費用827万3,020円について、補足して説明いたします。

観光生活建設分科会補足説明資料9ページをご覧ください。

今回の補正予算は、長崎振興局発注の一般国道202号交通安全施設等整備工事（物件等調査業務委託）において、令和6年度内に完成したもの

として事務処理しておりましたが、実際には最終納品が次年度7月末に行われていたことが判明しました。

これを受けて国と協議を行った結果、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条に基づき交付決定が取り消され、本契約に係る国費を返還するものであります。

国費返還額の内訳としましては、契約に係る国費765万995円と加算額62万2,025円の合計827万3,020円となっております。

なお、国費返還につきましては、受注者には責はなく、国費返還額全額を県が負担することとなります。

契約の内容につきましては、長崎振興局において、一般国道202号物件等調査業務委託を令和6年10月13日から令和7年3月28日までの期間で、有限会社上原補償コンサルタントと契約したものです。

経緯といたしましては、令和7年3月12日、受注者の方から権利者都合による建物調査の遅延及び営業資料の提供が遅れ、工期内の履行が難しいと工期延長の申出がありましたが、工期の延長を行わない旨、担当者が回答して、やむを得ず残務が生じた場合については納品後も対応するよう指示をしておりました。令和7年3月28日、受注者が未完成のまま成果品を持参し、検査受領を行いました。

このような状況の中で、道路建設課の成果品遅延の案件を受けまして、各地方機関に同様の案件がないか調査をしたところ、長崎振興局より検査日時点での成果品の未納の報告がありました。このことについて九州地方整備局と協議の結果、国費を返還することに至りました。

今回の事案が発生した原因といたしましては、打合せ協議記録分を主任監督員、担当課長に決

裁を取らずに担当者が保管をしておりました。受注者より正当な理由で工期延長の申出があったにもかかわらず、適正な工期延長、繰越し処理を行わなかったことであります。受注者と業務打合せ時に担当のみで対応、指示を行っていました。検査職員が成果物の補償積算に必要な見積りなどが添付されていないことに気づかずに、それを確認せずに検査を行っていました。このようなことが原因として挙げられます。

なお、この国費返還につきましては、受注者からは正当な理由で工期の延長の申込みがっております。発注者の方が未完成でよいので提出すること、その後手直しを行うという内容に契約変更が合意されたものとなりますので、今回の分については受注者には責はありません。

再発防止策としていたしまして、進捗状況の共有方法の改善及び完成検査の改善に努めてまいります。

具体的には受注者と中間打合せごとに担当者及び班長の2名体制で業務の進捗状況を確認することを徹底してまいります。適宜業務工程の見直し等も行っていきます。

完成検査につきましては、納品検査時に業務内容に不備がないこと、書類が全てそろっていることを確認するために、検査の際のチェックリストを作成し、もし不備があれば検査を中止することを決定いたします。

今後このような事態が二度と発生することがないように、再発防止の徹底に努めてまいります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【野口住宅課長】第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、住宅課関係部分について補足してご説明いたします。

この議案につきましては、委員会の議案である指定管理者の指定と関連しておりますので、第130号議案「公の施設の指定管理者の指定について」を併せてご説明いたします。

観光生活建設委員会説明資料、横長表の24ページをご覧ください。

ご審議いただく対象施設の県営住宅等1万2,080戸につきまして、令和8年度以降の5年間の指定管理者を定めるものでございます。

前回の公募では、長崎、佐世保、県央の3地区としておりましたが、今回は管理戸数を一定確保することで、より民間事業者の皆様の参画を促すということを念頭に県北、県南の2地区で公募いたしました。

3の選定方法についてご説明いたします。

公募の結果、県南地区は1団体、県北地区は2団体の応募がございました。応募者の審査に当たっては、公平で客観的かつ専門的な観点から審査いただくために、関係分野の外部有識者6名で構成する長崎県土木部指定管理者選定委員会により選定しております。

4の選定結果と県負担額についてご説明いたします。

審査の結果、県南地区は長崎県住宅供給公社・トラスティ建物管理共同事業体、県北地区は長崎県住宅供給公社が指定管理者の候補者として選定されました。

この選定委員会における選定結果を踏まえ、検討しました結果、最高得点者を指定管理者として指定することが適当であると判断し、今回議案として上程させていただいたものでございます。

また、県負担額につきまして、県南地区は、令和8年度以降、1年当たり7億4,085万6,000円を負担することとしており、5年間で37億428万円と

なっております。県北地区につきましては、令和8年度以降、1年当たり3億2,407万9,000円を負担することとしており、5年間で16億2,039万5,000円となっております。

今回、5年間の債務負担行為を設定する議案として第103号議案を提出させていただいております。

今後とも県営住宅が公共の施設として県民の居住の安定に最大限寄与することができるよう努めてまいります。

以上で、第103号議案の関係部分及び第130号議案の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いたします。

【坂口分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第130号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 今の説明がありました第130号議案について、質疑をしたいと思います。

これは県営住宅の指定管理の指定なんですけれども、県営住宅は長崎県住宅供給公社がこれまでしてきたんですけれども、今回、民間の企業が一緒に県南地区にありましては共同事業体ということで加わりましたけれども、これまで住宅供給公社でやっていたものがなぜ今回その民間が加わるのか、まず質問としては、加わることによって何がこれまでとどう変わるのか、教えてください。

【野口住宅課長】 今回、県南地区におきまして、住宅供給公社と民間事業者が共同事業体を組むその意義といたしまししょうか、目的の部分でございますけれども、これは実際の審査におけるヒアリングの際にも各委員の皆様からお尋ねいただいたこととございます。まず、技術者の確保だとか、あるいは管理をする人の確保というのが難

しくなっている面がございまして、今回トラスティ建物管理というところは長崎市の市営住宅の指定管理をしている企業でもございますので、そちらの技術者派遣のノウハウだとか、管理のノウハウ、そして人的な資源を捕捉するという意味で、住宅供給公社と連携を組んだというふうな趣旨でお聞きしてございます。

【堀江委員】 ハードの面の確保ということだと思うんですが、今回出されている事務事業評価の結果について、これを発信しますね、この中に、土木部住宅課、県営住宅、西海市を除くというのがあって、この中で施設の維持管理は適正に実施されておりということで、事務事業評価の中でも現在はその施設の維持管理は適切にやっているという評価がありますよね。それなのにその民間との共同が必要なのか、ちょっとそこがよく分かりません。

【野口住宅課長】 県営住宅の指定管理者の公募につきましては、今回に限らず、前回以前から共同事業体といたしましうか、そういった連携については認めるということで募集をしてございました。ただ、結果としてそういった事業体の応募がなかったということでございますが、私どもの従前の住宅供給公社を指定管理者としていたときの事業評価につきまして、委員の方からもご指摘あったとおり、県側としましては、特段の過不足があったといたしましうか、問題があったというような認識はしておりませんでした。ただ、今回公募に当たって従前のおり、共同体としての応募を認めるというような公募をした際に、事業者側が自主的に共同体を組まれたものでございますので、その辺りはそれぞれの事業者側の経営状況だとか、あるいは人的な派遣の可否だとか、そういったところを総合的にご判断されて、民間事業者側で自主的に共同体を

組まれたものでございますので、県としての評価とはまた別のところの今後5年間を見据えた動きではないかというふうに考えてございます。

【堀江委員】 私が疑問に思っているのは、これまで住宅供給公社でやって、それなりに十分維持もやっている、施設のハード面も十分にされているんだけど、この民間企業が指定管理を受けるということで、どうしたのかなという素朴な疑問があるわけですよ。だから今までやってきてこれが足りないから一緒になってやるのかというふうなことで、今この質問しているんですけども、いわゆるこれまでやってきたことについても事務事業評価の上では何らかの支障ありませんよという評価が出ている。そうしますとこれは民間の方から自分たちも一緒に指定管理を受けるというふうに言ってきたということですか、それとも住宅供給公社の方から、いや、いや、自分たちだけでは今後はちょっと大変なので一緒にやりましょうということでしたということになるのか、これは冒頭に言われましたように、県民の住まい、人権としても問われる住居、住まいということが問われる問題なので、何でこれまでやってきて、今までどおりができないのかという、そこがちょっと今の答弁だと、ちょっと私はよく理解できないので重ねて質問しているんですけど、私に分かるように答弁していただけますか。

【野口住宅課長】 ちょっと分かりづらい答弁になりまして、申し訳ございませんでした。

私ども住宅課としまして、委員ご発言のとおりに、低所得者向けの県営住宅というのは県民の生活の根幹となる部分でございまして、そこはきちっと維持していくという考えに毛頭変わりはございまして、今回はその指定管理者の公募ということでしたので、先ほど来申し上げ

げておりますような形で一般に広く公募するというものをしてございます。

先ほど委員がおっしゃられたように、どちら側からの発議でこういった共同体を組まれたかというところは経営に関わる部分でもございますので、ちょっと明確なご返答はいただけないのですが、一定住宅供給公社側の状況としましては、職員の高齢化というところが一つ問題としてございまして、指定管理というのは県営住宅の場合5年間ということになります。今後5年間を見据えたときに、適正に技術者であるとか、管理をする人的な資産を維持できるかというところに不安を感じられた部分が一定あるのかなというふうには考えてございます。ですから、そういったところをあくまで補完していただく立場で、今回は長崎市営住宅の指定管理をされているトラスティとそういった共同体を組まれたものというふうな理解をしております。

【堀江委員】 今後5年間を考えたときに、今の人員体制も含めて住宅供給公社の職員の状況を考えたときに、一定技術者の確保は必要だという観点から、今回、これまでと違って住宅供給公社だけではなく、民間とも連携をして共同企業体を組みましたというふうな理解をいたしました。

そこで、これはいわゆるハード面ですよね、維持管理、技術者の確保、今住宅というのはこれも条例審議なので深くは問いませんが、住宅というのは維持管理、住まいを確保すればいいということだけではなくて、実際に住宅に困窮しているというところには、住まいが困窮しているだけではなくて、例えば経済的にも福祉的にも、あるいは医療や雇用といった、その人に関わる全ての分野も見られるような視点が問われているというふうに言われています。つまり住宅といたら住宅課ではなくて、今後は住宅

といたら住宅と福祉が一緒になってその方のコミュニティまで含めたことを検討しなければいけないというふうに今専門家が言われているというふうに私は理解しているんですが、何が言いたいかという、今回、指定管理者を選ぶときに、技術面、いわゆるハード面で民間の企業と一緒にやりますという答弁がありました。このソフト面ということについてはどのように考えているのか、もし見解がありましたらこの機会に教えてください。

【野口住宅課長】 住宅、ハードとあと福祉をはじめとするソフトの連携についての委員のご懸念の点だと思うのですが、私ども確かに土木部住宅課でございまして、ハード整備をしていて、それを適正に維持管理するという主体ではございます。ただ、低額所得の方向けの公営住宅という、当然いろんな問題を抱えた方がいらっしゃるというのも承知しておりますし、実務的なところでの日々の向き合いというのもやっているとございますので、そういったところは私ども確かに福祉の専門ではございませんが、県の福祉部局、あるいは場合によっては住宅のある市や町の福祉部局と適切に連携をさせていただきながら、決して福祉的な観点をおざなりにするような対応はしていないというふうに考えてございますし、今後もそういった対応は継続していくというふうに考えてございます。

【堀江委員】 この問題の最後にしますが、長崎県には公営住宅等長寿命化計画というのがあって、令和4年度から令和13年度までの公営住宅をどうしますかという計画なんですけれども、この計画は、平たく言えば、公営住宅を新たにつくりませんよという計画ですよ、新たにつくらない、いろんな理由があるんですけども新たに

つくりません。でも、維持管理をきちんとやって、建物を長寿命化させて大事に使えますみたいな計画なんですけれども、私が今回の指定管理者で、トラスティというここは現在長崎市が市営住宅の言わば指定管理を受けているところですよ。そうすると、県住宅供給公社と長崎市の指定管理を受けているところが一緒になるということは、県営住宅と市営住宅と、これはある意味一緒になって、住宅がさらに減らされるのではないかというちょっと危惧を私はこの指定管理者と一緒にやりますというのを見て、ちょっとそういう危惧を私としては持ったんですけれども、私は公営住宅は少なくともこれ以上減らさないでほしいし、むしろ増やしてほしいというふうに思っています。どんなに人口が減るといっても高齢化が進みますし、一人暮らしが増えていきますし、必ずこれは住宅が必要になってきます。そういう意味では、住まいは人権という立場からもこれ以上住宅は減らしてほしくないという思いがあって、長崎県の指定管理者と長崎市の指定管理者が一緒になるというのはどうなのかという、ちょっとそこまで考えたんですけれども考え過ぎですか、見解を教えてください。

【野口住宅課長】 ご懸念の長崎市営住宅と長崎県営住宅の指定管理者が同じになったことで、その数を合わせて減らしていくのではないかとこの点につきましては、そういった事実は一切ございません。あくまでも県営住宅は県として考えますし、市営住宅は市として考えられるものですので、そういった私どもの思惑は一切ございません。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【中村(一)委員】 国庫補助金の返還について何かちょっと質問したいと思います。

この国道251号線の改良工事ですけれども、これは令和5年3月に検査を実施して、処理されていたと、その後、もう2年たって6月に外部からの連絡を受けて聞き取りを行ったということですが、この2年間の間、スパンというのは、どういった経緯でまずこういう外部からの連絡があったのか、多分内部告発じゃないかなというふうに思っておりますけれども、その辺のことをもう少し詳しくお聞きをしたいと思います。

【平道路建設課長】 今回の外部からの連絡があった経緯でございますけれども、その点については承知いたしております。検査完了から2年たっておりますけれども、本年6月に突然、外部から連絡を受けたものでございます。

【中村(一)委員】 分かりました。県の負担は発生しないと思うんですけれども、このアジアエンジニアリングですかね、ここに今まで発注した案件は何件ぐらいあるのかということと、こういった案件は時効というのはいないんですか。3年ぐらいたったらもう無効ですよということはないんですかね。その辺ちょっと分かる範囲でお願いします。

【平道路建設課長】 アジアエンジニアリングに発注している件数については確認をさせていただきます。

それから時効ということにも対しましては、今回、当案件が発覚してから国へ相談を行っております。そうした中で、国からの返還命令というのが出るようになっているんですけれども、その時効の有無についても改めて確認いたします。

【中村(一)委員】 そうですよ、2年間ずっとそのまま放ったらかしにして、前も多分同じエンジニアリングさんに発注した案件もそういったことが多分あるんじゃないかなというふうにちょっと思ったものですから。

それと、この検査あたりはどういった流れでするのか、1名ですのか、あるいは2名あって、だから大体係員がいて、係長がいて、課長がいて、部長がいて、印鑑を押すわけでしょうけれども、その辺の検査をする段取りをちょっとどのような経緯でするのか。

【平道路建設課長】 検査につきましては、まず業者の方から業務完了通知を受けます。それを受けまして、県の方で検査日を指定します。検査におきましては、当然受注者の方は管理技術者、照査技術者が同席するように定めておりますし、県におきましては、検査職員、地方機関でいけば課長が検査職員となっております。それから主任監督員と担当者の監督員も通常同席して検査を行うように定めておりますし、その検査の中で検査職員は全ての資料を確認して検査をするようになっております。

【中村(一)委員】 いうことは、一番最初の段階で検査をしたら、大体もうほとんど部長あたりまで決裁はできるというような話ですよ。最初に一番検査をしまして、いろいろ検分もして、それでも係員、係長が2人をおって、それでオーケーということであれば、もう課長、部長も大体もうほとんど印鑑を押すというような流れですかね。

【平道路建設課長】 検査自体は課長まで行いますので、課長は検査時点で業務が間違いなく適正に完成していることを確認します。その後、担当の方が検査調書というのを作成いたします。この調書で業務に不備がなかったことを確認し、それを決裁の中で建設部であれば建設部長まで上げていって、建設部長はその検査調書や完成届などを確認した上で決裁の印鑑を押すようになっております。

【中村(一)委員】 分かりました。そうしたらや

はり一番当初の検査が非常に重要になってくるわけですよ、そういうことでたまたまこの案件は2年後にこういった案件があったと。これは出納閉鎖期間あたりのお金の流れで大体1年で出納のお金が終わるわけで、スパンが終わるわけでしょう。大体1年あって、出納閉鎖期間が多分6月30日かなと思いますけれども、その2年後のその金の流れ、返戻ですかね、国にして国に返す、そういったものは規則的にどうなのですか。事故で、事故処理でするんですか。

【平道路建設課長】 今回の案件につきましては、まず国の方で定めております補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条の規定がございますけれども、その中で、その法律に違反があった場合は、国は県に対して返還を求めることができるというふうに定められております。

今後のお金の流れでございますけれども、まず、国から国費の返還命令、これはまだ発出されておられませんけども、12月上旬に国から国費の返還の命令を受けます。県としましては、今回、その損害賠償につきましては受注者の方へ請求する予定としており、12月の下旬までに受注者から損害賠償金を納付していただき、それを受けまして国に返還したいと考えております。

また、今回、加算額の返還もあり、2回に分けて国から返還するように命令を受けることとなります。まず、契約にかかる国費の分、その後に加算額ということで、加算額につきましては、1月上旬に国から納付命令を受けると。その後また受注者から加算額の分の納付を受けて、それをまた国に返還すると。全ての手続が終わるのが1月下旬ぐらいを目処に、今、考えております。

【中村(一)委員】 この202号の交通安全の施設の整備工事の国庫補助金の返還について、これも県の負担はありませんが、普通、大体この境界

立会い、大半で実施されておらずと書いてあるんですけれども、この辺は一番主なものですよ、境界の立会いというのは。その管理あたりはどのように振興局でなされているのか、その辺をお尋ねをいたします。

【田崎道路維持課長】 こちらの用地測量にかかる用地の境界立会いということでございます。

こちらの管理でございますけれども、進捗の管理一覧表を作成して、業者と共有していたところなんです。ところがそちらの進捗一覧表が虚偽であったために、進捗しているような状況でしたが、実際には進捗はしていなかったということです。その分の書類の確認が振興局としてできておらず、結果的にはできていないということが後で判明したということでございます。

【中村(一)委員】 そうしたら、立会いは職員も立ち会うのか。測量設計に立ち会って、そして地元の人と話をし、境界に立ち会うのか、職員は全然関係ないんですか。

【田崎道路維持課長】 場所によりますけれども、民・民の境界でありましたら、その所有者同士の立会いになりますので、県の職員は入らずに委託した業者さんと、その土地の持ち主が境界の立会いをするということになります。

【中村委員】 そうしたら、県はそういう立会いはしましたかとか、そういったことは言わないんですか。もうその測量さんと民民の人に間違っってこういう書類を出してやりましたという虚偽のあれをするんですか、業者さんは。職員のその辺は全然関知しないんですか。

【田崎道路維持課長】 立会い自体は職員が立ち会ってすることはございません。そういう書類が揃っているという確認を県職員がやるということになります。

【中村(一)委員】 非常に境界の立会いというの

は重要なんですよね。私も何件かそういうことがあって立ち会ったんですけれども、もう売買したときに、なったときに、立会いをしないために非常にトラブルを生むんですよ。今回も多分そういうふうな感じなんですけれども、この辺は普通ちょっと分かりませんが、立会いを振興局あたりも立ち会うべきじゃないかなという大まかなですよ、大まかな。個別は仕方ないとしても、最終的になったときに、ちゃんとやりましたかというような、設計会社あたりにしないんですか、それも。

【田崎道路維持課長】 国道沿いについてですが、国道の管理は長崎県でございますので、国道沿いの確認というのは県が行うことになります。

そのときに、今委員がおっしゃったような境界立会いで確定しないようなところがもし出たとしたら、そういうところも併せて確認することですけれども、そういうことがなければ現場で一つ一つの立会いは、県は同席というか、一緒に立会いはしないということでございます。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 座ったままで失礼します。

今のこの3件の国庫補助金の返還、これが生じていると。部長の説明とか、課長それぞれの説明とか黙って聞いていたら、淡々と読み上げるだけであまり反省がなされていないような受け止め方をしているわけだ。冗談じゃないぞ。そういうような、あまりね、我々をなめたらいかんぞ。もうちょっと心を込めてちゃんと我々に、県民の代表である我々に対してきちんと反省の意を込めて心から謝罪をしないといけないときに、そういう部長の説明、あるいは課長のそれぞれ、金を返さなくてもいいから、県費に負担を与えないからとか、3番目の用地関係は、これは県か

ら金を出さないといけない。2件についてはお金を
出さなくてもいいからと、ただ、そうやって業
者、受注者の方に責任を取ってもらえばいいと。
そんな甘い気持ちの中でやっているのか、部長。
もっと心を込めて話してもらいたい。

【山内土木部長】 まず、こちらのご説明が大変
誠意がなかったということについては、私の方
から改めておわびを申し上げます。本当に申し
訳ございませんでした。

今回の事案は国費返還という本当に重大な事
案でございます、我々の県土木部の信頼を失
墜するような重大なところと考えておりまして、
本当に申し訳なく思っております。

ご説明した内容で、1件目と2件目について、一
義的には確かに契約上は受注者さんの責任では
あるんですが、私どもも全くそのとおりでとい
うふうには考えておりません。当然発注者の責
任が大きいものというふうに考えております。

私ども何度もこれについて部内でも会議を行
いまして、大きく3点こちらとしての責任もある
のかなというふうに考えております。

まず一つは、完成検査をしっかりとしていな
かったという点です。これは県民の財産を受け
取るわけですから、工事にしろ業務にしろ、しっ
かりと契約事項が満たされているとか、そう
いうことはしっかりと確認すべきだったという
のが一つです。

もう一点は、それ以上に大切な日頃からちゃ
んと業務の進捗を確認するということです。検
査で分かってももうそのとき、時既に遅しとい
うことも往々にありますので、日頃から、一義的
には受注者さんから発注者の方にご報告いた
だくことにはなっているんですけれども、それ
でもこちらは県民の財産を預かる立場ですから、
しっかりと日頃からじゃあ今進捗はどうですか

とか、そういうのはやっぱりこちらからも積極
的に働きかけるべきだったというところが大き
な反省としてあります。

3点目、これは一番重要なんですけれども、用
地課の案件ですね、受注者の方から契約工期に
間に合わないということで申出があったにもか
かわらず、こちらとしてそのような手続を怠
ったというところ、これが一番の問題でありま
して、これについては当然受注者さんに責任は
ありませんので、こちらの方で責任を取らせて
いただくという形でございます。

再発防止策として、各課の方からご説明をさ
せていただきましたが、まずは再発防止策を徹
底してまいりたいと思います。昨年度も同じよ
うな事案が河川課の案件で生じたというふう
に承知しておりまして、それにもかかわらずこ
のような事案が起こったことは本当に申し訳なく
思っております。

あの後もいろんな場で関係者で周知を図って
きたところなんです、まだまだ足りなかった
というところでございます。

今回、新たに再発防止策を追加いたしまして、
既にやっておりますけれども、再発防止策の徹
底を部内で図ってまいりたいと思っております。

ただ一方で、再発防止策を文書で通知すれば
いいというものでは当然ありませんし、会議の
中でこうやるんだよといってもそれだけではし
ょうがないのかなと思います。何かいろんな問
題がどうしても起こってしまうと思うんです。
県の職員も少ないですし、業務は結構多忙にな
ってきておりますので、いろんな問題が起こっ
てくるのは当然のことかなと思います。

そのときに、みんなでいち早く共有して、何が
問題で何ができるのか、何をやれば県民の財産
をしっかりと受け取ることができるのかという

ことを議論できる場が必要なのかなと思っています。私ども、今職員が少なかったりとか、忙しかったりして、なかなか部下の方が上司の方に物申せないような雰囲気があるようなところもあるというふうに聞いておりますので、風通しのよい職場づくりにも合わせて励んでいきたいというふうに思っております。

今年度から各地方機関において、管理職と若手が意見交換会というのをやっております、その中で地方機関ごとに目標をつくってそれぞれ進捗を土木部の方と共有させていただいております。各振興局での職員の体制も違いますし、課題も違いますので、それは一律的に土木部から押しつけるわけではなくて、それぞれの振興局で生じている課題とか、そういうのをそれぞれ分析してもらって土木部とも共有を図ると、そういう取組もやっていきたいと思っております。

いずれにしても、今回は本当に大変重大な事案を生じさせてしまって申し訳なく思っております。受注者には当然責任は取ってもらいますけれども、発注者としてもしっかり責任を取って、再発防止策に努めてまいりたいと思っております。重ね重ね大変申し訳ありませんでした。

【小林委員】 今部長が話すような形の、そういう心からの謝罪を我々は聞きたかったわけだよ。だから読み上げるときでも、あなたの声は淡々と聞こえて、そういう心がこもっていないというところにおいて、反省がどこまでできているかというようなことを感じたし、また3課長についても、同じように淡々と話している。全然反省の色がないと、こういうようなことを受け止めるを得ないわけです。あなたが代表して今の弁は反省の弁で十分であるけれどもね。いいですか皆さん、我々も考えておりますけれども、県の財政が厳しい中において、いかに国庫、国から

お金を頂いて、補助金を頂いて、それを効果的に使って住民の皆様方に還元していくかと、そういうことを現にこの長崎県庁の皆さん方がやられていると思うわけだ。だから国から補助金というのは誠にもってありがたい限りなんだ。そこで、これは不可抗力なことなのか、いわゆる返還に至った経過は。それともこれは避けて通ることができたんだと、どちらをどう思っているか言ってください。

【平道路建設課長】 今回の案件につきましては、先ほど部長からも話をしましたとおり、再発防止策、業者との情報共有であったりとか、業者からの執行状況、進捗状況を適切に管理するとか、そうしたことを適切にやっていたら避けられたものと考えております。

【小林委員】 そうだよな。きちんとマニュアルどおり当たり前にやっておけばこれは避けられる、決して不可抗力なものではないと、こういうふうに思うわけね。そこで、あなた方がどのくらい調査をして、どれくらい反省しているのかということについて、例えば今、中村一三委員が外部からの連絡を受けてと、内部告発かもしれないと、こういうふうな発言をされたのに対して、この外部からの連絡ということについては、承知していないと。何だ、この承知をしていないというのは。そんなこと言われてたまったものじゃない我々は。2年間も放ったらかして、外部からあって初めて気づいた。それを承知していないとは一体何事か。冗談じゃないぞ。言い方を間違えているんじゃないか。承知していないということは調査を十分にやっていない、イコール反省は全然ないと、こういうふうに受け止めるを得ないじゃないか。そういう意味において、こういう承知していないとかいう、我々をなめたような言い方、こんなのがまかり通るか、これ

でいいのか、教えてください。

【平道路建設課長】 すみません、適切な発言でございませんでした。申し訳ございません。承知していないと申しあげましたのは、外部からの連絡があった、その外部の通報者は、こちらの方がどうやってアジアエンジニアリングが適切に工期内に納品ができていないということを知り得たのかとか、今回2年たって、なぜ今、今年の6月に県に連絡をしたかというその辺の経緯を私が承知していませんでしたので、かつ外部の通報者からそうしたことも情報はいただけませんでしたので、その点につきましては承知していないというお答えさせていただきました。すみません、そうしたことでございます。

【小林委員】 承知していないということについては絶対に看過できないと。こういう問題が出てきたことに対して仕方がないとか、人間だから誰だって間違うと、こういうものじゃないよな。基本的なことだから。しなければならないことをやっていないというようなことで、やっぱりそういう点から考えると、この受注者を指導する立場の県の職員の怠慢、一生懸命頑張っていたんだけれども、県の職員のそういう怠慢があったのかと。あるいはこういう業者の方々となれ合いになってしまっているのかと、こういうことも指摘せざるを得ないというような案件だよ。そういう点から考えてみて、こういうような問題についての対策というものは当然これから取っていくけれども、この問題で一番私がまだ理解ができないのは、その外部というのは内部告発なのか、どうなのか、それはどっちか。

【平道路建設課長】 県庁内部ではございません。県庁の外部からの連絡でございました。

【小林委員】 だから見るに見かねて外部の方が

2年も経過しているけれども県がそれに気づかないと、そういう状況の中から見ると見かねて情報提供してもらったと、それで初めて県が動いたと、それでこれが分かったと、大変な問題だぞ。もっと本当に大ごとを受け止めていただかなければいかんだろうと思うんです。そんな簡単に県の被害がないからと、県の被害がないことは絶対ないぞ。そういうような意味でしっかり受けてもらいたい。

道路維持課長、境界立会いの大半が実施されておらずと、こういう状況で何でこの案件が明らかになったのか、もう一回答えてほしい。

【田崎道路維持課長】 検査の前までには進捗の一覧で確認をいたしておりました。そちらの方ではこの境界立会いが順調に進んでいるという報告でございました。検査のときもそれはできておまして、一部書類が揃っていないので後日提出しますという検査のときの状態でございました。そういう状況を踏まえて、すぐ書類は揃うものということで検査を通したということでもございました。ですが、その後、今年度に入ってからでございますけれども、ずっとその書類の提出を求めていたんですが、それが出てこなかったということで協議をしていたところ、会社の方からできていなかったという報告が出てきたものですから、そういう事態が判明したということでもございます。

【小林委員】 先程、中村委員からも指摘があったように、基本の基本の境界立会い、大半は実施されていないと、こういうことが明らかになったということに対して、本当に一体現場の皆さん方は、頑張っていたことは分かるけれども、こういう問題が発生したということは看過できないだろう。そういうようなことで、できていないところを業務完了として処理すると、

忙しいからとか、それからさつき部長からの説明があったけれども、現場で上司がそういう若い職員とか、部下に対してしっかりとした指示を出すことがなかなか難しい環境にあると。したがって、これから上司とこの若い職員とか部下と情報交換、交流会というか、そういう人間の交流を深めていかないといけないと。今そういう関係に出先の現場はあるのか、この辺のところは誰が説明できるか。

【金子建設企画課長】今、上司と部下の関係ということだったんですけども、いろいろ若い職員から話を聞くと、なかなか上司に相談しづらいとか、そういう意見を度々聞きます。そういうこともありまして、先ほど部長から説明があったんですけども、今年度の新たな取組といたしまして、土木部の地方機関ごとに入庁10年未満の若手職員と管理職の意見交換会を開催いたしまして、その意見交換会で出た意見を基に振興局ごとに働き方改革の目標を設定して、取組等を進めるという、こういう新たな取組をやっているところでございます。

その目標につきましては、今年度の末にまた職員にアンケートを取って、達成状況を確認することとしておりまして、その結果を踏まえて、次年度以降も取組を継続していくと、風通しのいい、働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

【小林委員】 そういうような若手入庁10年未満と管理職の皆さん方の意思疎通が完璧ではないと、これはもってのほかじゃないか。一体どんな人事管理をやっているのかと、こういうことを指摘されても仕方がないんだよ。そういうのが結果的に業務に、こういうような事案に発展してしまうと、とんでもないことだろうと思うんだよ。だから本当にこの機会にしっかり皆さん

方に反省をしていただかなければいけないと思うんだ。

用地課長、何でもこうやって繰越しをできるのに繰越しを受け付けないのか、これは一体どういうことになったのか。

【牛島用地課長】 今回の件につきましては、担当者自体は実際若手ではなくてベテランだったんですけども、年度末になりまして、本人が繰越し処理ができないものと思ってしまっておりまして、そのことを上司とも共有ができておりませんで、そこで契約の延長ができないものと思って判断をしていたところでございます。

【小林委員】 分かっているよ。まだ経験が少ない人かと思ったら、今ベテランと言ったじゃないか。そんなにベテランの方でやらなければならないことを、自分たちの業務の責任、こういうのが絶対されていないのかどうか、もう一回。

【牛島用地課長】 当然受注者側の方から適切な理由で工期の延長を求められた場合には、しっかりそこは工期の延長をしなければならないというふうには考えておりますけれども、実際このところで、上司の方も逆に言ったらベテラン職員であったということがありまして、ちょっとその辺りを任せ切りにしていたというところがありまして、そこがしっかり情報の共有ができておれば、そういうことも起きなかったものと考えております。

【小林委員】 課長になるということはベテランだということだろうと思うんだけど、やっぱりベテランと言われるならば、いろんな経験を積んで、人的な面が上達していると、こういうのを我々はベテランと言うんだよ。本当にいろいろ経験がものを言うわけだよ。大したものだと思うようなことは、やっぱりベテランの皆さん方が長い間現場でご苦労いただいたその積み重

ねがものを言うんだよ。そういう状況の中で、繰越しができないものと考えてとか、そんな生半可な話でこうございましたとって、じゃあ聞くけれども、この827万3,020円、これは誰が責任を取るのか、このお金は誰が払うのか、用地課長教えてください。

【牛島用地課長】 今回の分については受注者の方からは適切な申出がっておりますので、これに対しては県の責任だと考えております。

【小林委員】 県民の税金から払うんだらう。県民の皆さん方の汗と涙の結晶の827万3,000円、県民の皆様方の温かい税金でお支払いをしなければいかんのだよ。誰が責任を取るのか、君が月賦で払うのか。だからそのぐらい重いものだというので、君の言葉からも全然反省の気持ちが伝わってこない。冗談じゃないよ。県民の皆様方に、これは受注者、業者の方に何の責任もないということは明らかになっているわけだから、ただ単に人為的なミス、こういうのは上司が責任を取るんだよ。それぐらいの強い責任感と使命感を持っておかないといけない。甘く見るな。そういう点で業者の方に責任はないと、県庁の責任であるということが明らかになった以上、こういうことで県費で払うと、それでもって涼しい顔していると、君の顔には反省の色は全然ない。今こういう点から誰が責任を取るのか、もっと反省しろよ、もっときちんと身を慎め、少し。そういうことをあえて申し上げておきたいと思えます。

そこで、いいですか、部長、わたしがこの問題を聞いたときに、単なる笑いごとで済まされなと思ったのは、一番大事なことは、国の信頼を長崎県は失ったんじゃないかと、かなり評価が下がったんじゃないかとの案件はと、こう思っているわけよ。ここが一番大きい問題なんだ

よ。全国でどういうことがあっているか知らないが、長崎県においてもそれは過去にあったかどうか知らないけれども、こうやって3件継続してあったことで、全部もちろん国庫補助だから、国にいろいろとお願いをしたり、現状報告をしないといけないと。国の皆さん方からの信頼があって、ありがたいことに長崎県はいろんな補助金を頂いている。そのおかげでいろいろできているわけだよ。そういうような状況の中で、こんなことで長崎県の信用が失墜すると、こういうようなことは絶対あってはならないというように、その点についてはどう思っているか。

【山内土木部長】 今回、この3つの不適切な事案によって国の信頼を失ったというのは確かかと思っております。私自身もこれが発覚してから、事務的にも説明しましたし、私の方も九州地方整備局とあと道路局にそれぞれ出向きまして、事の詳細と再発防止策を説明するとともに謝罪をしてまいりました。当然、双方とも遺憾であるということで、県はどうなっているんだということでその点は真摯に受け止めたいと思っております。

我々としてできることは、先ほど申し上げた再発防止策、これについて取り組むとともに、こういうことが二度と起こらないような取組をすることによって、国の信頼をこれから取り戻してまいると、そういうことが重要なかなと思っておりますので、引き続き信頼回復に努めてまいりたいと思えます。

【小林委員】 今も申し上げましたように、長崎県は国からのこういう公共工事等々の、あるいは経済対策、十分温かいご配慮いただいているような受け止め方をいたしております。ありがたい限りであります。そういうようなことで、現

場のあなたたちが国へ行って、一生懸命お願いをしていただいて、長崎県民のために予算を確保していただいているという努力はかねがね評価していますよ。しかし、そういう努力が水の泡になるような形でこんな状況があってはならないと。そして言われるように、避けて通ることができたこと、不可抗力では決してないと、こういう状況だから、今後この信頼を失墜させて、こういうようなことで長崎県はどうするかとこんなことを思われるようなことがあっては絶対ならん。幸い部長が国からお見えでございますから、その辺はあなたのパイプによってそこをぜひ乗り越えていただくように十分にご尽力をいただきたい。こういうふうにご考えております。

それと同時に、もう一つは、これは出先も、3件ともそれぞれ振興局なんだよ。ところが本庁になってくると、この3件はそれぞれ課が別々だよ、道路建設課、道路維持課、用地課と、こういうようなことを考えれば、これは土木部全体の問題である。そういう点から考えて、これから巻き返しを図ってもらいたい。問題点はいろいろ出てきた。特に職員との管理職と若手職員の信頼関係が薄いということなどは、これはもうあってはならんことだ。何でもそうだけれども、企業も同じ、社長と社員の方々の信頼関係、そういうもので全てが成り立っているわけ。それと同じように、県の方でもそうあっていただきたいと思っている。これは部長ね、あなたに新しい仕事ができただ。一回回ってほしい、振興局を。それで本当に振興局のそういう若い方々とか、いろんな職員の方々と、部長が来て意見の交換ができたということになったら、なおさらやる気が増しくるんじゃないかと。私はこれが一番の反省ではないかと。お見えいただいて早々、あなたの時代の問題じゃないんだよ。あなたが部長

になって起きた問題ではないんだよ。以前の問題だよ。だけれどもしょうがない、こういう長崎県に来ていただいたわけだ。振興局を回って、激励をして回って見てほしい。そういうことの中で、こういう問題が二度と起きないようにという最大の反省になるんじゃないかと、こう考えますから、この点をひとつお願いして終わりたいと思います。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山口委員】 今、小林委員の方から、的確にご指摘といたしますか、ご指導いただいたところでありますけれども、私の方から一つ、意見といたしますか、ご要望をさせていただきたいと思いません。

皆さん方はそれぞれ道路づくり、あるいは住宅づくりにおいてはもうプロ集団だと思っています。しかし、そのプロ集団においても、このような不手際、不祥事、不祥事と言えるかどうかあれですが、こういう不手際が出ているわけですね。じゃあこれはなぜ出るのかというところで問題があると思うんです。ということは、人間としてそれぞれ自らがやったことにはどうしても甘くなるというのはこれはもう誰でも、どこでもそういうことになっているわけなんですね。それを防ぐためのシステムというのが、長崎県の中にどのように維持確立されているのか疑問に思うわけです。そうでないとこういうものは普通は発生しないんですよ。民間であれば品質保証という問題がありますから、それぞれの設計から監理、施工、完成までの間にはそれぞれに責任を持たせる部署を置いているわけですね。なぜなら、自らが甘いわけですよ。そういうシステムをいま一度、県としては見直すべきではないのかなというのを皆さんのお話を聞いていて率直に思ったところです。これは釈迦に説法み

たいな話になるので、申し上げにくいところではあるんですが、いま一度県のこういうものづくりに対して、あるいは道路づくりについて、住宅づくりについてのその手順、システムを見直していただきたいなと思っております。何か見解があればいただきますけれども。ぜひ、そうしないと、これはまた出ますよ、人間の世界というのは甘いのはもう間違いなく甘いんです。もうまた次、小林委員からご指導、お叱りをいただくということになると思いますので、それを避けるためのシステムをつくっていただきたいというふうに思っております。何かありましたらいただきます。

【金子建設企画課長】 今回の不祥事につきましては、定められているいろんな事務手続を的確に行っていれば防げた事案であると考えています。そういう適正な事務手続が何かということに関して、なかなかいろんな仕組みを説明する文書とかが複雑というのもあって、なかなか把握がされていなかったという一面もございます。

具体的に言うと、年度末に本当は繰り越すべきなのに、もう繰り越せないと思って繰り越していなかったとか、そういうこともございます。

一応そういうことを防ぐために、そういう事務手続をフローとかで簡単に説明したものをつくりまして、それを毎年度繰り返し地方機関長、管理職が集まった会議でありますとか、課長さんが集まった会議でありますとか、担当者が集まった会議でありますとか、そこで、これが重要なんだというところを絞り出した簡潔な資料をもって繰り返し周知を行って、その仕組みを皆さんに理解してもらおうと、そういう努力をしていきたいと考えているところでございます。

【山口委員】 ありがとうございます。そういうところで一つだけ本当にきちっとしてほしいこ

とは、やはり第三者に責任を持たせるということなんですよ。それをぜひ県のシステムの中に取り入れていただきたいと、これは要望です。そうになっているのだとは思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【田川委員】 最初に堀江委員から質疑があったことについて、指定管理の問題ですけれども、この外部有識者6名、それについて県のOBさんたちがおられるのかどうか、これは事前に調査のときにお伝えしていたんですけれども、いかがですか。

【野口住宅課長】 土木部指定管理者の選定委員会の委員には県のOBはおりません。

【田川委員】 では、公社の方、これもお願いしていたんですけれど、公社にはどの程度いるのかいないのか含めてお願いします。

【野口住宅課長】 住宅供給公社の方には理事長はじめ常務理事、そしてあと総務部長、そういった職員が4名、県職員がおります。

【田川委員】 結局県の意向を熟知した方が公社に行かれるんですよね、行っているわけですよ、現実として。であれば、その今後の方針、県の方針と公社の今後の在り方、ありようについては恐らく十分協議された結果だと思ひますので、今後、指定管理については、民間とも協議して、そういう中で、公社の中の高齢化がということで民間と。もう一方で、高齢化があるのであれば、新しい人材を養成するとか、そういう手法もあるんじゃないかと思うんですけれど、そういうことについての言及がなされませんでしたので、そういう考えがあるかどうか、お願いします。

【野口住宅課長】 新しい人材の採用といいましようか、そういった点につきましてなのですが、まず、長崎県住宅供給公社は平成17年に一度破

綻しておりまして、裁判所による特定調停を受け、その際にリスクのある事業は行わないだとか、あるいは新たな人材の採用は行わないとかというようなことをやってございます。それが以降継続したような状態になってございまして、正職員だった方は派遣といたしまししょうか、契約社員といたしまししょうか、そういった形になったりとかいうようなことでの人員整理を進めて、その状態のまま現在に至っておりますので、高齢化が進んでいるというような状況でございました。

【田川委員】 一度破綻されているということを知ったんですけれども、そのままいくということで、人材を新しく入れるということはないということですね。確認です。

【野口住宅課長】 正社員として入れることはございまして、会計年度ごとの採用の職員とか、そういった形で採用をして業務を行っているというふうにお聞きしております。

【田川委員】 そうなると、今の話を総合して判断すると、民間じゃないとできないというところが現実ですね。うなずいていただいていますのでそれでよろしいかと思っておりますけれども、今後、公社のありよう、民間に委ねないといけないような状況を果たして公社として運用していいのかどうかということは今後考えていただきたいと思っておりますので、これは要望で検討しておいてください。

先ほどから皆さん緊張したお話があったんですけれども、私はちょっと視点を変えて、251号ですね、それについて契約金4,100万円、返還金が3,300万円、202号の用地測量は契約金が1,800万円、返還金が1,300万円。特にこの民間については返還をしてもらえますということで淡々とお話しされるんですけれども、このことがそれ

ぞれの民間事業者にとってどの程度重いことなのか、どう考えておられるのかちょっとお話しください。

【平道路建設課長】 今回の国道251号に係る返還額につきましては、まず、外部からの連絡があった後に事業者へ聞き取りを行い、その後、検査時点で未了であったことで国へ協議して国から返還命令を受けていることなど、その経緯につきましても業者の方と話をしまして、業者の方としても当然反省していると、検査当時において未了であったにもかかわらず、検査品自体の体裁を整えたことを認めております。

ただ、県もその検査において未了だったことを見抜けず、気づかなかった。あと業者が検査日までにおいて業務を円滑に実施することができなかったということは反省しているところでございます。お互いに反省する点はございますけれども、業者は非常に重く受け止めておりまして、今回、県からこの3,300万円全額の返還を求めますということは事前にお話をさせていただいております。

金額が大きいものですから、経営の影響も非常に大きなものと私も存じております。業者においては、業者の経営者ですね、トップまで返せるか返せないかとか、県から返還命令、返還請求を受けたときにちゃんと対応していただけるかとか、そうしたものを事前にお話をさせていただいているところです。

そうした中で、業者からは、今回の事案についての反省という話を聞いておりまして、返還にも応じたいという意向であることは確認しているところです。

ただ、返還に至ったこと自体が非常に私達も申し訳ないと。私たちが適正に業務の執行管理をしていけば、業者もこうした損失を出すこ

とはなかったと思いますので、その辺は今後、業者の方にも適正に業務を遂行していただいて、こうした損失とかが二度と起こらないように努めてまいりたいという気持ちを伝えているところでございます。

【田川委員】 そういう話が一番最初にあった方がよかったんじゃないかなと。そのことによって、その民間事業者がどういう痛みがあったのか、そこら辺はごめんねと、あなた方大変ですねと相手に伝えたと、社長さんも返せるのかどうかと本当に不安だったと。これは民間事業者、受注した側が責任取って、県には責任ありませんとか、そういう話でも私は全くないと思うんですよ。その民間事業者もほかの事業者は随分見ていると思います、この案件について。県はごめんね、検査が未了だったとか、十分じゃなかった、私たちに責任がある。結果として、この202と251については払ってください、ごめんねということで終わるわけでしょう、ごめんなさいで誠意を持って。しかし、実害は両方に出ているわけですよ。会社経営が本当に破綻する可能性も出てくる。そのとき本当に思うんだ、会社も、そしてそこで働く従業員家族ですね、県がもう少ししっかり検査しておいてくれさえすればと、そういう思いになるんじゃないですかね。9月だったですか、そのときも大村のタイヤが山積みしていた話ですね、全然知らなかった、物すごいお金がかかりましたよ。今後このようなことがないように、再犯防止のためにやりますとか、それでいつも終わるんですけど、そこに思いがのっていないから、同じことが、制度をやっても、改革しようとしても、私はあまり変わらないんじゃないかなと。私はその思い、県民に対する思いが、切ない思いが感じられなかった。本当にこの最後の方とは県の方が事業者には問題なか

ったという話ですけど、県が持ちますと。いや、そういう、どっちが損するとか、損しないとかじゃなくて、やっぱりそういう事態に陥ったことに対する本当の謝罪、そして改善策、ちょっと残念なんですけれど、国と協議を行った結果ということでこの251号の方ですね、国と協議を行った結果、返還する。こういうのは返還しなければなりませんので十分注意してくださいよということで、事前にちゃんと伝えるべきじゃなかったのかなと。こういう事例が起きました、私たちには分かりません。国とちょっと協議してみます。やっぱり駄目でしたと、結果としてそうなったわけでしょう。こうなることが分かっていたら、恐らく両方の業者は、大変よ、これを間違えと返還しなければならぬ、会社が潰れるよ、そういうことじゃないかなと思うんですけど、そういう話で部内の調整とか、ベテランとか新人とか、もうそういうのは抜きにして、当たり前のことではなかったのかなと。きちんと調査をする、報告をする、制度を熟知する。何か繰越しができないと思っていたとか、そういう次元じゃなくて、もうこれは熟知しておかなければならなかった。そのことについて、実際きちんとそういう業者、今後もほかの入札があると思いますよというのをこれまで伝えてきたのか、そして今後どうするのか、お尋ねいたします。

【金子建設企画課長】 今回の議案を受けまして、受注業者の方にも文書で実際通知を行っております。具体的にはこういった案件が起きましたと。それを再発防止するためには業務実施における工程管理をしっかりと行ってくださいと。進捗状況を県や監督職員と協議してくださいと。特に進捗が遅れている場合はその共有を密にしてくださいとか、そういった内容を盛り込んでいま

す。

あと今回、受注者側の照査やチェックですね、チェックが適正に行われなかったと、納品時にそれが行われていなかったということもございましたので、その照査についてもしっかり行ってくださいよと。照査は発注者側が4つの段階で確認するようになっているんですけども、その4つの段階で発注者が確認しますので、そのときにきちんと書類を出してくださいよということも併せてその文書に盛り込みまして、コンサル協会とか、各種協会がありますので、その団体と、あとは今県発注工事を受注しているコンサルタント、全社にその文書を今発出したところでございます。業界に対しても、こういうことがないようにということで周知に努めているところでございます。

【田川委員】 そういう対策ということですけども、それで十分と思われませんか。この事例をきちんと普通の受注業者含めて、下請の方々に紹介して、こういう事例が起こりましたとってこういうことで改正を行いますと、調査報告するよとか、ただ単に文書を送るんじゃないで、事例紹介で、A社、B社が大変なことになっています。これは県としても検査が未了だったとか、不手際があったとか、そこら辺の謝罪も込めて、県も含めて内部の話を進めていきますので、事業者においても十分に分からないことがあったら即座に対応してください。こういう姿勢がないと、私はこれはずっと同じことでも何していても聞いているんですけど、今後このようなことがないように取り組んでまいります。また、繰り返すんじゃないかなと思いますので、責任の所在をきちんとした上で、県としてすべきだったこと、できなかったことを今回、業者に守っていただくことと、これをきちんと明記し

ていただかないと、こうしますよだけじゃ伝わっていかないんじゃないかなと思いますけれど、いかがでしょうか。

【金子建設企画課長】 今回そういう文書で周知するということがあったんですけども、やはり今回だけそういうことをやっても、恐らくまた年数がたてばもうコンサルの方も忘れてしまうとかそういうことも発生する可能性もありますので、毎年いろいろ意見交換会がございます。そういった場で繰り返しこういった事例を紹介して再発防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

【田川委員】 是非、毎年といいますか、年に1回とかじゃなくて、機会ごとにそういう話をしていただきたいと思います。そこで提案ですけども、こういうチェック機能というのは、今AIがどんどん進んでいますので何が足りないかとかいうよりも、そういう人に委ねるところを導入するとか、そういう考えはございませんか。

【金子建設企画課長】 AIもこの事例じゃないんですけども、例えば適正な積算、予定価格の算定とかをするときに、AIでチェックしている地方公共団体もあるということも聞いています。国とか、他県の事例を勉強して、本県でどういことがやれるか研究してまいりたいというふうに考えております。

【田川委員】 よく言われるのは他県の事例でということで、それは大事な話で、私も取り組んでいかなければならないと思うんですけども、むしろこういう機会に長崎県方式ということで、長崎県はこの受注関係に関して、あるいは検査に関して、日本国内でも全自治体のトップを走るんだという気概でやっていただきたいんですよ。新しいやり方は、金子課長ならできると私は信じておりますので、よろしく申し上げます。こ

れ要望で終わります。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【まきやま委員】私も同じ内容で質問いたします。

虚偽の説明、また申請をした業者に2か月の指名停止ということなんですけれども、私からするとこれは軽いんじゃないかなという感じを受けますけれども、どういった判断をされているのか教えてください。

【金子建設企画課長】今回の事案というのが履行遅延による契約違反ということになるんですけれども、そういった事案の場合に、指名停止の要領がございます。その要領でありますとか、過去の事案等に基づき今回2か月と決めているところでございます。

過去の事案というのが、これは工事なんですけれども、履行を証明する資料を偽造して、あたかも履行したかのように見せかけたという事例がありまして、このときも2か月としているところでございます。

【まきやま委員】では、これを繰り返した場合はどうなりますか。

【金子建設企画課長】繰り返した場合というのが運用にございませんので、そのときにいろいろ検討することになると考えております。

【まきやま委員】ですので、先ほどの中村委員の質問がすごく重要で、そういった過去の事案とか、そういったものを考慮して、特にもう虚偽というのは犯罪ですので、しっかり県の方も足りない部分があるとおっしゃっていますけれども、私は事業者が虚偽の報告、申請をするというのは非常に重大な問題だと思っていますので、そこは厳しく指導していただきたいと思います。

それから、今度用地課の件なんですけれども、こちらは県費で返済ということになりますけれ

ども、処分はどうなりますでしょうか。

【江頭監理課総括課長補佐】処分についてのご質問ですが、今回の事案につきましては、土木部から人事課の方に全て報告はしております。その中で現在、人事課におきまして、事案につきましては整理をされていると聞いております。

【まきやま委員】それでは、総務の方の結果を待つといたします。

次に、今回の問題が起きたのが部長おっしゃるとおり人員が足りないとか、そういった問題があるのであれば、民間の会社はもう常に道路ばかりつくってプロなんですよ、逆に。だから民間の人たちと渡り合えるようなチーム編成、拡充ができるように土木部の人員の確保というか、拡充というか、それを次年度に向けてしっかりしていただければと思います。こちらは要望にとどめておきます。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【富岡委員】私からも国庫補助金の返還について、田川委員からの温かい質問の後で申し訳ないんですけれども、便宜上、一般国道251号道路改良工事に関わるものを1番目、一般国道202号の用地測量委託に関わるもの2番目、一般国道202号物件等調査業務委託に係るの3番目として、3番目について827万円の県からの負担になるということで、ただ、1番目、2番目についてのご説明の中では、1番目は受注業者が全額負担する予定である、県の負担は発生しないということと、2番目の方は国費返還は受注業者へ全額請求する予定ということで、あたかも確実に全額回収できるような言い方になっているのと、あとは先ほどのご答弁の中で返還に応じたいということと事業者の側からは言われているということでしたけれども、ちょっとこの裏の今後の予定を見ると、2番目の方が国からの国費返還命令後

ということで、そちらを待つような状態のようですね。1番目の方ではそれが書いていないので、多分国からの国費返還命令が既に出ているものと推察しますけれども、これが12月上旬に国費返還命令が出ると、12月下旬に受注者からの納付後、国庫補助金を国へ返還という予定ではありませんけれども、ここは回収できない可能性がゼロではないのか、ちょっとその辺りについて教えていただければと思います。

【平道路建設課長】 道路建設課、道路維持課も同じなんですけれども、まず、国からの国費返還命令というのはまだ出てございません。今後出る予定ということで12月上旬ということで記載しております。

受注者から納付できないリスクについては、それぞれ道路建設課案件、道路維持課案件ですけれども、これは確かにあろうかと思えます。ただ、先ほど私が発言しましたように、今回受注者へ聞き取りを行う中で、3,300万円、1,300万円という大変大きな金額について県として責任の所在を考えたときに、双方の責任はございますけれども、受注者の方に返還命令をさせていただくという話はさせていただいており、今のところは返還に応じるということで回答いただいているところでございます。確実というところまでは言及はできませんが、そうした状況でございます。

【富岡委員】 ありがとうございます。ご答弁にありますように大変3,311万円、1,310万円ですか、大変大きい金額です。田川委員は大変温かいお気持ちでいろいろとご発言されていましたが、現実先方の受注業者さんが破産、倒産してしまったような場合、こちらについても3,300万円、1,300万円についても県の負担になってしまう可能性が高まるということで、何らかの

手だてというか、これは期間は短いので、なかなか難しい部分もありますけれども、例えば弁護士さんなんか相談して、なかなかないでしょうけれども、こういったところにほかに発注しているものがあれば、それについて例えば先方からの請求があってもそれはとどめておくとか、そういった法律の範囲内で確実にそれが回収できるような何らかの手だてを弁護士さんなんかにも相談することを要望させていただきます。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【平道路建設課長】 先ほど中村委員からご質問がございましたアジアエンジニアリングにどれだけ実績があるかということでございますけれども、令和2年から令和6年の5か年におきまして、土木部で20件の受注を行っているところでございます。

それともう一点、時効があるかないかということでございますけれども、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、その取消し命令につきましては基本的に時効はございません。事案が発覚した時点で、国からその事案が不正と判断されればそうした補助金の返還命令を受けるというものでございます。

【坂口分科会長】 中村委員、よろしいですか。

【中村(一)委員】 はい。

【坂口分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって予算議案及び第130号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので採決を行います。

第103号議案のうち関係部分、第104号議案、第106号議案のうち関係部分及び第107号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【山内土木部長】 土木関係の議案についてご説明をいたします。

観光生活建設委員会関係議案説明資料 土木部の2ページをご覧ください。

また、これに加え、追加1 お配りしておりますので、そちらも併せてご覧ください。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第113号議案「長崎県海域管理条例の一部を改正する条例」、第114号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」、第125号議案「契約の締結の一部変更について」、第126号議案「財産の処分について」、第127号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」、第129号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第130号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部分であり、その内容は記載のとおりであります。

なお、第134号議案を除き、横長資料を配付させていただきますいております。

続きまして、議案外の報告事項についてご説明いたします。

4ページ中段をご覧ください。

和解及び損害賠償の額の決定についてということで、令和7年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定4件について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりでございます。

訴えの提起についてということで、県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに係る訴えの提起1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりであります。

契約締結の一部変更についてということで、令和6年11月定例会で可決された、一般国道382号道路改良工事（仮称）檜滝トンネル)において、地方自治法第180条に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりであります。

公共用地の取得状況についてということで、令和7年8月1日から令和7年10月31日までの一定基準以下の土木部所管の公共用地の取得状況については、佐世保市における一般国道202号道路改良工事ほか1件であります。

次に、主な所管事項についてご説明いたします。

追加1の資料をご覧ください。

石木ダムの推進についてということで、石木ダムについては渇水や洪水などの自然災害から地域の皆様の安全・安心を確保する上で必要不可欠な事業であり、早期完成を目指す必要があることから、工期内の確実な完成に向け、工事工程に沿って着実に工事を進めてまいります。

一方、川原地区にお住まいの13世帯の皆様のご理解とご協力を得た上で事業を円滑に進めることが最善であるとの考えに変わりはなく、今年度、川棚町で開催している石木ダムの技術的

な疑問等に対する説明会はこれまで3回開催し、いただいたご質問に対し、県の考えを一通りご説明させていただきました。

さらに、先日、12月7日には、大石知事が川棚町に赴き、町民の皆様を前に事業に対する疑問等について直接県の見解をご説明してきたところであります。

また、佐世保市および川棚町とともに策定を進めております水源地域整備計画については、昨年10月に公表した計画素案を基に、いただいたご意見の反映を行い、去る11月14日に地元川棚町において大石知事の出席の下、改めてご説明をさせていただきました。いただいたご意見も反映させながら、来年度早期に国に計画を提出できるよう佐世保市、川棚町とともに準備を進めてまいります。

県といたしましては石木ダムの日も早い完成に向けて、引き続き佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

元の資料に戻っていただきまして、5ページ下段をご覧ください。

幹線道路の整備についてということで、県では産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向けて幹線道路の整備を進めております。

去る10月30日には西九州自動車道のさらなる整備促進を図るため、本県、福岡県、佐賀県並びに3県沿線市町合同による建設促進大会を東京等にて開催いたしました。

当日は各県の国会議員の方々や関係皆様のご出席の下、松浦佐々道路をはじめとする事業中区間の早期完成、それに暫定2車線区間の4車線化への早期着手などを決議し、国土交通省と財務省へ要望を行いました。

こうした中、松浦インターから平戸インター間の約7.5キロにつきましては、今年14日に開通することとなりました。

今回の開通により福岡方面から平戸市へのアクセスが飛躍的に向上し、地域産業のさらなる活性化や交流の促進が図られるものと期待をしております。

また、国道34号、大村諫早拡幅については、先月9日に本県選出国會議員や県議會議員の皆様のご出席の下、着工式が開催されました。

県といたしましては、着実な事業進捗に向け、今後とも国土交通省と連携を図りながら、関係市と一体となって取り組んでまいります。

さらに、長崎南北幹線道路の茂里町から滑石工区については、去る10月23日に県と長崎市で事業の推進に向けた基本協定を締結したところであり、引き続き地元調整や用地交渉などについて連携、協力を図ってまいります。

そのほか今回ご説明いたします長崎駅前バスターミナル再整備について、長崎県耐震改修促進計画の改訂について、長崎県土地開発公社の解散についての内容は記載のとおりであり、補足説明資料を配付させていただいております。後ほど担当課長からご説明させていただきます。

また、事務事業評価の実施についての内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、監理課総括課長補佐より補足説明を求めます。

【江頭監理課総括課長補佐】第113号議案「長崎県海域管理条例の一部を改正する条例について」、補足してご説明いたします。

観光生活建設委員会説明横長資料の4ページ

をご覧ください。

本議案は、海砂などの土砂を採取する業者が採取許可を受ける際に、前払いで納める土石採取料について、許可を受けた土石採取量に満たない採取となった場合、その数量差に相当する採取料を還付することができるように所要の改正をするものであります。

現在、土石採取業者は、前払いで採取料を納めている一方、許可を受けた数量の全てを採取しないときにも採取料は還付されないため、結果的に許可数量まで需要が許可期間中になかったとしても、万一の需要に備えて許可数量のほぼ全てを採取している状況にあります。

今回の条例改正により、今後の必要最小限の海砂採取等につながる観点を踏まえ、最終実績に応じた採取料とする取扱いに変更するものであり、令和8年度から施行することとしております。

5ページをご覧ください。

海砂採取量に係る5年毎の推移であります。

県では、年間の採取限度量を定めております。この採取限度量の設定については、基本方針の中で、骨材資源の確保とともに水産資源の保護や自然環境との調和を図るとの考え方を示しております。この考え方にに基づき、年間採取限度量につきましましては、平成11年度の600万立米をピークに、現在240万立米となっております。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【坂口委員長】次に、道路建設課長より補足説明を求めます。

【平道路建設課長】観光生活建設委員会説明横長資料8ページ、第125号議案「契約の締結の一部の変更について」ご説明いたします。

9ページをご覧ください。

工事名は主要地方道小浜北有馬線道路改良工事（（仮称）大亀矢代トンネル）、工事場所は、雲仙市小浜町大亀から南島原市北有馬町乙でございます。

本路線は、雲仙市小浜町と南島原市北有馬町を結ぶ重要な幹線道路であります。当工事は道路線形が悪く、交通事故も多いことから、車両の通行に支障を来している区間について、バイパス工事により通行車両の走行性及び安全性の向上と、両地域間の連携強化を図るものであります。

工事延長1,060メートル、幅員は車道5.5メートル、全幅で7メートルであり、トンネル工896メートル、道路改良工164メートルを施工しております。

契約相手は、熊谷・門田・中島特定建設工事共同企業体、現在の契約金額は、消費税を含め43億5,851万6,800円であります。

今回、4億4,615万100円増額し、48億466万6,900円に変更するものであります。

10ページに位置図、平面図及びトンネル部等の断面図を示しております。

11ページをご覧ください。

主な変更理由についてご説明いたします。

労務単価、資材単価の上昇に伴い、インフレスライド請求がなされたことから、約2億300万円の増額となっております。

12ページをご覧ください。

左側の写真のとおり、トンネル掘削面に転石が発生したことにより、大型ブレーカーでの破碎作業が追加となっております。これに伴う坑内の照明や換気設備などの仮設備の設置期間も延長となったことで約1億200万円の増額となっております。

13ページをご覧ください。

トンネル掘削中に想定以上の湧水が発生し、ポンプの排水能力の向上や稼働日数を延長したことにより約8,000万円の増額となっております。

以上で第125号議案の補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【本多港湾課長】観光生活建設委員会説明横長資料14ページ、第126号議案「財産の処分について」ご説明いたします。

15ページをご覧ください。

神ノ島工業団地は、企業誘致の促進を目的として、昭和47年度から港湾整備事業により整備が開始され、昭和56年度に売却予定地として約64ヘクタールを造成し、このうち現在までに約54ヘクタールが分譲されております。

今回、C-2地区である約6.9ヘクタールを公募したところ、三菱長崎機工株式会社から分譲申込みがあったことから、売却価格6億1,848万4,585円で売払いを予定しております。

なお、三菱長崎機工からは、洋上風力発電関連、防衛関連などの事業用地として活用する計画であると伺っております。

本案件は、予定価格が7,000万円以上かつ2万平方メートル以上の土地の売払いとなるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

続いて、20ページをご覧ください。

第129号議案「公の施設の指定管理者の指定について」ご説明いたします。

21ページをご覧ください。

港湾施設のうち、早岐港ハウステンボスマリ

ーナ及びハウステンボスハーバーについて、指定管理期間が令和8年3月31日で満了するため、指定管理者の公募及び選定を行い、条例の規定により指定管理者を指定するものです。

1の指定管理候補者ですが、早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーは、H A I K I マリーナハーバー合同会社を選定しております。

2の選定経過ですが、指定管理者の公募8月15日から9月16日の間で行い、その後、外部有識者6名で構成する長崎県土木部指定管理者選定委員会において、利用促進策や管理費用の縮減の取組、組織人員体制等の観点から審査を行い、指定管理候補者の選定を行いました。

次に、22ページをご覧ください。

(4)の選定結果を記載しております。

応募団体は1社であり、選定の結果、指定管理候補者は、これまでの実績から管理者としての役割を理解しており、適切な管理が期待されると評価されました。運営方針では、ハウステンボスとの調和を重視しており、スーパーヨットの受入れや水中展望船カフェなどの新しいアイデアを積極的に検討している点や、マリンフェスティバルの開催など、地域に開かれたマリーナとして地域に貢献しており、ヨットレースなどの自主事業の実績も高く評価されております。選定委員会の選定結果報告を受け、こちらの団体を指定管理候補者に決定し、本議会に指定管理者の指定に係る議案を提出させていただいたものです。

3の指定管理期間ですが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としています。

最後に、4の今後の予定ですが、本議会での議決後、指定管理者の指定告示を行い、来年3月までに基本協定や令和8年度の協定書を締結する

予定としています。

以上で、第126号議案、第129号議案についての補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【田崎道路維持課長】観光生活建設委員会説明横長資料17ページ、第127号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」ご説明いたします。

18ページをご覧ください。

今回上程しております和解及び損害賠償の額の決定につきましては、令和6年10月28日に一般国道324号の長崎市江戸町において、走行中の車両が車道に突出していた街路樹の幹に衝突したことにより、車両に損傷を与えた事故に対する損害賠償の額の決定であります。

事故状況は、横長資料の19ページに示しておりますが、人的被害はございませんでした。

事故原因としましては、車両制限令で一般的に通行可能とされる高さ3.8メートルであります。街路樹の幹の高さはそれより低い3.2メートルで、歩道縁石から車道内に幅60センチメートル程度突出していたことについて、通常の道路パトロールにおいて確認できていなかったことによるものであります。

過失割合につきましては、相手方の前方不注意も認められますが、先ほど申し上げました車両制限令で一般的に通行可能とされる高さ3.8メートル以下の位置に障害物があり、道路として通常有すべき安全性を欠いていたため、県の過失割合を8割と判断しております。

損害賠償額は118万6,038円で、内訳は全額車両の修理費でございます。

なお、全額を道路賠償責任保険から支払うことといたしております。

事故原因となった街路樹につきましては、事故発生後に伐採しております。その他の街路樹につきましても、建築限界にあるものは伐採や剪定を行っております。

このような事故が発生したことから、事故後は定期的に行っている道路パトロールにおいて、通行に支障のある位置に支障物がないか注意深く点検し、発見した場合は速やかに対処していきたいというふうに考えてございます。

また、楠の剪定に適している3月から4月にわたり、造園業者により作業を行って、葉量を減らし、落ち葉や落ち枝や倒木を少しでも減らしていきたいというふうに考えてございます。

今後、同様の事故が起こらないよう努めてまいります。

以上で127号議案の補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】以上で説明が終わりました。

土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後1時30分から再開し、引き続き土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 5分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部関係の審査を行います。議案に対する審査を行います。

第130号議案の質疑につきましては分科会において終了しておりますので、第113号議案、第114号議案、第125号議案ないし第127号議案、第129号議案及び第134号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中村(一)委員】 第125号議案ですけれども、契約締結の一部変更について、増額変更ですね、これは4年前に工期が始まって、今もう3年になって大詰めを迎えておりますけれども、ちょっと最初の契約高を教えてくださいませんか。

【平道路建設課長】 当初契約でございますけれども35億7,309万1,500円でございます。

【中村(一)委員】 ありがとうございます。3年たって、約13億円増額になっておりますけれども、今のこの説明を聞いてみましたけれども、この一番の主なものは、物価高騰と労務単価の上昇、資材単価の上昇ということですのでけれども、トンネルの世話役1割増で、これは1日トンネルの世話役は約4万5,000円から5万円少しということと、普通の作業員の2万円からと、これは2万3,000円ぐらいかな、5,000円ぐらいかな、この辺をちょっともう少し詳しく説明してください。

それと生コンクリートの4割増となっておりますけれども、これは島原振興局管内なのか、県央管内なのか、あるいは離島、長崎、佐世保、その辺の単価が分かれば教えてくださいませんか。

【平道路建設課長】 まず、労務員の単価についてご説明いたします。

トンネル世話役につきましては、令和5年度が4万6,570円が令和7年度5万1,940円、割合にして111.5%の増加となっております。

続きまして、普通作業員でございます。

こちら令和5年度が1万9,635円、これが令和7年度には2万1,840円、割合にして111.2%の増加となっております。

続きまして、資材単価でございます。

こちらコンクリート単価、これは覆工コンクリートでございますけれども、令和5年度の単価が1万7,500円、これは1立米当たりでございます。

こちらが令和7年度に2万3,800円、136%の増加となっております。

資材単価につきましては、各地区の割合での単価となっております、こちらの単価は仕上がりでの特別調査を取ったときの単価となっております。

以上でございます。

【中村(一)委員】 ちなみに、長崎、佐世保あたりが分かれば。

【平道路建設課長】 長崎でいきますと、1立米当たり、令和5年度が1万4,600円、これが令和7年でいきますと2万300円、県の本土平均でいきますと、令和5年度が約1万5,700円、これが令和7年度は約2万円、本土の平均でいきますと127%、長崎の方に行きますと、先ほど申し上げたのが約1万4,600円から約2万300円でございますけれども、こちら139%というような割合の増加となっております。

【中村(一)委員】 離島は。

【平道路建設課長】 離島地区でいきますと、全体の離島の平均で申し上げます。

コンクリート単価でいきますと、令和5年度が1立米当たり2万8,040円、これが令和7年でいきますと3万4,090円、割合にして122%の増加となっております。

【中村(一)委員】 ありがとうございます。

インフレスライドということで、1割10%上がったときに、単価が上がって認められるということだと思いますけれども、この単価というのは、いわゆる10%上がるということは、受注者が上がったから全額県が補償するようなものですか。要するに、受注単価が今さっき言ったように111%になったと、それで1割インフレスライドになるから、受注の会社が県にこれだけ上がりましたから、3,000万円上がりましたからこれで

お願いしますというものなのか、その辺ちょっと私たち分かりにくいんですよ。

【金子建設企画課長】 スライドというのは急激な物価高騰とかがあった場合に、残工事に関して、その上昇分から1%除いた金額を新たに変更増するというような制度となっております。あくまでも残工事分に関して増額をするということになります。

【中村(一)委員】 分かりにくいんですよ。いづれにしろ、工事費の世話役、労務単価と資材単価で約2億円ですよ、これ、2億円の工事ということですので、もう私たちから言わせれば、最初から、設計の段階から、3年前ですから、そういう設計をして、入札を行って35億円で取ったと。その後もいろいろ物価が上がって13億円ぐらいオーバーしたというようなことで、私たちにはちょっと常識的には考えにくいものですから、そういったものは県内にもかなりあるんですか、インフレスライドというのは。その辺をちょっとお尋ねをいたします。

【金子建設企画課長】 インフレスライドの実績ですけれども、令和6年度の実績がちょっとございまして、それでいきますと県下で37件ということになっております。

【中村(一)委員】 ということは、そういう37件で額はちょっと言われなかったんですけれども、かなりの額をオーバーしていますよね。その辺は国からの補助とか、そういうのがあるんですか、その分に関して。

【金子建設企画課長】 国からの補助というのはございまして、あくまでも公共事業費の中で賄うということになります。

最近の、これは国土強靱化の動向なんですけれども、新たな国土強靱化の実施中期計画には資材価格や人件費の高騰について、各年の予算

編成過程で適切に反映ということが謳われておりまして、これ全国的にも人件費も物価も上昇しておりますので、国がそういう対策に乗り出しているのではないかと、計画に盛り込まれたということは、そういう対策に乗り出しているのではないかとこのように考えているところでございます。

【中村(一)委員】 分かりましたみたいな感じがすけれども。ただ、やはり最初の金額から13億円ちょっとオーバーしていますので、私たちにとって、非常にトンネルは必要なものですが、あまりにも最初の当初の35億円でしたか、35億円から今回48億円かな、13億円上がったということで、この辺の適正な価格とは担当課はどのように見えておりますか。

【平道路建設課長】 今回のトンネル工事におきまして、当初契約金額35億円、これが13億円増しまして今48億円というところになっておりますけれども、全てがインフレスライドというものではございませんで、前回の変更のときには支保パターンの変更とか、今回の変更におきましては転石破碎とか、そうした新たな現場を進めていく上での当初予想し得なかった事情というも生じております。できる限り工事に着手する前に、ボーリング調査とか、その設計金額の精度、工事の精度、適正な金額というのを弾くようには努めているところでございますけれども、先行する調査費用と、あと工事費用とか、そこら辺のバランスもあろうかと思っております。

今後、この工事におきましては、なるべく工事請負金額、工事価格に変更、増額とか、減額も含めて変更が生じないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

【中村(一)委員】 分かりました。今回の補正ですけれども、いわゆる受注業者がこれだけイン

フレ、工事の変更、増加等があるんですけども、担当課としての精査、これは妥当な金額なのかというようなことは、どのような感じで庁内で部内であるのか、あるいは受注業者が説明に来て、こうこうこうですというようなことであるのか、その辺をもう少し詳しくお願いします。

【平道路建設課長】金額の妥当性につきましては、まず今回でいけば島原振興局が発注しておりますが、設計変更に値するような変更条件、今回でいけば転石が出てきた、例えば支保パターンが変わった、あと湧水が出てきたというのは、それぞれ情報共有をして、設計変更しなければならない項目として確認した上で変更いたしております。適正な価格、その変更することに対する確かさというのは常に確認していますし、担当者だけではなくて、主任監督員、総括監督員もおり、そうした全ての監督員が総合的に判断した上で設計変更を行ったところでございます。

【坂口委員長】ほかに質疑はありませんか。

【富岡委員】発信いたします。この第127号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」ということですね。

まず1点目が、事前にご説明いただいたんですけど、事故年月日令和6年10月28日ということで、1年以上前になっているところについて、今年になっているというのもなぜなのかの確認と、あとは写真にもあるんですけども、車道に突出した街路樹の幹に衝突したということで、枝だったら1年間で伸びてくるから気づかずにというのは分かるんですけど、幹に衝突したというのが分かりづらくて。幹が出ていたら、もう既に、ここも交通量が多いところだと思うので、衝突していたはずだけれど、それまで事故が起これば、今回起きた理由の部分ですね、多分トラックがかなりの大型で、ほかにめったに通るこ

とがなかったのかなという推測はするんですけど、その部分について教えてください。

【田崎道路維持課長】まず、1点目でございます。昨年度、令和6年10月28日に起こった事故でございます。

この事故が起きた後、過失割合につきまして相手の方と交渉しながら決まったということで、県の過失割合が示談交渉の結果80%となっております。この決定に時間がかかったということで今回の上程となりました。

もう一つですけども、幹が車道上に出ていて、気づくのが遅かったのではないかと指摘でございます。

旧県庁坂は、楠がいっぱい生えている状況でございます。過去にこういう幹とか枝とかにぶつかったという事故が発生していなかったということもございまして、今回のところは見落としていたということでございます。そちらにつきましては、前々からこういう状況が起きていたということが考えられます。今後も適切なパトロールを続けて早期発見ということに努めていきたいと考えてございます。

【富岡委員】ありがとうございます。ご答弁の中で以前からこういう状況が起きていたという表現がありましたけれど、要するに同じぐらいのトラックが走って、ざざざっと少しは傷ついたりしていた可能性はあるけれども何も言ってこなかったんじゃないかという推測ということでしょうか。

【田崎道路維持課長】そういう案件は確認をされておりませんでしたので、そういった案件はなかったというふうに考えてございます。

【富岡委員】そうしますと、当初のお話のとおり、今までは通らなかったような大きな車体の車両が通ったということでしょうか。承知しま

した。

あとは賠償額について118万6,000円ということで、全額道路賠償責任保険が適用ということになっておりました。こちらについては、国や市町村の自治体が管理する道路や穴や陥没、管理の瑕疵が原因で通行人にけがさせたり、物を壊したりした場合の賠償金に充てるための保険ということですね、国家賠償に基づく責任を補償するということと、道路の管理責任は自治体側にあるケースが多いのが特徴ということで、こういった保険の適用になるということでした。

あとは、その保険適用ということで、ちょっと思い出したのが、総務委員会の際に、事例は全然違いますけど、警察車両についてはイメージ的には結構事故は起こるのかなと思っていたんですけれども、警察車両については保険に入らない方がよいと。要するに保険料との関係で年間の保険料と賠償すべき金額との関係ですね、結局車両保険に入らないという判断をされていたようでした。こちらについても感覚的にはそんなに起こらないのかなと思うんですけれども、この道路賠償責任保険にどれぐらいで加入されていて、また年間賠償すべき費用の積算と比較の部分でこの契約に入っていることの妥当性について改めて教えていただけたらと思います。

【田崎道路維持課長】道路保険につきましては、毎年契約を行ってございます。毎年6月から次の年の6月までということで、今年でいきますと、令和7年は506万9,490円の契約になってございます。賠償額はまた別個にございまして、例えば令和5年度でいきますと615万3,000円という賠償額でございまして、保険契約額と賠償額の乖離はほぼないというふうに今のところ考えてございまして、保険の加入としては妥当でないかと考えてございます。

【坂口委員長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】座ったまま失礼します。

この第113号議案「長崎県海域管理条例の一部を改正する条例」、改正前と改正後どのように変わっているのか、何をどう改正するのか、まずそこを分かるように説明をしてもらいたいと思います。

【江頭監理課総括課長補佐】この海域管理条例ですが、まず、海砂を採取する業者が採取しようとするときに、まず申請をします。その際に、前払いで申請料を納付しますが、その後、その申請料、限度いっぱい採らなくても、例えば100立米申請して70立米しか採らなかった場合でも、残りの30立米に当たる分の申請料を返還しないと、採取料は返還しないということが今までなっておりました。それを還付できるようにしようというのがこの改正の目的であります。

【小林委員】今の説明でよく分かりました。これは、分かりましたけれども、いきなり条例改正を出すということは、この目的は何なんですか、この条例改正の目的は何ですか。

【江頭監理課総括課長補佐】まず、改正の目的ですけれども、事前の説明でも言ったとおり、海砂はまず生コンを製造する際の骨材として用いるなど、公共インフラを維持するために必要不可欠な資源であります。一方で、海底に存在する限られた天然資源でもあります。そうした中で、海砂の採取量について、現行条例では許可を受けた数量に応じた金額を納付しまして、その数量を採取しなくても、原則、還付しないと、これは先ほどお話ししたところなんですけれども、業者としましては、採取の許可を得たということで、万一の需要に備えていまして、許可を受けた数量の上限近くまで採取しているという現状がございました。この現状を鑑みたときに、今後

は必要最小限の採取にとどめながら骨材の安定供給、これも継続しますように採取の仕組みを改めようとそういう改正であります。

【小林委員】この今お話で、必要で不可欠な資源と、こういうことをおっしゃっているわけだな。だからこういう必要で不可欠な資源を大事に取り扱うと、これは骨材資源の確保、水産資源の保護、自然環境等々から見てみても、とても海砂というのは貴重なものだ。しかもこれは国有財産だよ、これは国有財産。つまり国家のものであるし、県民全体のものであるということがはっきりしている。これは間違いないか、国有財産であることは。

【江頭監理課総括課長補佐】間違いございません。

【小林委員】国有財産を長崎県が管理しているというようなことでよろしいのか、もう一度お願いします。

【江頭監理課総括課長補佐】そのとおりでございます。

【小林委員】ありがとうございます。そういう意味で、非常に大事な資源をちゃんと確保していかないといけないと、枯渇するようなことがあったら大変だと、こういうことをおっしゃって、こういう改正を提案された。これは誰が提案したんですか、いきなり誰が提案したんですか。

【江頭監理課総括課長補佐】前回の海砂の採取限度量につきましては、検討委員会において限度量をまず設定するというのが原則でございます。前回のその検討委員会の提言がなされたときに、必要最小限の採取量を目指す一つの方法として何かないかと。それにつきましては骨材資源の確保と水産資源の保護、自然環境の保全という調和、これからの県の基本方針として出

されておりますので、その一つの方法として何かできることはないのかと考えたところ、それを促す一つの方法としてこの改正というのを考えたものでございます。

【小林委員】あなたも代理で来ているから大変だと思うけれども、私がこの質問したことに答えていないわけだ。じゃあ、ちょっとお尋ねしますが、今、例えば100万立米、これを70万立米しか採取しないと。これは今までは前払いで30万立米分は払っていなかったと、返していなかった。これからは取っただけ払っていただいて、あとは返そうやと。この改正前の払っていないやり方、これが何年続きましたか、いつからずっとそういうことをやってきたんですか。歴史は、いつからやっていたのか。

【江頭監理課総括課長補佐】平成16年からでございます。

【小林委員】平成16年より前から海砂は売っているんだろうけれども、その前はどのようにしていたのか。

【江頭監理課総括課長補佐】すみません、調べてから回答させていただきたいと思います。

【小林委員】条例改正を出すならばちゃんと勉強しておいていただかないと困るわけだ。だから私が言うのは何もいじめているわけでもないし、そういう意味から私が言っていることは、改正を求めるわけよ。だから改正前までは、例えば100万立米だったら、仮に50万立米しか取らなくても、あと残りのお金も前払いでもらったけれども返していなかったわけだ。これから条例を改正して返還しようとしているわけよ。条例の改正というのは、こんないいかげんな簡単なものじゃないんだぞ。歴史があるんだよ。重みがあるんだよ。ずっとそれでやってきたわけだよ。だから聞いているわけだよ。だから今改正するこ

とについては、基本的にちょっと私の考え方を申し上げておくけれども、これは非常によろしいことだよ。県の考え方に賛成、このことについてははっきり申し上げておきたい。

ただ、以前は、いつからこういうことをずっとやっていたんですかと、返さないやり方をいつからやってきたんですかと、どのくらいの歴史がありますかと、そうしたら平成16年からと。だから平成16年以前はどうだったんですかと聞いている。どうぞお願いします。

【江頭監理課総括課長補佐】 お答えします。

採取の単価を定めた公有土地水面使用料及び産物払下料徴収条例というのがこの海域管理条例の前にございまして、それが制定されたのが昭和24年9月となっております。したがって、その頃より海砂の採取はそのスタイルで行われていたと考えております。

【小林委員】 残念ながら全然分からん。質問通告は打合せのときにしているじゃないか。条例改正だろう。誰が提案したのかと聞いている、この答えも出ていない、誰が提案したのか。

【江頭監理課総括課長補佐】 監理課でございませぬ。

【小林委員】 監理課が何で提案したのかと今頃。どういう風向きが変わったのか。基本的にいいことだよ。何で今、ずっと前からこれは論議していたのか、こんなことを前から論議していたのか、検討していたのか。どうですか、そこは。

【江頭監理課総括課長補佐】 採取量の削減につきましては、今回といたしますか、令和5年の限量検討委員会においても、さきの件が出たことは間違いありませんでした。それを踏まえまして、この条例改正につきましても、その時分から還付することが採取量の削減、これにつながることに着目しまして、時間をかけて昨年度から

ちょっと検討をしていたところ、全国的に見ますと還付対応の自治体が相当あるということが分かりましたものですから、今回見直しに至ろうとしたところであります。

【小林委員】 いいですか、総括、あなたが言っていることは、つまり海砂というものは長崎県にとっても大変貴重な資源であると。これを枯渇させるようなことがあってはならないと。これを有効的に長崎県政の発展のために、県民の皆様方の幸せに貢献していかなくてははいけないと。だから100万立米で70万立米しか採らなくても、あと30万立米については今までお金を返していなかった、今回は採った分だけということでお願いし、採らなかったら返しますよと、こういうことで資源を大事にしていこうと、こう考えているわけだな。だからそこを踏まえてこれからは矛盾のない、行き違いのない答弁をお願いしますよ。そうすると、県内の今の需要、必要な量はどのくらいですか。

【江頭監理課総括課長補佐】 まず、令和4年度に民間の調査会社に委託して行いました、本県における骨材需要動向調査、その結果によりますと、県内の需要量の実績としましては、当時の推計になりますけれども、平成30年度が141万立米、平成31年度が133万立米、令和2年度が136万立米、令和3年度が135万立米となっております。

【小林委員】 今は幾らですか。

【江頭監理課総括課長補佐】 同じ調査での需要の予測、将来需要予測ですけれども、令和7年度でいきますと155万立米となっております。

【小林委員】 155万立米が今県内において、また長崎県でいわゆる主要な需要量だと、こういうことを認めているわけだ。そうすると、今、検討委員会で決まったその量は幾らですか。

【江頭監理課総括課長補佐】 検討委員会の提言

を受けて県が決定した年間限度量は240万立米となっております。

【小林委員】今現在の需要量が155万立米と、大体ずっと先ほど読んでこられて130とか、あるいは140とか、多くてもそのくらいですね、平均して、130万立米台、140万立米台、そういうことで今は、令和7年度は155万立米になっていますよと。そうすると、いわゆる検討委員会は年間そういうことで利用量を240万立米にしているということは、ちょっとオーバーしているような感じがするけれども、その見解をちょっとお尋ねしたい。

【江頭監理課総括課長補佐】当時の限度量検討委員会、そこから突発的な県内需要に対しても確実に安定供給ができるよう、ある程度の余裕幅を持たせるよう、また砂利採取法では許認可に当たって砂利採取業者の運営も考慮するように義務づけられておまして、そこも勘案しまして、当時の250万立米から10万立米削減して240万立米とすべきとそういう提言をいただいております。

【小林委員】突発的なこととはどういう意味ですか。

【江頭監理課総括課長補佐】突発的な需要としましては、災害とか、そのあたりが考えられると思います。

【小林委員】突発的なことが災害と、これは分かれますよ。しかし、いつやってくるか分からない。例えば激甚災害とか、いろんな災害が今頻繁に起きていますが、そういう状況の中で、ある程度余裕を持ってそういう限度量を決めているということだけれども、じゃあ具体的にもうちょっと突っ込んで、今、令和7年度だけれども、今この荷揚げ量というのがありますね、荷揚げ量、これは今長崎県は幾らですか。

【江頭監理課総括課長補佐】荷揚げ量、県内と県外を足しまして約196万2,000立米となっております。

【小林委員】もう一回。

【江頭監理課総括課長補佐】196万2,235立米となっております。

【小林委員】県内の荷揚げ量を聞いているわけだ。県外を何で足すのか、県外の荷揚げ量を。県外に荷揚げしていいのか。

【江頭監理課総括課長補佐】まず、県内の荷揚げ量ですけれども、これは令和2年度の実績で87万立米となっております。

【小林委員】今明らかになっていますね。87万立米が県内の今現実に需要量です。それは今さっきから言っているように、155万立米と、こういうことになっていること自体が採り過ぎじゃないか。ましてや検討委員会というものがあって、しかるべき先生方がそこにご就任いただいているわけだよ。大学の先生とか、見識のある先生ばかり、ありがたい存在である。しかしそれは、今言うように240万立米と。実際的には87万立米がいわゆる実際に荷揚げ量となっていて、それでいいわけだよ。だから突発なことがあるかもしれないからというふうなことを言っているけれども、それを150万立米にしたり、さらに240万立米にしたりと、こういうことこそ一番無駄じゃないか。さっきから言っているように、資源は枯渇したら困るんだと、国有財産なんだよ、県民のものだよ、そういう点から考えてみたときに、何で現実はこのように乖離しているのかと。こんなに必要外のものをこうやって採っていいという許可に、限度量を何でそこまで引き上げるのかというのが理解できないんです。その説明をしてください。

【江頭監理課総括課長補佐】まず、県内の荷揚

げ量ですが、実際にはこれがイコール、いわゆる県内の需要量というわけではございませんで、県外から流入してくる部分もあるということです。

【小林委員】 県外から何ですか、県外に荷揚げしていいんですか、今うちの長崎県の決まりで。県内ならいざ知らず、県外に荷揚げしていいのかどうか、そこをお尋ねします、どうですか。

【江頭監理課総括課長補佐】 まず、先ほどお話しした県外から入ってくるというのは長崎県から採れた分ではなく、県外で採れた砂で、長崎県に入ってくる量がこれにプラスされて、県内の需要量になると、そういった説明でございました。誤解を招く発言で申し訳ありません。

【小林委員】 県外から海砂が長崎県に入っているんですか。

【江頭監理課総括課長補佐】 県内の生コン会社に聴取をしたときに、そういう話はお聞きしました。

【小林委員】 ちょっと私もここに資料を持ってきましたが、県外から荷揚げ量が129万だよ。長崎県が87万、県外から129万、本当か、こんな数字は。じゃあ長崎県の手砂よりも県外からの手砂が多いんですか、長崎県は。これは本当か、県内に持ち込んでいるということは本当か。

【江頭監理課総括課長補佐】 県外産の手砂がどれだけ入っているかというのは正直分かりません。

【小林委員】 話に矛盾があるんだよ。だから私が言うのはそんなに難しいことじゃなくて、今県内で荷揚げしているのが87万立米ですよ。したがって、今長崎県のいわゆるこの需要量は155万立米ですよ。だから240万立米まで採る必要はないと、この重要な資源を確保しないといけないからとこう言っているわけだから、そうやって条例を改正するわけだから、そういう

自然を、こういう立派な資源を枯渇させるような無駄な採り過ぎをする必要はないのではないのですかということをお願いしたわけなんです。資源は大事にしましょうと、未来永劫に長崎県のために使えるようにしていかないといけないというのは、行政であるあなた方がしないといけないのではないかと。そういう点から考えてみても、私は矛盾を感じるんです。どうでしょうか。

【江頭監理課総括課長補佐】 我々としては需要量調査や最終的な提言をいただいたその限度量検討委員会、その提言、それを尊重しなければいけないと考えておりますので、まずはその限度量240万立米ということは適正と考えております。

【小林委員】 部長、これは誰が担当か、全然分からないじゃないか、言っていることが。誰に質問したらよく分かるのか。

【犬塚土木部次長】 今委員からお話がありました手砂というのは非常に大切なものでございまして、資源を有効に使っていかないといけないというふうに考えてございます。

一方、委員からお話もございましたし、こちらからもお話しさせていただきましたが、長崎県手砂採取の限度量に関する検討委員会、こちらの方から一定の提言いただきまして、そして実際に採取量を決めているという経緯がございまして、採取量は今240万立米でございまして、これはもう以前はもっと多かったところから大切ですよということもあって減らしてきたところがございます。現在は240万立米でございまして、ここにつきましては私どもの方で決めるというよりも、この検討委員会の方でも検討をしっかりといただいてということがありますので、委員から今お話があった点も踏まえて、次回またこちら検討委員会にお諮りする際に、

このようなご意見もありますというところも踏まえながらしっかり検討させていただければというふうに思います。

【小林委員】 せっかくの分かりやすい発言をもらいましたけれども、検討委員会は分かりますよ、調べましたよ、いい先生方が、立派な先生方にお座りいただいて。だけど実際的に県庁の中に審査会とか、検討委員会とか、審議会とかいっばいあるけれども、大体どういう形で決まっていくかという、県の意向を十分に斟酌して、県の意向に沿って決まっていくんです。いいですか。私はずっと見てきて、私も長い間、県会議員をやっていて、お世話になっているわけだからよく分かりますよ。昨日、今日の県会議員じゃないんだから、あなたの言うことを、ああそうですかというわけにはいかないんだ。検討委員会で、今240、昔は600という時代がありましたよ、金子さん時代に。いろいろ裏話はある、びっくりするみたいな裏話がある。あえて言わないけれども、また場合によっては言わないといけないこともある。いろいろ恐ろしい話がいっぱいある。そういうようないわくつきの問題があり過ぎる。だから一番こういう条例を改正しようと、何で改正するんですかと、こういう最高の資源を、長崎県の財産として残しましょうと、未来永劫にきちんと使えるようにしましょうと、こういうことが発想だと。ああ、これはすばらしいことだと。じゃあ現実に今そうやって必要以上の海砂を採取している。こういうことが無駄じゃないんですかと。だから激甚震災とか、災害があったときに、そういう場合にこそ、検討委員会で、不慮の事故があったときに、災害があったときに、その例えば仮に今決めているその限度を、これを指標に増やしてもいいんじゃないかと。必要じゃないときに全く最高の資源を無駄に採取して、

何か利益のためにのみやっている。そういうことに県が目をつぶり、それをあたかも助けているがごとくやっているのが今の現状。そういう状況でいろいろ巷のうわさ、いろんな問題、本当に注意してもらわないと長崎県が駄目になってしまうかもしれないぞ。そういう状況だから、やっぱり正しくやってもらいたい。だから、一応検討委員会での240万立米というのは、令和10年までは決定しているわけです。令和11年からどうするかということ、これから検討委員会でいろいろとやっていただかなければいけないわけだ。部長、ここは部長にもちょっとお願いをしておきたいと思う。今私が論議していることは分かりますか。

【山内土木部長】 細かい数字までは理解していませんが、この重要性はよく分かっているつもりです。委員おっしゃるとおり、海砂については大変貴重な財産であるというのと同時に、やはり砂利採取業者の運営とかも考慮するよう、検討委員会の方からは提言を受けていますので、それは十分踏まえる必要があるのかなというふうに考えております。

ただ、今次長の方からもご答弁申し上げましたけども、今日のご意見も踏まえて、あとはいろんな委員からもいろんな情報提供いただいておりますけども、いろんなことが世の中で行われていることも承知はしております。その辺りも踏まえて、これから検討委員会にお願いする際にもやっていくのかなと思います。最終的に決定するのは県ですから、提言をいただく上でもこちらの考えを示したり、提言をそのまま受け取るのではなく、ちゃんと県の考えも踏まえて受け取るというようなことを今後検討していくのかなというふうに考えております。

【小林委員】 さすが部長、検討委員会を逃げ道

に使っているんだよ。検討委員会の名の下に逃げ道に。みんなの意見が一致していることは、これだけの素晴らしい海砂を大事にしていこうと、長崎県の最高の資源であると、こういう何か聞けば、強度が立派で、本当に新幹線なんかには使うのは長崎県の海砂でなければいかんと、高層住宅を建てるときに、ビルを建てるときに、やっぱりそこでものを言うのは長崎県の海砂と、こんなありがたい話をずっと聞いているわけよ。それを枯渇させないようにというのが一番の願いじゃないですか。だから、検討委員会で大きな数字が出るというようなことについては検討してもらって、最終的に決めるのは県だという今の部長の答弁を私はきちっと受け止めましたよ。だから、そういう点から考えてみれば、必要な分を必要な分だけ採取すると、これが基本的なことではないかと。だから災害等とか、かれこれがあるときには、そこは例外的な基準を決めて、ルールを決めてちゃんと対応していくようなやり方をやっていただければいいんじゃないかと思えます。だから、これからはっきり言って、令和11年以降、新たな見解は、私が申し上げたような、現実必要な量を必要な分だけ採取、こういうことを基準にしてやっていただくことができるように、ひとつこれから取りまとめでいただきたい。さっきの話で十分ですが、念のためにもう一度部長に私が今申し上げたことに対して、その見解をお願いしたいと思えます。

【山内土木部長】 今、この場でももちろん決めることはないんですが、いろんな事情を勘案する必要があるのかなというふうに考えています。

一つは今までの流れというか、歴史があることですので、我々としてもしっかりその歴史を踏まえて検討する必要があるのかなというふうに考えております。

検討委員会からもいろいろご提言をいただいています。これも県は認識はしておりますけれども、その需要量との関係もございますし、一方で、砂利採取業者の運営とか、その辺りも十分考慮しなきゃいけないということは検討会からも言われていますし、我々としてもそこは認識をしているところです。

一方で、今様々な事情が出ておりますので、様々なご意見が出ておりますので、そういう観点も踏まえて、これから検討を進めていくということかなというふうに考えております。

いろいろご意見があることは承知はしております。それについては、はい。

【小林委員】 今、たまたまあなたの言葉から、あまり知らないかと思ったら、よく知っているじゃない。あなたは知らないかと思ったら、砂利業者、そういう表現があなたの口から出てくるということは、よく分かっているじゃないか。砂利業者が成り立つようにしてあげなければいけないということを言いたいんだろう。歴史があるということは、どうですか。

【山内土木部長】 そうです。いろんな産業の方がいらっしゃいますし、我々は主に建設産業を見ておりますから、どうしてもインフラの整備に必要な材料がちゃんと確保されることばかりを考えてしまいますけれども、やはり県全体で考えればですね。やはりいろんな産業があるわけですから、そういうところもですね、十分踏まえる必要があるかなというふうに考えていると、そういうこととございます。

【小林委員】 それはね、ビジネスだからね、商売だから。それは一定の利益を上げること、そういうことも考えてあげなくちゃいけないという論理は、私は決してね、分からないわけじゃありませんよ。やっぱり私もビジネスをやっている

から。その辺の話はよく分かります。ただ私が今言うように、あなたはあまり知らないかと思ったら、よく分かっている。これからあなたとどんどん議論した方が早い。徹底的にあなたをマークして議論した方が、よりよい方向に行くんだらうと、こう思いますから、次もね、この委員会に残りたいと思っているんです。あなたと議論するために、いいですか。

だからね、要は、何度も言うように、お互い一致しないといけないのは、その砂利業者の方々も、やっぱり一定の利益を上げなくては行けないと、それはよく理解できます。それをね、不況なんだということは言えません。ただ一定の利益で、必要以上に利益を上げて、大盤振る舞いすることはないでしょうというのが一つの論点。それから、何といても大事なことは、これだけのすばらしいですね、資源を末永く長崎県のために使わないといけないと、だから、実際的に今、240万立米とか、155万立米とか。実際に荷揚げは87万立米とか、いろいろこうやって数字がっています。こういうことをよくよく勘案してね、11年以降についてはね、やっぱり然るべききちんとしたね、理にかなうように、県民の皆様方が、あまりご存じないからということで、県民の皆様さん方に、うそぶくようなことは絶対やってはいけない。そのことだけをですね、強調して終わりたいと思います。お願いいたします。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】 第134号議案について、1点質問したいと思います。発信しますね。

これは、次期長崎県総合計画の中の、県民の暮らしと命を守るというところの中に、災害に備えたインフラ施設の整備ということがあります。もちろん言われるように、耐震化の整備でありますとか、急傾斜地崩壊対策事業でありますと

か、私も当然だというふうに思っておりますが、なぜここに石木ダム建設が入るのか、説明を求めます。

【小川河川課長】 災害に備えたインフラ施設の整備ということで、石木ダム事業がなぜここにあるのかというご質問ですけども、やはり石木ダム事業っていうのは、川棚川の洪水被害からの軽減というのを、大きな目的としております。

そういうこともありまして、ここに石木ダム事業ということで掲載しております。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、第130号議案も含め、討論を行います。討論はありませんか。

【堀江委員】 第134号議案、長崎県総合計画みんなの未来図2030についてのうち、関係部分について、先ほど私が読み上げました、石木ダム事業の建設促進が含まれております。なぜこれがインフラ整備ということで必要なのかということで、今、課長は、川棚川の洪水対策軽減というふうに言われました。

しかし、川棚川の洪水の防止というこの目的に対しましては、既に2014年の7月に長崎県知事が、河川改修が終われば、過去と同規模の洪水は石木ダムなしで対処できると説明をいたしております。

しかも、ダムの建設予定地は、川棚川流域の11%しかなくて、洪水防止に役立つとは言い難いという専門家の指摘もあります。

石木ダムを進めるということは、現にここで暮らしておられる13世帯、約50名の方たちの生活の場を奪うということでありまして、こうし

た県民を追い出すような、そういう行政は求めることができませんので、第134号議案につきましては、反対の態度を取らせていただきます。

【坂口委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第134号議案のうち関係部分について、採決を行います。

第134号議案のうち、関係部分は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【坂口委員長】 起立多数。

よって、第134号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第113号議案、第114号議案、第125号議案、ないし第127号議案、第129号議案及び第130号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【江頭監理課総括課長補佐】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料について、ご説明いたします。

提出しております内容は、1,000万円以上の契

約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、令和7年9月から10月までに実施したものであります。

初めに、2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事、建設工事関連の委託、その他の3つに区分し、それぞれ契約状況一覧表から入札結果一覧表の順に添付してあります。

次に、315ページをご覧ください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについて、県の対応状況を記載しております。

最後に、370ページから376ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】 次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【真鳥都市政策課長】 長崎駅前バスターミナルの再整備について、補足してご説明いたします。

観光生活建設委員会補足説明資料の3ページをご覧ください。

長崎駅前バスターミナルの再整備につきましては、現在、大黒町地区市街地再開発準備組合、これは地区内の関係権利者で組織されたものになります。事業計画の策定に向けた検討が行われているところです。

左下の図面は、再開発ビルの完成イメージとなり、緑色の部分にホテルを予定しておりますが、準備組合によりまして、令和7年11月4日からホテル事業者の公募を開始しております。

公募において、事業者からの提案を受け、順調にいけば令和8年4月上旬にはホテル事業者が選定される予定です。

再開発事業のスケジュールについては、右下にありますように、令和7年5月に都市計画決定を行っており、現在、準備組合において、事業計画・認可に向けた権利者との調整や基本設計などを行っております。

事業計画の認可後は、権利変換計画認可を経て、再開発ビルの工事着工へと進む予定です。

以上で、長崎駅前バスターミナルの再整備についての補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】次に、建築課長より補足説明を求めます。

【小島建築課長】補足説明資料の4ページをご覧ください。

長崎県耐震改修促進計画の改訂案について、ご説明をいたします。

本計画は、県内の建築物の耐震診断、耐震改修を計画的に進めるため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定したものでございます。

令和7年7月に国の基本方針が改正されたことを受け、次の3点を改訂いたします。

1点目は、耐震化率の目標見直しとして、住宅は95%、多数利用建築物は97%といたします。

なお、多数利用建築物とは、耐震化の努力義務が課せられる建築物を言い、1,000平方メートル以上の小・中学校などが該当いたします。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、3,000平方メートル以上の小・中学校などである、要緊急安全確認大規模建築物は、目標を95%としております。

また、本計画で指定する市町の防災拠点建築物である、要安全確認計画記載建築物は、目標を90%としております。

2点目は、防災拠点建築物の追加指定として、

市町の意向を踏まえ、耐震診断義務付け対象に追加で指定いたします。

3点目は、計画期間の延長として、終期を令和8年3月末から令和13年3月末まで延長いたします。

今後、パブリックコメントを実施し、本年度内に改訂を行い、引き続き、建築物の耐震化の促進に取り組んでまいります。

以上で、補足説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、用地課長より補足説明を求めます。

【牛島用地課長】長崎県土地開発公社の解散につきまして、補足してご説明いたします。

観光生活建設委員会補足説明資料の5ページをご覧ください。

長崎県土地開発公社は、令和8年度の解散、清算を方針として、課題解決に取り組んでまいりました。

課題であった、時津第10工区住宅用地の完売など、課題解決の目途が立ちましたので、解散に向けて、今後の対応をご説明いたします。

まずは解散までの経緯でございますが、公社は平成に入り、バブル経済崩壊後の土地需要の変化などで、造成地の分譲が進まず、平成16年10月に設置した、長崎県土地開発公社改革検討委員会において、土地造成事業からの撤退や、経営改善計画の策定などの提言を受けました。

また、平成23年6月に設置した、三公社在り方検討委員会において、時津第10工区の造成土地の完売後、廃止の方向との意見を受けました。

この間、公社は業務運営の効率化や組織体制の見直しを行い、令和7年度までに、時津第10工区の土地を完売させるなどの課題を解決し、令和8年度の解散につなげることを目的とした経

営改善計画を作成しております。

6ページをお願いいたします。

今後の対応でございますが、課題解決の目途が立ちましたので、今後は、令和8年9月の解散を目指して手続を進めてまいります。

解散に当たりましては、県議会の議決が必要となります。公社理事会において解散の同意を得た後に、令和8年6月定例県議会にお諮りしたいと考えております。

今後の手続につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、長崎県土地開発公社の解散についての補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に掲載いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【富岡委員】 政策等決議資料の令和7年度1,000万円以上の契約状況一覧表、工事関連委託ですね、244ページの工事関連委託の5番について質問させていただきます。

工事名称は、長崎県農林技術開発センター・農業大学校施設整備事業(本館新築工事)の意図伝達)ということになっております。

これが契約金額2,860万円で、契約更改は随意

契約となっておりますが、こちらの委託の内容とですね、それと契約方法が随意契約となっていることの必要性について教えていただけたらと思います。

【進藤宮繕課長】 本業務は、農林技術開発センター・農業大学校施設整備事業の設計をやった設計者に対して、工事が実際、今から施工に入りますので、施工の段階で行う設計に関する業務を引き続いて実施していただくという業務でございます。

建築士法においても、設計者、元の設計者が工事施工中に実施すべき設計業務として、位置づけられておりますので、これまでも同様、意図伝達業務については、随意契約として設計者をお願いをしているところでございます。

具体的な作業としては、やはり設計図書に表現できない、いろんな仕様等がございます。例えば、窓の大きさとか位置とか、建築基準法から来ているからその高さにあるとか、避難上、その距離がないと必要だからこの場所にあるとか。そういった設計図書に表せないものの情報の伝達と、並びに工事中のそういったところの変更についての作業が、大変多く出てきますので、そういった業務をやってもらっているところでございます。

【富岡委員】 ありがとうございます。ちょっと書き方、意図伝達って書いてありましたけれど、ご説明では、一般的に言われる設計意図伝達業務の委託であるということでございますね。すみません、自分がなかなか理解力不足でしたけれども、そういう工事自体を請け負ったところが設計についても、設計の内容をいろいろ説明するというところについても、工事請負とはまた、工事の委託とはまた別途に、いろいろとするから、その内容についてプラスアルファで金額

を払うという、そういう内容という認識でよろしいでしょうか。

【進藤宮繕課長】 施工者は別に企業がおりまして、この意図伝達の業務を実施するのは設計者でございまして、工事が進むと同時に、並行して、設計業務をどんどんどんどん作業をしていくと、いろんな調整を行うというような業務でございします。

【富岡委員】 承知しました。そこが随意契約であるというところについてですね、もう一度何かもう少し教えていただきたいと思います。

【進藤宮繕課長】 先ほど申し上げたとおり、設計図書にはなかなか表現できない部分がございます。どうしてその場所にその窓が、どのような状況で企画されたとか、そういったところは設計図書に書いてございまして、設計者が知る情報でございします。

そういったところを、工事が進む中で、いろんな調整がある中で、なぜそこに窓があるんだとか、なぜそういう仕様になっているんだとか、そこはもう設計者しか分からない情報でございします。元的设计者に随契してお願いしているところがございます。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【まきやま委員】 12月7日、日曜日に石木ダム事業の説明会が行われました。知事が出席して考えを述べるという場でしたので、市民の側はあえて技術的な話を極力避けて、中学生でも分かるような質問が多くを占めました。

しかしですね、それらに対してもほとんどの得ない回答が多く、会場からもどよめきやで

すね、失笑が多く聞かれました。

せっかくですね、住民の方の理解を得るための説明会になることを期待していたんですけれども、そもそも知事の理解がなくてですね、会場からも、質疑も否定的な声を受けてすぐ、その直後、会を打ち切ったり等ですね、到底、住民の方の理解を得たとは言えませんでした。

今回の説明会に向けて、知事とどのような打合せ、準備をされたのでしょうか。

【小川河川課長】 12月7日に知事出席の下、説明会を開いたわけですけれども、その説明会に当たっては、市民委員会の方から6つの質問というのをいただいております。

で、その質問に対して、知事と土木部を含めて、入念に協議、回答の話をしたんですけれども、説明会の当日は、それとはちょっと異なると思いますか、いきなり技術的な話とか、モニターに映し出されて、これどうだっていうふうに、知事に説明を求められても、知事も細かい技術的なことというのは分かりかねるという部分がございますので、その辺りで、少し擦れ違いがあったというふうに認識しております。

【まきやま委員】 事前の準備とちょっと違った質問があったということで、困惑をされたということで、よかったですかね。はい、分かりました。

今回の会の中でですね、土木部長の発言の中で、今、国はですね、気候変動を考慮するように、国の方針を示している中でですね、石木ダムの計画の中で、実際の流量データ等がなかったという話も出ておりました。

実際、この流量データとかをですね、調べるのに、コストはどのぐらいかかるものなのでしょうか、教えてください。

【岩永河川課企画監】 委員の方から、流量デー

タを調べるものというご発言ございましたけれども、今、県の方で行っているのは、水位観測を各河川において行っております。

これはNAKSS（ナックス）と言いまして、長崎県河川砂防情報システムと、こういったもので公表をしているわけなんですけれども、これで、通常時から、それから洪水時の水位を随時観測している。

で、大雨が降ったとき、特にこの川棚川とか、先日からずっと質問いただいておりますけれども、そういった大雨が降ったときはですね、その水位から流量に換算すると、いうふうな作業を行っているということでございます。それについても、当然、直営でできるものではございませんので、建設コンサルタントに委託してやってもらうということで、費用は発生するというようなことでございます。

それは、コストについては、一概にちょっと幾らっていうのは言えないものですから、すみませんけれど、ここでは申し上げられません。

【まきやま委員】 このような話の中でですね、土木部長はですね、国交省にいたときは当然やるものだと思っていたけれど、県の現場を見て、現状を見て、そういったものに対応していくのは難しいというお話がありました。

その中ででもですね、その流量を調べるに当たっても、その優先順位、今、何もデータがないところとか、そういったもので優先順位を決めて、決して気候変動を考慮しないということではなくて、考慮した中で進んでいくんだけれども、優先順位があるんだよという話をされました。

その優先順位について、ちょっとどのような考えをおもちか、お聞かせください。

【山内土木部長】 質問の意味、意図がよく分か

らなかったのですが、多分2点含まれているのかなと思います。

1つは、説明会の場でも申し上げましたけれども、流量観測は県ではやっていない。これについては、向こうの委員の1人が国交省出身だったということもあって、流量観測をすることを前提にお話をされたものですから、それだとちょっと、皆さん誤解を生じかねないと思って、私はあえて、自分の出身にまで触れてご説明したんですけれども、確かに国交省では重要な河川を扱っていますし、予算もある程度ありますので、流量観測をしていますと。で、予算だけじゃないんです。これやっぱり人の問題もあるんですよ、結構急峻な河川が長崎は多いものですから、洪水があつという間に流れてしまうというところもあります。

ですから、大きな国の河川ですと、洪水が大体何時間後にやってくるか分かりますので、そこからコンサルタントの方をお願いをして、じゃあ流量の観測をお願いしますということで、流量観測をすることはできるんですが、県の河川では、やっぱりあつという間に流れてしまうところもありますので、流量観測をする体制とか、それを整えても間に合わないのかなというような、そういうところもあるのかなと思います。

いずれにしても、個別具体的に検討はしなくてはいけないんですけれども、あの場で国のやり方があたかも当たり前かのようにご発言をされたので、いや、決してそうではなくて、やっぱり個別の流域の規模とかそういうのに応じてやるべきだし、長崎県は、実際にそのようにやっているということを私は申し上げた、というのがまず1点目でございます。

もう1つは気候変動に対する考え方で、これは向こうの委員も納得していただいたんじゃない

かなと思いますけれども、これまでの説明の中で、ちょっと流れの1か所を取られたのかなって感じはしますけれども、長崎県は気候変動を考慮した治水計画を、これから作成するつもりはないというようなことを、何かこちらが説明したかのようだったんですが、決してそうではないということをごちらはお伝えをしました。

ただ気候変動に対応する治水計画を立てていくにしても、今、国の方も一偏にできるわけではもちろんないので、順次、優先順位を付けながらやっています。

その優先順位の付け方というのは、基本的にはその大規模な水害が発生した、つまり基本高水ですね。今までも何度も説明していますが、治水計画の基本となる基本高水を超えた河川については、もう計画では対応できないということになりますので、それについては、計画を見直すのはもちろんなんですけれども、気候変動に対応した新たな計画をつくるということで、順次、取り組んでいるということで、国の方も、今ある事業を全部ストップしてまで、じゃあ全部気候変動型にしましょうということをしてしようとしているのではないということをごちらへ申し上げました。

その上で長崎県でも、これからの気候変動に対応した治水計画というのは、当然、必要になるのかなとは思いますが。

ただ、もちろん長崎県も予算とか規模も限られていますので、全ての河川についてというわけではないので、優先順位を付ける必要があると。優先順位の付け方に当たっては、やはり今の計画がどれぐらいその気候変動に対応しているものなのかということを確認したりとか、いろんな過去の洪水の結果とか、そういうのに応じてやる必要があるんですが、今、川棚川においてそのような状況にはありませんし、優先順位を

付けた中で、今、川棚川において、気候変動にすぐ着手しなきゃいけないという状況にはないということをご説明したつもりです。

【まきやま委員】 ありがとうございます。川棚川は今そういう状況にないという判断をされていると言いますが、実際に住民の方たちの家がですね、家や団結小屋もそうなんですけれども、行政代執行されるかどうかということになっていきますので、これほど、420億円という税金を使ってですね、行う事業に関しては、しっかりと優先順位を高く検討するのが普通ではないかと思えます。

それからですね、先日、企画監の岩永さんですね、雨量のデータについて、生データを欲しいということをお願いをしたところですね、文書の保存期間が過ぎているということで、各観測局の生データは残っていないという回答をいただいておりますけれども、現在、長崎県の雨量データというのは、どのような形で、どのような記録をされているか教えてください。

【岩永河川課企画監】 まず、今の委員からのご質問ですけども、先ほど申しましたとおり、現在、長崎県では、河川砂防情報システム、NAKSSと言われるもので、水位とか雨量を自動観測しておりますので、今現在のデータについては、当然、もうデータとして保存しているということになります。

ただ、委員から、この前お電話でご依頼がありましたのが、昭和61年から平成6年まで、川棚川の治水計画で用いている雨量データですね、流域平均雨量ということで、各流域内の4つほど観測局があるんですが、その雨量を加重平均をして、面積の加重平均をして流域平均雨量というのを出すんですが、そのそれぞれの雨量局の生データを提供してほしいというご依頼がござ

いました。

で、これは、今現在とはちょっと観測の仕組みが違っておりまして、当時は雨量データを自記記録紙といまして、雨量計に、針で紙に0.5ミリずつプロットして行って読み取るような自記記録紙と、それを人が読み取って、雨量、何時から何時まで何ミリってというようなのを観測していたというのが当時の状況でございます。ですので、そのときの記録紙であるとか、それを読み取った雨量データ、これを生データと考えているんですが、これにつきましては、もう約25年以上、30年近く前のものということがあって、それについてはもう残っておりませんでしたということをお願いしたということになります。

【まきやま委員】 それは、その生データをきちんと紙の表に写して記録することもしていなかったということですか。

【岩永河川課企画監】 恐らく、当時はそういう整理をしていたとは思われるんですが、それを記した記録が残っていなかったというところで、この前からお話ししているグラフですね、グラフにプロットした点というのでは残っているんですが、その一つ一つの雨量データ、幾ら残っているのが残っていなかったということになります。

【まきやま委員】 これって、河川整備計画の根本に関わるデータと思うんですけども、これを破棄するというのがよく理解できないんですけども、県の貴重な財産だと思うんですけども、どうしてこれを破棄されたんでしょう。

【岩永河川課企画監】 破棄したというふうに申し上げているわけではなくて、当時の検討をした委託業務の報告書に、そういった、記したものが残っていなかったということをお願いしたところでございます。

【まきやま委員】 何か偶然な、偶然というか、

石木ダムデータの関わるのところだけ、そうやってないというのも、また不思議なことがあるものだなと思いますけれども。これ、ちゃんと記録できていなかった責任はどこにあるんでしょうか。

【岩永河川課企画監】 先ほどから申し上げておりますが、報告書として、グラフ、先ほどから申しておりますけれども、川棚川流域平均雨量というのと、佐世保雨量局との相関係数を取るために使っている値なんですけど、そのグラフとして残っているということで、それをもって、実際の相関関係が取れているということで考えております。

【まきやま委員】 それは佐世保のデータじゃなくてですか。

【岩永河川課企画監】 先ほどから申しておりますのは、佐世保雨量と川棚川の流域平均雨量の相関を導いたグラフが残っているということでございます。

【まきやま委員】 こういったですね、貴重な生データを取っていないということはあり得ないと思うんですけども、これしっかり検討というか、きちんともう一回調べてですね、何か確認をすることと、きちんと責任の所在をはっきりさせた方がいいと思いますので、これ委員会としてですね、きちんと県の貴重なデータなので、その部分だけ偶然ないというのもおかしな話でですね。しっかりと責任問題は追及してほしいと思います。

【堀江委員】 私も石木ダム事業について、1点だけ確認をしたいと思います。

私も12月7日の第4回になります説明会には参加させていただきました。知事が参加をしたということで、川原の皆さん、それからそれに関わる皆さんは、知事がどのような答弁をされるの

か、疑問に答えていただくのかということは、ある意味楽しみにしていたんだと思います。

しかし、結果としてはですね、細かい内容、技術的なことというよりも、このことについては知事としてどう思うかというふうな率直な感想をですね、求めた市民委員会、いわゆる市民による石木ダム再評価監視委員会のお尋ねだったと思うんですけども、なかなかそのことについても、いわゆるキャッチボールができずに、非常に残念だったなというふうに思います。

土木部の皆さんにおかれましては、部長をはじめ、休日にですね、川棚町に出かけられて対応していただいたことには、私からも感謝を申し上げます。

そこで質問なんですけれども、最後にですね、市民委員会の方からいろいろ要望といたしますか、口頭で要望がありました。例えば、検討委員会とか流域委員会とかそういうものをきちんと設置をして、検討するというふうにならないのかといったことも含めましてね、要望が出されたところです。

市民委員会の情報によりますと、そういった内容を改めて文書で長崎県宛てに要望したいというようなことも、私、お聞きしております。それがいつになるか、早々かと思えますけれども、市民委員会の方からそういう要望書が届きましたらですね、これは真摯に対応していただきたいと思うんですが、その見解だけを一つ答弁を求めます。

【小川河川課長】 7日の説明会におきまして、先ほど堀江委員おっしゃいました市民委員会からの要望といたしますか、委員がおっしゃったような内容について要望があったというのは承知しております。

ただ、説明会の最後の方だったと思うんです

けれども、市民委員会の委員の方から、流域委員会の立ち上げだとか、理解を得る上での方向性とかについて回答してほしいという話があったんですけども、何せ口頭だけだったので、詳細についてはちょっと分からないような状況でございます。

委員が先ほどおっしゃった、年内にといいますか、近々、文書が来るということであればですね、内容について拝見させていただいて、回答期限等を含めまして検討していきたいと、協議していきたいというふうに考えております。

【堀江委員】 課長の答弁を了としますので、ぜひ、12月のお忙しいときかとは思いますが、要望書が届きましたら、対処方を併せてよろしくお願いをしたいと思います。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【小林委員】 座ったままで失礼します。石木ダムの建設に当たってね、今、いろいろ意見が出ていました。12月7日の川棚町、この説明会に知事が出席されたと。13世帯のうち10世帯が出席と、こういうことだけでも、正直言って新聞を見てね、驚いたんですが、建設に反対する住民のある方の取材で、「若い知事は気持ちを理解してくれると期待したが裏切られた。」「説明会出席は選挙（知事選挙）前のパフォーマンスと切り捨てたと。」こういうですね、話が取材で出ているわけですね。さっき、まきやま委員からね、今の堀江委員も同じだけれども、こういうところにご指摘いただくということで、当然ですけどもありがたいことだと。しかし、いろんな質問が来ると、そういうところで、知事がどこまで理解しているのか、どこまで分かっているのかと。なかなか皆さん方の質問に答え切れないということで、せっかく参加いただいた方々の、ある意味で期待を裏切ると。こういうことが今後ないよ

うに、事前の打合せをしっかりとやって、やっぱり知事の言葉で、住民の方々に、県の姿勢を伝えることができるように、もっともときめ細かな説明が必要じゃないかと、私はこう思っているんだけど、これは土木部長も含め、担当課長はどう思っていますか。

【小川河川課長】 委員ご指摘がありました説明会において、なかなか説明ができない部分があったということで、入念なすり合わせとか、しておくべきじゃなかったかというご質問ですけれども、私どもも、先ほどまきやま委員の質問に対してお答えしたんですけれども、6つの質問というのが上がっておりまして、それについては、本当に時間をかけて協議をしたところでございます。

ただ、冒頭だったと思うんですけれども、突然、技術的な部分とか細かい部分と言いますか、そこら辺のことに對してどうなんだという質問がございましたので、そこについては、やはり知事の方も細かいところまでは、やはり掴んでいないというか、そこら辺があつて、ちょっとそういったちぐはぐ感があつたのかなと思いますけれども、今後、あくまでも私どもが説明するのは13世帯の方だと考えております。これまでもこれからずっとそういう考えでいるんですけれども、そのような13世帯の方がお見えになって、知事とお話しする機会がございましたら、今後もそういった、どのようにやったらいいか、説明方法とかについても調整していきながら、説明会が実施できるものであれば検討していきたいというふうに考えております。

【小林委員】 知事がね、技術者でもないし、全部それに精通しているわけではないということは分かりますよ。だからこそ、いろんな質問が来るということは想定できるわけだからね。やっ

ぱり知事が答えられる範囲、想定、Q&A、そういうのをきちっと作って出席していただかないと。何かね、こんなことを質問しても答え切れないとか、そういうような、揶揄されるようなことでは困ると。県の姿勢が問われると。こう思いますからね、この点については、しっかり事前の打合せをやっていただくようお願いをしておきたいと思います。

せっかくだからね、これはね、12月5日、テレビ長崎で、石木ダム事業に関する放送というのがあつたわけです。今年の4月に川棚町であつた技術的な説明において、県が上流での氾濫を考慮せずに、被害想定額を算定したと、ミスを認めたと放送していたが、これは事実かと。そうやって河川課長が被害想定額を算定したと、ミスを認めたと、こういう放送があつたけれども、これは本当ですか。

【小川河川課長】 これまで技術的な説明会、3回やったんですけれども、その中の話の部分を取り上げたのかなというふうに思っていますけれども、川棚川の治水計画は、計画規模を100分の1を目標に、河川改修と石木ダムの組合せによって一連の事業として昭和50年度より進めているところです。

現在、川棚川の石木川合流点より下流区間においては、河川改修が完了しておりまして、石木ダムが完成したら100分の1対応が可能になると。石木ダムが完成したら、川棚川の石木川合流点より上流区間を100分の1で整備することで川棚川全体の河川整備が完了することとなっております。

このようなことから、石木ダムや河川改修の費用便益分析につきましては、一連のものとして、事業全体で評価しているところでございます。

このような計算手法で算出しているということとを説明しておりますけれども、算定方法にミスがあったと認めた事実は一切ございません。

【小林委員】 河川課長、あなたの答弁をずっと聞いてきているけれども、今が一番よかった、上等。そうだとすれば、やっぱりKTNの方にね、そういう今の話をされて、訂正できるものなら訂正していただくとか、そういうことをね、やっていただいた方がいいと思います。しっかりやってください。お願いしておきたいと思います。

次、長崎県の土地開発公社の解散についてということでお尋ねしますがね、長崎県土地開発公社の解散清算について、そういう説明がありました。改めて解散をする理由は何ですか、簡潔明瞭に教えてください。

【牛島用地課長】 公社の経営の方がですね、バブル崩壊後に土地の売買が進まずに、ちょっと低迷していた頃がありました。それによってですね、公社の方の改革を進めようということで、新たな、もう土地の事業の新築等を止めて、経営改善を図るということで進んでおりました。

今回課題となっております、時津の10工区の方が完売をいたしましたので、それを契機に解散をするということで、今回お話をした次第でございます。

【小林委員】 あなた担当課長だけれども、あなたの発案ですか、誰のご意見なんですか。

【牛島用地課長】 先ほど申しましたように、土地の売買の方が進まずに、ちょっと経営の方が、よくない状況が進んでおまして、平成16年10月にですね、公社の改革の具体的な方策を検討するために、外部委員会の方で構成されました、長崎県土地開発公社改革検討委員会、これを設置しまして、平成17年3月に、土地造成事業からの撤退とか、経営改善計画の策定などの提言を

受けております。

で、その後、平成23年6月に、土木部内に設置した3公社の在り方検討委員会の意見を受けて、公社の理事会において経営改善計画を策定し、令和7年末までに、時津第10工区の完売の後に、解散するという方針で進んでまいりました。

【小林委員】 こういう県で作った土地開発公社、その目的はね、大きいものがあつたんですよ。それがね、いろいろ事情はあるけれども、何かね、簡単にですね、解散とかね、そういうような清算を進めていくというようなことであってはならないし、あなたがね、用地の課長として、現時点では担当課長だよ。ね、矢面に立つわけだよ。そんなに甘く見たらいけないと。きちっと、何で解散するのかとか、そういうことをね、資料を見ないできちんと話ができるぐらいの心構えはしていただかないといけないと思います。

もうちょっとしっかりとした答弁をね、こういうことは大事なことです。解散するというようなことは大変なことだと。事情はいろいろあろうけれども、県が作ったんだから。相当な県民の税金をね、そこに投資している。そういう点を考えれば、もっとね、重大に受け止めて、やっていかなければいけないということを肝に銘じていただきたいと思います。

そこでね、何かお話では、解散時期としては、時津10工区や大村臨海工業用地の売却の目途が立ったとのことであるが、それ以外に売れていない土地、未売却地というものがあるのかどうか、あればどれくらい残っていますか。

【牛島用地課長】 今、保有している土地になりますけれども、佐世保の方にですね、住宅用地を造成したときに、ちょっとまだ道路用地として残っている部分が一部あります。

それと、保有している部分はですね、時津10工

区のうちで、貸している土地がありますので、売却せずにですね、ここの部分の土地については保有をしております。現在リースを行っている、貸付料を受け取っているというところがあります。

【小林委員】 これはまだ売れていないということですか。

【牛島用地課長】 今現在ですね、時津の方で2か所ありまして、1つがですね、住宅展示場に貸している部分がありまして、その部分は、今現在、貸付けをしております。

もう1つがですね、コインランドリーがありまして、そこは長期で契約をして貸付けをしております。

【小林委員】 そういうところの保有しているところ、貸付けをしているところ、こういうのが解散したらね、どういう扱いになるのか、この辺のところも本当は定かにしていただかなければいけないところで、要は一番大事なことはね、トータル決算が赤字になるのか黒字になるのか。そのこの見方だよ。どう思っているんですか。

【牛島用地課長】 今回、大村の用地の方も売却は終わりましたので、あと、運営上もですね、赤字になることはありませんので、黒字の方で負債なく終わることができると考えております。

【小林委員】 解散する理由の中で、なかなかね、やりくりが大変、これからの近い将来を見ても大変だということで、赤字にならないうちに、今現在黒字ということで、どのくらいの黒字か。

【牛島用地課長】 現在、約50億円残っております。

【小林委員】 50億円は黒字のプラスですか。純粋な黒字か。

【牛島用地課長】 現在の、現金で残る金額になります。

【小林委員】 早く言いなさい、そういうことは。預金で50億円も持っている、すごいね君。いやいや、これは大したものだよ。だからこれが潮どきと、こういういいときに解散をすると、こういうことを言っているわけだな。よし、分かった。そういうような話は理にかなう話だよ。大したものとは、率直に、素直に評価をするわけだよ。何も貶してばかりいるんじゃないからな。

そこでね、要するに、解散後の残余財産、県に帰属すると、こうなっているんです。万一、解散時に不要な土地、利用困難な土地があれば、県の負担につながるか、県の負担にならないかということ懸念するわけです。

黒字で解散できるよう、今からしっかりやっていくようにということ、もう今やっているから50億円は減らさないように。それについてはどうですか、今、質問した、残余財産。

【牛島用地課長】 残余財産につきましては、土地も含めてなんですけれども、売却、先ほど申しましたリースで貸している土地もありますので、そちらの方は売却が終わらなければ県の方で引き受けます。それで貸付けが継続をされるということにはなってきます。

あと、現金の方はですね、残った段階で精算が、支払い等が終わって残った分については、県の方に帰属するということになりますので、県の収入となってきます。

【小林委員】 私が聞いたのは、解散時に不要な土地とか、そういう利用困難な土地、こういうようなものが県の負担につながるかもしれないという懸念があるわけです。そういうことについてはいかがですかと聞いているんです。

【牛島用地課長】 佐世保にあります、団地を造ったところにですね、公衆用道路、一部道路が公社の名義で残っているところがありますので、

こちらの方は、なるべく売却なり、佐世保市の方に譲り受けていただくなどの、今、手続を進めておりますが、どうしても、そこが残った分については、県の方に帰属するということになりまして、道路の部分になりますんで、その部分が一部、県の方に残ってくるような形になります。

【小林委員】そこだけはね、やっぱり県に帰属するわけだよ。だから、そういうあなた方が処分できなかった不用地、それを県に帰属させて、管財課が困るばかりだ。だから、解散するまであと少し時間があるから、ここはきれいにしてね、あなたの実績として残されたらいいと思うんだよ。頑張ってください。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【浅田委員】難しいお話が続いておりましたが、私からもちょっと質問をさせていただきたいと思えます。

先ほどターミナルについての、大黒町についてご説明があったかと存じますが、ここに関しては、本当に20年近くずっと私も関わってきた案件で、ようやく先が見えてきたかなという気がしております。

そんな中で、ずっと地域の方からは、あの周辺の交通の在り方、間がずっと信号がないとか、駅側に渡るのが難しいとか、そういうふうな要望等々もあったわけですが、今こうやって、あの場所がターミナルとホテルという形になった場合に、その交通体系とかも含めて協議をなさっているのかどうなのか、その辺りの周囲を含めた現状を教えてください。

【真鳥都市政策課長】長崎駅のバスターミナル周辺の交通体系の検討についてでございますけれども、これ昨年度ですね、長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会、これは、国と県と市で組織をしております、その中で検討しているところ

でございます。

昨年度末、令和7年の3月にですね、整備方針を公表しております。

現在、その後のですね、具体的な計画であったりとか、誰が何をするのか、そういったところでですね、今、国、県、市も含めてですね、検討しているところでございます。

【浅田委員】整備方針、もちろん存じておりますけれども、その後が、実態としてこうなってきた場合においてですね、やはり地域住民の人からもいろんな声が聞かれます。あの辺りに関しましては、やはり長崎県にとっても、100年に一度と言われているような場所で、あそこからどう迂回していくとか、いろいろ、駅周辺も含めて新市役所とか。いろんなところの流れを作るという形ですね、前々から言われているので、その検討というものの具体的なものは、令和8年には事業者が決まるということでもありましたので、ですよ。令和8年の4月にはでしたよね。なので、その辺りが、その時にも同時並行として、きちっと目に見える形で我々にも示してもらえものなのか、そこからまた時間がかかるのか。あそこは本当に、何て言うんですかね、横断歩道とかもないような、何百メートルも横にないような地域でありまして、高齢者の人にとっても、かなり厳しいようなところもありますので、その辺りをどう考えているかを、いま一度お願いします。

【真鳥都市政策課長】先ほど、現在の詳細な計画であったりとか、役割分担を現在検討しておりますというお話はさせていただいたんですが、この、誰が何をするかとか、具体的な整備計画をですね、取りまとめる事業計画っていうのを策定して公表するという形になりますので、個別の事業が、いきなり事業が始まるというわけで

はなくてですね、全体を取りまとめた事業計画というのを公表する形になります。

現在、ちょっと今、細かなところをですね、ずっと議論しているところをございまして、昨年、令和7年の3月に整備方針を出してから、一般の方がですね、中身が見えないというところではですね、ご意見を伺っているんですが、今の表に正式に出せる部分がですね、ちょっとないものですから、今、議論している段階というところをございます。

【浅田委員】 これは長きにわたって、ずっと議論してこられていた案件なんですね。今決まったからということではなくて、これまでも、私も何度も何度も一般質問とかでもさせていただいた状況で、今、確かに検討しているから出ない。じゃあ地域の方の心配の声もあると、それ自体が出るのが令和8年に全部一緒に合わせて出て、それまでは一切、この事業者が決まるまでは何も言えないということですね。

【真鳥都市政策課長】 あくまでも予定になるんですけれども、事業計画を進めるに当たっても、同様な検討会というものを開いていきますので、その中でも、まだ今年度は開いていないんですが、そのこの検討会の資料、段階で資料を公表していったりとかいうところですね、段階的には公表していく形になります。事業のときにいきなり全部出るというわけではございません。

【浅田委員】 地域から心配の声が上がっているということも事実ですので、その辺りを踏まえてですね、段階を経てと言いつつも、まあまあ行政が言うことは唐突な感じがあったりとか、地元の声をもっと早く聞いておいてもらえればよかったのにと、これが、これまではやっぱりあったわけですね。ですから、あえて聞かせていただいておりますので、その辺りを

しっかりやっていただけるということはお約束していただけますでしょうか。

【真鳥都市政策課長】 この交通結節の事業計画全体のお話はですね、まだ地域の方にできてはいないんですけれども、この再開発の話であったりとか、個別の話は地域の方ともですね、お話をさせていただいております。

こういった中でですね、地域の声もですね、届いている、お聞きしているところございますので、いきなり事業化で事業計画公表みたいにならないようにですね、説明等は丁寧にさせていただきたいと思っています。

【浅田委員】 ぜひとも丁寧にお願いしたいと思います。かなり、ここに関しては、やはり地域も期待もしていますし、やっとな、やっとな前が見えてきたというような案件でございますので、ぜひともお願いしたいと思います。

そしてもう1点だけ質問というか、お伺いしたいんですけれども、魚の町にある魚ん町+、県営アパート、日本最古のアパートということで、最初、当初も10年ぐらい前ですかね、壊されるであろうというような議論がされていた時に、私も一般質問で取り上げさせていただいて、これはぜひとも残すべきではないかというような質問をさせていただいて、おかげさまで残りまして、オープニングなどにも呼んでいただいたというような経緯があるんですが、この間、朝の人気番組で、これが大々的に取り上げられて、よりまた注目をされているところではあるんですけれども、まだ、空きがあつたりですね、ここも指定管理というような状況でやってはいただいているんですけれども、正直言って、空きがあつたり、知られていないような、まだまだやっとな、全国ニュースになって初めて長崎市内の方も知ったというような状況で、もっともっと活用の在り方

ですとか、いろんなところ、県がどのようなフォローアップをしてくださっているのか。

また、今はこうやって、指定管理者で新しい方たちの入居が増え、幾つかは実態として行われているんですけど、あそこ自体は、全部改装から何から、その事業自体の本体がやらなきゃいけないので、かなり予算を投じながら、あそこを存続させてくれているという、町の人たちの思い入れというか、そういうことで成り立っている部分も往々にしてあるかと思うんですけども、その辺りを、県としての下支えというか、今後の展望、これから先、10年後、20年後も踏まえて、どのように考えられているのか。今現在としては、確かに耐震も大丈夫だったからということで残ったわけですけども、その辺りをどの程度までの見込みを付けてやっていくおつもりなのか、ぜひともお聞かせいただければと思います。

【野口住宅課長】 旧魚の町団地についてのご質問でございまして、浅田委員におかれましては、オープニングの際にもお越しいただいて誠にありがとうございました。

先般、全国放送でも取り上げていただいた魚の町団地ではございましたけれども、ちょっと一点、委員が指定管理とおっしゃったのは、実は指定管理でございまして、あれは丸ごとですね、10年間で、有償で貸付けを、建物と土地の部分をしてございます。

実際、建物は4階建てでございましてけれども、その4階部分までの全てを元々貸し付ける予定だったんですが、スモールスタートといたしましよるか、現在、3階と4階が空いているのですけれども、そこは事業者意向を踏まえて貸し付けていない、料金を頂いていないという状況にしてございまして、今、使っていただけて、かつ、お

家賃を取れる範囲を事業者の意向を汲んで貸付けをさせていただいているという状況でございます。

事業期間としましては、10年間、契約してございますけれども、今後の展望と言いましよるか、県の関わり方踏まえてなのですが、県は全く申し訳ないんですけども、予算は0予算でやらせていただいておりますが、あくまでもその事業者側の意向にできるだけ寄り添った形で、いろんなイベントの周知だとかはさせていただいておりますし、先般のその放送につきましても、もともとは事業者側が借りておりますので、事業者側に対してのオファーでございましたが、県の方の見解をというお話でもございましたから、私どもの職員が、実際、現地でお話もさせていただいたところでございます。

ですから、一定そういった関わりは常にもたせていただくのはもちろんなんですけれども、そういった形で支えていく、ただ、申し訳ないんですが、ちょっと予算を投入するということはご勘弁いただきたいということで、今、継続した関係が続いているところでございます。

【浅田委員】 ココトトさんですかね。長崎出身で県外の若い人たちの方たちがやっていただいて、そこが貸し付けていて、宿になったり助産師さんがあったり、あそこを借りてまちづくりをやるようとしている若者がいたりとかってしているのですけれども、確かにその3、4階とかもそのままになっているという流れの中で、10年後、ここに貸し付けているけれど、その後は今度、誰かまた見つけるとか、その後の耐震とか、長い目で見たとき、今は予算投入はご勘弁をとおっしゃいましたけれども、最終的にはやっぱり県営なので、そこは県が何らかの判断をしないといけないわけですよね。

ですからあえてちょっとお伺いを、今そうやって最古のアパートということで、ああやって取り入れられて、なかなか珍しいところであるというものに対してですね、今のところようやく残すことができたけれども、さっきのご勘弁ということであれば、10年以降に関しては、その借りたい人がいなければ、もうそこでまた終わりってことなのかどうなのか、どこの段階でどう判断をして、やっていくのか。10年経ったけれど、そこからではなくて、やっぱりその辺りは、誰かが主導をしながらですね、この有償で貸し付けているとは言っても、どこかがきちっと主導をしてやっていかないといけないと思うんですけれども、今の、このままではかなり心配な要素があるなと思います、どうするんでしょうかね。

【野口住宅課長】 まず現状はですね、10年間の貸付期間の、今、2年目になっているところでございます。で、あとの8年後どうするかというお話、ご懸念だと思いますけれども、実際、その時点で、今回のプロポーザルということで、事業者の公募をさせていただきましたので、10年後、今のココトトさんというその若い方との契約を継続するのか、あるいはその方は一旦お辞めになられて、別の方とまたプロポーザルなどで募集をするのか、あるいは、もうそういった募集自体をやらずに、もう県営住宅、用途廃止をした県営住宅として、もうそのまま、その場合、県の方の予算措置で解体とかいうようなお話になると思うんですけれども、その見通しがですね、現状ではまだ契約期間始まったばかりではございますので、こちらとしても、まだ10年間頑張っていたらというふうなところでございます。ただ、その後、貸し付けているココトトさんのご意向だとか、そういったところを踏まえながら、

もっと継続していけるとか、そういったところの感触なり、あるいは、いろんな世の中の情勢だとか踏まえたところで、県として、きちっと判断をしていかないといけないというところは認識してございます。

【浅田委員】 せっかく残したというところもあり、全国的にもそうやって最古のアパートということもあり、珍しい建物ということで注目もされ、また有償で貸し付けられている部分を借りた方々たちも、かなり予算を投じてですね、内装をやられているところもあって、あと10年でそれって、合うか合わないかというようなところも多分出てきているみたいな気もしますし、耐震としては、まだまだ全然大丈夫なんですか。敢えてお伺いしますけれど、10年間以上先。

【野口住宅課長】 公営住宅としての耐用年限というのは70年でございます、そちらはもう既に過ぎてございます。

ただ、耐震診断を用途廃止後70年経過した時点でしたところですね、当然、コンクリートのコア、サンプルを抜くようなもので、劣化状況なども踏まえ確認はしたのですが、現在のところ、健全なものという認識をしてございますので、じゃあ、それが果たしていつどの時点で駄目になるのかというところは、ちょっと明確ではないのですけれども、一説によれば、コンクリートの住宅というのは、軍艦島の例を紐解くわけではございませんが、100年たっても、きちっとした造られたものであれば、耐用年限的には問題ないのかなというところの受け止めもございまして、そういったところを総合的に判断しながら、どこまで使えるかというの、今の状況を見ながら判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

【浅田委員】 そういうことであれば、まだまだ、

ここでね、夢を持てる人たちも多分いらっしゃると思うんですよね。場所的には、町の真ん中でありまして、市役所からも近いし、とてもいいところだとも思いますので、県に、何かを投入というのはご勘弁という一言で終わるのではなくて、何か宣伝だったり、何か県でもあそこでイベントをするとか、やっぱり、県営住宅というのは、公営住宅というのには変わりがないものですから、やはり、今、有償で借りていただいているココトトさんといろいろお話をしてですね、県も盛り上げていただければ非常にありがたいですし、本当、多分、カズオイシグロさんのファンとかも来ているというようなお話も聞きますし、いろんな広がりがあると思いますので、土木部の縦軸だけではなくてですね、横軸を、県庁内でもですね、部長、こういうところがやっぱり土木部というところだけではなくて、いろんな広がりを庁内でもたせながら盛り上げていただく、それが、例えば、今後の県営住宅、公営住宅の在り方にね、資するものにも私はなってくるのではないかなと思います。

今も、様々な県内の中においても、県有財産として残っている公営住宅とかの用途の部分とかはそのままだってたりとか、いろんな状況等々がありますので、そういうところのモデルケースにもなるというような考えをもってですね、やっていただければ非常に幸いかなと思っています。

何か一言あれば。

【山内土木部長】 いろいろとご助言をいただきまして、ありがとうございました。

住宅課長、今、ちょっと予算についてはご勘弁をというところを申し上げましたが、決して、そのようなことではないのかなというふうに考えております。予算だけではなくて、やっぱり土木

部としても、できることはいろいろあるかと思っておりますので、そこはですね、予算は残念ながらありませんけれども、いろんな、寄り添っていくとかですね、そういうことはできるのかなとは思っております。

あと一方で、浅田委員が今おっしゃったように、県庁のいいところは相互行政というところでございますので、土木部だけで考えられないところも当然ですね、いろんなところと連携してやるということで、今ある県の財産を有効活用していくということが重要なのかなと考えております。

【浅田委員】 ありがとうございました。ここは本当にですね、県庁の庁内の職員さんたちがかなり頑張っていただいて、ボランティアで残す活動を手伝っていただいたりとか、職員さんの、やはりその建物とか、建築を愛する方々たちの思いもあって残されたというのもありますので、そういうこともお酌み取りいただければ幸いです。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時40分 休憩 —

— 午後 3時41分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

—午後 3時41分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年12月10日

自 午前 9時59分
至 午後 零時 7分
於 委員会室 3

小宮 健志

庄司 貴繁

貝淵 裕幸

久間 哲彦

川瀬 亨介

インバウンド推進課長
(参事監)

物産ブランド推進課長

国際課長

国際課企画監
(平和推進・国際協力担当)

スポーツ振興課長

2、出席委員の氏名

坂口 慎一 委員長(分科会長)
湊 亮太 副委員長(副会長)
小林 克敏 委 員
堀江ひとみ 〃
浅田ますみ 〃
山口 初實 〃
中村 一三 〃
まきやま大和 〃
富岡 孝介 〃
田川 正毅 〃

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【坂口委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

なお、畑島委員から欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より予算議案の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】おはようございます。

それでは、文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の2ページをお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分であります。

それでは、まず第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分についてご説明をいたします。

歳出予算の内訳は記載のとおり、合計で1,181

3、欠席委員の氏名

畑島 晃貴 委 員

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

伊達 良弘 文化観光国際部長
村田 利博 文化観光国際部政策監
加藤 一征 文化観光国際部次長
松尾 泰子 文化振興・世界遺産課長
村山 拓男 文化振興・世界遺産課企画監
(世界遺産・日本遺産担当)
小柳 剛志 ながさきピース文化祭課長
伊東 猛 ながさきピース文化祭課企画監
(国民文化祭事業担当)
長野 敦志 観光振興課長

万7,000円の増であります。これは、職員給与につきまして、既存予算の過不足調整に要する経費でございます。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算の内訳は、2ページ下段から3ページに記載のとおり、合計で3,667万3,000円の増であります。これは、会計年度任用職員を含む職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、令和7年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、55億7,203万7,000円となります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第106号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ご異議なしと認めます。よって、予算議案は原案のとおりそれぞれ可決すべ

きものと決定されました。

【坂口委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、文化観光国際部長より総括説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】 文化観光国際部観光生活建設委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回は、当初版のほか、追加1もお配りしております。

当初版の2ページをお開きください。

まず、議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第112号議案「長崎県伊王島リゾート公園条例を廃止する条例」及び第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部分であります。

初めに、条例議案についてご説明いたします。

第112号議案「長崎県伊王島リゾート公園条例を廃止する条例」は、長崎県伊王島リゾート公園を移譲することに伴い、長崎県伊王島リゾート公園条例を廃止しようとするものであります。

次に、計画議案についてご説明いたします。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について、議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を長崎県総合計画みんなの未来図2030とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」

「にぎわい」「まち」の5つの柱の下、12の基本戦略を掲げる令和8年度から5か年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、文化観光国際部関係部分では、基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」において、観光客の心をつかみ、選ばれる持続可能な観光の推進」として、地域主体による魅力ある観光まちづくりや、地域連携による広域周遊促進の取組に対する支援、国際的なハブ空港を活用した欧・米・豪市場からの誘客プロモーション強化等に取り組んでいくほか、特色ある文化資源、スポーツによる地域のにぎわいづくりとして、本県ならではの特色ある歴史や文化芸術のストーリー性を重視した効果的な情報発信や、観戦型スポーツイベント等の誘致促進に取り組んでいくこととしております。

また、基本戦略「国内外とのネットワークを拡大する」では、国際交流と平和意識醸成の推進として、友好都市等との関係強化と相互交流の拡大や、広島県、県内市町、各国政府やNGO等と連携した平和活動の推進などに取り組んでいくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせ、しっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明をいたします。

ここで、追加1をお開きいただき、2ページをご覧ください。

ながさきピース文化祭2025について。

9月14日に開幕したながさきピース文化祭2025が、去る11月30日に滞りなく終了しました。会期中は、天皇皇后両陛下のご臨席を賜った開会式をはじめ、県下全域で本県ならではの多彩なイベントを実施し、本県が持つ歴史や文化芸

術の魅力を広く発信してまいりました。

大会を締めくくる閉会式では、県内外から多くの皆様にご参加いただき、来年度開催県である高知県へ大会旗の引き継ぎを行ったほか、約200名の皆様が演技、演奏を披露したグランドフィナーレで幕を閉じました。

本文化祭が有終の美を飾ることができましたのも、県議会をはじめ、市町や関係団体の皆様のご理解とご協力の賜物であり、心から感謝を申し上げます。

改めて、本文化祭を振り返りますと、長崎県が持つ文化の魅力とその価値を再認識するとともに、県民をはじめ多くの方々が文化芸術に関心を寄せる契機となったものと感じております。

現在、総参加者数など本文化祭の成果について精査を進めておりますが、県といたしましては、本文化祭を通して新しく生まれた交流、県民の文化芸術に対する思いや関心、携わっていただいた方々とのつながりを未来に継承し、この盛り上がりを今後の文化芸術のさらなる振興につなげてまいりたいと考えております。

ここで、当初版3ページへお戻りください。

文化の振興について。

開館20周年となる長崎歴史文化博物館では、去る11月3日、多くの関係者や来賓にご出席をいただき、記念式典を開催したところであります。平成17年の開館以降、総入館者数は840万人を突破し、長崎固有の海外交流の歴史をメインテーマに、開かれた博物館として、県内外の多くの方々にご来館いただいております。記念事業として9月12日から12月7日まで開催した「ポケモン×工芸展」では、県内外の幅広い世代の方々で大いににぎわったところであり、来年1月17日からは、かつて異国文化に直接触れることのできる学びの地であった長崎を紹介する長崎遊学展

を開催いたします。

9月に開幕した県内最大の美術公募展である県展については、長崎県美術館や佐世保市博物館島瀬美術センター、諫早市美術・歴史館において、応募作品1,342点の中から選抜された入賞・入選作品を展示し、11月には、壱岐市、東彼杵町においても移動展を開催いたしました。県展終了後には、県庁舎や県警本部庁舎等にも作品の一部を展示することとしております。

また、地域文化の向上と発展に貢献している個人及び団体の活動と業績を顕彰するため、去る11月5日に第40回長崎県地域文化賞の授与式を開催し、地域文化の振興に長年取り組まれている1個人4団体に対し、地域文化賞を贈呈いたしました。

今後とも、より多くの県内外の皆様へ、本県の歴史や文化芸術を身近に楽しんでもらえるよう、文化拠点の充実や地域文化の振興に取り組んでまいります。

世界遺産の保存活用については記載のとおりでございます。

観光の振興について。

令和7年7月から9月までの主要宿泊施設の延べ宿泊客数は、国民スポーツ大会九州ブロック大会の開催などによる九州内からの宿泊客が増加した一方で、猛暑の影響などもあり、前年同期比0.4%の増加にとどまったところであります。

このような中、国内外に向けてなお一層の魅力発信と誘客促進に努めていくため、去る11月8日から2日間、海外を含め、多くのアニメファンが集う「アニメ&まんが聖地EXPO2025」に出展し、本県ゆかりの作品のPRを行ったところであります。

また、10月から3月にかけては、県内がロケ地となったアニメ4作品を活用した周遊促進イベ

ントを実施しており、来年1月からは五島市と連携し、同市が舞台となったアニメ作品を活用したスタンプラリーやファン交流イベントなどを行う予定としております。

今後も、関係市町と連携しながら、アニメ作品等を生かした情報発信に努め、本県の認知度向上と誘客の拡大につなげてまいります。

観光産業を担う人材の育成・確保に向けては、これまで県内高校生等を対象に、実践的な知識の習得や観光産業への理解を深める「ミライ☆ニナイ塾」を実施してまいりましたが、今年度からは、県内商業高校生等を対象に、就職をより意識した特別授業の実施へ見直したところであります。

本年7月以降、長崎コンシェルジュなど、県内宿泊施設で活躍するスタッフを講師として県内9校で特別授業を実施しており、希望する生徒には、宿泊施設での体験学習等の機会を提供することとしております。引き続き、特別授業や体験学習等を通して観光産業で働く魅力を伝え、本県観光を担う人材の育成確保に努めてまいります。

また、今年度で計画期間が終了する観光振興基本計画については、新たに令和8年度から始まる5年間の計画策定を進めており、9月定例会において骨子をお示しし、ご議論をいただきました。その後、県議会からのご意見などを踏まえ、去る11月14日に開催した県観光審議会において、次期計画の素案についてご審議いただいたところであり、本定例会において、計画素案を提出させていただいております。今後、県議会でのご議論やパブリックコメント等により、県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに検討を重ね、今年度中の計画策定を目指して取り組んでまいります。

インバウンドの推進について。

インバウンドについては、本県の認知度向上とさらなる需要回復を図るため、海外向けのプロモーションを積極的に展開しており、11月にはソウル特別市や台北市で開催された国際旅行博のほか、タイ・バンコクで開催された訪日旅行に特化した旅行博覧会にブースを出展し、誘客に向けた現地プロモーションを実施してまいりました。

また、個人旅行化やデジタル化の一層の進展を踏まえ、インターネットのみで取引を行う旅行会社や、SNS等を活用した観光情報の発信など、本県の認知度向上とインバウンドの誘客拡大を図ってまいります。

クルーズについては、今年度の寄港数が10月末までに312回と順調に増加しているところであり、船会社等へのセールスやクルーズ関連イベントへのブース出展など、積極的なプロモーションを展開し、引き続き本県への誘致拡大と経済的な効果を高めるための取組を推進してまいります。

国際航空路線の運航について。

国際航空路線については、10月1日から11日まで長崎空港と韓国・釜山広域市の金海国際空港を結ぶ長崎・釜山線の臨時便が、エアプサンにより8往復16便が運航され、平均搭乗率は95%を超え、多くの皆様に長崎を訪れていただきました。

こうした中、去る10月16日に知事が韓国・釜山広域市を訪問し、エアプサン本社において、今後の定期運航に向けた意見交換を行ってまいりました。今回のトップセールスやこれまでの継続した協議の結果、今般、令和8年1月4日から3月28日までの間、長崎釜山間で週3便の定期運航が決定したところであります。

引き続き、インバウンド、アウトバウンド双方

の利用促進を図ることで、既存路線の安定運航につなげるとともに、新規路線の誘致についても、東アジアや東南アジアを中心に、市場のニーズや経済効果の高い地域からの就航に向け、戦略的に取り組んでまいります。

県産品のブランド化と販路拡大については、記載のとおりでございます。

中国との交流促進について。

去る11月7日から12日まで、知事は中国駐長崎総領事館の開設40周年を記念して、外間県議会議長をはじめとする県議会、関係市町、経済界など、各界の代表者の皆様方とともに中国を訪問いたしました。

今回の訪問では、北京市において、中国政府要人や中国人民対外友好協会会長と面会を行い、本県と中国の関係深化に一層のご尽力をお願いしたほか、金杉駐中国日本国特命全権大使と会見し、今後の交流促進について意見交換を行ってまいりました。

また、上海市においては、中国東方航空を訪問し、今後の長崎・上海線の利用促進に向けた意見交換などを実施いたしました。

今後とも、中国駐長崎総領事館のご支援をいただきながら、先人の皆様方が長年にわたる努力の積み重ねによって培ってこられた本県と中国との友好の絆をより強固なものとし、経済、文化など多岐にわたる分野において、さらなる交流の深化に力を注いでまいります。

次期長崎スポーツビジョン素案について。

令和3年3月に策定した長崎スポーツビジョン（2021－2025）の計画期間が今年度で終了することから、本県におけるスポーツの振興を総合的、体系的に推進するため、次期長崎スポーツビジョン（2026－2030）の素案を策定いたしました。

素案の策定に当たっては、有識者等のご意見

を踏まえながら、生涯スポーツの推進、子どものスポーツ機会の充実、競技スポーツの振興、スポーツを通じた地域の活性化という四つの基本方針を定め、令和8年度からの今後5年間に取り組むべき本県のスポーツ振興策について検討してまいりました。

ビジョンについては、県議会のご意見をお伺いするとともに、県民の皆様のご意見もいただきながら、今年度中の策定を目指してまいります。

ツール・ド・九州について。

去る10月10日、国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州2025 佐世保クリテリウム」が本県で初めて開催されました。国内外から18チーム106人の選手が出場し、佐世保の美しい港の風景を背景に、世界トップクラスのスピードと迫力ある走りで、集まった約1万3,500人の観客を魅了しました。

また、レース当日から翌日にかけての2日間、著名人によるトークショーやBMXパフォーマンス、自転車体験会のほか、本県の魅力を紹介する観光物産ブースの設置など、様々な関連イベントを開催し、多くの来場者で賑わいました。

これもひとえに県議会をはじめ、佐世保市や関係団体の皆様の格別のご支援とご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

また、2026大会については、10月9日に本年と同様、佐世保市においてクリテリウム形式のレースを開催することが大会実行委員会より発表されました。

県といたしましては、2026大会においても、県内外から多くの観客の皆様にお越しいただけるよう、引き続き佐世保市や関係団体と連携し、大会の成功に向けて全力で取り組んでまいります。

ここで、追加1をお開きいただき、3ページをご

覧ください。

V・ファーレン長崎のJ1昇格について。

J1リーグへの昇格を目指して、J2リーグ2025シーズンを戦ってきましたV・ファーレン長崎は、通算成績19勝6敗13分け、勝ち点70でリーグ2位の成績を収め、2018シーズン以来8年ぶりとなるJ1昇格を果たされました。

これまで戦い抜いた監督、選手、関係者の方々のたゆまぬ努力に対して、深く敬意を表しますとともに、厚いご支援をいただいた県民の皆様方をはじめ、経済界、関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

V・ファーレン長崎の活躍は、県民に夢や感動を与え、県民の一体感や郷土愛が育まれるとともに、地域の活性化に大きく寄与するものであり、県といたしましても、市町や関係者、県民の皆様と一体となって引き続きしっかりと後押しをしてまいります。

サッカー日本女子代表なでしこジャパン国際親善試合の開催については記載のとおりでございます。

ここで、当初版9ページへお戻りください。

事務事業評価の実施については記載のとおりでございます。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【長野観光振興課長】私の方から、第112号議案「長崎県伊王島リゾート公園条例を廃止する条例について」ご説明をさせていただきます。

資料につきましては、委員会横長と書いた資料をご覧くださいと思います。

3ページから詳細について記載させていただ

いておりますので、そちらに基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、伊王島リゾート公園の施設の概要でございます。

こちら公園として平成元年に設置をしております、広く県民の憩いとふれあいを提供する公園として利用されまして、平成18年度から指定管理者制度を導入し管理をしてきたところでございます。

場所については、長崎市伊王島町に位置していきまして、面積としましては、記載のとおり約1万6,000平米でございます。これまでの経過でございますけれども、この伊王島リゾート公園につきましては、県議会のご意見もお聞きしながら、周辺施設との一体的な活用により、地域活性化につなげるため、これまで民間移譲に向けた関係者との協議調整を進めてきたところであります。

平成26年当時からでございますけれども、長崎市が所有しておりました「やすらぎ伊王島」の民間移譲の動きを受けて、県においても一体的に利用される本公園の今後の対応の検討を開始してきたところでございます。

移譲に当たりましては、この施設の中にもトイレ、照明灯といった長崎市所有の公共設備でございますとか、旧伊王島町時代にオーナー制で植栽しました桜といったものが公園内の構造物としてございまして、その撤去に課題もございまして、関係者との協議を重ねてきたところでございます。地元の自治会からも民間移譲への同意はいただいている状況でございます、土地の利用に当たっては、しっかりと地域活性化につなげてほしいといった意見をいただいております。

これまでの先ほど説明しました課題でござい

ます構造物の撤去については、令和7年内に完了する予定としております。

民間移譲に向けて、公募等の手続を進めていきたいと考えているところでございまして、今回、土地の売却には、現在行政財産である公園の状態から、普通財産とする必要がございます。そのため、公園の設置根拠であるこの長崎県伊王島リゾート公園条例を廃止しようとするものでございます。

4ページをご覧ください。

この廃止条例の施行日につきましては、売却の期間を年度末までを予定しております。指定管理者による行政財産としての今指定管理期間が令和8年3月31日までとなっております。そうしましたことから、手続等も踏まえて、令和8年4月1日にこの条例を廃止したいというふうに考えております。

場所については、そちらに航空写真を掲載しております。赤枠で囲っております。中央にホテルアイランドナガサキがございまして、その隣接する右側下の芝生公園と、海岸に沿って植栽帯がございます。この赤の部分が約1万5,000平米でございます。この部分は、民間に売却を予定しております。右側の下の方に黄色の部分でちょっと記載をしておりますけれども、こちら長崎市の方に公共インフラの用地として現在売却を予定してございます。

概要については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 今の説明がありました第112号議案について質問いたします。

これは移譲に伴いということなんですけれど

も、誰に移譲するのか。

【長野観光振興課長】 今後この条例廃止の議案の可決後に公募いたしまして、事業者を選定したいというふうに思っております。

【堀江委員】 条例を廃止してから公募をする。公募をして、どなたも要するに移譲する先がないという場合はないのですか。そういうケースはないのですか。

【長野観光振興課長】 こちらの用地でございますけれども、現在かなり長期間にわたって民間移譲について検討してまいりました。この間も、やはり購入をしたいというご意向をいただいているものもございます。また、数件といたしますか、電話でもこの用地に対しての問合せがございます。ですので、現時点におきましては、応募いただくというところについては、あるのではないかといいふうには認識しているところでございます。

【堀江委員】 今の時点では、公募になると、応募していただくところはそれなりにあるというふうな認識ですね。

そこで、民間移譲するに当たってはいろいろ課題がありましたですよ、今説明があったんですけれど。関係者と調整を行ってきたということなんですが、例えばその一つでありますオーナー制度で植栽をしていた桜、少しずつ大きくなって伊王島町時代からのものですから、それなりにAさん、Bさんというふうになっているんですけれども、関係者との調整という意味では、その桜を植えた、言わば持ち主と申しますか、所有者と申しますか、そこの皆さんとの、言わば全員これは合意を得たということになるのでしょうか。

【長野観光振興課長】 桜の木が実は150本ございました。これ一つ一つに当然オーナーがついているような感じになってございますけれども、

やはり全員の方を現時点においてそれを探し当てて一人一人に同意を得るといのがかなり厳しいことがありまして、それをどうしていくのかというのに時間を要したというのがございます。そういった中で、現在長崎市とも、そういったことでどうしていくかということで、これを広報で、今この状態をお伝えし、期限を持って撤去するというような形でお話をさせていただいて、それに対してやはり反応がなかったといったことございましたので、それはもうなかったものということで、10月に撤去をするといったような流れで、結構時間をかけて進めてきたといったようなところでございます。

【堀江委員】 そうしますと、150本のオーナー制度のこの桜の木というのは、一人一人に確認したわけではないけれども、一応広く知らせるとい手順を踏んだ上で、今のところ合意を得たという認識でいいんですかね。

【長野観光振興課長】 一人一人がやはりオーナーを全部探し当てるといのは厳しいということで、説明が不足しておりますけれども、やはりしっかりとそこの部分のオーナーというのを、逆に言ったら、これ守りたいという方いらっしゃいますかといったことも含めてお伺いしていると。要は、オーナーについては当然のことながらなんですけれども、それを逆に撤去するのはもったいない、私がオーナーになりますといったものを含めて、広くご意見を聞いたといったような形で桜を撤去したといったようなところでございます。

【堀江委員】 私が心配するのは、地元の方も心配するのは、要するに、伊王島町時代にここでという形で、何かの記念に植えているわけですよ。だからその持ち主の方が、後日いろんなトラブルがないようなことにしてほしいというのも

私は聞いておまして、そういう部分が関係者の調整ということでは、いろんな形はあるけれども、一人一人に確認したということではないけれども、広く知らせ、そういうことについては了解を得たという認識であるということでしょうか。

【長野観光振興課長】 委員のおっしゃるとおりでございまして、やはりオーナー一人一人を探し出すというのは非常に厳しいという状況。あとは、この公園として桜の木をどうしていくのかという問題がございまして。

桜の木の状態を申し上げますと、やはり海沿いの土地でございまして、やはり桜も咲いてはいるものの、少しやはり生育状況としてはよくないという状況もございまして。それで、やはりそれをずっと継続するとなると、責任を持って管理を誰がやっていくのかという部分もございまして、そういったものを含めて、オーナー制度の方であったりとか、広く桜を守りたいという方を募るといったような手続を取って、我々としては策を尽くして撤去させていただいたといった考え方になろうかと思っております。

【堀江委員】 この質問の最後にしますけれども、地元の皆さんの意向としては、民間に移譲するのは一定仕方がないと。しかしここにありますように、地域の活性化につなげてほしいという要望がすごくありまして、この地域の活性化につなげるということを、今回条例を廃止しました、その後公募します、その公募、ここを受けた先にどのような形で地域活性化につなげてほしいという地元の皆さんの意向を伝えていくのか、あるいはそこら辺をチェックしていくのかという、その部分について詳しく説明していただけますか。

【長野観光振興課長】 土地の売買については、

基本的には価格による一般競争入札が一般的でございまして。ただ、今回やはり用途として、観光活性化でございましてか地域のためにといったところの視点がございまして、やはり応募された方にここをどう使いたいのかというのをまず提案をしていただいて、それを我々だけではなく、地元の方であるとか専門家の意見、事業の持続性であったりとかという視点で、できればそこで審査を行った上で事業者を選定できればと考えておまして、今現在そのスキームについて最終調整を行っているといったところでございまして。

【堀江委員】 いずれにしても、いろんな経緯があって、伊王島町時代、それから長崎市に合併をする、いろんな経緯がありまして、今回ここも条例を廃止とするという形になっていったわけですが、ぜひ地元の皆さんが要望するような地域の活性化につなげてほしいという、このことが実現していく方向でやっていただきたいと思っております。もちろんこうしたいということで、いわゆる買った、購入した側というか、受けた側がそれなりの方向はあるというのはもちろん承知しておりますけれども、地元の皆さんの意向が組めるような形での対応に長崎県としても関わってほしいということを要望したいと思っております。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【田川委員】 おはようございます。

今の堀江委員のことに関連するんですけど、この地図、植栽帯という図面があって、細い2本線がありますよね。これは総延長とその幅、ここをもう一度、一応説明を受けているんですけど、よろしくお願ひします。

【坂口委員長】 しばらく休憩します。

— 午前10時32分 休憩 —

— 午前10時33分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

【長野観光振興課長】 きれいな数字は持ち合わせておりませんが、植栽帯でございますので、確認する限り2メートル以内の本当に細い土地でございます。

【田川委員】 2メートル以内でこの距離に150本の桜の木が。こっち側の大きな公園ですか。この植栽帯と地図で書いていますよね。もう一度説明をお願いします。

【長野観光振興課長】 桜の木は公園の部分に植えてあったものでございまして、植栽帯というのは、いわゆる緩衝帯のような形の場所になっております。

【田川委員】 植栽帯というのは、実際どういった植物が生えているのかどうか。

【長野観光振興課長】 種類まではすみません、私も今お答えできないのですが、風を防ぐような、何と言いますか、一般的な木というか、そういったものでございまして、幅が2メートルしかございませんので、何か公園と道路との敷地を遮るぐらいの高さのものがずっとつながっているとといったイメージを持っていただければと思っております。

【田川委員】 植栽帯の樹木の種類は分からないということですが、それと、その150本の桜の木、撤去という話ですが、切るんですか、植栽帯も含めて。具体的に移植するのかどうか。せめてその思いが残って、何本かぐらいは記念樹として移植するとかそういうことじゃなくて、もう少し具体的に植栽帯の話も含めて、桜の木の150本と併せて、具体的にどうするのか教えてください。

【長野観光振興課長】 売買に当たりまして、基本的に桜の木は全て撤去をさせていただいております。植栽帯は現状のものをそのまま残す形で売却したいというふうには思っております。

【田川委員】 撤去というと伐採ということでしょうか。言葉が随分柔らかくて漠然とするわけですよね、撤去という言葉は。もう一度具体的にもっと分かりやすい言葉でお願いします。

【長野観光振興課長】 桜の木、全て伐採しているというような状況でございます。

【田川委員】 伐採するに当たって、これは非常に衝撃的な言葉になるんですけども、150本の思い出の桜の木が伐採されてしまう。それについて、先ほど堀江委員からありましたけれども、周知を図ったけれども応答がなかった。その周知の在り方なんですけれども、やはりそういう思い出が残ったことに対して、そういうことだと知らなかったとか、もう今切ってしまうわけですからもうしょうがないんですけど、そういった配慮とかされたおつもりでしょうか、後で問題にならないように、そこら辺の法的な問題、所有権の問題とか出てくると思いますけれど、そういうことをきちんとやられたのかどうか、今後そういう苦情が出てきたときの対応についてお尋ねいたします。

【長野観光振興課長】 繰り返しになってしまいますけれども、やはりオーナー制度でしっかりと桜を管理していただくということであれば、やはりそこは我々も残すという方向は当然あるかと思っておりますけれども、やはり誰も管理できる状態ではなくなる場所もございまして、やはりそういったものも含めて、しっかりとご説明できるようにはしていきたいと考えております。これオーナー制の部分というのは、実は私た

ちの持ち物ではございません。長崎市が一義的に対応するものでございますので、そちらの件については、しっかりお伝えしたいと思っております。

【田川委員】 これで最後にしたいと思うんですけども、オーナー制でした場合、長崎県の持ち物じゃなくて、長崎市ということですけども、長崎市に対しても、後々そういう苦情とか不満が出てきたときに法的にどうなのか、大丈夫なのかということを含めて、弁護士との対応の上で、ご相談の上でこういう措置をなされたのかどうか、もう一度ご存じであればお願いします。

【坂口委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午前10時38分 休憩 —

— 午前10時38分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

【長野観光振興課長】 長崎市が弁護士まで相談したかどうかといいますと、すみません、現時点で確認できないのですけれども、やはりこの協議を行う中で、土地の売買を行っていくという中の障壁として、この桜の木だけではなくて、いろんな様々な下水道であったりとか、トイレであったりとか、電気設備であったりとか、いろんなものがこの公園の中に入っていたというのを1つずつ解消に向けて、長崎市であったりといろんなことを関係機関と協議をしております。撤去に当たっては、一義的には長崎市の方で調整いただいていると思いますけれども、繰り返しになります、そこについてはしっかり対応できるように、私の方からも改めてお伝えしたいと思っております。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質疑がないようですので、

これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第112号議案及び第134号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議なしと認めます。よって議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料についてご説明申し上げます。

お手元の観光生活建設委員会提出資料の2ページをお開きください。

説明させていただく前に、補助金名について一部修正がございましたので、赤字で差し替えてさせていただきます。申し訳ございません。

補助金の内示について、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町及び直接間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、令和7年9月から10月までの実績を記載しております。

今回は、直接補助金で「みんなで磨く！観光ま

ちづくり」推進事業補助金の1件でございます。

次に、3ページをお開きください。

令和7年9月から10月の期間に行われた陳情要望に対する対応状況について、10ページまでに記載しております。

次に、11ページをお開きください。

附属機関等の会議結果について、令和7年9月から10月までの実績としまして、長崎県観光審議会及び長崎県スポーツ推進審議会が開催されてきて、その概要を14ページまでに記載しております。

なお、1,000万円以上の契約状況に係る参考資料としまして、出納局物品管理室で実施している集中契約のうち、文化観光国際部関係の契約1件について記載したものを別紙で配付させていただいております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】 次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【長野観光振興課長】 私の方から、今回議案外で補足して説明する事項について2点ございますので、報告をさせていただきます。

資料は二つございます。

一つは、委員会補足説明議案外1-①といったファイルでございます。こちらの方から最初に説明をさせていただきます。少々長うございますので、お時間かかるかと思いますが、ご了承願えればと思います。

それではページをお開きいただきまして、資料を開いていただきたいと思っております。

長崎県観光振興基本計画に掲げる事項の実施状況についてということでございます。

こちらにつきましては、県の観光振興条例第1条に基づきまして、基本計画に掲げる目標でござ

いますとか基本的な事項について、知事が毎年議会に報告することになっております。その内容について、以下資料をまとめておりますので、よろしくお願いいたします。

表紙をおめくりいただきまして、1ページでございます。

まず、本計画の概要でございます。

令和3年から令和7年、今年度まで5か年計画ということで、現在最終年度を迎えております。

左下に記載しております観光消費額を基本目標といたしまして、六つの重要評価指標についてそれぞれ目標を定めております。

これは、数値目標を達成するために資料中段から記載しております五つの柱に沿った施策を展開してきたといったところでございます。

2ページでございます。

観光振興基本計画に掲げます主な実績、数値の推移を記載してございます。

令和6年の状況を申し上げますと、スタジアムシティの開業でございますとか、大型スポーツイベントの開催、国際航空路線の運航再開などによりまして、旅行需要は増加しております。延べ宿泊者数につきましては、対前年に比べ2.9%増の748万人泊となつてございまして、この観光客の増加や1人当たりの平均消費額が物価上昇、外国人観光客の増加などにより、過去最高の数値となったことから、このグラフにございます観光消費総額でございます、この青のグラフでございますけれども、こちらの方15.5%増の4,587億円といった結果となつてございます。

一方、リピーター率でございますけれども、右側に記載ございます。前年に比べ2.5%増の65.3%と改善傾向にはございますけれども、いまだ九州平均の69%は下回っていると。その差は縮小しておりますけれども、今後もリピータ

一率の増加については課題となっております。
3ページをご覧ください。

上段はクルーズ船の寄港数の推移を示しております。

クルーズ船の寄港数でございますけれども、コロナ後の令和5年3月に国際クルーズ船の受入れを再開して以降、順調に増加をしております。

令和6年の寄港実績につきましては、年間247隻となっております。令和5年と比べ133隻から1.85倍に増加をしております。令和元年と比べても約9割の水準と増加傾向が続いているというところでございます。

なお、本年11月末現在の寄港数につきましては339隻となっております。年末までに346隻の寄港が見込まれております。

続いて、資料下段でございます。

国際航空路線の状況でございますが、令和6年の長崎空港における国際航空路線につきましては、上海線及びソウル線の定期便が2路線、これに加えまして、3路線のチャーター便が運航され、利用者数は定期便で3万7,034人、チャーター便で3,781人、合計で4万815人となっております。

なお、来年1月4日からは、新たに長崎～釜山線の定期便が週3便で就航することが決定しているところでございます。

4ページをご覧ください。

こちらからは、令和6年度の主な施策の実施状況について最後のページまで記載をさせていただきます。柱ごとにご説明をさせていただきます。

4ページにつきましては、1つ目の柱でございます。滞在型コンテンツの充実等による観光まちづくりの推進でございます。

こちらマニアが集う長崎プロジェクト費として、本県を舞台とした映画やドラマなどのロケ支援に加えまして、誘致活動の強化を図るため

の著作権交渉など、ロケ地情報活用ノウハウの取得などに取り組んできたところでございます。

こちらにつきましては、引き続き国内外のファンをターゲットとした誘客周遊促進を図ってまいりたいと考えております。

このページ、そのほか食を生かした誘客を目指す長崎食のプラス魅力創出事業、サイクルツアーリズム、世界遺産の情報発信などにも取り組んでおりまして、今後も地域資源を活用した観光まちづくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

5ページをご覧ください。

上段の「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費と中段のしま旅体制整備事業費につきましては、いずれも観光客の満足度を高め、再び訪れたいと思われる魅力ある観光地を創出するために、地域が主体となったコンテンツづくりを支援していくというものでございます。

下段に、主な取組事例については記載してございます。

6ページをご覧ください。

二つ目の柱でございます。

訪れる人に期待以上の感動を感じさせるおもてなし力の向上についてでございます。

こちら長崎の宿、品質おもてなし向上事業のうち、長崎コンシェルジュに関する事業といたしまして、コンシェルジュの制度周知、認定でございますとか、認定者の質の向上に取り組んできたところでございます。こちら累計認定者数は76人となっております。今後も認定地域の拡大、長崎コンシェルジュの活動の充実を図りながら、本県の魅力発信につなげてまいりたいと考えてございます。

そのほか、長崎県観光ガイド育成事業費、また、観光業の人材育成事業費に取り組んでございま

して、今後はデジタル技術を活用したガイド体制の整備、また、観光業への就職意欲の促進を図ってまいりたいと考えております。

7ページをご覧ください。

こちら宿泊施設、インターンシップ受入事業費でございます。こちらについては昨年ネパールから9名の学生を受け入れております。県内宿泊施設への就業体験を通じて、外国人材の受入れにつなげていこうというものでございます。

このほか、ユニバーサルツーリズム促進事業費といたしまして、誰もが安心して訪れることができる環境づくりについても取り組んでおりまして、引き続き推進してまいりたいと考えてございます。

8ページでございます。

三つ目の柱でございます。

安全・安心対策や観光産業の高付加価値化の推進についてでございます。

こちら長崎の宿、品質おもてなし向上事業、こちらについては、宿泊施設のサービス品質の向上を目指したワークショップを開催したところでございます。観光関係者の様々なニーズを踏まえた効果的な事業実施に向けて、いろいろな意見交換をしたといったところでございます。こういったニーズを踏まえて、効果的な事業推進に努めてまいりたいと考えてございます。

このほか、記載のとおりでございます。

9ページをご覧ください。

四つ目の柱でございます。

こちら観光客のニーズ、ターゲットに応じた訴求力のある情報発信と周遊観光の推進についてでございます。

観光DXプロモーション事業費としまして、こちら人流データを活用したSNS広告の配信、また、公式観光サイト内にAIモデルコースの

提案機能を令和6年度構築したといったところでございます。

今後につきましては、アンケート調査などによるリアルタイムの取得可能な定性的なデータの取得にも努めながら、定量的なデータ分析と組み合わせまして、効果的なプロモーションの展開につなげてまいりたいと考えてございます。

このほか、国境離島交付金を活用したしま旅滞在促進事業、また旅行会社とのタイアップによる広域周遊化誘客促進事業にも取り組んでございまして、今後も国境離島をはじめ、県内誘客と広域周遊を促進してまいりたいと考えてございます。

10ページでございます。

こちら五つ目の柱でございます。

環境の変化や市場動向を踏まえたインバウンド観光の推進についてということで、インバウンドプロモーション強化事業費につきましては、海外メディアや旅行会社と連携し、訪日旅行サイトやSNSなどを活用して、本県の観光地や食の魅力の発信をするなど、個人旅行者の直接訴求につながるプロモーションを実施してまいりました。

そのほか、インバウンド受入環境強化事業費、また、海外向け認知度向上推進事業に取り組んでございまして、今後も九州各県や県内市町と連携をさらに深め、より効果的な情報発信やプロモーションを展開してまいります。

11ページでございます。

最後でございますけれども、航空路線利用促進事業費でございます。

こちら国際航空路線の新規路線の誘致、既存路線の維持拡大を図るため、インバウンド、アウトバウンド双方に向けたプロモーション、また、アウトバウンド対策として、令和6年度から新た

に県民向けに長崎空港の国際路線の利用者を対象としましたパスポート取得助成に取り組んできたところがございます。引き続き利用促進に加え、市場ニーズや経済効果の高い地域から戦略的に新規就航の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

最後でございます。

大型客船誘致促進プロジェクト推進事業費でございます。

こちらにつきましては、県内八つの港への誘致活動でございますとか、旅行博への出展などを通じて本県の寄港地としての認知度向上に取り組んできたというところがございます。今後さらなるクルーズの誘致拡大に加え、寄港地からの広域周遊を促進し、経済効果の最大化を図ってまいりたいと思っております。

この資料につきましては、以上で説明を終わりたいと思います。

続きまして、1-②次期観光振興基本計画の素案、概要についてという資料をお開き願います。

次期計画につきましては、9月定例会において、計画の骨子についてご議論をいただいたところでございます。

先月14日には、県の観光審議会にて計画の素案についてご審議をいただいております。

素案の全文につきましては、別途ファイルで添付してございますけれども、ページ数が50ページに及びますので、こちらの横長の資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、ページをおめくりいただきまして、1ページでございます。

資料の目次でございますけれども、これ計画案の目次と対応したような形で5章構成になってございます。

2ページをご覧くださいまして、次期計画の見

直しのポイントを記載しております。

五つございまして、将来像でございますけれども、こちら住む人、働く人、訪れる人の三方よしの理念を込めております。

指標についても、量だけでなく質にも重点を置くといったところございまして、この計画の五つの柱を掲げてございますけれども、その中には、観光産業の稼ぐ力の強化と持続可能な観光の推進を掲げております。

また、この計画を推進していくに当たりまして、重点誘客戦略として、国内インバウンドの誘客を推進するターゲットの設定、また最後に、5番目の広域周遊の促進でございますけれども、食などの重点テーマを設定するなど、地域の特色を生かしながら、地域と一体となった広域周遊の推進について、基本的な方向性を示しているといったところがございます。

3ページをご覧くださいまして、こちらは第1章の新たな観光振興基本計画の策定に当たってといった内容をこちらの方にまとめて記載をさせていただいております。

本計画については、先ほどもご説明した長崎県観光振興条例に基づきまして策定をするものがございますので、県の総合計画を上位計画として、計画期間は令和8年度から12年度までの5年間としてございます。

4ページをご覧ください。

第2章の観光の現状・課題の国全体の観光動向や環境の変化について記載をしております。

左下のグラフのとおり、直近の令和6年には国内、訪日旅行等も過去最高の消費額を記録しているといったところございますが、右下のグラフに記載のとおり、将来的な人口減少に伴う国内旅行者の減少が見込まれるといった中で、インバウンドの誘客の拡大でございますとか、

またその外部要因の影響が少ない国内誘客にも力を入れていくことが重要であると考えてございまして、今後は旅行スタイルの多様化などに対応しながら、人材の不足の対応と観光産業の安定的な収益確保を図るなど、持続可能な観光づくりに取り組むことが求められております。

【坂口委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午前10時57分 休憩 —

— 午前10時57分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

【長野観光振興課長】 5ページをご覧ください。こちら第2章の本県の観光の現状について記載をさせていただきます。

左上には、本県を訪れる国内観光客の発地別割合、右上円グラフには主な宿泊地を記載してございます。

本県を訪れる観光客の発地割合を見ますと、九州内にはやはり福岡県が最も多く、関東、近畿、東海といった順に続いております。

主な宿泊地につきましては、やはり長崎・西彼、佐世保・西海・東彼・北松の2地域で大体7割を占めているといったような状況でございます。

その下段の円グラフでございます。

国、地域別の外国人の延べ宿泊者数の割合でございます。これを見ますと、最も多いのが韓国の35%、東アジアでは全体の6割を占めているといったような状況でございます。

6ページをご覧ください。

こちら現行計画における計画の達成状況でございます。

これは先ほどの概況の中でもご説明させていただきましたので、こちらの方では説明は割愛させていただければと思っております。

7ページをご覧ください。

こちら第2章の現行計画の振り返りと、本県の課題について記載をしております。

令和7年度までの現行計画の柱に対して、施策ごとに取組が進展しているものと不足しているものを整理してございます。

中段に、取組が進展している主な内容を記載してございますが、下段に、本県の課題について4点記載をさせていただきます。

一つ目が、持続可能な観光まちづくりの推進による広域周遊の促進、やはり旅行ニーズや消費行動の多様化を捉えた誘客、3番目が観光産業の人材確保と基盤の強化、4番目が持続可能な体制整備、こちらの四つを課題として掲げながら、現計画における取組の成果、環境を踏まえ整理をさせていただいております。

8ページをご覧くださいまして、こちら計画の検討に当たりまして、本県の観光の現状を客観的に把握するために、庁内関係各課も含めまして、SWOT分析を実施しております。本県の観光に関する特徴や課題を整理させていただいております。今回この強みを生かし、機会を最大化するようなSO戦略といったものなど、クロス分析を行いながら観光施策の施策例を80以上検討しながら、体系別に分類しながら今計画を作ってきたといったところでございます。現計画の先ほど説明した振り返りと、観光を取り巻く環境の変化を踏まえた施策の方向性の検討結果と、このSWOT分析を掛け合わせながら、7ページ下段に書いてございます課題を整理し、次期計画における施策の方向性を検討してきたといったところでございます。

9ページをご覧ください。

第3章の観光振興の方向性でございます。

将来像につきましては、「観光客の心をつかみ、選ばれる観光立県NAGASAKI～歴史と文化と未来

へつなぎ、世界と心を結ぶ笑顔あふれる長崎へ〜」とし、期待を上回る観光体験の提供により、地域経済を活性化し、選ばれ続けることで、観光立県として持続的に発展する長崎の姿を描いていきたいと考えております。

KGIにつきましては、現計画と同様に観光消費額、それぞれ直接寄与する要素でございますとか、さらにホスピタリティの向上や働きやすい環境づくりといった観光を支える基盤の強化も重要と考えており、それらのKPIについても今回設定をさせていただいております。

10ページをご覧ください。

次期計画におけるKGIとKPIの目標値の設定と根拠をそれぞれ一覧として整理してございます。

最上段の観光消費額につきましては、令和12年に5,225億円を目標としておりまして、こちら国の観光ビジョンの伸び率などを参考にしながら、本県の過去最高の水準を目指すといったところで設定をさせていただいております。それぞれKPIについては、消費額増加に直結する要素として七つの指標、また、持続可能な観光を支える基盤として、三つの指標を設定してございます。これらの指標についての設定の考え方については、記載のとおりでございますが、五つの柱と連動させるような構成としながら設定をさせていただいております。

11ページをご覧ください。

こちら重点誘客戦略でございます。国内、インバウンド別に戦略を計画の中にも記載しております。

国内におきましては、首都圏は人口や所得水準、安定的な需要。関西地域については、旅行意欲や教育旅行の実績を踏まえたアプローチ。また、福岡地域については、本県のシェアの高さと

アクセスの強化を強みを生かしながら誘客を進めていきたいと考えております。それぞれ、また属性についても、リピーターでございますとか若年層についてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

インバウンドでございますけれども、こちら東アジアが本県のシェア6割を占める重点市場ということで、しっかりと上海、ソウルの直行便を生かした誘客、また、東南アジアでは、ベトナムなどの歴史的なつながりのある国における本県の認知度を高め、欧米豪についても九州全体で広域周遊を進めてまいりたいと考えてございます。

また、都市部からの誘客に取り組むとともに、潜伏キリシタン関連遺産などのテーマ型旅行を展開し、本県ならではの魅力を発信してまいりたいと考えているところでございます。

12ページから13ページにかけましては、第4章の基本施策の内容のうち、主なものを記載させていただいております。

施策の方向性と具体的な取組例でございます。こちらについては説明を省略させていただきまして、計画の内容をご覧くださいいただければと思っております。

14ページでございます。

こちら第5章といたしまして、地域の特色を生かして広域連携による周遊促進を図るために新設した章でございます。

観光消費額の増加を通じまして、地域経済の活性化を図るといったところで、県内各地の魅力を最大限に引き出し、共通のテーマ、ストーリーを軸に、地域間の連携を強化、広域周遊観光の推進と地域資源の活用に取り組むといったところが重要でございます。県内でも既に県北地域であるとか、大村湾、島原半島などで特色を生

かしました広域連携が展開されているといったようなところでございます。

今後は、下段にも書いてございます、歴史・文化・食などのテーマ、観光拠点と周辺地域の連携、交通アクセスを組み合わせた広域的な観光コンテンツの造成でございませつか、周遊ルートの開発が必要であると考えておまして、こういった地域間連携を促すような場づくりについて、県としても提供してまいりたいと考えてございます。

最後、15ページでございませ。

こちらの計画推進に当たりましての役割分担を整理させていただいております。

内容については記載のとおりでございませ。

なお、今回の資料につきましては、先ほどご説明いたしました11月14日に開催した審議会の資料を基に、今回素案をお示しさせていただいております。

審議会の中では、人材確保の視点でございませつか、現状認識について重点的にもっと整理するべきではないかというご指摘もいただいております。現在、第2章の現状課題についての追記の方法についても検討しているところでございませので、現在、今回の計画の中にまだ反映しているものはございませせん。次回の計画案の中でしっかりとお示しさせていただければと考えております。

また、本日のご議論、パブリックコメントでの意見を合わせて、今回は計画案として、次の議会で上程をしていきたいということで、整理を進めてまいりたいと考えているところでございませ。

以上で説明を終わります。長時間いただき申し訳ございませせんでした。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、スポーツ振興課長より補足説明を求めませ。

【川瀬スポーツ振興課長】それでは、観光生活建設委員会補足説明資料、長崎スポーツビジョン2026－2030素案の概要についてをご覧いただければと思ひませ。

私の方からは、横長9ページのこの概要資料を用ひて、長崎スポーツビジョンの素案についてご説明いたひませ。

なお、縦長30ページの素案本体も併せて提出してありますので、詳細はそちらをご参照いただければと思ひませ。

概要資料の1ページ目をお開きください。

ここには、ビジョン策定の趣旨、計画の位置づけ、期間を記載してひませ。

1、計画策定の趣旨の2つ目の項目ですが、国では今年6月、スポーツ基本法の改正が行われませた。スポーツの価値をこれまでの「する、見る、支える」に加え、「集まる、つながる」と再定義し、ウェルビーイングの向上、地域活性化への貢献、情報通信技術の活用などが盛り込まれております。なお、ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることとされ、簡単に言い換えると、心身とも健康で社会的にも満たされた幸せな状態です。

こうした国の動向や、スポーツ庁の第3期スポーツ基本計画、また、有識者で構成する長崎県スポーツ推進審議会の意見を踏まえ、次期スポーツビジョンを策定することとしております。

2、ビジョンの位置づけですが、本ビジョンはスポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画であり、県総合計画と教育振興基本計画の下部計画に位置づけられてひませ。

期間は令和8年度から令和12年度までの5年間となっております。

次に、2ページから5ページにかけてですが、現在のビジョンの四つの基本方針に沿って、本県のスポーツの現状と課題を記載しております。なお、これら四つの基本方針がありますが、この四つの基本方針に基づく施策の所掌については、基本方針1と4についてはスポーツ振興課、基本方針2と3は教育庁の体育保健課が中心となって、障害者スポーツを所管する障害福祉課など関係課と連携しながら取組を進めているところでございます。

詳細の説明は省略させていただきますが、2ページ目は、生涯スポーツの推進、3ページは子どものスポーツ機会の充実、4ページは競技スポーツの振興、5ページはスポーツを通じた地域活性化について記載しているところです。

続きまして、6ページをご覧ください。

基本理念の実現に向けてとして、8ページ目までにビジョンの体系図を示しております。

基本理念は、現行と同じ長崎の未来をスポーツで創るとなっておりますが、今回新たに、改正スポーツ基本法を踏まえた「つながる」をキーワードに、三つの基本姿勢を設定しているところです。

また、四つの基本方針ごとに5年後の目指す姿も記載しております。

次に、7ページですが、こちらは施策体系となっております。現行ビジョンの継続施策に加え、改正スポーツ基本法の内容等も踏まえながら、5年後の目標となる指標と施策項目を設定しております。

例えば、基本方針1では、成人の週1回以上のスポーツ実施率と総合型地域スポーツクラブの会員数を指標として、日常生活の中でスポーツに親しむ機会の少ない働き盛り、また、子育て世代向けのスポーツ教室、イベント開催などを、モル

ックなどのニュースポーツや情報通信技術の活用も念頭に置きながら、市町や関係団体と連携して取り組むこととしております。

また、基本方針2ですが、こちらについては、子どもの運動習慣の二極化を踏まえ、学校だけでなく、家庭や地域と連携した取組を充実させる内容に見直しております。

さらに、少子化により、学校単位での部活動が困難になっている現状を踏まえ、将来にわたり子どもたちが継続的にスポーツに親しめる機会を確保、充実するために、少子化に対応した持続可能なスポーツ環境の整備を新たに盛り込んでいるところです。

次に、8ページ目をご覧ください。

基本方針3では、数値目標について、各競技団体がより明確な目標を設定しやすいよう、国民スポーツ大会の目標を、これまでの総合成績の順位から、入賞を種目数へと見直しております。また、競技力の向上には、地域からの支援や応援が大きな力となることから、競技スポーツへの県民の理解を深めるとともに、地域の活性化につなげるため、関係者が連携、協力して、スポーツイベントなどの事業を展開することを盛り込んでおります。

基本方針4では、スポーツによる交流人口拡大など、地域活性化をさらに推進していくため、新たに観戦型スポーツイベントの誘致に取り組むとともに、引き続き本明川の水上市競技場や離島の砂浜など、本県特有の自然環境などを活用したスポーツ合宿や大会の誘致等に取り組むこととしております。

最後に、9ページです。推進体制と進捗状況の評価を記載しております。

各年度の目標値を明示し、長崎県スポーツ推進審議会において、毎年目標の達成状況について

て評価を行うこととしております。

なお、計画の詳細につきましては、A4縦の素案本体をご参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に掲載いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【堀江委員】 堀江です。午後から請願の紹介議員で席を立ちますので、先にさせていただきたいと思います。

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産に関わって、地域の保存会の皆様により寄せられた要望をこの機会に質問したいと思います。

文化振興・世界遺産課が作成した世界遺産巡礼の道というハンドブックがあります。世界遺産の歴史と景観をたどる旅と題しまして、五つのエリア全35巡礼の道、総延長約468キロを紹介

しています。この中で、16番目に紹介されている、長崎市の三重から外海町神浦までを、歩行距離約17キロの道を希望を与えた予言の道として、予言を代々守り伝えた外海キリシタンの集落を歩くコースです。三重バス停をスタートし、国道202号線を40分ほど歩くと、永田憩いの広場があり、吸い込まれそうな青い角力灘を一望でき、遠くには世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である端島「軍艦島」の島影も見える絶好のロケーションということで紹介が始まります。遠藤周作さんの小説「沈黙」の舞台外海を歩き、今もド・ロさまを慕う出津集落、ド・ロ神父の出身であるフランス国旗にちなんで、青、白、赤の三色で塗装している三つの橋を渡り、大野集落へと歩きます。このコースの近くに、お勧めスポットとして、バスチャン屋敷跡があります。新牧野町の山の中にあります。

バスチャンとは日本人伝道師です。江戸時代、禁教令による厳しいキリシタン弾圧の中、外海地方の多くのキリシタンが潜伏して信仰を維持し続けたと言われていています。禁教令によって、外海地方の神父が全て追放された後、日本人でバスチャンという伝道者がこの地方のキリシタンたちを指導したと言われていています。バスチャンは追っ手を逃れるための隠れ家を転々としたと伝えられていて、バスチャンは最後は囚われて、長崎の監獄に3年3か月、囚人として78回の拷問を受けて、ついに斬首されたと伝えられています。

そこで質問です。

バスチャン屋敷跡には保存会があります。偶数月の第一日曜日、保存会の皆さんは、屋敷の内外や通路の掃除などを行います。この場所は、韓国から多くの観光客が列をなして訪れる場所だと言われていています。

問題はトイレがないということです。保存会の皆さんは、観光客のために簡易トイレを設置してほしいと長崎市に要望しています。これは、長崎市でいうと、長崎市の指定史跡でもあるからです。しかし、長崎市は、近所のトイレを使ってほしいという対応をしています。しかし、観光客の中には、屋敷の近くを流れる小川で用を足すという、そういう方が多いと保存会の皆さんは目撃をしています。簡易トイレの設置をというこの地元の皆さん、保存会の皆さんの要望を長崎市にも伝えていただいていたほしいということで、今回私は取り上げたんですが、直接の担当は長崎市だと思うんですけども、この世界遺産巡礼の道というこのハンドブックに、きちんとお勧めスポットということでも書かれている場所でもありますので、ちょっとこうした現状を知っていただいて、対応する方向があれば対応していただきたいと思ひまして取り上げたところなんです。見解を求めます。

【村山文化振興・世界遺産課企画監】 長崎市に所在いたしておりますバスチャン屋敷跡につきましては、ただいまご紹介ありましたとおり、日本人伝道師バスチャンの隠れ家の1つと伝承され、長崎市の史跡、外海キリシタン関係伝承の地でもあり、外海キリシタン史において大変重要であり、また、大切な場所であると考えております。

堀江委員からただいまお話がありました地元からのご要望につきまして、長崎市やあるいは県の文化財の所管部署もございますので、まずは情報共有をさせていただき、長崎市から実情であったりとか状況の方を確認させていただければと考えております。

【堀江委員】 保存会の人たちは、バスチャン屋敷の説明が日本語だけになっていると。しかし、

海外の方が来られるので、英語版、それから韓国語版ということで、自主的にそういう案内文を作って、非常に大事にされているというふうに聞いております。そういう意味では、直接の要望が長崎市になるかということは私も承知いたしておりますが、せっかくのこの世界遺産巡礼の道の中で紹介をされている箇所でもありますので、ぜひ情報共有していただいて、今後の対応を検討していただきたいということを要望したいと思います。よろしく願いいたします。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【まきやま委員】 令和6年度の主要な施策の実施状況と今後の方向性のところの9ページで、観光DXプロモーション事業費とありますけれども、事業費は幾らになりますか。

【長野観光振興課長】 観光DXの取組でございます。

予算といたしましては、全体で令和6年度の決算で6,800万円、令和7年度で約7,000万円を計上しております。中には先ほどご説明いたしましたマーケティング経費でございますとか、プロモーション経費を計上させていただいております。

【まきやま委員】 それで、今後の方向性として、マーケット分析を評価するため、市町と連携し、リアルタイムで取得可能な定性的データとしてとありますけれども、ここの具体的な説明をお願いします。

【長野観光振興課長】 現在、データの分析に使います人流でございますとか、例えば先ほどご説明させていただいた観光統計のデータでございますとか、それをダッシュボードで見えるような形にはしてございます。やはり現在課題でございますのが、数字は見えているのですけれども、実際それが何でそういうふうになってい

るのかというのは、やはり市中のお声をお聞きするのが非常に重要であろうと考えております。県だけでそれをやるのではなくて、独自に長崎市であったり、様々な市もアンケート調査を行っておりますので、そういったものをしっかり統合しながら情報を集約できないかと今現在検討を進めているといったようなところでございます。それらを踏まえて、しっかりとデータ分析ができるような形を作っていきたいと考えております。

【まきやま委員】 マーケティング分析は誰がどのように分析するのか教えてください。

【長野観光振興課長】 やはりそのデータを見ながら観光連盟でございませうとか我々職員が実際やっているというような状況です。やはりそこに課題感がございまして、そこに必要なのが、定性的なデータ、定量的なデータは事業者にも委託して整備はしているのですけれども、やはりそこにもう一つ加わってほしいのが、先ほど言った定性的なところを見ながら、今後のレポートであったりとかそういったものできないかと考えているところでございます。

【まきやま委員】 課長がおっしゃるとおり、マーケティングの分析に関して専門家を入れたりとか、せっかくのデータですので上手に活用していただければと思います。

次に、県展についてお聞きいたします。

県展で、受賞者に対して景品というか、あと賞金と申しますか、そういったものの、これまでの経緯を教えてください。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 県展におきましては、受賞者に対して賞状は授与しているところなのですけれども、県から副賞のような景品などはしていないところでございます。

【まきやま委員】 これまでもなかったのですか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 これまでもしていないところでございます。

【まきやま委員】 実際に伺ったんですけれども、とてもすばらしい作品が多くて、彫刻とか絵画もコストのかかる原材料が結構ありますので、ぜひそういったことも考慮していただいて、受賞された方に少し何かできればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 委員がおっしゃられるように、皆さん県展に出すに当たって、ずっと長年いろんなご苦労されているということは本当に重々承知しております。賞を取られた分は、部長説明にもありましたとおり、いろんな場所での披露もさせていただいておりますし、県庁内でも披露することとしております。そういった中で、その方たちがこれからもっと羽ばたいていただくことも期待しているところではあるのですけれども、なかなか予算の方も苦しいところではございますので、すぐなかなかそういうところまではまだ至らないのかなと考えているところでございます。

【まきやま委員】 モチベーションにもつながりますので、部長、ぜひ検討いただきますよう要望いたします。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【田川委員】 この場でお聞きしていいのかどうか分からないんですけれど、観光はいろいろと基本計画で出されましたけれども、私、IRが本当に実現すれば、長崎県の観光あるいは経済についても大きな好影響があるのではないかと、効果があると思って、当時市議会議員としていろんな場所、用地、従業員の住むところ、そういうのを見てきたんですけれど、それが不認可になって非常に意気消沈したところ、先日の報道によると、大阪は大阪である程度めどが立ったか

らあと2か所もう一度申請しませんかという報道等もあって、その点について、これはもう部長さんしか答えられないかもしれないのですけれど、このことについて、IRと長崎県の観光、そして今後の考え方、取組についてお聞かせ願いたいと思うんですけれど、いかがですか。

【坂口委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午前11時26分 休憩 —

— 午前11時26分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

【田川委員】 今総務委員会というお話ですけれども、この委員会でも観光に関わることで、いいか悪いかぐらい、できるだけ範囲でよろしいのですけれども。縦割り行政じゃなくて、議会もこういうふうになっているんですけれど、やはりみんなでいろんな分野でまちづくり、観光振興経済発展ということが大事だと思いますので、答えられる範囲で簡単によろしいのですけれど、よろしくをお願いします。

【伊達文化観光国際部長】 IRについてでございますけれども、やはり我々文化観光国際部としても観光を所管するという観点からいくと、IRが設置されることで本当に多くの観光客がおいでのになり、そして、観光消費額の拡大にもつながっていくものと考えてございます。ただ、現時点において、今後のIRの再トライというか再要望については、申請についてはまだ現時点では結論を出されておりませんが、ただ、我々としては、IRに限らず、本当に多くの魅力あるコンテンツをしっかりと活用しながら、観光消費額、先ほど観光振興課長もご説明しましたように、しっかりと次期観光振興計画を定めて、観光消費額の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【富岡委員】 私から長崎県観光振興基本計画に関連した部分で、まず、リピーターという言葉が出てきましたけれども、リピーターの定義について教えていただけたらと思います。多分主に宿泊客の文脈で使われていたと思うんですけれども。

【長野観光振興課長】 リピーター率のお尋ねだと思います。

これまで、長崎に訪れていただく方、特に宿泊として訪れていただける方をリピーターといったところで考え方を持ってやってまいりました。

今回の基本計画の中では、単に2回目来たからリピーターというだけではなくて、できるだけ来訪回数について少し着目をして、リピーター率を定めていきたいと思っております。様々な旅行の統計データございますので、そういった意味では2回目、3回目というよりも、これは今回の場合には4回目以上、いわゆるコアなファンといった方々をできるだけ多く増やしていきたいという考えでリピーター率を設定してきたということでございます。

【富岡委員】 すみません、次の質問のところまで入っていただいて。

リピーターというのは、要するに再び訪れた方というところでございます、その中でも今回設定したのが、2回目ではなく4回以上というところで設定をされているということでございました。

次に、リピーター率の定義を教えてくださいませんか。

【長野観光振興課長】 旅行会社等が行っているデータを基に、我々それをベンチマークにしてやっていきたいと思って。失礼いたしました。我々が独自で統計を取っております。それを基

にやっていきたいと思っておりますが、これまで長崎県に何回訪れたことがありますかという方を、県内に来た方にアンケート調査としてお聞きをしております。これまでも4回目以上といったところでいきますと、過去に23%程度、2割ぐらいの方が4回目以上お越しいただいているというような統計データも取れてきておりますので、こういったものを、今後の人口減少を踏まえたときに増やしていくというような考え方でやっていきたいと考えているところです。

【富岡委員】 ありがとうございます。先ほどのご答弁から推察いたしますに、来られた方全員ということだったので、一般的にリピーター率と言われる、いわゆる全顧客のうちリピーターが占める割合という認識でよろしいでしょうか。

【長野観光振興課長】 全体の中で何回来ているかといった全ての全量データを取ることは困難でございますので、やはり幾つかアンケート調査をしながら、これもサンプルになると思えますけれども、その方々に宿泊いただいたのが何回目ですかというのはやはりお聞きするような形でやっていきたいと思っております。

【富岡委員】 ありがとうございます。この質問の趣旨が、いわゆるこういった再訪される方々については、リピーター率って先ほどの全顧客のうちリピーターが占める割合の話と、あとリピート率、いわゆる新規顧客のうち再度利用した、再度訪れた顧客の割合という、両方を見るべきではないかという議論を見たりしたもので。そうした中で、ちょっと共有させていただきます。例えばですけれど、こちらの最初の資料の、基本計画に掲げる事項の実施状況についてのところの、先ほど共有させていただいた3ページになりますかね、観光客のリピーター率、出典じゃらん宿泊旅行調査ということで、先ほど課長か

らのご答弁もありましたとおり、多分県が設定するものと、このじゃらんが設定したものはまた少し違うのかもしれませんが、そうした中で、九州平均が少し高めに出ていて、それに対して長崎県については少し低めに出ているので、もっと向上が課題となっているという、そういう書きぶりでありましたけれど、先ほどの定義からすると、リピーター率が、再び訪れるリピーターの数割る新規プラスリピーターの数でいくとするならば、極論、新規顧客をゼロにすれば、このリピーター率はもう100%に近づいていくということにもなりますので、多分そこら辺も分析された上で今回設定はされているんでしょうけれども。だから、県としての目的、目標として、いわゆるリピーターというのは、やはり来れば来るほど消費金額は増えるというもとの、多分リピーターが増えればいいんだという感じなんでしょうけれども、ここのバランスというか、新規をどれだけ、例えば、新幹線が開通するなり、あるいは新しく新規の航路や増便されるとかしたら、多分新規の方々が増えて、そうするとリピーター率が、県が考えるリピーター率は少し減る傾向になる可能性も、4回という設定ですのでそこも影響は少ないのかもしれませんが、何かその辺りの全体的なものが見られているのかなというのを少し考えてしまいました。

そうした中で、もう一つ発信させていただきますのが、この中で、次期計画の将来像の中でも、やはりまずは真ん中の左側、観光消費額増加に直接に寄与する要素です。リピーターの数が増と、これは当然数として高めていく必要性があると思っていて、それに対してやっぱりK P Iのところ、リピーター率だけを掲げていらっしゃるの、もしかしたら先ほどの分析なんかによると、一般的にビジネス業界とかでリピート

率の方も見るべきではないとか、あとは、こちらの先ほどのお話にもありました五つの柱②の観光消費額増加に直接寄与する要素としては、観光客、宿泊のリピーター率、来訪回数が4回以上の割合ということで目標を掲げられておりますけれども、繰り返しになりますけれど、そういった県として今後新しく新規顧客についてはどうするのかとかいうところも含めて考えていただければと思いますので、いわゆるリピーター率だけでなく、リピート率も要素に入れていたりとか、ほかの要素ももしかしたらあるのかもかもしれませんけれど、そういったところを考えましたので、ご意見として、あるいは課長の方からでも何かご意見がありましたら教えていただけたらと思います。

【長野観光振興課長】 リピーター率の今回の目標設定についてでございます。

これまでの実はこの計画の中では、2回目も含めてリピートというような考え方、要するに1回来られた方で、次来られた方、これをリピーターというような定義でやっていたというようなところでございます。今回観光審議会の中でもご意見を賜ったのですが、それを高めることは、先ほど委員がおっしゃったとおり新規を減らすということなのかといったようなご意見もいただいております。我々の趣旨としましては、新規を減らすということではなくて、新規も一定確保していくという考え方は当然あるかと思っております。人口が減少していく中でも、新規をいかに取り込んでいくかというのは、一定の率はやはり保ちつつ、ではそれとなると2回目のリピーターを増やすというのは矛盾しますので、やはりもっとコアなお客様を何回来てもらうところを増やしていくといったところに軸を置いて今回設定をしたといったようなところで

ございます。当然全体のバランスを見ながらといったところでございますので、様々な九州平均のデータであったりとか、そういったものを見ながら、どこをベンチマークにしていくのかというのは、今回そういったものを見ながら設定をさせていただいたところでございますので、決して新規を減らすというような考え方ではなく、新規はしっかりと取りながら、コアなファンを増やしていこうという趣旨で、リピーター率4回目以上といったところを今回指標として設定をさせていただいたといったところでございます。

【坂口委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午前11時37分 休憩 —

— 午前11時38分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【小林委員】 ピース文化祭についてお尋ねをしたいと思います。

ピース文化祭が11月30日に閉会式が行われ、これも盛大に行われたそうでございます。78日間という実に長い間、各地区で様々な事業の展開を起こしていただき、この事業展開も大変すばらしかったと、こういう声が聞こえてくるわけでありまして。そういうような形で、無事本当に成功裏に終了することができたと、こういうことで、大変ありがたいと考えているわけでございます。聞くところによりますと、このピース文化祭が内定をしまして、その間4年間以上と。この4年間以上にわたって、開催の準備を積み重ねてきていただいたと。そのご苦勞の数々が、こういう成功裏につながったのではないかと。そういう点を考えてまいりますと、これは部長をはじめ、小柳担当課長をはじめ、関係皆様方の大変

なご苦労とご尽力に心からお礼と敬意を表したいと思うわけであります。大変ありがとうございました。

そこで、このピース文化祭、目標でございました、いわゆる総参加者数、これが大体190万人と、こういうようなことを目標にしていたわけですが、その見込みはどのようになっているのかと。同時に、どういう成果が今回特徴として挙げたのか。この辺についてお尋ねをまずしておきたいと思います。

【小柳ながさきピース文化祭課長】 11月30日に閉会式が終了いたしました。滞りなく文化祭が閉幕しましたのは、県議会の皆様をはじめとしまして、市町、それから文化団体等の関係者全ての皆様のご支援とご尽力のおかげとっております。心より感謝を申し上げたいと思います。

それから、閉会式につきましては、素晴らしい閉会式だったといったお言葉や、とても感動しましたといった好意的なご意見を多数いただいております。こういったことにつきましても感謝を申し上げたいと思います。

それから、委員ご質問の、文化祭の成果についてでございます。

総参加者数190万人という目標を立てておりました。これについては、現在精査中ですが、確定的なところは現在申し上げられないのですが、現場での肌感覚ですとか、現在報告が上がっている数字を見ますと、少なくとも190万人の、達成に近い数字になるのではないかと思っているところでございます。

それから、それ以外の成果につきましては、例えば専用ホームページを立ち上げておりますけれども、直近の8か月で100万ページビューを超えるところで、かなり認知度も上がったと考えております。文化祭というパッケージ化

で情報発信するというので、非常にPR効果が高かったのではないかと考えております。

それから、全国大会を23事業やっておりますけれども、文化団体の中央団体との関係が持ったこと、また、各著名人の方にも参加いただきましたので、そういった方々との新たなネットワークの構築、それから民間企業、これも様々な連携、協賛金でございまして、いろいろな事業者から応援事業ということで、一緒に事業をやっていたりもしておりますので、そういった連携、それから文化祭を契機とした若い方々の参加、例えば皿山人形浄瑠璃は文化祭と一緒に参加したいということで、小学3年生の男の子が参加したりなど、そういった若い方々の参加といったところで、目に見える効果も多々あったのではないかと考えております。

【小林委員】 今答弁をいただきまして、まず何といっても総参加者数190万人と。これは当然見込みであったけれども、それに近いだけの達成ができたのではないかと、こういう自信があるご答弁をいただいて、大変感謝しております。何もこの数字が全て成功ということだけではないので、やっぱり中身がよかったわけだ。こういうようなことにご苦労いただいた、頑張っていた成果がかなり見えたと思っております。

それで、部長からも、この説明でもございましたけれども、何ていうか、新しいネットワークの構築と、こういう言葉が何回か出てきたような感じがしますね。やっぱりこのピース文化祭によって、新しいネットワークの構築、こういうようなことが様々な形で構築されてきたということ、こういうことで、こういう成果が上がっていると、こういうようなことを受け止めておるわけでございます。要は、この盛り上がった成果、

特に文化芸術に対するこういうこの盛り上がり、今日まだ残っているわけだ。これを今後どういうふうに維持していただくかと。これがとても大事になってくるのではないかと思うが、その辺の考え方が小柳課長にはありますか。

【小柳ながさきピース文化祭課長】 今委員からもおっしゃられましたけれども、成果が上がっているということで、ネットワークの構築が非常に大きかったとお答えさせていただきました。

文化祭により形成された新たなネットワークにつきましましては、県や市町等の様々な事業の中で活用できないかというところで、関係者とも相談してまいりたいと思います。例えば、開閉会式の総合演出をしていただいた金沢さんは、長与町の事業に参加されていたりもしますので、いろんな各市町の事業とも連携できるのではないかと考えているところでございます。

それから、この今の盛り上がりをどう引き継いでいくかというところでございます。これも出演者や参加者からアンケートを採っているところなのですが、文化芸術活動を発表する機会や、文化芸術に関わる人材の育成、こういったものが今後も非常に必要だという意見を多数いただいております。この盛り上がりを維持するためには、人材育成、それから発表の機会の確保につきましまして、これまでも一定我々も事業をやってきましたけれども、引き続き市町、文化団体とともに進めていきたいと考えております。

【小林委員】 よく分かりました。この盛り上がりをどう維持していくかということは、率直に言って、言葉では我々がこうして言っていますけれども、なかなか現実にこの盛り上がりをどうやって維持していきますかと。なかなか月日がたっていけば喉元過ぎて忘れるというようなこともひょっとしたらあるかもしれないが、こ

れを人材育成の形で、盛り上げていきたいと、こういうことは絶対大事なことだと、こう思いますからね。やっぱりそういう、この感動、感激を人材育成につなげて、地域の掘り起こし、盛り上がりを今後とも維持できるようにしっかり頑張っていたきたいと思います。

それから、伊達部長、あなたはこのピース文化祭、事実上の責任者だ。こういう現場の監督として、大変いい部下の皆さん方、すばらしい県庁の職員の方々、そういう方々に恵まれて、本当に県庁職員の方々にはよく頑張っていたいただいと、こう思うわけですね。そういうような結晶が今回の成功につながったと私は見ているわけです。この現場の総指揮を執っておられた伊達部長が、今回のピース文化祭の閉幕に当たって、どのように受け止めておられるか、部長の見解を求めたいと思います。

【伊達文化観光国際部長】 まずもって、今回のピース文化祭の開催に当たりまして、小林委員から本当にお褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。78日間という本当に長い文化祭期間でしたけれども、実際は令和3年7月から、4年以上にわたって準備をしてきたものでございます。私も開会式の当日は天皇皇后両陛下のご先導もさせていただいておりましたけれども、直接天皇陛下からも本当に長崎らしいすばらしい開会式でしたというお言葉を直接頂戴いたしました。

そして、先ほど小柳課長からもありましたように、「とても感動した」、「長崎に生まれたことを誇りに思う」というようなアンケート結果もございました。

今回の文化祭を通して、本県の文化芸術の魅力の発信はもとよりでございますけれども、子どもや若い人たちの文化芸術活動への参加機会

の創出でございますとか、平和の大切さ、そして多様性社会への理解の促進、そしてシビックプライドの醸成など、様々な成果につながったものと考えてございます。

今後、先ほど委員からもありましたように、本文化祭を通して得られた成果、盛り上がりをしっかり今後も維持・継続、そして発展していくように、これは県だけでの取組ではなかなか達成できませんので、市町や関係団体ともしっかり連携しながら、必要な取組についてしっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

【小林委員】伊達部長ありがとうございました。こういうようなことで、今回のピース文化祭、大変すばらしかったと思います。本当に重ねて重ねて皆さん方よく頑張っていた。このことを心からお礼を申し上げておきたいと思えます。

もう時間もありませんから、この韓国～釜山線について、担当課長と、それから村田政策監にお尋ねをしたいと思えます。

これは昨年10月に再開された長崎～ソウル線、小宮担当課長の話によると、この長崎～ソウル線が地域経済に年間どれくらいの経済効果をもたらすかと、こういうことで、大体13億円ぐらいの経済効果をもたらすと、大変明るい見通しを確実に語っていただいたわけでございます。なかなかこういう長崎～ソウル線も、再開するに当たっては、これまたピース文化祭ではないけれども、村田政策監はじめ関係皆さん方のご尽力は並大抵ではなかったと、このことについてもお礼と感謝を申し上げ、本当にご尽力に敬意を表しておきたいと思えます。

そういう明るい見通しの中、さらにうれしく思ったのは、来年1月4日から長崎から釜山線、これが週に3便。臨時便と思っていれば定期便に昇

格をしたと、こういうようなことで、これが就航するのが来年の1月4日正月早々、これが実現できるということになりましたね。そういうソウル線についても、釜山線についても、本当にありがたいと重ね重ね皆さん方にお礼を申し上げたいと、こういうふうに思っているわけでございます。

ここでお尋ねをいたしますが、さっき申し上げたように、この経済効果というのに非常に我々はやっぱり関心がありまして、長崎～ソウル線が大体年間13億円ぐらいと。そうなりますと、この長崎～釜山線で、大体この臨時便、そのとき乗って経済効果はどうかと。波及効果を本会議で語っていただきましたが、大体6,000万円から7,200万円ぐらいと言っていたかな。そういう、これも6,000万円から7,200万円ぐらいのこういう波及効果が明らかになっているわけでございます。そうしますと、これが臨時便で6,000万円から7,200万円と、こう言っているわけだけれども、これが週3便、こういう形で定期便に昇格をすると。こういう状況の中から経済波及効果がどのようにもたらされるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

【小宮インバウンド推進課長】今小林委員からご質問いただきました釜山線につきましては、10月1日から8便16往復、臨時便が就航いたしましたので、搭乗率が95%ということでございましたので、臨時便の経済波及効果を県の産業連関表で試算いたしましたところ、約7,200万円という数字が示されております。

今回、臨時便のときに180人乗りの機材を使用しておりましたけれども、1月4日からの定期便につきましては、195人の定員で運航されるということをお聞きしておりますので、195人の機材

で週3便、年間で申し上げますと156便運航する計画でございますので、こちらで年間の搭乗率、利用率を少し幅を持って試算をいたしますと、産業連関表で約11億円から14億円の経済波及効果を生じるということで見込んでございます。

【小林委員】今の答弁で11億円から14億円ぐらい。この定期便になって、これが7,200万円がいきなり11億円から14億円とこういう形になり、また180人乗りの機材から195人の機材に変わると。いいですね、本当に。そういうような話を、やっぱり明るい話をさせていただけますことは大変ありがたいと思います。小宮課長、村田政策監、要はこれだけのことをやっていただけて申し訳ないが、一時すると休便とかそういうことになりやすいわけだな。過去の例を見ていたときに、何かなと思ったら、韓国からはお客さんが長崎に来てくださっているわけ。長崎から韓国の方に行く、インバウンドとアウトバウンド、これにやっぱりきちんと力を入れてやっていかないといけない。やっぱりアウトバウンドにこれから気合を入れていかないと。インバウンドは、時の流れの中において、中国との関係が今ああいうふうになって、これからどうなっていくのか分かりませんが、いずれにしても、インバウンドについては、結構九州に来ていただき、これからやり方次第ではもっともっと増えていくと。こういうことで、観光振興課長もああいう格好で言ったし、それで、インバウンド推進課長、村田政策監、力を合わせていただいて、あなたのご指導の下でインバウンドとアウトバウンドをしっかりとやっていかないといけない。そういうふうな考え方を持っているんだけど、小宮担当課長、その辺のところについてどのような取組を今模索しているのかお尋ねをしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】1月4日の初便に

つきましては、村田政策監はじめ私も釜山に向きまして、翌1月5日には県の観光連盟が主催をいたしまして、観光説明会、商談会を開催する計画としておりますので、インバウンドにつきましては、しっかりと長崎県のプロモーションに取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、委員から重ねてご指摘いただいておりますアウトバウンドにつきましては、やはり私どもも今後のエアプサンの安定運航につきましては、アウトバウンドがポイントになってくるものと考えております。県内におきましては、金融機関の本店、支店、それから長崎県バス協会にもご協力をいただきまして、それぞれに所有されておりますデジタルサイネージなどにおいてエアプサンの就航プロモーションを実施してまいります。また、長崎県バス協会におかれましては、大韓航空のときと同様に、車内広告、こういった取組も積極的にご協力をいただいております。あわせて、県内の大学、こういったところにも直接エアプサンの活用を働きかけて、エアプサンを活用した本県からの送客が実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、今現在パスポートの助成事業を上海線とソウル線で取り組んでおりますけれども、これを1月4日から新たに就航しますエアプサンの長崎～釜山線についても、このパスポート助成が活用できるように調整を図ってまいりましたので、こちらも県民の皆様に周知、案内を徹底したいと考えております。

【小林委員】非常に明快なお話をいただいて大変ありがたいと期待が持てると思います。ただ、何度も何度も言うけれども、インバウンドをやっぱりしっかりとやってもらうということで、今取組の一端を述べていただきまして、それを聞

いて、ぜひ実現をしていただきたいと。こういうことで、韓国の航空会社にも、釜山の航空会社にも喜んでいただかなければいけないと、そう思っておりますから、ぜひこのパスポートの助成、これは今数は少なかったけれども、だんだん人気が出てきて、パスポート助成を頂いて、旅行したいと。釜山はもう30分もかからないというぐらいな状態です。ソウルまで1時間、今とても人気のスポットだよ。そういうことですから、非常にタイムリーだと。だからせっかくの路線だから、これをいかにして、安定運航をするかと。この安定運航というのがとても大事だと思うわけだな。そういうところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ一つ、村田政策監、これ部長もよく聞いてもらいたいけれども、今我々大村にある長崎空港、まあ国内線は何とかやっているけれども、国際線については、まず率直に言うて見るも無残と。もうこれは老朽化しているというだけではなくして、やっぱり中身がよくないよ。一生懸命あなたたちが努力をしてくれて、こういう定期路線をつないでくれたり、臨時便から定期路線とかこういうことをやっていただいても、なかなか長崎のこういう国際空港のところはもう本当に老朽化している。実に不便。入国してから出るまでに1時間以上かかるとか、こんな話も聞いたりして大変な状況になっているわけで。だから、国内線はどうにかというところで、国際線については、やっぱり何とか手を打たないといけないと。こういうことについては政策監、何か考えているか。ここのところもしっかりやってもらわないと、せっかくのことが安定運航につながるかもしれないと、そう思ひますが、どう思ひていますか。

【村田文化観光国際部政策監】 委員のご指摘に

つきましては大変重く受け止めておりまして、今年2月にも、本委員会において同様のご指摘をいただいたところでございます。そのご指摘を踏まえまして、私どもといたしましては、所管部局でございます地域振興部をはじめ関係機関の皆さんと今後の対応について、空港整備について協議を重ねております。

私どもといたしましては、今後の受入拡大を図るためには、やはりエアラインの誘致というのは不可欠なものだと考えてございますので、この今ご指摘いただきました老朽化、あるいは狭隘についての整備については、非常に大切なところだと、重要であると認識をしているところでございます。

長崎空港におきましても、現在の状況とか、あるいは今後の路線誘致の動向などもしっかりと踏まえながら、適切な受入体制の確保につきまして、国や関係機関などとしっかりと協議を重ねてまいりたいと考えております。

【小林委員】 よろしくお願ひします。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【湊副委員長】 私は10月10日に行われた国際サイクルロードレースツール・ド・九州2025佐世保クリテリウムのことについて質問いたします。

1万3,500人の観客を魅了したと。そして成功したと部長説明の方でございましたが、これ初めての開催だったと思ひます。こちらについて反省点や課題とかもあつたと思ひますので、そちらについて教えてください。

【川瀬スポーツ振興課長】 10月10日に開催しましたツール・ド・九州佐世保クリテリウムについては、委員からお話がありましたように、当初我々の目標としましては、観客数1万2,000人でしたが、1万3,500人の観客に来ていただいたところでした。また、これまでの2年間の福

岡の小倉城クリテリウムでは、1日だけのレースのイベントだったのですけれども、今回の佐世保においては、レース翌日においても、我々と佐世保市の方でイベントを開催したところです。このイベントについても4,000人の集客がありましたので、合計1万7,500人の集客があったところでございます。

経済波及効果については、今年度中に本部の実行委員会、九州経済連合会を中心とした実行委員会が算出するんですけれども、やはり皆さんから話をいただいたのは、小倉城クリテリウムと比較してもかなり賑わっていて、すごい盛り上がりを感じたという評価をいただきました。

また、実行委員会本部の方からも、コース自体もすごく魅力的で、佐世保らしい港の風景、船が通ったりとか、そういった見栄え的にもいいし、天候的にも快晴に恵まれましたので、我々としては成功だったと思っているところです。

あと、コースについては、佐世保五番街周辺の約1.5キロのクリテリウムコース周回コースでございましたが、いろいろ技術的というか、アドバイザーの方からも、もう少しこうしたらどうかというご意見もいろいろいただいておりますので、そういったご意見も踏まえながら、来年の開催に向けて、これから佐世保市とともに準備を進めてまいりたいと思っております。

【湊副委員長】 ありがとうございます。

そのようないろんな意見もしっかり聞いて、それを今後のさらなる成功に向けて、県議会の方も一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

最後に、また来年も佐世保で開催ということになりましたので、そのまた次も佐世保で、ずっと佐世保で続けばいいなと思っておりますので、どうか県といたしましても一生懸命よろしくお

願いたします。ありがとうございます。

【坂口委員長】 ほかに質問はないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 6分 休憩 —

— 午後 零時 7分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 零時 7分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年12月11日

自 午前10時 0分
至 午後 2時57分
於 委員会室 3

荒木雄一郎	生活衛生課企画監 (動物愛護管理センター整備担当)
岩永 俊一	食品安全・消費生活課長
赤澤 貴光	地域環境課長
佐藤 貞夫	水環境対策課長
山内 康生	資源循環推進課長
深谷 雪雄	自然環境課長

2、出席委員の氏名

坂口 慎一	委員長 (分科会長)
湊 亮太	副委員長 (副会長)
小林 克敏	委 員
堀江ひとみ	〃
浅田ますみ	〃
山口 初實	〃
中村 一三	〃
まきやま大和	〃
富岡 孝介	〃
田川 正毅	〃

3、欠席委員の氏名

畑島 晃貴	委 員
-------	-----

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

大安 哲也	県民生活環境部長
下野 明博	県民生活環境部次長
立石 寿裕	県民生活環境課長
本多 千穂	男女参画・女性活躍推進室長
石田 祐子	人権・同和対策課長
大嶋 誠之	交通・地域安全課長
谷村 重則	統 計 課 長
渡邊 渡	生活衛生課長

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【坂口委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

なお、畑島委員から欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、浅田委員から所用により本委員会出席が遅れる旨、連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより県民生活環境部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

県民生活環境部長より予算議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】 おはようございます。

それでは、県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

お手元にお配りしております資料のうち、令和7年11月定例県議会予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料県民生活環境部の2ページ目をお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第105号議案「令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第

1号）」、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第108号議案「令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第2号）」の4件であります。

はじめに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については国庫支出金140万4,000円の減、歳出予算については計6,155万円の減を計上いたしております。これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

3ページ目をお開きください。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

山王山園地展望台改修工事において、入札不調に伴う工期の変更により、年度内に適正な工期が確保できないことから、自然公園施設整備費1,801万3,000円について繰越明許費を設定するものであります。

次に、第105号議案「令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

収益的支出について、79万2,000円の減、資本的支出について、3万9,000円の減を計上いたしております。これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算について、計6,825万9,000円の増を計上いたしております。これは、職員給与及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

4ページ目をお開きください。

次に、第108号議案「令和7年度長崎県流域下水

道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

収益的支出について、126万3,000円の増、資本的支出について、41万5,000円の増を計上いたしております。これは、職員給与及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【田川委員】 おはようございます。

山王山の展望台工事で入札不調ということですから、その原因について詳しくお知らせください。

【深谷自然環境課長】 7月に指名競争入札を行いましたところ、10者全てが辞退となり、その際に指名業者に聞き取りをしたところ、島内の事情から職人を確保できないといった要因が聞かれました。そういった状況での入札の不調となっております。

【田川委員】 そのうち何者が従業員というか、職人の確保できなかったのか、ほかに要因はなかったのか、今後そういうことに対する対応をどのように考えておられるのか、お願いします。

【深谷自然環境課長】 10者に指名を出しまして10者から聞き取りをしていますが、10者とも同様に手を挙げるのが難しいということヒアリングで聞き取っております。

職人不足以外にも、島しょ特有の事情もあるかもしれませんが、有川とか青方といった他の工事現場と合わせて実施をするとか、そういったこともなかなか移動が難しいということで他の業務と兼ねて実施をすることも難しい、ある

いは年配の職人の方が多くて、山の上で資材を運んだりする作業もなかなか難しいと、そういった事情も聞き取ってございます。

例えば、山の上に運ぶのが難しいといった事情について、モノレールを設置して工事の内容自体をちょっと変えられないか、そういったことも検討はした上で改めてヒアリングも行ったのですが、やはりどうしても職人の不足というのが一番要因としては大きいということでございました。

ただ、3月頃になると、いろいろな他の工事に目途が立ってきて、手配できる可能性があるということが分かりましたので、3月から年度を跨ぐような形での、改めて業務の発注を現在検討しているというところでございます。

【田川委員】 ありがとうございます。

確認ですけれども、10者それぞれ聞き取り調査した結果、ほとんどのところが他の事業との兼ね合いがあって職人が足りないということですけれども、次からは目途が立つというお話で一安心なのですけれども、この入札価格についての不満とか、そういう思いがあるということはないのですか、そこら辺についての聞き取りというのはなされましたか。

【深谷自然環境課長】 聞き取りの中で、そういった点も含めて今後の発注をかけた場合の可能性を確認する中では、そういった価格面でのご意見はなかったと聞いております。

【坂口分科会長】 よろしいですか。

【田川委員】 ありがとうございます。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分、第105号議案、第106号議案のうち関係部分及び第108号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ご異議なしと認めます。よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、県民生活環境部長より総括説明を求めます。

【大安县民生活環境部長】 観光生活建設委員会関係議案説明資料県民生活環境部をお開き願います。

今回ご審議をお願いしております議案は、2ページに記載の3件でございます。

第124号議案「契約の締結について」につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備事業の契約を締結しようとするものであります。

第128号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び自然公園内県営公園施設条例第5条の規定により、海洋スポーツ基地カヤックセンターの指定管理者として、公益財団法人佐世保市スポーツ協会を指定しようとするものであり

ます。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」につきましては、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件として定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の五つの柱の下、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、県民生活環境部関係部分では、基本戦略「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」において、「互いに支え合う地域共生社会の更なる推進」や「男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会づくり」として、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進や共家事・子育ての促進等に取り組んでいくこととしております。

基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」においては、「カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり」や「環境への負荷が少ない循環型社会づくり」として、ゼロカーボンアクション12の周知、啓発や一般廃棄物の削減・リサイクルに向け市町と連携した取組の実践等に取り組んでいくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせ、しっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明

いたします。

観光生活建設委員会関係議案説明資料（追加1）の2ページをお開きください。

共家事・子育ての促進について。

家事や子育てについては、依然として女性に偏っており、男女が共に家事・子育てを担い、家庭と仕事の両立を図ることが重要であることから「共家事・子育て」を促進するため、「パパの家事・子育てを応援するための手帳」を活用した意識啓発や、新たに開設したウェブサイトによる広報を実施しております。

去る11月14日から11月23日までの10日間を「共家事・子育てウィーク」とし、テレビCMや広告などによる集中的な情報発信を行いました。

また、初日となる11月14日には、「共家事・子育てウィーク開始式」を開催し、県の取組に賛同いただいた10企業・団体にご参加いただき、知事から協力企業証を交付いたしました。

ウィークを契機として、民間企業や市町等によるワークショップ、家事・子育てを応援するイベントなどが開催されているほか、家事や子育ての分担に関するチェックシートによる啓発、のぼりやチラシ・ポスターによる広報などを実施しております。

今後とも、企業との連携体制を一層充実させるとともに、県民の皆様に対する共家事・子育てに関する理解の促進及び意識の向上を推進してまいります。

観光生活建設委員会関係議案説明資料の3ページをお開きください。

人権尊重の社会づくりの推進について。

県では、県民の皆様にも、様々な人権課題について一層理解を深めていただくため、毎年11月11日から12月10日までを長崎県人権・同和問題啓発強調月間と定め、集中的な啓発活動を行って

おります。今年度はV・ファーレン長崎と長崎ヴェルカ両チームの選手を起用した啓発ポスターを作成し、県内各地の公共施設や公共交通機関の車内等に掲示したほか、長崎スタジアムシティ大型ビジョン・サイネージにおいて、両チームの選手によるインターネット上での誹謗中傷等に関するメッセージ動画を放映し、人権尊重の重要性について啓発いたしました。

観光生活建設委員会関係議案説明資料（追加2）の2ページをお開きください。

去る11月15日の長崎ヴェルカホームゲーム、11月23日のV・ファーレン長崎ホームゲームに合わせ、来場された方々に、人権尊重の思いをメッセージフラッグに記入いただいたり、人権啓発グッズを配布したほか、11月23日には、障害者スポーツの体験イベントを実施し、人権尊重の意義について発信することができました。

加えて、11月29日には、イオン時津ショッピングセンターにおいて、性の多様性の理解啓発イベントを開催しました。当日は、県・市町のマスコットキャラクターに加え、県と包括連携協定を締結しているアクサ生命保険株式会社様にもご協力をいただき、クイズやグッズづくりなどを通して、多くの皆様が多様な性のあり方について考える契機になったものと考えております。

観光生活建設委員会関係議案説明資料の4ページにお戻り願います。

また、県では人権尊重を促す条例（仮称）の制定に向け、条例の規定内容についてご意見を伺うため、去る11月10日に第1回長崎県人権尊重を促す条例（仮称）有識者会議を開催し、条例骨子（案）についてご意見をいただいたところであり、引き続き、条例制定に向けて検討を進めてまいります。

今後とも、県民一人ひとりの人権が尊重され

る社会の実現を目指し、関係機関等と連携しながら、啓発をはじめとした人権施策に取り組んでまいります。

このほか、ご報告いたしますのは、犯罪被害者等支援について、食品ロス削減の推進について、各種計画の策定について、諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画の暫定延長について、事務事業評価の実施についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、生活衛生課企画監より補足説明を求めます。

【荒木生活衛生課企画監】観光生活建設委員会説明資料の4ページをご覧ください。

長崎県動物愛護管理センター等整備事業契約の締結について、ご説明いたします。

まず、概要でございます。

昭和51年に建設された「アニマルポートながさき」について、老朽化や狭隘化などの課題解決を図るため、新しいセンターの整備を進めており、PFI事業として実施することとしております。

本年6月に債務負担行為の補正について議決いただいた後、7月に事業者の公募を行い、10月の入札において落札決定となったことから、今回、事業契約を締結するものでございます。

次に、事業者の選定についてですが、落札者の選定に当たっては総合評価一般競争入札で行いました。

選定の流れとしましては、まず総合評価を実施するに当たり、専門的見地からの意見を参考とするために事業者選定委員会を設置しました。委員は、この表に記載のとおりでございます。

審査は、応募者の競争参加資格の有無を判断する第1次審査と第1次審査を通過した者が提出する事業提案を審査する第2次審査の2段階に分けて実施しております。第2次審査では、事業者選定委員会において事業提案の審査を行い、その評価結果を県に報告してもらいます。県は、評価結果による技術評価点及び入札価格を基に算出した価格評価点から総合評価を実施し、落札者を決定いたしました。

10ページをご覧ください。

今回の入札結果の技術評価点内訳表になりますが、記載の4項目についてそれぞれ加点審査を行い、80点満点中71.79点となっております。

9ページをご覧ください。

下の表の右側に評価点を記載しておりますが、価格評価点につきましては入札価格により算出することとしており、今回は評価点はつかず、総合評価点は71.79点となっております。

1グループのみの参加ではございましたが、技術評価において高い評価がなされており、予定価格内での入札が行われたことから、このグループを落札者として決定しました。

5ページをご覧ください。

今回の契約の相手方は、落札者グループが本事業を実施する目的で設立した特別目的会社である「アニマルパートナーズながさきPFI株式会社」となっております。

事業の実施に当たりましては、(2)の表に記載のとおり、大和リースが事業の執行管理を行うマネジメント業務のほか、建設業務、所有権移転業務を行うこととなっており、設計と工事監理は環境デザイン研究所と建友社設計が、建設工事は大和リースと西海建設が、維持管理・運営業務及び附帯事業はクリーン工房が行うこととなっております。

表の右側には各企業の主な実績を記載しておりますが、PFI事業の代表や建設業務、維持管理・運営業務を行った企業のほか、今回行う動物愛護管理センター整備事業と類似する施設の設計・工事監理を行った企業など、いずれも十分な実績を有している企業で構成されております。

契約金額については、設計・建設から維持管理・運営業務を含め、19億4,387万6,000円でございます。その内訳は(3)に記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。

施設概要でございます。

事業者提案では、鉄骨造の平家建てで、この表に記載の施設整備を行う提案がなされており、整備に当たっては、人と動物の共生する社会の実現を目指し、動物愛護と適正飼育を学べる施設、子どもから高齢者、動物を飼っていない方、飼いたい方の誰もが気軽に利用できる施設など、ここに記載の4つの方針の下、整備するとの提案がっております。

今後の事業予定につきましては、4に記載のとおりでございます。

7ページをご覧ください。

施設のイメージ図ですが、平家建ての建物をL字型に配置し、屋外には駐車場のほか、ふれあい広場や動物用の運動場を整備する提案がっております。

8ページをご覧ください。

配置イメージですが、施設内は機能別のエリアに分けられ、利用者や管理者、動物の動線についてシンプルで分かりやすい動線とする提案がされております。

以上で、長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備事業契約の締結についての説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

します。

【坂口委員長】次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【深谷自然環境課長】第128号議案「公の施設の指定管理者の指定について」ご説明いたします。

お手元の観光生活建設委員会説明資料12ページをご覧ください。

本議案は、佐世保市小佐々町の西海国立公園内に設置している「海洋スポーツ基地カヤックセンター」の指定管理者の指定に係るものであり、対象施設は、1. 施設名のとおりでございます。

選定の経緯でございますが、外部有識者3名の委員で構成された指定管理者選定委員会を設置し、8月から9月にかけて公募したところ、1団体から応募がございました。

9月11日に第2回選定委員会を開催し、候補者を選定しております。

13ページの3をご覧ください。

施設の概要、それから14ページにかけて選定結果でございます。

「海洋スポーツ基地カヤックセンター」は、西海国立公園九十九島地域における海の利用拠点として平成19年に設置した施設となります。今回の公募に対し、現在の指定管理者である公益財団法人佐世保市スポーツ協会から応募がございました。

審査の結果、類似施設の運営実績があり、有資格者も揃っているといった点が評価され、指定管理者の候補者として選定されております。

なお、指定管理の期間については令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

【坂口委員長】以上で説明が終わりましたので、

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第124号議案について質問いたします。

この第124号議案、動物愛護センターの整備事業契約の締結なのですけれども、この説明資料の4ページに、「10月10日実施の入札において落札決定となったことから、事業契約を締結し」というふうにあります。今の企画監の説明ですと、事業契約を締結するものであるというような説明がありました。「事業契約を締結し」というのは間違いですよ、これはまだしていないでしょう、確認です、まずそこから。

【荒木生活衛生課企画監】現在、仮契約となっております。

【堀江委員】だから説明書に書く場合は、仮契約を締結し、あるいは議会の承認後、事業契約を締結し、そういうように書くのが正解ではないかと、まずここから指摘をしたいと思います。

その上で、令和6年度に12月4日に事業者の公募をしました。そして、このときの参加した企業は幾つですか。

【荒木生活衛生課企画監】1グループでございます。

【堀江委員】そして12月4日の事業者の公募が1グループあったけれども、令和7年度、今年に入って4月9日にこの入札は不落になりました。いろいろ参加された事業者の意見も聞いたら、物価高騰の中で予算が追いついていないということで、今年の6月議会に増額部分の債務負担行為の補正が行われております。賛成多数で可決されたのですが、それを受けて、今回7月17日に事業者を公募しています。

10月10日に、今、説明があったように落札されているのですけれども、お話では1グループの参

加ということなのですが、12月4日に応募されたグループと今回落札決定されたグループは別々ですか、同じですか。

【荒木生活衛生課企画監】 同じグループでございました。

【堀江委員】 そうしますと、6月議会に論議がありましたね、物価高騰に追いついた予算でない。だから物価高騰に追いついた予算にすれば参加者があるのかという質問に対して、参加者はございますというように言われたのですけれど、結局、最初の、去年の12月4日に事業者を公募したそのグループがそっくりそのままですよ、今回も落札決定ということになったわけですか。

【荒木生活衛生課企画監】 委員のおっしゃるとおりでございます。

【堀江委員】 そこで、今回縷々説明があったように、第1次審査、第2次審査と行っておりますね。実際にどうなのかということで手順を踏んだという説明なのですけれども、例えば4ページにあるように第1次審査を経て、競争参加資格があると認められた者が提出する云々ということで、ほかの比較、要するにAグループ、Bグループ、Cグループという比較されるものが何もないのにAグループだけを第1次審査、第2次審査と手順を踏むというのは一定理解をするものの、通常のやり方ではないというように私は思うのですけれども、それはどんなふうに見たらいいですか。要するにもう、ここしか応募がなかったんでしょう。前回は不落になったときもここしかなかった、今回もここしかなかった、何でここしかなかったかと不落になったときに、いや物価高騰に追いついていませんと事業者の方が言われたんでしょう。私が6月議会に、それは事業者の希望に基づいた額じゃないのかと言ったとき

に、いいえ、そうではございませんと、いろいろなことを勘案して増額分を決めましたというように言われましたね。でも結果としては、最初の応募したグループの希望に沿って額が決められて、もちろん議会が認めたのですけれども、さらにはそのグループが、ほかがまた来たら話は分かりますけれど、その最初のグループがそのまま今回落札されましたよね。第1次審査、第2次審査をやっているのですけれど、それはどんなように取ったらいいのですか、一応手順を踏んだというように理解するしかないのですか。

【荒木生活衛生課企画監】 前回は今回も同じグループということになっております。2回目の参加については、7月に公募を改めてしております。そういった中で、我々も複数の応募があるよということになっていろいろな方面に周知はしております。ただ、結果的にこの1者しか来なかったということになりまして、1者の応募がありましたので、手続として第1次審査、第2次審査というのを進めたというものでございます。

【堀江委員】 結論として1グループしか参加されなかったということなのですから、こういう動物愛護管理センターというのは全国にもある話で、長崎の場合は魅力がないのですか、そんなにほかのところ来ないというのは。そうでもないのですか、どういうように取ったらいいのですか。逆に少なくとも1グループだけでなく、もう2グループなりあってこそ、第1次審査、第2次審査とされた方がいいのではないかとこの見方もあるのではないかと思うのですが、その点はどんなように取ったらいいのでしょうか、見解を教えてください。

【荒木生活衛生課企画監】 この動物愛護管理センターにつきましては、委員おっしゃったとおり全国に種々あるということは承知しておりま

す。ただし、PFI事業で建設を行うといった場合に、全国では新潟と広島のみしかいない状況でございます。

このPFI事業を行う場合につきましては、グループを組成してもらい必要があるのですが、建設業務、設計・工事監理、維持管理等を行う企業でグループをつくってもらい応募してもらいということになりますので、そういった点で今回1グループにとどまったものと考えております。

【堀江委員】今の答弁はよく理解できなかったのですが、私としてはどうして長崎の動物愛護管理センターが、参加者が1グループしかいなかったのですかと、全国でもこれは初めてのことでないのか、全国でも経験のある企業というのはいないのか。そうなったときにどうして1グループだけしか参加しなかったのですかという私の質問に対して、今の答弁でその理由の一つをPFIと言われましたね。PFIでやったから参加者が少なかったという意味で言ったのですか、ちょっとよく分からなかった。PFIとどう関わるのですか。この1グループしか参加者がなかったということとPFIとどういう関係性があるのですか、今の答弁は理解できません。もう一度、答弁してください。

【荒木生活衛生課企画監】今回、この整備事業を行うに当たりましては、我々としてはこのPFI事業で行うという実施方針を掲げ、特定事業の選定というものをして、公募をしております。

このPFI事業を行う上においては、先ほど申しましたようにグループを組成してもらいが必要でございますので、そういったグループを組成して参加してもらいということになります。そういったグループとして参加してもらい前に、

この事業についてはサウンディング調査というものをしております。PFI事業として行うかどうかについてのサウンディング調査をしたのですが、そのときにはこのグループ以外のところも参加していたのですが、最終的にこのグループのみが参加したということになっております。

【堀江委員】PFIにしたことによって参加する一つ一つの企業からすると、事業所からするとハードルが高くなるということですか。

【荒木生活衛生課企画監】ハードルが高くなるかどうかというのは、一般的な、例えば従来方式で設計は設計、建設は建設というように分けて行う場合というのはそれぞれの会社がそれぞれ1社で手を挙げるができるということもありますので、そういう意味では参加しやすいというのはあるかと思えます。ただ、このPFI事業に関しましてはやはりグループを組成するところから始まりますので、そういった点では従来方式で行うよりもハードルが高かったのではないかと考えております。

【堀江委員】今の企画監の答弁を私なりに理解いたしますと、設計・建設業務に3年、そして維持管理・運營業務に15年ということで、それもひっくるめて全部請け負うという形になるので、当然、事業所1つではできませんと、グループをつくらないと、これは参加できませんと。だからグループをつくるのに、これが大変なので、1グループしか応募ができませんでしたというように言ったのですか、こういう理解でいいですか。

【荒木生活衛生課企画監】繰り返しになりますけれども、このPFI事業をするときにはコンソーシアム、そういったグループをつくらないといけないということがありますので、やはりそういう意味では今回1者になってしまったと

いうことで考えております。

【堀江委員】 広く公募、参加を求めたのだけれども、結果として参加したのが1グループでしたということで、今、説明はされているのですが、結果がそうであっても、どうして最初に入札が不落したグループ以外に参加がなかったのかという疑問があったものですから、この質問をしたのですよ。だって、物価高騰で予算も上げないと、これは公募がありませんと言ったでしょう、だから予算を上げたのでしょう、私は反対しましたけれども、賛成多数で議会在が認めました。かといって、では結果がどうだったか、最初のおりじゃないですか。最初のグループが参加しただけじゃないですか。じゃあ何のために債務負担行為で上げたのですかというように私は思うのです、疑問として。

逆に言えば、上げないと参加も増やせませんと、私はそういう答弁をしたと理解をしたのですね、6月議会で。でも、結果論ですから、皆さんも多くのグループがあると思ったのだけれども結果としては1グループしかなかったということの説明をしかないのでしょうけれども、私としてはどうして最初の不落になったときのグループがそのまま、同じグループでしょう、になったのかなという疑問がちょっと拭えないのでこの質疑をしたところでした。ありがとうございました。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 第124号議案ですか、今の堀江委員からの質問。今、堀江委員から第124号の議案について、いろいろご意見がありました。確かにとと思うところもあれば、なかなか厳しいなというところもあるのではないかと思っております。

それで、私もずっと、大村に新たに展開されるということで、最初から一般質問でも、あるいは

この委員会にいる一番の大きな理由の一つは、やっぱりこのアニマルポートの新しい建て替えと、殺処分をゼロにするというところで議論もしたいということで、この委員会に寄せていただいているわけですね。

それで、今、堀江委員からご指摘があった、このPFIという形でやれと言っているのは大石知事から指示があっているわけで、何もあなたの方がやろうというのではないだろう、そこはどうですか。

【荒木生活衛生課企画監】 このPFI事業につきましては、県の規定により10億円を超える施設整備に関しては、まずPFI事業が可能かどうかの調査をするようになっております。この点に関しましては令和5年度に導入可能性調査というものをさせていただきました、このときにPFI事業で行けるという判断をしたものでございます。

【小林委員】 要するにPFIというのは10億円を超える場合においてということで、知事が中村知事から大石知事が変わって、大石知事がいろいろな要望、いろいろな意見を聞いておられますと、PFI方式という工法でやってもらいたいとかいうことについては十分検討してもらいたいと、そんなご意見があることをしばしは実はお聞きいたしておるものですから、今回の事業も10億円を超えるから、そういう方法になったと思うんです。

ただ、一つ言えることは、そこは堀江委員もおっしゃっていましたが、要するに15年間、維持管理と運営をしなければいけない、ここが厳しいわけよ。維持管理は業者であればできるかもしれないが、これは運営をしないといけないと。殺処分をゼロにしないといけないという大きな大義名分があるわけよ。そういう点から考えて

いけば、そんなに簡単に業者の方々が賛同していただいて、俺もやろう、私もやるという格好で集まってくることはなかなか少ないと。1つの業者の方が来ていただいて、それが結局不落になったということは、要するに昨今の物価等とか人件費の高騰とか、資材の高騰とか、今、世の中の状況がそうになっているわけだから、これではやっぱりペイをしないという形の中で、業者の方がやっぱりこれに参加できないということは自然と当たり前の話。だから、そこを一つ検討し直していただいて、大体どれくらいだったらできるというようなことをいろいろ物価高騰とか、あるいは国のそういう基準とか、また大村のアルバイトの料金とか、そういうようなことをいろいろ勘案しながらやっていただいたと思うんですね。

それでちょっとお尋ねしますが、最初の不落になる前は16億6,600万円でしたか、どうですか。

【荒木生活衛生課企画監】 委員おっしゃるとおり、16億6,575万9,000円でした。

【小林委員】 そうすると、幾ら増えたのですか。

【荒木生活衛生課企画監】 2億7,800万円ほど増えています。

【小林委員】 2億8,000万円近く、それだけ増えた。特にさっきから言っているように人件費とか資材高騰とか、もろもろの物価高騰の中で、今の県の発注工事も坪160万円とか200万円とか、坪ですよ、坪単価がすごい相当な値上がりなんだよ。だから、そういう点から考えていけば、これもやむを得ないかなというようなことも感じているわけですね。

ですから、こういう1社しか集まらなかったと言うけれども、1社でも、ようこそ集まっていたと私は思っているのです。だから、その1

社の方に今回も適正価格で入札をもって落札をしていただいた、それでこの事業を推進していくということになるということで、大変、私はありがたいと個人的にそう思っているわけです。

ですから、あとは要するにこの運営、このところに一番力を入れていただかなければいけないと。このPFIの難しいところは15年間運営をやっていただく。

そこでお尋ねしますが、15年間運営をやって、それで契約が切れると、つまりこれは令和25年の1月末までとか、そんなようになるのではないかと思うけれども、この15年間しか運営の責任を持ってないということで、これは契約は間違いなく継続されるわけですか、そこをお尋ねします。

【荒木生活衛生課企画監】 この15年間の運営というところはしっかり契約は継続していただくことと考えております。

ただ、ここの15年を超えた場合どうするかということの心配が出てくるかと思いますが、この点に関しましては、当然15年、維持管理・運営はしてもらいますけれども、老朽化といいますか、施設の劣化といいますか、そういうものは出てきますので、15年後にどうするかについては、当然、大規模改修が必要かどうかであるとか、運営を改めて更新するのかどうか、そういった点についてはこの事業期間が終わる前に検討しまして、またどうやっていくかというのは検討していくことになるかと考えております。

【小林委員】 そんな15年後ぐらいで大規模改修とか、そんなことは率直に言って考えにくいです。そんな考え方は抑えて、この運営をしっかりとやらせてもらって、やっぱり殺処分ゼロに限りなく近づいていかなければいけないと。だから、そういう譲渡をやってみたりとか、不妊化をやっ

てみたりとか、いろいろな方々がお見えになるだろうと。そういう方々にどうやってこのセンターの持っている意義をしっかりと訴えていくとか、そういうことについては、ある程度、経験がなければいけないと。だから率直に言って、なかなか15年後のことは誰も分からないけれども、しかしそういう問題が残っているということを我々がよく認識をしておかなければいけないと思っているわけです。だから大規模改修までは行かないとしても、維持管理でそれぞれあるだろうと思います。

しかしながら一番大事なことは、重ねて言いますけれども、やっぱり運営をしっかりとやっていただかなければいけない、目的はしっかりとしてるわけですからね。

それで、この目的というのをしっかりとどこまで把握していただいているかというようなことになっていくわけだけれども、整備方針の中で次の四つの方針が提案されております。人と動物の共生する社会の実現を目指す、動物愛護と適正飼育を学べる施設と、こういうことが一つ。子どもから高齢者、動物を飼っていない方、飼いたい方の誰もが気軽に利用できる施設、それから動物愛護団体や学生、ボランティア等との連携により運営する施設、それから動物の保護管理施設としての役割を持ち、人の衛生環境保護や動物の命を守る施設と、これだけの整備方針の4つがあるわけです。これをやっぱり運営の中でしっかりとやっていただかなければいけないと、こんなようなことを考えれば、そんな簡単に、こんな高い理想を掲げてはいるけれども、これを現実にやっていただくということはなかなか厳しいことじゃないかと。だから、そのところを15年間でどこまでやれるかというようなことから、15年後のことは誰も分からないけれども、

やっぱり継続してやっていただかなければまた大変なことになる。こういうことも頭に入れて、しっかりと、これからまず立派なものをつくっていただく、それから運営の中身をしっかりとやっていただく、何の目的で今回新たに展開するかと、こういうことをしっかりと現場は受け止めていただきたいと思います。

そこで、私も、まきやま委員も大村市選出ですけども、こういう新たな動物愛護管理センターをこれから作り替えるというときに、場所は大村ですけども、この土地はどうなっているのですか。

【荒木生活衛生課企画監】 土地については、大村市から無償貸与を受けております。

【小林委員】 もっと大きい声で言ってもらいたいね。どうぞ、もう一度、大村市から無償貸与でいうところをもっと大きい声でお願いします。

【荒木生活衛生課企画監】 この土地につきましては、大村市から無償貸与を受けております。

【小林委員】 要するに、そうやって県下の21市町に、あなた方でやる気のあるところはありませんかと、そういうようなことを全部アンケートをお取りになった。そうすると、どこも手を挙げなかった。唯一、大村だけが手を挙げて、しかも大体どうですか、1,800坪ぐらい、1,600坪ぐらい、いかがですか、土地の広さ。

【荒木生活衛生課企画監】 5,400平米となっております。

【小林委員】 坪数で聞いているのだから。

【荒木生活衛生課企画監】 1,600坪程度でございます。

【小林委員】 この1,600坪をしっかりと大村市の方から無償貸与となっているけれども、これはもう県が貰ったようなものだよな。だって、この土地の上に建物を建てて無償貸与だから。それ

だけのものを無償で、事実上、県が頂くというようになるのじゃないですか、いかがですか。

【荒木生活衛生課企画監】我々としては無償貸与を受けている認識しております。

【小林委員】だから、その土地の1,600坪ぐらいのものは大村市から長崎県が無償貸与だけれども、事実上、これは寄附していただいたのとあまり変わらないのではないかと、こういうことを言って、ありがたい大村市という感覚をもっと腹いっぱい出すような、そんな姿勢をやっぱり貫いていただかなければいけないとも思うのだけれども、ずっと議論していて、土地はどこからそうして無償貸与しているかというのがあまり出てこないから、あえて私が言っているのだけれども。大村市のそういう土地を無償貸与していただくと、こんなありがたいことはあり得ませんよ、皆さん。

そういう点で、恐らくこの委員の皆さん方も、あるいはあなた方の仲間の方々も、今回のアニマルポートから動物愛護管理センターというような形で展開をされると、その土地は大村市からこうして貸与していただいているのだと、もっと声高に感謝はやっぱりきちんと言わなければいけないのではないかと、そう思うのですよね。これは大村市の市議会と市長を先頭とする市役所の関係の方々が決断、勇断を持って誰も手を挙げないところに手を挙げていただいたところですが、それくらいの感謝の気持ちはありますか、ないですか、どうですか。課長に答弁してもらいたい。

【渡邊生活衛生課長】新センターの建設予定地につきましては、委員のおっしゃるとおり、市町に調査をいたしましたところ、大村市のみが誘致の方に手を挙げていただいたところでござい

ます。その後に建設検討委員会などで無償貸与ということで計画の方も進んでいるところでございます。

【小林委員】ちょっと今聞いてなかったけれど、どっちにしても物足りないな、感謝の気持ちがよくこもっていないから。

部長、何回も同じことを言いますが、今度は私が言っている一番強調したい、大村市から、大体21の市町に自分の我が町でこういう動物愛護管理センターをつくっていただくお気持ちのあるところはないですかということアンケートを取って、大村だけが手を挙げて、しかもその上に無償貸与ということで今回の事業展開が進んでいるということに対して、部長からもあまり感謝の言葉を聞いたことがないけれども、どうですか、感謝に値しますか、しませんか、いかがでしょうか。

【大安区民生活環境部長】今回のアニマルポートのセンターの建設でございますけれども、場所において、今、委員の方からもお話があったとおりの経過の中で、大村市の方から無償の貸与という形でいただいています。これについては大変ありがたいというように思っておりますので、要は、その場所においてのセンターの建設、これをよりよいものとなるように我々もしっかり整備を進めていきたいと考えております。

【小林委員】それで、一番この本質は、今後、動物の殺処分を限りなくゼロに近づけていただくということが一番大事なことです。それから目標として、こうやって四つを挙げておられましたから、それをしっかりやってもらうということ、そういうようなことを念頭に置きながら、重ねて大村市に感謝しながら展開をしていただくことを特にお願いをしたいと思います。

それで、今、この動物の殺処分については、日

本一数が多いと言われていたものが大分少なくなってきたと思いますが、令和6年度においてはどの程度でありましたか。

【渡邊生活衛生課長】 令和6年度の殺処分数ですが、病気や攻撃性があるなど譲渡できない動物を除きまして、54頭まで減っております。

【小林委員】 令和6年、昨年度で今お話があった54頭。令和3年度は、私の持っている資料では937頭ですね、これは間違いありませんか。約1,000頭近かったわけですよ。それがもう今、令和3年が937頭、これだけ殺処分をやっていた、これが日本一、数が多いと言われていた。それが令和6年度においては54頭にまで減少していると、これはもう皆さん方の相当なご尽力、ここは非常に感謝をしたいと思います。

それからもう一つ、不妊化ですね。やっぱりこの不妊化というのも大事なことだと思いますが、それについてはいかがですか。

【渡邊生活衛生課長】 令和6年度の不妊化の頭数ですが887頭、スペイカーと呼ばれる移動式不妊手術車両による委託実施も含めまして887頭の不妊化を実施しているところでございます。

【小林委員】 この不妊化についても、こうしてずっと数が多くなってきていて、いい取組をさせていただいていると、これも現場の皆さん方に感謝をしたいと思っております。

それから何と言っても譲渡をやっていかなければいけないと思います。そういうことで、私の資料では令和5年度の515頭が令和6年度には533頭というようなことになっていて、この譲渡の方もずっといい結果が出ていると思うのです。

そうしますと、新しいセンターがこれから令和10年の1月、2月頃に完成したときに、この譲渡というのを何回ぐらい、大体何頭ぐらいを見込んでいるかということは何か分かりますか。

【渡邊生活衛生課長】 新センターにおける譲渡会なのですが、今、県の方では休日の譲渡会としてアニマルポートで年6回やっているところでございます。

新センターにおきましては、土曜日、日曜日を開場いたしますので、皆さんにも譲渡のために、動物が欲しい方にも立ち寄りやすいような運営を予定しております。

実際に譲渡会、もしくはイベントの計画についてですが、今後、事業者であるとか、あとボランティア、そういった皆さんの意見をお聞きしながら、より譲渡が進むようなイベントを計画していきたいというように考えております。

それからセンターができてからの譲渡数についてのお尋ねなのですが、今後、収容数も減っていくかと思っておりますので、譲渡数についても収容数が減ってまいりますので数としては多くならないのですが、ただ収容した動物については殺処分ゼロを目指して、譲渡適性がある動物については全て譲渡できるような取組を進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】 大体譲渡というのは、やっぱり殺処分を減らす一番大きな課題ですよ。現在の犬村にあるアニマルポートについては駐車場の台数もなかなか確保できていないとか、いろいろ問題点が多くて、なかなか譲渡についても前進があまりできなかったと。

しかし今回の新しいセンターの計画を見ますと、大体50台ぐらいと、お客さん用が30台、それからセンター用が20台というようなことで、この辺も大きく進展しておりますから、その辺を大いに期待をしたいと思っております。

そこで一番大事なことは、このミルクボランティアと言われる、こういう方々が子猫とか子犬を我が家に持ち帰って譲渡ができるようにや

っていただけると。こういうミルクボランティアという人たちをお願いし、育成をしていかななくては行けないと、この辺についての考え方はどうですか。

【渡邊生活衛生課長】 新センターにつきましては哺育室を整備するようにしております。哺育室の役割といたしまして、幼齢動物の引渡しであったり、あとミルクボランティアがそれぞれ抱えている課題を情報共有していただいたり、課題解決していただく施設として利用していただければというように考えております。

委員がおっしゃるとおり、幼齢動物の譲渡につきましては殺処分ゼロにおきましても欠かせないものとなっておりますので、新センターの設備等を活用して、ミルクボランティアの推進を行ってまいりたいと思っております。

【小林委員】 最後にしますけれど、これは人件費も結構予算が跳ね上がっていますよね。そうしますと、これは大体何人分ぐらいを考えているのかと。正職員の方が何名、アルバイトの方が何名と、どういう職員配置を考えていますか。

【荒木生活衛生課企画監】 今、人数につきましては事業者の提案となりますが、事業者の提案としましては約6名ほどの提案がっております。

【小林委員】 それは正職の方が6名で、専門家の方もその中に入るわけですか。

【荒木生活衛生課企画監】 業務責任者として動物に詳しい方、動物愛護管理法に定めた動物に精通した方1名を含めた数となっております。

【小林委員】 職員配置についても、それは業者の方がどうするかということだけでも、要するに予算の中で人件費は相当跳ね上がっているんだよ。だからそういう点から考えても何名の方を雇用して、そして体制をつくっていただく

かということもセンターにとっては大事な、我々が考えておかないといけないことだと思うのです。その辺についても、よく一つ、この業者の方々とお話をさせていただいて、適正配置をして、このセンターが本当に目的に沿うような、目的を達成できるような形で進めていただくことをお願いしておきたいと思います。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第124号議案契約の締結について。

長崎県動物愛護管理センターを老朽化、矮小化で整備することは異論ありませんが、PFI方式での整備は賛成できません。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法が成立して既に26年、この制度を用いると事業コストが削減できるとか、より質の高い公共サービスを提供できるなどと言われています。しかし実際には多くの問題があり、国内でも契約が解除されたり、中止されたりする例が出てきています。

そもそも公共施設や公共サービスについて、質が高く、かつ経費も安いということはありません。経費を削減しようとするれば質は下がりますし、質を維持しようとするると経費は簡単に減りません。

設計・建設業務に3年、維持管理・運營業務で15年、18年もの長い期間、1つのグループに委ねるPFI方式では、本来の公共施設の役割、サービスが守れるとは言い切れないとの立場から反対とさせていただきます。

【坂口委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第124号議案について、採決を行います。

第124号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【坂口委員長】 起立多数。よって、第124号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について、採決いたします。

第128号議案及び第134号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議なしと認めます。よって、第128号議案及び第134号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【立石県民生活環境課長】 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年9月から10月までに実施したものとなっております。

初めに、資料2ページをご覧ください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業にしまして、市町等に対し内示を行った補助金であります。

間接補助金の実績につきましては、資料2ペー

ジに記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金6件となっております。

次に、3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてでございますが、記載のとおり計5件となっております。

なお、4ページ以降に入札結果一覧表を添付しております。

次に、9ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情、要望のうち、県議会議長宛にも同様の要望が行われたものにつきましては、佐々町から要望のありました1項目でございまして、要望項目に対する県の対応につきましては9ページに記載のとおりでございます。

次に、10ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。

附属機関につきましては、上段に記載のとおり、長崎県環境影響評価審査会など7件、また私的諮問機関等につきましては、下段に記載のとおり、自然公園内県営公園施設指定管理者選定委員会など4件を開催しており、会議の概要等につきましては11ページ以降に記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】 次に、県民生活環境課長より補足説明を求めます。

【立石県民生活環境課長】 補足説明資料の①-1、第5次長崎県環境基本計画（素案）の概要についてご説明いたします。

本計画は、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画で、現計画の施策の大きな方向性を継承し、社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和8年度からの5年間を計画期間として策定するものでございます。

2ページをご覧ください。

本県がめざすべき環境像を「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」と定め、その実現に向け、四つの基本目標を掲げております。

まず、基本目標Ⅰ「脱炭素型の社会づくり」におきましては、毎月テーマを決め、具体的な環境にやさしい行動を促す「ゼロカーボンアクション12」の発信などによる温室効果ガス排出量のさらなる削減や地球温暖化による影響の軽減に取り組み、いわゆる緩和策と適応策を両輪として進めることとしております。

基本目標Ⅱ「人と自然が共生する社会づくり」におきましては、生物多様性の保全のため、希少種等の保全活動や生息生育空間の創出等の取組支援、外来種への関心と防除意識の喚起などに取り組みとともに、企業や事業者等による保全活動との連携・支援や、自然公園などにおける滞在環境の上質化などに取り組むことといたしております。

基本目標Ⅲ「循環型社会づくり」におきましては、食品ロス削減等の4Rの推進や海岸漂着物の回収処理・発生抑制対策、産業廃棄物のリサイクル推進などに引き続き取り組むこととしております。

続きまして、3ページをご覧ください。

基本目標Ⅳ「安全・安心で快適な環境づくり」におきましては、大村湾や諫早湾干拓調整池などの閉鎖性海域の水質保全対策や下水道・浄化槽等による汚水処理の普及促進、大気汚染の常時監視などに引き続き取り組むこととしております。

基本目標ⅠからⅣに共通する「環境保全の基盤となる取組の推進・充実」におきましては、県民一人ひとりの自主的な環境保全活動につながる環境教育の推進や環境問題に対する調査研究

に引き続き取り組むこととしております。

4ページをご覧ください。

「めざすべき環境像」、「基本目標」を達成するための具体的な「施策の方向性」と、それに沿った「事業群」を示した施策体系をお示ししております。

今後はパブリックコメントでの意見等も踏まえ、3月に議案として上程させていただく予定としております。

以上で、第5次長崎県環境基本計画（素案）の概要について説明を終わります。

続きまして、補足説明資料②-1をご覧ください。

第2次長崎県環境教育等行動計画中間見直し（素案）の概要でございます。

本計画は、環境保全活動や環境教育等の取組を総合的、体系的に推進するため、平成31年3月に策定した計画で、令和12年度までの12年間を計画期間とし、令和7年度を中間年度として見直しを行うものでございます。

中間見直しのポイントといたしましては、国の基本方針の改定を踏まえ、体験活動に加えてICTを活用した学びの実践に取り組むとともに、環境保全活動等における協働の取組を効果的に進めるため、学校や家庭、地域、事業者等をつなぐ中間支援機能の充実に向けた取組の支援を行うこととしております。

2ページをご覧ください。

目指す目標を持続可能な社会づくりのために一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むことと定め、数値目標として、身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を令和12年度までに100%とすることを掲げ、4つの施策に取り組んでおります。

まず、施策1におきましては、環境保全活動や

環境教育等を推進するため、県のメールマガジンやSNS等による情報発信、環境アドバイザーの派遣等を実施することとしております。

施策2におきましては、学校や家庭・地域、事業者等の各主体における協働の取組を推進するため、中間支援機能を有する団体との交流や情報交換などを行うこととしております。

施策3におきましては、人材育成の取組として、ICTを活用した講座の実施や、県の環境学習総合サイトにおける環境プログラムや活動事例集等の提供を通して、環境活動の指導者養成を行うこととしております。

施策4におきましては、環境保全活動等の拠点となる環境教育関連施設等との情報交換や、連携した情報発信の充実を図ることとしております。

3ページをご覧ください。

目指す目標の達成に向けた施策の体系をお示ししております。こちらも今後はパブリックコメントでの意見等も踏まえ、3月に計画案としてご説明をさせていただき予定としております。

以上で、第2次長崎県環境教育等行動計画中間見直し(素案)の概要について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】 次に、男女参画・女性活躍推進室長より補足説明を求めます。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】 第5次長崎県男女共同参画基本計画の素案について、補足説明資料の③-1で説明をさせていただきます。

まず、計画の役割のところでございますが、本計画は長崎県総合計画の個別計画であるとともに、男女共同参画社会基本法及び長崎県男女共同参画推進条例に基づく県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画でございます。

また、女性活躍推進法に基づく県の推進計画も兼ねております。

計画期間ですが、令和8年度からの5年間として、社会情勢等の変化に応じ、必要な見直しを行うこととしております。

2ページをご覧ください。

本計画の目指すべき姿を「男女が性別に関わりなく個性と能力を発揮できる社会」とし、ローマ数字のⅠからⅢまでの3つの基本目標を掲げております。

基本目標ごとにポイントをご説明いたしますと、まず左上、基本目標Ⅰですが、「男女がともに活躍できる社会づくり」においては、Ⅰ-1女性管理職ネットワークの構築、Ⅰ-2総実労働時間の短縮や、こちらは記載ございませんが、仕事と女性の健康課題の両立支援、それからⅠ-4地域に根強い固定的な役割分担意識の解消、Ⅰ-5共家事・子育ての促進などに取り組むこととしております。

右上にまいりまして、基本目標Ⅱ「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」においては、Ⅱ-6健康保持のための相談・指導・周知の充実、Ⅱ-7暴力を防ぐ環境づくりに向けた意識啓発の推進、Ⅱ-8ひとり親家庭、困難を抱えた人への支援、Ⅱ-9防災復興における男女共同参画の推進等に取り組んでまいります。

それから下にまいりまして、基本目標Ⅲ「啓発教育と体制づくり」においては、Ⅲ-10啓発活動の充実強化、Ⅲ-11学校における男女平等教育の推進、Ⅲ-12県における推進機能体制の充実、市町における推進体制の整備に向けた支援などに取り組んでまいります。

3ページをご覧ください。

先ほど申し上げた目指すべき姿を達成するための具体的な施策体系をお示ししております。

今後はパブリックコメントの意見等を踏まえ、3月に議案として上程させていただく予定としております。

以上で、第5次長崎県男女共同参画基本計画の素案の概要について説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、交通・地域安全課長より補足説明を求めます。

【大嶋交通・地域安全課長】第5次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画の素案概要についてご説明いたします。

お手元の補足説明資料④-1をご覧ください。

まず、計画策定の背景についてであります。

犯罪のない安全・安心まちづくりにつきましては、長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例に基づき、平成18年度に第1次の行動計画を策定して以降、5年ごとに行動計画を改定してまいりました。

その結果、刑法犯認知件数は減少を続け、令和2年には戦後最少となるなど、着実に治安情勢の改善が見られました。

しかし、それ以降、刑法犯認知件数は増加傾向にあり、子どもや女性を対象とした性犯罪の増加、さらには匿名・流動型犯罪グループが敢行するニセ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺などの新たな手口の詐欺も発生しております。

このような現状やこれまでの取組の成果を踏まえまして、第5次行動計画を策定するものであります。

計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間、今後のスケジュールとしては、来週の12月15日から1月14日にかけてパブリックコメントを実施し、県民からの意見を反映した後に、令和8年3月議会において最終的な計画案をお示しする予定としております。

次のページに移りまして、上段の方、本計画の目標として犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指す掲げ、指標を全国トップレベルの治安水準の維持と設定しております。

また、本計画の体系につきましては、次のページの施策体系図と合わせてご覧いただければと思いますが、犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた意識づくり、地域づくり、環境づくりの3つの基本方向を基に、14の施策とそれに連なる78の事業で本計画を構成しております。

事業における主な変更点につきましては、1. 意識づくりにおいてインターネットリテラシー向上の推進を新たに加えるとともに、犯罪情勢に的確に対応した情報発信を拡充として追加しております。

また、2. 地域づくりにおいて、再犯防止の取組の推進や、子どもの居場所や体験の機会、子ども場所の充実についても新たに加えております。

以上で、交通・地域安全課のまちづくり行動計画についてのご説明を終わります。

【坂口委員長】次に、食品安全・消費生活課長より補足説明を求めます。

【岩永食品安全・消費生活課長】食品安全・消費生活課が所管する三つの計画についてご説明いたします。

まず、第5次長崎県食育推進計画（素案）の概要について、ご説明いたします。

補足説明資料⑤-1をご覧ください。

1ページ目をご覧ください。

この計画は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育基本法第17条に基づき、国の食育推進基本計画を踏まえて策定するものでございます。

計画の役割といたしましては、県総合計画の基本戦略「健康で生きがいを持って暮らせる社

会をつくる」に位置づけられ、本県の食育を推進することで、健康で文化的な生活、豊かで活力のある社会の実現を目指します。

期間は令和8年からの5年間で、パブリックコメントを実施後、令和8年3月に県議会へ計画案をご説明することとしております。

次に、2ページ目をお開きください。

まず、(1)生涯を通じた心身の健康を支える食育でございます。

施策の展開といたしまして、食育を通じた望ましい食習慣の普及、健康寿命の延伸、栄養バランスや野菜摂取の啓発、朝食欠食の減少、口腔機能の重要性の啓発を進めます。

食育を県民運動として推進するため、行政だけではなく、民間企業等との連携を強化する考え方を新たに盛り込みました。

数値目標といたしましては、食育を実践している県民の割合を80%へ引き上げることなどを掲げております。

次に、(2)持続可能な食を支える食育です。

食品安全に関する情報提供、農漁業体験や生産者との交流、災害時に備えた取組を推進いたします。

今回、食品関連事業者等から発生する食品ロスを削減するための取組について、新たに盛り込んでおります。

目標として、食品の安全性に関する意見交換会等の開催参加者の理解度について95%以上を目指します。

最後に、(3)長崎県の特色ある食文化の継承です。

学校教育や給食、地域活動やイベントにおいて、県産品や郷土料理の普及を進めます。

目標といたしましては、学校給食での県産品使用率74%を維持してまいります。

3ページ目をご覧ください。

このページは、先ほどご説明いたしました三つの方向性と具体的な施策の展開を体系的に示しているものでございます。

以上で第5次長崎県食育推進計画（素案）の説明を終わります。

続きまして、第5次長崎県消費者基本計画（素案）の概要について、ご説明いたします。

補足説明資料⑥-1をご覧ください。

この計画は、長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第8条に基づき、人口減少、高齢化、デジタル技術の進展など、消費者を取り巻く環境の変化を踏まえて策定するものでございます。

計画の役割といたしましては、県総合計画の基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」に位置づけられ、消費者行政を総合的に推進することで、県民の消費生活の安定と向上を目指すものです。

期間は令和8年度からの5年間で、パブリックコメントを実施後、令和8年3月に県議会へ計画案をご説明することとしております。

次に、2ページ目をお開きください。

本計画は、次の四つの柱で施策を展開してまいります。

まず、1. 消費者被害の防止です。

消費者の安全確保や合理的選択の支援、デジタル環境でのリスク対応、高齢者被害防止を推進してまいります。デジタル化の進展による社会環境の変化に対応するため、消費者リスク対策を新たに盛り込みました。

数値目標として、消費者被害防止のための注意情報発信を年間24件以上とすることなどを掲げております。

次に、2. 消費者による持続可能な社会づくり

です。

消費者団体活動支援、食品ロス削減、環境に配慮した行動の推進を図ります。

目標として、家庭部門CO₂排出量を87万トンへ削減することを目指します。

次に、3. 消費者教育の推進です。

学校、地域での教育、社会情勢に対応した教育を推進してまいります。ここではカスタマーハラスメント防止に関する内容を新たに追加し、事業者への意見の伝え方などの周知、啓発について盛り込みました。

目標として、消費者被害防止に関する講座受講者の理解度について95%以上を目指すことなどを掲げております。

最後に、4. 消費者行政の相談体制等の充実です。

県・市町消費生活センター機能の充実、関係機関との連携を推進してまいります。

また、国において導入が進められている全国消費生活情報ネットワークシステムを更新することで、相談機能の充実を図ることを新たに盛り込みました。

目標として、県・市町の消費生活センター及び相談窓口におけるあっせん解決率を94.4%へ向上させることなどを掲げております。

3ページ目をご覧ください。

先ほどご説明いたしました4つの柱と具体的施策を体系的に示したものでございます。

啓発と公正な取引による消費者トラブルの防止、消費者教育の推進、消費者支援体制の充実を目指すことにより、県民の消費生活の安定と向上を図ってまいります。

以上で、第5次長崎県消費者基本計画（素案）の説明を終わります。

最後に、第3次長崎県食品の安全・安心推進計

画（素案）の概要について、ご説明いたします。

補足説明資料⑦-1をご覧ください。

この計画は、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長崎県職員の安全・安心条例第8条に基づき、社会情勢の変化を踏まえて策定いたします。

計画の役割といたしましては、県総合計画の基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」に位置づけられ、生産から消費までの各段階で食品の安全性を確保し、関係者間の理解を深めることで、県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目指すものでございます。

期間は令和8年度からの5年間で、パブリックコメント実施後、令和8年3月に県議会へ計画案をご説明することとしております。

2ページ目をご覧ください。

本計画は、記載の五つの柱で施策を展開してまいります。

「Ⅰ生産から消費までの安全確保」では、生産段階においては農畜産物、水産物の安全性確保、製造・加工・調理・流通・販売段階では監視指導体制の強化、HACCP導入支援、食品表示監視等に取り組みます。

令和4年度の高病原性鳥インフルエンザの県内発生等を受けまして、その発生予防の取組や食中毒発生防止等の観点から、監視・指導の強化について記載内容を拡充しております。

数値目標といたしましては、監視・指導計画に基づく監視・指導実施率の100%達成等を目指してまいります。

「Ⅱ食品に関する理解促進と信頼の確保」では、正確な情報公開、リスクコミュニケーションの推進、食育との連携に取り組みます。

目標としては、県内で購入する食品を安全だと思ふ県民の割合を93%以上にすることなどを

目指してまいります。

「Ⅲ食品の安全・安心を支える体制及び連携の強化」では、食品の安全管理に関する調査・研究、試験検査体制や危機管理体制の整備、関係機関との連携強化を図ってまいります。全国での災害発生等を踏まえ、緊急時の食の安全確保に関する対応を盛り込んでおります。

「Ⅳ環境への保全への配慮」では、化学肥料や化学合成農薬を低減した栽培を推進いたします。

目標としては、長崎グリーンファーマー認定数を1,400経営体へ増やしていくことを目指してまいります。

「Ⅴ県産食品産業の振興と発展」では、県産品の認知度向上を図ってまいります。

3ページをご覧ください。

先ほどご説明いたしました5つの柱と具体的な施策を体系的に示したものでございます。

以上で、第3次食品の安全・安心推進計画（素案）についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】 審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き県民生活環境部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時34分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

次に、地域環境課長より補足説明を求めます。

【赤澤地域環境課長】 当課からは、3件ご説明させていただきます。

まず1点目ですが、第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画改定案（素案）につきまして、補足説明資料⑧-1でご説明いたします。

スライドの1枚目をご覧ください。

本県では、令和3年3月に令和12年度までの10年間を対象とする第2次地球温暖化（気候変動）対策実行計画を策定しました。今年度は中間年度に当たり、令和7年2月に閣議決定されました国の計画とも整合を図りながら現行計画の方向性を継承しつつ、改定することとしております。

計画の役割として、長崎県総合計画の基本戦略「安心して生活できる環境づくり」に位置づけられるとともに、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画となります。

次に、スライドの2枚目をご覧ください。

申し訳ありませんが、ここで1点、資料の訂正をお願いいたします。

1. 計画の目標の2行目、国は基準年度である2013（令和3年度）と記載しておりますが、正しくは2013（平成25年度）ですので、お詫びして訂正いたします。

本計画の目標ですが、国の方針に基づきまして、短期目標として温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度に46%削減、新たに中期目標として2035年度、2040年度におきまして、それぞれ60%、73%と設定しました。また、長期目標としましては、これまで同様、2050年に排出量実質ゼロを目指します。

排出抑制対策である緩和策として、太陽光発電設備等の補助事業や共同購入事業の実施、ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12を推進してまいります。

主な数値目標としまして、令和10年度の温室効果ガス排出量を592.5万トンまで削減、再生可能エネルギー導入量を2,491メガワットまで拡大、エネルギー消費量を10万8,300テラジュールまで減少することなどを掲げております。

また、温暖化の影響を予防・軽減する適応策として、気候変動適応センターによる情報発信、災害対応力強化、食害生物の有効活用、藻場保全、熱中症予防対策の強化を実施することとしております。

主な数値目標として、適応策に取り組む県民の割合を令和12年度までに70%まで引き上げることとしております。

スライドの3枚目をご覧ください。

体系図ですが、緩和策と適応策は相互補完的な施策であり、両輪として推進します。

緩和策では、部門別対策や再エネ導入の促進、吸収源対策を、また、適応策では7分野で関係部局とも連携を図りながら推進してまいります。

今後、パブリックコメントを踏まえ、3月に計画案を提示予定です。

以上で説明を終わります。

続きまして、第5期大村湾環境保全・活性化行動計画の素案につきまして、ご説明いたします。

補足説明資料⑨-1をご覧ください。

本計画は大村湾の環境保全や活性化を図るもので、大村湾の水質や住民等が海と触れ合う機会が減少しているなどの課題を踏まえ、令和8年度からの5か年を計画期間として策定するものでございます。

スライド2枚目をご覧ください。

計画の体系になりますが、生物の力を活用した自律的な再生能力や、県民、各種団体等、多様な主体による持続的な活用を通じて、「みらいにつなぐ“宝の海”大村湾」を目指すことを計画目標としており、外部有識者で構成します大村湾環境保全・活性化会議のご意見も踏まえ、基本的には現在の計画と同様としております。

施策の柱は大きく二つございます。

左側の1「森・里・川・海が一体となった里海

づくり」につきましては、宝の海づくり、里海づくりの観点から、流入負荷抑制対策、生物多様性の保全、里地・里山の管理、水産資源の持続的な利用、海域環境の保全に関する取組などを行うこととしております。大部分は継続した取組が重要であり、現計画に引き続くものとなりますが、新たな取組としては、今後の効果的な対策、検討につなげるため、難分解性有機物の調査に取り組むこととしております。

右側の2「みんなで取り組む賑わいのある里海づくり」につきましては、大村湾の活性化に資するものとして、親水意識の醸成、環境保全活動の推進、地域資源の活用促進、流域連携・協働取組の推進に関する取組を行うこととしております。

新たな取組としましては、海と触れ合う体験活動の強化やホームページ、SNSを活用した情報発信の強化、大村湾が沿岸域に与える恵みを多角的に評価することなどを盛り込んでおります。

スライドの3枚目は、計画の体系図になります。

大項目、中項目に対する主な施策内容については記載のとおりでございます。

今後はパブリックコメントの意見なども踏まえ、3月に計画案としてご説明させていただく予定としております。

以上で、第5期大村湾環境保全・活性化行動計画（素案）の説明を終わります。

続きまして、3点目です。

諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画の暫定延長等についてご説明させていただきます。

補足説明は⑩-1になります。

本計画は、諫早湾干拓調整池の恒久的な水質保全や干陸地の生態系を県民の貴重な財産として自然豊かな水辺空間づくりの推進のため、九

州農政局をはじめとする各機関と協議・調整しながら策定、推進しております。

現在は令和元年度から令和7年度までの7年間を計画期間とする第3期の計画となっており、今年度が終期となっております。

今年初めに調整池の水質の調査や予測を担当しております九州農政局の方から、近年、気候変動により激しい雨が増えるなど降雨パターンが変化する中で、現在の水質予測モデルは出水期の流入負荷が実態と乖離しており、今後、計画を策定する上では水質予測モデルの改良が必要であるとの見解が示されました。

次期計画を策定するに当たっては、改良した水質予測モデルに基づき策定することが必要となりますが、水質予測モデルの改良には1年程度の期間を要することから、今年度内を予定しておりました次期の行動計画の策定は延長せざるを得なくなりました。

このため、関係機関とも協議し、次期行動計画につきましても改良した水質予測モデルに基づき策定することとし、現行動計画の終期から次期行動計画策定までの期間は、現行動計画を暫定延長して各種対策を実施することとなりました。

今後のスケジュールとしましては、令和9年7月頃の第4期行動計画策定を予定しており、令和8年度中は現計画の暫定延長とすることとしております。

以上で、諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画の暫定延長等に係る説明を終わります。

以上、3件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、資源循環推進課長より補足説明を求めます。

【山内資源循環推進課長】当課が所管します二つの計画について、ご説明いたします。

まず、第6次長崎県廃棄物処理計画（素案）について、ご説明いたします。

補足説明資料⑩-1、1ページをお開きください。

本計画は、循環型社会づくりに向け、県内の現状や国の動向を踏まえ策定するもので、県民、事業者、行政など全ての主体が協働・連携するための指針となるものです。

計画の期間は令和8年度から5年間であり、今後、パブリックコメントの結果等を踏まえ、最終的な計画案を県議会へ説明する予定としております。

続きまして、2ページ目をお開きください。

目指す将来像としては、次期総合計画と同様、環境への負荷が少ない循環型社会としております。ここでは、目標達成に向け、三つの施策を取り組んでまいります。

一つ目は、①食品ロス削減などの4Rの推進です。

県民会議や市町と連携した実践型4Rを推進するほか、県内在住インフルエンサーや地元メディアを活用した情報発信など、多チャンネル連携型による普及、啓発を強化してまいります。

次に、二つ目の施策、②プラスチックごみの発生抑制、再資源化の促進です。

プラスチック資源循環促進法に基づき、各種取組のほか、海岸漂着ごみ対策については市町や民間団体と連携し、引き続き回収処理、発生抑制対策を推進してまいります。

次に、三つ目の施策、廃棄物の適正処理の推進です。

パトロールや立入検査などを行うなど、引き続き不適正処理の防止に努めてまいります。

なお、それぞれの施策の数値目標につきましては記載のとおりでございます。

最後に、地域循環システムと地方創生です。

地域内の廃棄物が付加価値の高い再生材として循環利用できれば持続可能なまちづくりにつながります。そのためには製造業者と産業廃棄物処理業者との連携が必要不可欠であり、国の動きや先進事例などを踏まえまして、まずは循環利用の可能性について関係事業者との協議をまいります。

また、今後、人口減少などの影響も踏まえ、持続可能な廃棄物処理体制の確保に向け、ごみ処理施設の広域化・集約化計画や災害廃棄物処理計画の見直しを行ってまいります。

最後に、3ページですけれども、説明いたしました施策について体系としてまとめております。

以上、第6次長崎県廃棄物処理計画（素案）の説明を終わります。

続きまして、二つ目の計画、第2次長崎県食品ロス削減推進計画（素案）について、補足説明資料⑩-1により説明いたします。

1ページ目をお開きください。

この計画は、食品ロス削減の推進に関する法律に基づき、国の基本的な方針や県内の状況を踏まえ、循環型社会の実現に向け、県民運動として食品ロス削減をさらに推進するための計画でございます。

計画の期間は令和8年度から令和12年度の5年間です。

今後のスケジュールにつきましては、記載のとおり、パブリックコメントの結果等を踏まえまして、最終的な計画案を県議会へ説明する予定としております。

次に、今回の素案のポイントについてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

本県の目指す姿は、ながさき食ロスゼロであります。目標としては二つの目標を掲げております。

一つ目の目標は、1人1日当たりの食品ロス発生量を令和12年度に89.4グラムまで削減する目標としております。

一方、目標2につきましては、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を指標とし、令和12年度の目標は96%以上としております。

次に、食品ロス対策として、家庭系と事業系に整理しております。

直接廃棄が多い家庭系食品ロス対策として、冷蔵庫の在庫使い切り、食材を無駄にしない行動変容に向け、周知・啓発をSNS等を活用しまして実施いたします。

また、小・中学生を対象に食品ロス削減の重要性をテーマとしたポスターコンテストを開催し、入選作品等は啓発資材などに活用いたします。

こちらの指標につきましては、環境イベント等での普及・啓発を年に2回開催、ポスターコンテストは年に1回開催としております。

次に、事業系での対策といたしましては、小売店でのてまえどりや見切り品の活用、飲食店では宴会時の3010運動の推進などの周知・啓発を行い、またフードバンク活動の紹介などに取り組んでまいります。

指標としては、3010運動の認知度を令和12年度には50%まで上げる目標としております。また、フードバンク活動の認知度を令和12年度には95%まで上げる目標としております。

最後に、3ページになりますけれども、こちらは各主体の責務、役割、県の施策について体系としてまとめております。

以上、第2次長崎県食品ロス削減推進計画（素案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【坂口委員長】次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【深谷自然環境課長】長崎県生物多様性保全戦略の素案について、ご説明いたします。

補足説明資料⑫-1をご覧ください。

まず、計画策定の背景でございます。

長崎県生物多様性保全戦略は、生物多様性基本法及び県未来環境条例に基づき、生物多様性の保全に関する基本構想のほか、基本的事項や重要な事項を定めるものです。

計画の役割としましては、長崎県総合計画の基本戦略の一つである「安心して生活できる環境づくりを推進する」に位置づけられ、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画であり、計画的な施策の推進を図るためのものとなります。

この計画では、生物多様性の現状を踏まえた課題を整理し、今後、5年間の生物多様性保全の行動目標や施策を定め、人と自然が共生する社会づくりを目指してまいります。

計画の期間は令和8年度からの5年間となります。

今後のスケジュールといたしましては、年明けにパブリックコメントにおけるご意見等を踏まえた戦略案を作成し、3月議会で説明をさせていただいた後、策定、公表の予定としております。

続きまして、戦略の概要について、ご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

生物多様性保全戦略では、いきものと人々にぎわう「長崎の未来環境」の実現を目指し、2050年までの長期目標として三つの目標を掲げ

ております。こちらの三つの目標につきましては、基本的に現在の戦略を踏襲したものとなっております。

また、この2050年目標の達成に向けまして、今後5年間で達成すべき行動目標として五つの目標を掲げております。この目標の検討に当たりましては、県環境審議会において国内や県内の社会変化、気候変動等のグローバルな動向等を踏まえた議論を行っていただきまして、取りまとめさせていただきます。

この五つの行動目標とそれぞれの施策の内容、指標設定の例につきましては、2ページ目の中ほどから3ページ目にかけて記載しているとおりでございます。

4ページ目では、次期戦略（素案）の全体構成を示しております。構成自体については現戦略を踏襲しているものでございます。

ここで資料の訂正をさせていただきます。

このページの中段、第4章行動目標と記載している黄色の帯の中、括弧書きで2050年目標とございますが、正しくは2030年目標でございます。また、併せてお配りしています資料⑫-2の目次のところにも同様の箇所に誤植がございました。お詫びをして訂正をさせていただきます。

生物多様性保全戦略の素案の説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願ひ申し上げます。

【坂口委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に掲載いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご願ひします。

陳情書について何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、陳情

につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【富岡委員】 政策等決議資料の3ページ1,000万円以上の契約状況一覧表の中の1番目、長崎県環境放射線テレメーターシステム改修業務委託契約3,556万3,000円が契約方法は随意契約となっておりますけれども、まず契約に入る前に長崎県環境放射能テレメーターシステムがどのようなものなのか、それについて教えていただけますでしょうか。

【赤澤地域環境課長】 長崎県環境放射線テレメーターシステムについてのご質問でございます。

これは、松浦市、佐世保市、平戸市、それから壱岐市の方に県の方で環境放射線に関するモニタリングステーションを設置しております。そこで測定されます空間放射線、気象観測のデータ、県北地区を中心に電子線量計を設置しておりますが、この電子線量計などから測定される空間放射線のデータ、それから可搬型モニタリングポストといたしまして、モニタリングステーションのように固定式ではなく、移動して持って行って、その場で測るといようなシステムがあるのですが、そういったものからの県庁へデータを送信するというので、関係機関においても放射線の常時監視が可能になるというようなシステムでございます。

【富岡委員】 ありがとうございます。

こちらについては、ちょっとホームページなんかを見させていただいて、県庁のホームページもリンクがあって、原子力規制委員会の方で放射線モニタリング情報共有公表システムで見ることができますね、これと同じものという認

識でよろしいでしょうか。

【赤澤地域環境課長】 県のシステムでは、中央の方にデータを集約しまして、原子力規制庁の方なのですが、そちらの方で一括して全国のデータを統一して見せるというようなシステムになっております。そこに送るためのシステムというのはまた別なのですが、県で集約して、県の本庁につなぐというシステムがこの環境放射線テレメーターシステムになります。

【富岡委員】 承知しました。

てっきり原子力規制委員会の方で載せているものがそのままなのかと思いましたが、そうではなく、その前段階としてデータを集約して、一遍、県庁の方に来て、県庁とつないでいる集約するシステムがあって、そのこの部分のシステムという認識でよろしいでしょうか。

【赤澤地域環境課長】 そういう認識で結構です。

【富岡委員】 その上で、こちらはずっと大切なデータとしてされているのでしょうか、これはやっぱり法律などによって必ずデータを取らないといけないというようなものなのでしょうか。

【赤澤地域環境課長】 こういったデータにつきましては、玄海原子力発電所、これに関するものでございます。したがって、長崎県の地域防災計画、そういったものに基づいてやっているというところでございます。

【富岡委員】 承知しました。

法律に基づいてではなく、地域計画、これは県内での、しないといけないみたいな、そういう県における決まり事みたいな感じでしょうか。

【赤澤地域環境課長】 先ほど申しましたのは、地域防災計画は長崎県の地域防災計画でございます。

【富岡委員】 ありがとうございます。

その上で、このシステムの改修業務委託ということですが、こちらはデータを取って、こっちで集約してという、かなり複雑なシステムなのかもしれませんけれども、どれぐらいに一度、この改修というのが行われているのでしょうか。

【赤澤地域環境課長】 今回の改修といいますのはシステムそのものを改修するわけではなく、当該システムの主回線はFOMAを使っているわけなのですが、このFOMAが令和8年3月末をもってサービスが終了するというに伴って、この回線をLTE回線に切り替えるための委託であります。

また、今年度、下段にありますけど可搬型モニタリングポスト、これを2台購入しております。この新たに設置したモニタリングポストからの伝送に係るシステムへの接続調整を行うというものでございます。

したがって、今回のこのシステム改修というのは今回限りのものかというように考えております。

【富岡委員】 ありがとうございます。

3,500万円ということで結構大きな金額だったので、改修といったら1年に一遍あるようなイメージがありましたので質問させていただきました。

その上で、随意契約であることの理由というか、必要性和共用性について教えていただけたらと思います。

【赤澤地域環境課長】 このシステムの仕様につきましては、製造元独自の技術が使用されているということで、製造元であるNTTアドバンステクノロジー株式会社以外に対応できるところがないということで、1者随契とさせていただきます。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【まきやま委員】 私の方からは、まず第5次長崎県環境基本計画の概要について、お聞きします。

I番の脱炭素型の社会づくりにおいて太陽光発電設備等の設置補助とありますが、これはメガソーラーも含まれるか教えてください。

【赤澤地域環境課長】 1点目の住宅・事業場への太陽光発電設備等の設置補助、これについてということによろしいでしょうか。

【まきやま委員】 はい。

【赤澤地域環境課長】 これにつきましては、環境省の地域脱炭素再エネ推進交付金を活用しまして、市町村を経由して、一般の住宅もしくは事業者の方に補助するというものでございます。したがって、メガソーラーへの設置補助ということではございません。

【まきやま委員】 次は、第5次長崎県食育推進計画概要について、お聞きいたします。

(2)の持続可能な食を支える食育の②についてです。農漁業体験、生産者との交流等を通じた普及について、詳細を教えてください。

【岩永食品安全・消費生活課長】 こちらの食育推進計画の2の「持続可能な食を支える食育」につきましては、この②農漁業体験、生産者との交流、こちらは国の計画の方で検討されていることの一つでもあるのですが、やはり食の現場と消費者との距離が広がってきているのではないかということのご指摘がありますので、そういった農漁業に対する体験を通して、食に対する理解を深めていくといったことを普及させていくということをご記載する予定にしております。

ます。

【まきやま委員】 具体的な案というのはまだ出ていないということですか。例えば、田植を経験するとか、稲刈りを経験するとか、そういったこと。

【岩永食品安全・消費生活課長】 こちらの体験の事業につきましては、主に農林部ですとか、水産部の方で検討されている事項になりますけれども、まず水産部におきましては、生産者や関係団体が実施いたします魚食講習会、これはお魚を3枚に捌いたりとか、そういった魚食講習会への支援を行うことで、水産物の魅力を発信するというところでございます。そういったものを記載する予定です。

【まきやま委員】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、次、第3次長崎県食品の安全・安心推進計画概要について、お聞きいたします。

この中の3番、食品の安全・安心を支える体制及び連携の強化というところで、長崎県のトランス脂肪酸に関する見解はどのようなものか、お聞かせください。

【坂口委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 1時58分 休憩 —

— 午後 1時59分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

【岩永食品安全・消費生活課長】 記載内容につきましては後ほど確認をさせていただいて、答弁させていただきたいと思います。

【まきやま委員】 といいますのも、日本で認められているトランス脂肪酸とか、あと遺伝子組換え、ゲノム編集等なのですけれども、海外では禁止されている食べ物に当たります。

それで、この1番の食品安全確保体制の充実と

いうところで、①食品の安全管理に関する調査、研究の推進とありますので、ぜひこういった海外の情報も調査の対象に加えていただきたいと思います。それができないと、大きな2番の食品に関する理解促進と信頼の確保というところで、県内で購入する食品を安全だと思ふ県民の割合、これを90.9%から93%に上げるという目標もありますけれども、こういったことが解消されないことには信頼性の確保というのは難しいと思いますので、ぜひ海外の調査も加えていただくよう強く要望いたします。

次に、第5期大村湾環境保全・活性化行動計画の概要についてのところで、1番の森・里・川・海が一体となった里海づくりの(4)の2行目、水産多面的機能対策事業による海底耕うんの間違いじゃないかなと思って、ちょっと確認いたします。

【赤澤地域環境課長】 ご指摘のとおりでございます。

【まきやま委員】 それから長崎県生物多様性保全戦略の概要についてですけれども、行動目標3、健全な生態系の確保に向けて自然環境を適切に保護・管理するというところで、③の鳥獣被害等防止対策の推進とありますけれども、この詳細について教えてください。

【深谷自然環境課長】 ご質問について、お答え申し上げます。

鳥獣被害対策の推進というところで幾つか施策はございますが、自然環境課と、あとは被害対策ということでいいますと、農林部の農山村振興課と両方で取り組んでおります。

例えば県内全体のシカとかイノシシの適正管理のための計画を作ったり、それに基づく調査を行ったり、あるいは特定の場所では、直接県の方で捕獲事業を行ったり、あるいは有害捕獲と

いうことでいうと市町の方に交付金を活用いただくという、農林部の施策ですけれども、そういったことを行っているところがございます。

【まきやま委員】 農林部の調べによると、インシシ等の被害が減ってきているということでしたけれども、アンケート調査に回答していない被害者が結構多くいらっしゃるという実態をきれいに反映しているかどうかのチェックもしっかりしていただきたいと思えます。

最後に、諫早湾干拓調整池水辺環境の保全等というところで、水質予測モデルの改良が必要であるという見解が示されたということですが、こちらの詳細について教えてください。

【赤澤地域環境課長】 まず、流入負荷の実態と乖離していたということで、先ほどご説明させていただいたかと思えます。調整池に流入するCODといったものについては、いわゆる負荷量、こういった実測値と計算値とがございます。水質予測モデルの中で計算値を出すことになるわけですが、実際には負荷量の実測値と計算値が大きく乖離していたということが分かったというところがございます。

この理由としましては、最近、気候変動などで降雨パターンが変化しているということで、例えば、以前は短時間の大雨というのがあまりなかったというところが、ここ数年は、そういった短時間での激しい雨というのが増えたということで、そういうときにかなり実測値と水質予測モデルでの計算値がかなり乖離しているということが分かったということで、今回、水質予測のモデルを変更するという事になったというところがございます。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【田川委員】 私からも簡単にちょっとご説明願いたいと思うのですが、先ほどのご説明

の中で温室効果ガスを592.5万トン削減というお話がございましたけれども、ちょっとイメージが湧かないのですよね。もう少し分かりやすく、例えば針葉樹で1本がどれだけ年間吸収するのか、これを削減するために森林で言えばどのくらい植えればいいのかとか、そういう具体的なイメージがないと、漠然と592.5万トンと言われてもイメージがきつらいと思うのですが、この点について、この算出根拠とイメージがどの程度なのかということをご説明願いたいと思えます。よろしくをお願いします。

【赤澤地域環境課長】 まず設定した根拠でございますが、2013年度の温室効果ガス排出量、これにつきまして46%削減するということになっております。これは国が今年の2月に策定しました温暖化の実行計画、これと整合させるために46%削減ということで、それを引いたのが約593万トンということがございます。

委員がご指摘されましたCO₂のイメージの関係なのですが、よく言われます。CO₂のイメージが分からないと。東京ドーム何杯とか、そういった形で表現していただくとありがたいという話を受けますので、どの程度かというのは今すぐには申し上げられないのですが、今回、委員からご指摘も受けまして、どういったイメージかというのを温暖化実行計画の中でも記載をするということも検討していきたいというように考えております。今どのぐらいのイメージかというのはなかなか数字が出せないもので、申し訳ありません。

【田川委員】 恐らく専門の方がそういうイメージですので、一般の方が、私も含めて、全く分からないのですよ。592.5万トン削減するために市民生活でどの程度のことをすればいいのか、電気を少し短くするとか、車の運転を控えると

か、いろいろな産業廃棄物と食品ごみも減らすとか、一方で、それを改善するために、今度、農林部の方でこういう植樹活動をするとか、そういうイメージが湧かないと、大変なことなんだなというのが伝わらない。これはもう数字だけ言われてもほとんどの方が分からないと思いますので、急に言われて困っていると思いますけれども、できれば、そういう身近な情報を提案していただければ助かります。これはもう要望で終わりますけれども。

もう一点、ちょっと教えていただきたいのですが、生物多様性の保全ということで学校における環境教育ということですが、これについてももう少し具体的に分かりやすいイメージといいますか、お話をいただきたいと思いますが、いかがですか。

【深谷自然環境課長】 資料としてお配りしている本体の中にも記載がございますけれども、例えば、自然環境課自身は生物や自然に関する講演会や講習会を開催したり、あるいは学校に出前授業を行ったりといったこともございますし、また教育庁の方で取り組んでいることとしては、各小・中学校において自然に親しむ体験活動というのは基本的に必ず実施するというようなことにも取り組んでいるところでございます。

また、今回の改定に当たって新しく取り組んでいることとしては、審議会の委員の先生方からも意見があって、効果的に学校教育に生物や自然に関する理解を取り入れていくためには、学校の教員の先生方にきちんと分かりやすく適切な情報を提供した方がいいということで、理科教育を担当する先生方との意見交換みたいなことを新しく実施するといったことを盛り込んでございます。

【田川委員】 ありがとうございます。

これも、今、教育委員会というお話ですけれども、農林水産とも関連して、学校の先生方に新しい情報を提供するということですが、まず学校の先生が生物多様性についてご存じない、そしてまたやっぱり忙し過ぎて、働け働けと言いますけれども、働き過ぎて心が病んでいる先生方もいらっしゃいます。そういう中に野外に出向いて自然に触れ合うって、ほとんど物理的に難しいのではないかなと。

そこで、教育委員会との協議も必要になるのですが、身近な体験ということで、一例ですが、ビオトープを各学校に設置することによって、その池で自然環境でどういう生物が育つか、そういう発想等は、あるいはご提案をされるおつもりはないですか、お願いします。

【深谷自然環境課長】 ビオトープの活動について事細かに現状を把握はしてないのですが、以前からそういった取組をされているところもあるかなと思いますし、学校に限らず、身近な環境を地域の団体が環境づくりをして、そこに地域のお子さんを誘って、活動に参加させているような取組があって、それを当課の方でも支援をしていたりとか、そういったこともございます。それぞれ地域、学校の取組を支援していくような形で考えてございます。

【田川委員】 これは本当に各課横断という形で取り組んでいく必要があるのですが、例えば、森林組合等ではみどりの少年団ということで、現場の人たちが出向いて木を切るとか、自然環境について講演会をする、そういう取組を既にされているみたいですので、教育委員会、あるいは農林水産と連携して取り組んでいく。

今おっしゃったようにビオトープでされている学校もあるということであれば、そういう成功事例を十分精査した上で上げていくことによ

って、具体的なイメージが湧くのではないかなと。これだけを読むと何をされるのか分かりませんので、ぜひ今後、計画ですので、実施に向けては十分研究して取り組んでいただきたいと思いますけれども、その決意のほどを、熱意のほどを教えてください。

【深谷自然環境課長】 今ご指摘いただいたようなことも含めて、関係部署、あるいは現場の活動されている方々と意見交換しながら推進をしていきたいと思えます。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】 大きなところで教えてほしいのですが、今回12の個別の計画が出されましたが、長崎県の総合計画で示した県政の基本的な方向性に沿って具体的な施策、事業を推進するため、各部局で特定の分野、政策課題についての個別計画を策定するというところで、現在の総合計画でありますチェンジ・アンド・チャレンジ2025では65の計画があります。今回、12の計画が出されたのですけれども、9月議会で説明された議会で議決を経ますという2つの計画以外に、今回10の計画、これ5年前もこういう説明はされたのですか。

【立石県民生活環境課長】 議決を要する計画以外も前回は説明をさせていただいています。

【堀江委員】 5年前というと、これは令和2年になりますか。令和2年のときの11月議会に、こういう説明がされたんですね。私が議会の議事録で確認することはできなかったので、ちょっと確認したところですが。

【坂口委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 2時14分 休憩 —

— 午後 2時15分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

【立石県民生活環境課長】 それぞれの計画によって計画期間が異なりますので、前回の令和2年のときは令和3年度からスタートする計画の部分を令和2年度に説明をさせていただいています。

【堀江委員】 これは何が言いたいかというと、私が委員会の議事録を見たときにこういう説明がなかったの、私が見つけ切れなかったのだと思います。だから、いいことだなと逆に私は思ったので、前回、5年前の計画をつくる時には議案で採決をしますという計画はもちろんしているのですけれど、議会に説明をしますというだけの計画のときにはそれがなかったような、ごめんなさい、私の認識が間違いだと思いますが、なかったの、こういうことはいいことだなと思って、思わず質問したところですが。失礼いたしました。

そこで、今年の6月議会で県民生活環境部として今こういうことをやっていますよということの中に、例えば長崎県交通安全計画でありますとか、島原半島窒素負荷低減計画でありますとか、それから県庁エコオフィスプランでありますとか、計画を今検討していますという部長報告があっているのですが、今11月議会ですけれども、来年度からの計画期間であるとするれば、こういった3つの計画はもう終わりなのか、そこを教えてください。

【大安県民生活環境部長】 今ご指摘がありました三つのうち、全てあれですけど、交通安全計画につきましては国との関係性がありまして、それを踏まえての計画の策定といったところになると考えておりますので、またちょっと時期が変わった形になってこようかと思っております。

ほかの分については個別に回答させていただきます。

【赤澤地域環境課長】 まず、ご指摘があった島原半島窒素負荷低減計画につきましては、終期は確かに今年度、令和7年度でございます。こちらにつきましては、島原半島窒素負荷低減対策の推進会議ということで、民間の方も含めたところでの協議をしているというところでございます。幹事会その他につきましては、行ってはいるところでございますけれども、この件に関しましてはパブリックコメントをかけるというところがありません。したがって、今回の議会の中ではご報告をしていないというところでございます。

もう一点、エコオフィスプランについても今年度は終期となっております。これについては、地球温暖化対策推進法の中の県庁の実行計画ということで、県庁の内部の温室効果ガス排出等の削減計画ということになります。これにつきましては、今年度策定をすることにしておりますが、庁内に幹事会というのを設けて、その中で議論した上で成案にするという形になっておりますが、そこまでまだ至っておりません。そのため、今回の中ではまだご報告をさせていただいていないというところでございます。

【堀江委員】 改めて今回12の計画が出されたので、この間の9月議会、6月議会の部長説明と合わせて読みながら今回出されていないので、ちょっと素朴な疑問を持ったところです。事前通告していなくてごめんなさい。

そこで、長崎県男女共同参画基本計画についてお尋ねするのですが、みんなパブリックコメントをするということで大体2か月、11月から12月、あるいは12月から1月というパブリックコメントの期間なのですが、この男女共同参画基本計画につきましては9月もその旨説明があったのですが、12月1日から22日という

ことではやはり短くないかと改めて思ったのですが、そこはどのような見解を持ったらいいたすか。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】 パブリックコメントの時期が短いのではないかとのお尋ねです。

これにつきましては、予定といたしましては11月頃からパブリックコメントをできればというように考えていたのですが、事務作業の遅れによりまして12月の開始となってしまっております。

それから終期に関しましては、1月に審議会を控えておりますことから年内のパブリックコメントの取りまとめを目指してございまして、12月22日ということで終期を設定させていただいております。

こちらにつきましては、市町、あるいは関係団体、それから県の推進アドバイザー、そういった関係の方たちにはきちんと周知をした上でパブリックコメントを行っております。今、幾つか回答もいただいているところです。期間については、周知を十分に行った上で期間を設定しているということでご説明をいたします。

【堀江委員】 この計画につきましては9月議会にも報告をされて、議案としては3月議会、2月議会に来年上がるということになるのですけれども、ぜひ今月22日までの期間ということになりますので、県民に広く、さらに周知をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それで、9月議会のときに出された基本計画の施策の体系と今回出された施策の体系では大方基本は変わらないのですが、ちょっと基本目標の文言が変わっていますよね。例えば今回、基本目標のⅡは「誰もが安全・安心に暮らせる社

会づくり」なのですけれども、9月議会のときには「男女共同参画の視点に立った誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」、あるいは基本目標のⅢは「啓発、教育と体制づくり」というのが今回の資料ですけれども、9月議会のときには「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備及び推進体制の強化」ということで、ちょっと文言が変わっていますよね。そこに至った見解がありますか。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】 基本目標の文言がⅡとⅢのところが大分シンプルになっているというお尋ねかと思えます。

ご指摘のとおり、ⅡとⅢは「男女共同参画の」という限定をつけた形で文言を記載していたのですが、9月4日に男女共同参画の審議会を開催いたしましたところ、委員の方からご意見がございまして、もっと分かりやすい表現にすべきではないかというご意見をいただきました。そちらのご意見に従いまして、文言を少しシンプルにして設定をしたというところです。

その代わりに、やはり「男女共同参画の」ということで、この計画の内容に沿った形に限定した方がいいのではないかと一方ではご意見もありましたことから、今後、概要版等をつくっていくのですけれども、そういった県民の皆様への周知に当たっては、きちんと基本目標のⅡ、Ⅲがどういったことに関する内容なのかということをきちんと男女共同参画について説明をした上で周知を図っていくということにしております。

【堀江委員】 論議をされて変わったというように私も思っておりますので、同じ計画なのですけれども9月の資料と今回の資料とちょっと違うので、改めてその経緯は指摘をし、議事録に残した方がいいと思ひまして質問したところです。

それで、今回58ページの基本計画（素案）が出

されているのですが、ここの2ページから3ページなのですけれども、後でちょっと見てもらったらいいのですが、計画の基本理念ということで、いわゆる5つの基本理念に基づくということになっているのですけれども、男女の人権の尊重には何も丸数字が振っていないのですよ。次の社会における制度または慣行についての配慮、これが①となっているのですけれども、五つの基本理念ですので、男女の人権の尊重が①で、そこからずっと④の国際的協調ではなくて⑤の国際的協調になるのではないかとちょっと思ってしまったのですが、細かいところでごめんなさい、私の見間違いだったら許してください。ここで出さなくてもよかったのかもしれませんが、ごめんなさい、ちょっと気づいたので。それはもう議案になりますのでちょっとどうかなと思ったところです。見解があれば。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】 ご指摘、誠にありがとうございます。

おっしゃるとおり、男女の人権の尊重というのが①でございまして、そこから丸数字が1つずつずれまして、⑤が国際的協調ということになります。議案として、次、提案することになりますので、きちんとそこも含めて、ほかのところも間違いがないように精査してまいりたいと思います。

【大嶋交通・地域安全課長】 先ほど交通安全計画について、部長の補足をさせていただきます。

交通安全計画は国の方向性が先般示されまして、素案としてきております。現在、国がパブリックコメントをかけて、3月、年度末に交通安全計画が確定するということですので、現在、県では、その素案を基に各団体・機関に照会文書を送りまして、その点検をしていただいているところです。

それで、実際、国が3月末に確定しますので、それを基に来年度に入りますけれども、6月、7月ぐらいまでには策定を予定しております。

【堀江委員】 国との関係で整合性を図ってという事で理解いたしました。

先ほどの男女共同参画基本計画なのですが、これは後で訂正で出ますか、それとも議案のときにここを訂正して新たに出すということにいたしますか。結局、いわゆる単純ミスですよ、そこはどのように訂正するのかだけ教えてください。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】 すみません、対応につきましては議会事務局とも協議した上でさせていただきたいと思っております。

【坂口委員長】 室長、サイドボックスを訂正していただいているのですか。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】 はい。

【立石県民生活環境課長】 先ほど前回の令和2年度の議会で計画の資料をご説明させていただきましたと申し上げましたけれども、当時はコロナの影響で発言を控えるということで資料配付だけにとどめて、ご説明はしていないという状況でございました。大変申し訳ございませんでした。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山口委員】 お疲れさまです。

この委員会のこの場で質問していいのか、ちょっと今引っかかっているところがあるのですが、それぞれの諸計画を見ますと、水とか、あるいは大気とかという感じのことについては計画にきちんと盛り込まれているのですが、私が今からお尋ねしたいのは騒音の関係についてですが、よろしいでしょうか。所管としてはよろしいですか、部長。

それでは質問させていただきます。地域の生

活環境として受け止めていただければと思っています。

実は私は住まいは諫早市なのですが、諫早市の一定の地域の自治会長の皆さんと、それぞれ地域の市議会の議員さん、そして県議会、坂口議員も諫早の県議ですから一緒に意見交換会を毎年1回やっているのですが、今年の意見交換会の中で出た、いわゆる行政に対応しなければいけない関係が三つあるのですが、一つは水はけの関係で、これはもう諫早市にお願いをしましたのでオーケーです。

2つ目がフルーツバス停の関係ですから、これも所管が違うと思いますので、別途やりたいと思います。

今からお尋ねするのは、地域の自治会長からのお願いといいますか、何とかしてくれという話なのですが、私の住まいをしているのは多良見町です。大村湾沿岸です。大村飛行場の対面にはほぼ当たるわけなのですが、その地域の自治会長からの話なのですが、飛行場に飛行機が離発着するときに騒音で、屋内ではそれほど感じないこともあるけれども、外に出て対話をしていると、飛行機がばんと来て、対話もままならない、電話もかけられないというような状況がたまにあるということで、何とかならないでしょうかねと、もう本当に率直なご意見をいただいております、分かったと。要は私が考えるには、それぞれのコースが決められていて、ちゃんと一定のルートを通る場合の騒音というのはもうはっきり何回も計測がされているというように思っておりますので、それに関する騒音に対しての計測といいますか、そのことがきちっと行われているのか、それで行われた結果としては今どうなのかということについて、お尋ねをしておきたいと思っております。

【赤澤地域環境課長】 航空機の騒音の関係というように捉えております。

県の関係課の方にも、こういった航空機の騒音に関して何か情報とかが入っているかどうかということを確認してみたのですが、県の中ではそのような苦情というのは特に寄せられていないということでございます。

同一の案件かどうかは分かりませんが、市の交通に関する部署、諫早市の方の部署には、そういった航空機の騒音ということで苦情が寄せられているということのお話は伺っております。

我々の担当する部局の方からは、飛行ルートとか、離発着の状態とか、航空機の運用、こちらについては当課でちょっと把握できませんし、また答える立場ではないので、当課では航空機の騒音の測定状況についてのみ、お答えしたいと思います。

航空機の騒音に関しましては、諫早市の方で昭和50年から測定しておりまして、現在、市内6地点で測定をしているというところがございます。昨年度は諫早市内で測定しました6地点全て、環境基準を達成しているというような状況だということでお伺いしております。

【山口委員】 ありがとうございます。

的確に計測が行われているというように受け止めておりますけれども、やはり風向きの関係とか、いろいろな条件がそこにあるのかなと思っておりますが、要するに飛行場に関わる関係からいけば、経常の定期路線としての飛行機と、あるいは新しい機種を入れたときに飛行場の離発着の訓練をするわけですね。それは前もって、それぞれの沿岸というのかな、沿線の自治体には連絡が来ています。

そしてもう一つ、やはり自衛隊の基地も大村にありますものですから、その離発着もあるの

ではないかというように思っております。

いずれにしても定期航空便というのは、きちっとした時間帯に、きちっとした路線を通ることが決められているわけですから、それはそのとおりにやっていただきたいなど。当然いろいろなハプニングもあるのかもしれませんが、住民の皆さんはそのことをやはり心配もされています。

そして、もう一つは、当然墜落の心配とかもされる人もいるということをお話から昨日も、今朝も電話がありまして、そういう話もあっていたのですが、いわゆる墜落についてはもう日本の航空機は自動車事故とかと比べても何%も安全率が高いというようなことも話をしているのですけれども、やはり住まわれている皆さんにとってみれば心配をされているようですね。

ですので、お願いしたいことは、要するに定常定期の関係は、やはりきちっと高度、あるいは速度を含めて一定の基準どおり、それぞれに申合せも行われていると思っておりますので、それを逸脱しないような申入れだけは県としてやっておいていただきたいなどと思っておりますが、ご見解がありましたらお伺いをしたいと思います。

【赤澤地域環境課長】 繰り返しになりますが、我々のところではそういった航空機の飛行ルートであるとか、そういったものについては所管ではないので直接にはお答えすることはできません。ただ、そういった話があったということにつきましては市の担当する部署の方には情報提供はさせていただきたいと思っております。

【山口委員】 それで私もちょっと心配しながら質問している状況にあるのですが、いずれにしても横通しをしていただいて、所管課に話を通していただければと思います。私の方からも申し上げることはやっているというように

は思っていますけれども。

もう一つ、電磁波の関係をおっしゃる人が、電磁波とは何かと言うと、要はテレビ障害ですね。このことも心配されている部分があるのですが、コースさえ外さなければ、それはもう一定のお互いの理解が得られた中での飛行がなされているわけですから問題ないと思いますが、そのことについてはもう自治会長にその旨、話をしておくようにということは言っておりますので、ぜひ先ほど申しあげました関係で決められたことを逸脱しないように再度申入れだけはしておいていただければと思います。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【富岡委員】 ありがとうございます。発信させていただきます。

長崎県政策評価委員会からのご意見と、その県の考え方、せっかく出ていましたので。

そのうちの5ページの2番目の犯罪被害者等支援対策事業費について、こちら事業内容を犯罪被害者等支援に係る相談体制を整えるとともに、幅広い広報・啓発活動を行うということで、事業費が合計2,100万円ほどついております。令和7年度も多分同じぐらいついていると思うのですが、その成果指標をサポートながさきで受理した相談対応件数とされていて、政策評価委員会の意見としては、簡単に言うと、結局、犯罪が増えれば相談対応件数も増えるだろうし、減れば減るだろうしということで、これが果たして成果指標としてどうなのかというご意見をもらっています。

県の考え方は、ご意見を踏まえてどのような手法が考えられるか検討してまいりたいということでしたけれども、まずこれも令和6年度の事業に対する評価ですので、いつ頃これが評価されたのかということと、その後、検討してまい

りたいですけれども、どのような検討がなされたのか教えていただけたらと思います。

【大嶋交通・地域安全課長】 この被害者支援、サポートながさきの事業ですけれども、県の方から長崎県公安委員会が被害者支援の早期援助団体として指定している唯一の団体である犯罪被害者支援センター、こちらに委託をしている性被害の相談窓口をサポートながさきと申します。

このサポートながさきは、今、委員ご指摘のとおり、評価委員の方から、結局、相談件数が増えるということは性被害が増えてきているんじゃないか、それは悪いことじゃないかというような、それが増えたからよかったとかいう評価するのはちょっと矛盾しているんじゃないかというご意見をいただきました。

実際、県の方でもどういう評価指標がいいのか、例えば他機関に支援をつなげた件数、これはどうしても被害者の方のニーズによって数字が変わってきますので、なかなか難しいということでいろいろ検討しまして、この評価件数が相談件数イコールですね、実際、被害者の支援につながったということで考えれば、潜在的に埋もれている被害者をどんどん広報することによって相談支援につながっているという意味で現在の指標となっておりますという説明をさせていただいたら、評価委員の方もそういうことですかというようにご了解をいただいたところでした。

【富岡委員】 ありがとうございます。

私もこのサポートながさきについて、性被害に限定されたものという認識がなかったので、多分ほかの犯罪と比べて特殊性というか、おっしゃられたように暗数がかかなり多いというところの観点から、先ほどのご答弁がすぐに頭に入ってきてませんでしたけれど。

私の意見としては、結局、表に出ないものはもうどうしようもないから何らか指標をするとするならば、発生件数は必ず分からない、それに対して暗数は必ずあるので、結局この相談件数割る犯罪認知件数、それでした上でのかなりのパーセンテージ低くなるけど、それでしか評価がなかなかできないのではないかというような意見を言おうかと思ったのですけれども、それに対してもしご意見がありましたら、先ほどのご答弁でもいいのでお答えいただけたらと思います。

【大嶋交通・地域安全課長】先ほどの繰り返しになるのですけれども、やっぱり現在、性被害が非常に増えているところです。数字で申しますと、昨年度773件とありまして昨年の151%、今年も既に11月末現在で633件、157件の増加をしております。非常に増えているということを考慮しますと、ある程度、潜在的なものを掘り起こすという意味で現在の指標を踏襲しているところがございます。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【浅田委員】1点だけ。この間、一般質問でも女性活躍について副知事登用に対してということで質問させていただいていたのですけれども、その際の最後に私の方から、いろいろと部署が頑張っていたということはもちろん存じ上げておりますし、また健康課題の問題等々についても、これまでは女性対象にやっていただいた、しかしながら今は男性の課長級以上の研修会においてはそういうこともやっていただいておりますし、フェムテックとか、いろいろな部分で理解が増えているというようなお話を聞かせていただいて、そこに関しては非常に感謝をしているところなのですが、加えて、人事の方にも関わってくるのですけれども、それでもまだ県

庁内で女性の方が2倍ぐらい離職者が、特にやっぱり50代が多いというような現状がございます。これは人事だからではなくて、人事と在り方としてどのように連携を取りながら共通認識の中でフォローアップをどのようにしているか、そこだけちょっとお聞かせをいただければと存じます。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】女性の離職者が男性に比べて2倍あって、それに対してどういったフォローをしているのかというお尋ねかと思います。

主に人事課の対応となるのですけれども、例えば、女性職員のキャリアに対するモチベーションを高めるための研修を行っておりまして、どういうやりがいがあるとか、ロールモデルの姿、そういったことを女性職員の方にお伝えしまして、働き続けていただくような取組も行っておりますし、それから男性職員の育休取得促進とか、そういったところで必ずしも配偶者が県庁にいるとは限らないのですけれども、男性も育児に参加できるような環境を整えることで女性職員が働き続けられるような環境をつくるとか、そういったことを人事課と一緒にしております。

【浅田委員】実際、今、人事課とやっていたというご答弁だったかと思うのですが、されどここ3年ぐらいを見させていただいても、実は上がっているのですね、離職の、特に50代とか。若い世代になると、多分公務員ではなくて違う、新しい職種へというようなものもあるかと思うのですが、フォローアップをする上において、やっぱりそこは人事と一緒にしっかり分析をしていなければいけないと思うのですね。特に50代が多かった、それはもしかしてケアラーとしてなのかもしれないし、その辺りをしっ

かりちゃんと、研修とかはやっていただいているにしても現実問題がそこにあるわけですから、その辺りの分析というところはどうですか。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】 職員へのアンケートとか、そういったことをはっきりとしているわけではないので、今後、人事課とも協議しながら、どういったことができるかを検討してまいりたいと思います。

【浅田委員】 そこをやっていただかないと、やはりずっと変わらないのではないかなという気がしておりますし、聞き取り等々に関しては、これまでも私は、部長、委員会とかでもお願いをしてきたかと思うんですよ。これはあえて通告もしなかったのは同じような質問を過去にもさせていただいた経緯があって、しかしながら昨年度を見ても数字的にはそのような現状であるということがどうなのか、やはり県庁自体がそういうのをしっかりやっているということが県庁の中の方はまだまだ民間よりは実のところやりやすさとか、理解の促進のしやすさとかは高い方だと思うんですね。そこをしっかりとやらないと、やはり外部の民間企業とかに対してのフォローアップとか、支援とかが本当のところで見えてこないかと思うのですけれども、その辺り、もう一回、しっかりとお答えいただければと思います。

【大安県民生活環境部長】 今の指摘をいただきました件ですけれど、関係部局による連携会議というのを令和6年1月から開始しております。そこには、人事課とか、新行政推進室、職員厚生課、また雇用労働政策課であったり、国保健康増進課、いわゆる福祉部局も入った中で、それぞれの取組の内容と、どういったことができるか、そしてその中でどう連携していくかといったところについて議論をしているところでございま

す。

そういった中で、横の連携を踏まえて、例えば福祉部局の方が行っている、いろいろなヘルスリテラシー向上に関する周知、啓発を我々が持っているいろいろな関係団体の協議会の中でもそれを示すとか、そういう形などはやってきているところでございます。

今ご指摘いただいた職員の中での女性の離職のところの分析といったところまで、中での共有には至っていないのが実際でございまして。今ご指摘いただいた分を含めて、より一層効果が高まるために、それぞれの部局の中での情報というの、いま一度、どういったものを持っているかということも含めて確認をしながら、よりこの連携会議というものが効果的な施策につながっていくよう、より質を高めていきたいと思っております。

【浅田委員】 実際としては、ここ数年、例えば私たち議会とのレクにしても何にしても、女性のすごく優秀な職員さんたちが増えてきて、どんどんどんどん表に出て、どんどん活躍をいただいているなということ非常に物すごくいい意味で感じているものですから、ならば、やっぱりもっとこう分析をして、それが横広がり、県内のいろいろな企業とかに対しての本当ロールモデルになるような形を取っていただければより幸いかなと思います。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【田川委員】 簡単にちょっとお尋ねしたいのですけれども、大村湾環境ですね。左側の森・里・川・海については所管の部署に行って詳しく聞いてまいりましたけれども、その中で1点だけ分からなかったのが、大村湾をきれいにする会という、この実態ですね。

もう一点が、次のページにある、これは新規と

書いてあるのですけれど、大村湾が沿岸域に当たる恵みを多角的に評価する、これは新規ですけれども、これをもう少し具体的に教えてください。

【赤澤地域環境課長】 まず、1点目の大村湾をきれいにする会についてですけど、大村湾をきれいにする会につきましては、大村湾流域の5市5町と県の方で構成する団体でございます。年1回、もしくは2回、幹事会などを開いて、情報交換であったりとかというのをやっているということでございます。

そのほか、大村湾に浮遊しているごみであるとか、そういったものの回収事業であるとか、大村湾流域のごみの清掃活動、そういったものを共同でやったりとかしているというような団体でございます。

2点目の大村湾の多角的な評価に関してですが、こちらについては今年度から新規事業ということで、環境保健研究センターの方で研究をさせていただいているという項目でございます。

具体的に言いますと、里海に関しましては先ほどのパワポ資料の右下にちょっと書いておりますけれど、里海とかは人手が加わることによって生物多様性と生物生産性が高くなった沿岸海域というように定義されているというところでございます。この生物多様性の保全の場となるとともに、漁業をはじめ、温暖化抑制とか、観光とか、こういった様々な便益を生態系サービスと呼んでいるのですけれど、こういったものを里海が提供しているというところがございます。

ただ一方で、これまでの海域の環境評価というのは、先ほども話が出ました水質のCODであるとか、漁獲量であるとか、そういった定量化しやすいようなもの、いわゆる目に見えやすい

もの、これを中心に価値を評価しているというところがございます。本来、この里海が持つものというのは、多様な生態系サービスを持っているということで、それを十分に評価できていないことから、近年、この生態系サービスを使って評価をしていくというような手法が出ているというところがございます。

こうした見えにくい数につきまして客観的な指標を提示できていないというところから、今回、大村湾にもたらされる恩恵につきまして国交省の方が開発した手法で多角的に評価し、エリアごとの強み、弱みを可視化するというようなことがございます。

ただ、エリアとか、そういったものについてはどういう形で分けをしていくかというのは今後の研究の中で明らかになっていくのかなと思っておりますが、実施期間は、一応、今年度から令和9年度までの3年間ということになっております。結果を踏まえて取組の実施については関係機関とも検討していきたいと考えております。

【田川委員】 ありがとうございます。

最初の大村湾をきれいにする会は、たしか年1回、総会を開いて、会費も納めていると思うのですけれども、恐らく清掃作業をしようかという状況じゃないかなと。もう一歩踏み込んで、5市5町だけじゃなくて県も協力していただければ、これはもう要望で終わりますけれども。

里山というのは昔からよく聞くのですけれど、里海という概念が国の方が去年か一昨年にて定めて、去年、私は勉強に行ったと思うのですけれど、国交省の方に。こういう概念で、大村湾だけじゃなくて、やはり長崎県全域に、海洋の件ですので里海づくりということで推奨していけば、水産資源の確保、そしてまた海の多様性についても進んでいくのではないかなと。長崎にとって最

も大事な事業の一つ、そして分かりやすいのは、閉鎖性海域の大村湾で実証実験をして、それを広げていくというのは本当に有効だと思いますので、この点について頑張っていたきたいと思っております。これはもう要望で終わります。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【岩永食品安全・消費生活課長】回答が遅くなりまして申し訳ございません。先ほど、まきやま委員からご質問がございました件につきまして、ご回答させていただきたいと思っております。

今委員会の方に素案として出させていただいている補足説明資料⑦-2の方に食品衛生に関する調査・研究の推進ということで記載しております内容につきましては、本県で発生頻度が高いフグの食中毒、こちらの方に迅速かつ簡易に検査できる手法を確立するような食中毒検査体制の充実に取り組むというような施策を挙げしております。

ご質問がありましたようなトランス脂肪酸に関する研究につきましては、これは内閣府の専門機関でございます食品安全委員会というところが見解を示しておりますけれども、諸外国では過剰摂取に伴う心筋梗塞とか、狭心症等の冠動脈疾患を増加させる可能性が高いものとして上限規制があるところもあるということです。日本人の場合は、基準となるWHOの目標をかなり下回っているという状況で、通常の食生活をする上では健康上、影響は小さいというような見解が示されています。

こちらの規制に関する議論といいますのは主に今の段階では国のレベルで議論されているものと認識されておりますので、今回、県の食品安全・安心の推進計画の中では特に取り上げる予定には入っておりません。

ただ、こちらのトランス脂肪酸の方が問題と

なって、いろいろな規制等が出てくれば、それに対応して県の方も取り組んでいきたいと思っております。

もう一点、遺伝子組換え食品のお話も少し出していたかと思うのですが、こちら内閣府の食品安全委員会の方がリスク評価をしております。こちらの評価を経まして、科学的に安全であるというように認められたもののみ、今の市場には流通をしているという状況でございます。

こちらの遺伝子組換え食品につきましては、使用した場合には食品表示法に基づいて表示義務がございますので、法令に基づいて監督、指導をしていきたいと思っております。

【坂口委員長】まきやま委員、よろしいですか。

【まきやま委員】はい。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時56分 休憩 —

— 午後 2時57分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日12月12日は午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時57分 散会 —

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年12月12日

自 午前 9時59分
至 午前11時51分
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

坂口 慎一	委 員 長
湊 亮太	副 委 員 長
小林 克敏	委 員
堀江ひとみ	〃
浅田ますみ	〃
山口 初實	〃
中村 一三	〃
まきやま大和	〃
富岡 孝介	〃
田川 正毅	〃

3、欠席委員の氏名

畑島 晃貴 委 員

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

太田 彰幸	交 通 局 長
岩崎 良一	管 理 部 長
柿原 幸記	乗 合 事 業 部 長
江頭 興祐	貸 切 事 業 部 長

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

なお、畑島委員から欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、浅田委員から所用により本委員会出席が遅れる旨、連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

交通局長より総括説明を求めます。

【太田交通局長】 おはようございます。

観光生活建設委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第109号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分及び第115号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」の2件であります。

初めに、第109号議案についてご説明いたします。

この条例は、令和7年度の人事委員会勧告等を踏まえ、交通局職員の駐車場利用に対する通勤手当を新設するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第115号議案についてご説明いたします。

この条例は、国が定める一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領が本年9月26日に改正され、貸切バス運賃・料金の基準等が見直されたことに伴い、交通局の貸切バス運賃等について所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説

明いたします。

経営状況について。

交通局の経営状況については、今年度第2四半期（7月から9月）において、営業収入がリムジンバス等での乗客数の増加や9月からの運賃改定前の定期券購入増などにより前年度同期に比べ約9,000万円の増収となり、令和7年度上半期は、前年度に比べ1億9,300万円（税込）の増収となりました。

営業費用については、バス車両の更新増に伴う減価償却費の増、また軽油費やバス部品費等の物件費の増などから第2四半期において前年度同期に比べて約7,000万円の増となり、令和7年度上半期は、前年度に比べ9,700万円（税込）の増加となりました。

この結果、上半期における経常収支（税込）は前年度から約1億円改善し、2億4,000万円の黒字となっております。

本年10月からは、今年9月に実施した乗合バス運賃改定の効果を見込み、職員の処遇改善を図ったところであり、今後とも経営状況を見極めながら運転士不足の解消等に向けた職員の処遇改善やバス車両の更新等に着実に取り組むことで、持続可能なバス事業の構築に努めてまいります。

乗合バスの状況について。

交通局では、バス利用者の利便性向上を図るため、長崎Society5.0推進プランに基づき、デジタルトランスフォーメーション推進に取り組んでおります。

令和6年3月にバスの接近情報をスマートフォンアプリ等でリアルタイムに提供する県営バスナビを導入しましたが、本年9月のアプリのダウンロード数が2万件を超え、多くのお客様にご利用いただいております。

また、バスの接近情報等をデジタル表示するスマートバス停については、これまで長崎空港のりば、矢上バス停、本原1丁目バス停に設置しており、今年度は大村バスターミナルと東長崎営業所待合所にデジタルサイネージを設置予定であり、今年度中の運用開始に向け、準備を進めております。

これらの取組は、バス待ち時間の不安解消のほか、異常気象時の情報発信にも寄与するものと考えております。

外国人旅行者への利便向上のための空港リムジンバスへのタッチ決済の導入並びに定期券購入の際の窓口でのクレジットカード決済の導入については今年度中に取扱いを開始する予定であり、決済手段の多様化とキャッシュレス化を図ることで、これまで以上に利用しやすい環境を整備してまいります。

貸切バスの状況について。

交通局においては、修学旅行などの貸切バスの運行とともに、旅行業を活用し、県等の行政機関とも連携した新たに本県の魅力を発見する着地型周遊観光バスツアー「ぶらりん」を企画、運行しております。

長崎空港開港50周年を記念したツアーについては、世界初の海上空港非公開エリアに潜入として、長崎空港の非公開エリアの花文字山を見学後、諫早市森山町の宮下農園でのトマト狩りやオープン直後の道の駅251いいもりじゃがーロードへ立ち寄り、長崎へ戻るコースを企画し、去る11月1日と24日に催行しました。

また、女神大橋が開通20周年となることから、記念ツアー「女神大橋ってっぺんからの絶景ブリッジアドベンチャー」を企画し、内容を女神大橋登頂のみに絞ることでツアー代金を安く抑えたものとして、11月2日に実施しました。

いずれのツアーも多くのお客様にご利用いただき、また大変ご好評をいただいたところであり、今後も実施後のアンケートでいただいたご意見も参考にしながら本県の魅力発見バスツアーを企画してまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、貸切事業部長より補足説明を求めます。

【江頭貸切事業部長】本会議に提出いたしました第115号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

令和7年11月定例会県議会観光生活建設委員会説明資料をご用意ください。

4ページをお開き願います。

今回の改定は、去る9月26日付けで国より一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更命令の処理要領の一部を改正する告示といったものが公示されましたことに伴い、長崎県営バスの貸切バス運賃・料金の上限額及び下限額を改正するものでございます。

貸切バスの運賃・料金につきましては、国が全国の主要バス事業者の原価を調査しまして、その調査結果を基に地方運輸局ごとに公示をして、各バス事業者は公示内容を基に運賃・料金を管轄の運輸局へ届け出るといった仕組みになっております。

したがいまして、交通局におきましては、九州運輸局が公示しました九州ブロックの運賃・料金を基に届出を行い、貸切バス運賃・料金の単価を定めるということになります。

それでは、4ページ、2の(ア)の表をご覧ください。

(ア)は、運賃の1キロメートル当たりと1時間

当たりの単価を記載しております。表の左側が改正前で、右側が改正後の金額を示しておりますが、今回の改正におきましては、キロメートル単価と時間単価をそれぞれ車種区分ごとに見直しが図られておりまして、表の右側にある改正後の金額の中で下限額につきましては、国の公示内容と同額に合わせて改めております。

また、上限額につきましては、令和5年度以降、国は下限額のみを公示しまして上限額は公示しないこととしておりますので、今回の公示におきましても上限額の設定というものはありませんでしたが、公営企業におきましては地方自治法上、使用料は条例に定める必要があるということになっておりますので、これまでの大型車運賃の上限額と下限額の比率をそのまま維持しまして、引き続き独自の上限額を設定しております。

また、今回から国の改正における車種区分が従来の大型車、中型車、小型車の3区分に加えまして、新たに小型車より小さいコミューター車という区分が設けられました。全部で4区分となっておりますので、交通局におきましても、現在コミューター車というのは保有しておりませんが、国への届出が未保有の車種区分についても必要とされておりますので、新たに条例の中でコミューター車の車種区分を追加させていただいております。

続きまして、5ページの(イ)の表をご覧ください。

(イ)に示しておりますのは、貸切バスを長距離とか長時間で利用される場合に運転手を2名つけなければいけない場合がありまして、二人目の運転手の料金を交代運転者配置料金として記載しているものであります。運賃と同様に下限額は公示額と同額としまして、上限額は従前

の比率を維持して、独自の額を設定しております。

改正点については以上になります。

なお、今回の改正におきまして、国が示している実際の運行内容に当てはめた場合の九州ブロックの下限額の値上げ率というのは8%となっております。

運賃改定の実施につきましては、条例を改正後、国への届出を行い、令和8年1月1日から実施したいと考えております。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 今説明がありました第115号議案について、質問します。

今の説明では、国が定める運賃の値上げが行われるので値上げをしますという説明なのですが、この値上げの理由は何ですか。

【江頭貸切事業部長】 今回の改正の目的につきましては、国として昨今の運転士不足の解消と、あとは安全性の向上に対しての投資、これにコストが増大しているところを反映させるということでの見直しというようになっております。

【堀江委員】 説明の中でも8%という説明もありましたけれど、例えば県民の皆さんがこの貸切バスを利用したとして、先に局長がお話をした、例えば女神大橋てっぺんからの絶景ブリッジアドベンチャーを利用したとして、今だと幾らの額で、そしてこの改正することによって幾らの価格というように分かりやすく説明してもらえますか。

【江頭貸切事業部長】 今おっしゃられた女神大橋のツアーにつきましては旅行商品としてやっていますので、この金額の比較というわけではないのですが、貸切バス代というのは繁忙期とか閑散期など時期の違いとか、利用区間とか、そういったもので上限と下限の幅の中で決められますので、一概には言えませんが、いわゆる閑散期など稼働が少ない時期に下限額で受注しているというように仮定しますと、大体5万円で運行しているものが8%の値上げで5万4,000円になると、そういったような値上げの状況になるかと思えます。

【堀江委員】 それは下限額ですよ。例えば上限額で言ったらどんなふうになるの。

【江頭貸切事業部長】 上限額につきましては繁忙期というようになりますので、もともと下限額よりも高い水準で受注しているということもありますので、値上げによって需要が減少しないように慎重に対応しなくてはならないというように考えていまして、そういったことから上限額については8%とは言わず、状況を見ながらの値上げになるかと思えますので、そういった意味では、県営バスとしましては年間を通すと全体的な平均としては5%の値上げぐらいになるかなと考えております。

【堀江委員】 料金の設定には当然時期がありましようし、内容によって、商品をパックにされますとまたいろいろ違うので、特別にこれで幾らというようなことにはならないということも承知した上なのですけれども、どれぐらい値上げになるのかということを改めてお尋ねしたところ です。

それで、今回、5ページのポツの2つ目に、今ずっと説明がありましたように下限額については国が公示をするので、それに合わせますと、しか

し上限額については、国は定めていないということなのですけれども、長崎県としては、この間のいろいろな比率を含めて、いわゆる独自の額ということになるのですけれども、これは独自の額ということで上限額も設定しないといけないということになるのですか。

【江頭貸切事業部長】 上限額につきましては、国の方としましては、もともと市場の競争性の問題で上限額まで貸切バス事業者が運賃を取れていないということで、前回の運賃改定から廃止になったというものになるのですが、公営企業の場合は地方自治法上で使用料というのは条例に定めないといけないというようになっています。下限額だけを定めると上限額が青天井でなかなかお示しすることができませんので、従来の比率を維持して、独自の上限額を定めているという状況になっております。

【堀江委員】 最後にしますけれども、今回、小型車よりも小さい車種についても交通局としては保有していないのだけれども定めるということになっていますが、そうしますと、これは対象が広がるという理解でいいのですか、そのことだけ教えてください。

【江頭貸切事業部長】 小型車よりも小さい通勤用車という区分が国において今回新たに設けられたということで、国の方の趣旨としましては、車種の設定、長さとか、乗車定員とか、そういったものの関係があるので保有していなくても届出をするようにというようになっています。交通局としては、現状は通勤用車というのは保有しておりませんが、今後の動向を見ながら将来的には検討することもあるかとは思いますが、現状はない中で条例としては制定させていただいているということになります。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【田川委員】 おはようございます。

ちょっと確認の意味で、今、堀江委員へのご答弁の中で運賃の値上げについては運転手の確保というお話もございましたけれども、現状で、9月もお伺いしたと思うのですが、どの程度足りないのか、そしてまたもう一点が乗合バスの運転手と貸切バスの運転手を相互でどのように対応されているのか、2点について、お願いします。

【岩崎管理部長】 現在の欠員の状況でございますが、本年12月1日時点で22名不足をしているという状況でございます。

乗合バスと貸切バスの運転手の相互の関係ということでございますが、基本的に年度が始まるに当たりまして、乗合バスと貸切バス、高速バス、それぞれ運転手の配置というのをしてございます。乗合バスでなかなか欠員が埋まらないということもございまして、そういった場合には、例えば、貸切バスも欠員になっているのですけれども、貸切バスの欠員補充をせずに乗合バスを優先するとか、そういった形で随時対応させていただいている状況でございます。

【田川委員】 そこで、この値上げによって確保を目指したいという、環境整備ということもあると思うのですけれども、果たしてこれが十分に行くか。そもそも労働者不足ですので、よほどのことを考えないと、もう大幅に賃金を上げるという以外にないと思うのですけれども、それはなかなか望めない。

そこで、新たに外国人の方をやるとか、あるいは県民の足が本当に不安になるということを考えたら県庁の職員も含めて運転免許証の助成制度とか、有志を募るとか、OBも含めて、そういうことについてはどういうお考えか、お尋ねいたします。

【岩崎管理部長】 外国人につきましては、国の方で制度が緩和されまして、大型二種免許の取得について外国人についても特定技能という形で取れるという形に制度が変わってございます。

一方、バス事業者におきましては、やはり特定技能ということで海外から人を採用してくるコスト、それから育成をするコスト、それと、今、特定技能につきましては5年間という期間がございますので、そうしたところを踏まえてどういう対応をするかというのを各社が、今、検討している状況でございます。

交通局におきましても、例えば佐世保市が先般、日本語学校で勉強されている方を採用してはどうかというお話もございましたので、我々としてもそうした制度も含めて検討を進めているという状況でございます。

事務職員の話でございますけれども、そちらについても一部の地方公共団体では、県ではございませんけれども、そういったこともご検討されているという話も聞いたことございますので、こちらにつきましても引き続き情報収集に努めまして、あらゆる対策を取っていく必要があるというように認識してございます。

【田川委員】 ありがとうございます。ぜひあらゆる対策を講じていただきたいですけれども。

東京都に行くとタクシーの運転手はもう外国人の方がたくさんいて、日本語も堪能な方がいたんですね。コンビニなんかもそうなんですけれど、やはりあらゆる手段ということであれば、今おっしゃったように日本語学校に通う人、あるいはほかの職種にいる人に対しても、なかなか職場環境になじめない人たちに対して、こういうバスの運転手については長崎県では特に免許取得の環境整備というものもやっていますよということで、他県の状況だけじゃなくて、長

崎県独自にそういうのを取り組んでいければ、逆に長崎県で働くならば、外国人の方が日本に来るのは長崎県でということにもつながると思いますので、これをご検討いただきたいと思いますけれども、局長のご判断と思いますけれども、一言。

【太田交通局長】 ただいま、外国人の運転士の採用について検討したらどうかというようなお話でございます。

管理部長からも答弁いたしましたけれども、いろいろな諸問題があります。

それと、やはり危惧しているのは、日本全国で外国人労働者の取り扱いと申しますか、そういうこともございます。そうしますと、やはり賃金単価が高い大都市、そういうところに向かっていくのではないかとというような恐れもございますので、やはり今の段階では慎重に検討していく必要があるかなと思っております。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【山口委員】 お尋ねしますが、もう本当に基本的な勉強みたいな質問になってしまうのですが、それぞれ車種が、大型、中型、小型、コンピューター車とありますけれど、これの乗車人員等々が決まっているのだと思うのですが、このことを少しご説明いただけますか。

【江頭貸切事業部長】 車種区分の設定といったものになりますが、大型車というのは車両の長さが9メートル以上で座席が50以上のものを言います。

中型車を飛びまして、小型車というのは車両の長さが6メートル以上8メートル以下で座席数が33以下のものというようになっております。

コンピューター車につきましては車両の長さが6メートル未満で旅客座席数が14以下のものとなっております、これらに該当しないものを中

型車と呼んでいます。

【山口委員】 運賃の決め方につきましては、もう単純にキロメートル当たり運賃とそれぞれ車種に応じて、あるいは車種に応じた時間というこの単純計算で基本的にはなされているわけですか。そのプラスアルファであったり、マイナスであったりというのがあるのだと思うのですが、そのことについて教えてください。

【江頭貸切事業部長】 運賃の計算方法につきましては、営業所を出て営業所に戻るまでの間の回送距離も含めた走行距離に対してのキロメートル運賃と、あとは回送も含めたご利用時間に対しての時間運賃、これを合算したものとなりますので、時間が長くて距離が短いものについては時間の運賃の割合が高くなりますし、短時間で長距離を運行するものについては、時間は短いのですけれど、距離の分、運賃が高くなるというような仕組みになっております。

【山口委員】 あと交代運転者についての記載もございますけれども、この要件と申しますか、置かなければならない条件とか、そういうものも決めてあるんだと思うのですが、そのことについても教えていただけますか。

【江頭貸切事業部長】 1人の運転手で運行が可能なのは、1日当たり最大で基本13時間というようになっています。いろいろ特例的なものを用いても最大で15時間というようになっていますので、この時間を超えるような運行になった場合には2人目のドライバーを乗せないといけないとなっております。

あと、また走行距離につきましても1人で1日に運行できる距離が500キロメートル、もしくは要件を満たして600キロメートルといったところが決まっていますので、これよりも長い距離を運行する場合には二人目のドライバーを乗せ

ることが必要というようになっております。

【山口委員】 今、貸切のことについて尋ねていますが、乗合バスに乗られている運転手さんもいらっしゃるし、貸切もいらっしゃるわけなんです。これは併用ということも十分あっているわけなんです。その運転手の勤務状態というものの、基本的な長崎県営バスとしての決め方と申しますか、そのことがあるとすれば教えてください。

【江頭貸切事業部長】 今、県営バスの中での営業所というのが貸切バスと高速バスだけの営業所といったものに集約しておりまして、乗合バスとは営業所が異なりますので、日常業務の中では貸切の運転手は貸切バスを中心に乗っているということで、乗合バスということではないです。

国の方で、貸切バスに乗せるときには一定の研修をしないといけないというようになっていますので、日常的に行ったり来たりというのはなかなか難しいということになりますが、逆に乗合バスの方に貸切りバスの運転手が応援に行くといったときには、そういった研修というのは特に国の中での定めというのはございませんので、状況を見ながら閑散期などにおいては貸切の運転手は乗合バスを応援するというような状況になっております。

【山口委員】 分かりました。

恐らく運転手さんも十分じゃない中でのやりくりをしながらやられていると思うのですが、基本的に県営バスとして運転手さんは貸切、乗合を含めて足りないというように理解はしているのですが、何%ぐらいの補充率というような状況に今あるわけですか。

分かりやすく言えば、あと何名程度が十分必要量ということに目されているのか、その辺を

含めて。

【岩崎管理部長】 運転手の不足数でございますけれども、12月1日現在で22名が不足してございます。本年4月1日現在では24名の不足でしたので、採用を重ねながら、ただ一方で退職もございますので、少しずつ欠員解消というのに取り組んでいるという状況でございます。

【山口委員】 分かりました。

運転免許証の要件の関係で簡単に補充できない部分もあると思うのですが、先ほど外国人の関係についてもお話がありました。外国人の労働者、運転手でも必要条件を満たせば貸切バス、あるいは乗合バスに採用できるというように判断されているのかどうか、その辺はいかがですか。

【岩崎管理部長】 令和6年の3月に国の閣議決定がございまして、自動車運送業の運転士につきまして外国人労働者が特定技能という形で勤務ができるという形になってございます。

一方、運転免許試験、これは警察が実施してございますけれども、こちらについても県警の方で第二種運転免許、これはバスの運転免許につきましては外国語の受験が可能ということで、少しずつ環境の整備が整えられているという状況でございます。

全国的な動きとしましては、まだ本当にトップの企業が1名とか、数名、今取り組んでいるという状況でございますけれども、各社ともやはり避けられない問題ということで検討を進めておりますが、やはりバス運転手の場合でいきますと日本語レベルが通常のほかの分野よりも高いN3というレベルが求められておまして、これは通常の日常会話とか、そういったものに問題がないという程度になるのですけれども、やはり接客接遇はもちろんですけれども、仮に事

故とか、災害であるとか、そういったものが起こったときに実際どのように対応するのかというところも一つ大きな課題でございますので、そういったところも含めまして、各社とも、今、課題整理を進めているという状況でございます。

いずれにしてもやはり日本人の運転免許の保有者というのが減少してございますので、外国人の採用というのも避けられない課題というようには認識をしているという状況でございます。

【山口委員】 ありがとうございます。

今、世の中は人口減少であって、いろいろな職種の方も不足している分が結構あるということがあるわけなのですが、県営バスの置かれている立ち位置としては、やっぱりそれぞれの地域の高齢化社会の中、人口減少社会の中で過疎化もあるし、その足を守っていただいているというように理解しておりますので、結構儲からないところもたくさんあるわけですが、私の地域を含めて。しかし、そこをきちっと走っていただかないと、なお一層、過疎化が進む状況にありますので、ぜひそのところはしっかり経営を含めて頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありますか。

【小林委員】 今の田川委員とか、あるいは山口委員からお話があった外国人のドライバー採用の問題は、局長当たりは検討しているというけれど、ほとんど本人は検討していないと、あの程度の答弁だったら、何にもやっていないよ。ただ、今、管理部長が少し掘り下げてご答弁があったようでありますね。

国の方は要件を満たして採用ということを先ほどから、令和6年3月、特定技能が5年間ということですね、そういう状況になっているわけですね。

それから、例えば介護とかは一般的にN4だけれども、N3ぐらいの、それでもすぐN3ぐらいにはなるわけだ。

今、議論の中で一番大事ということは、このバスの停留所の間隔がどんどん実は広がっているわけよ。そういうことは乗客の不足なのか、運転手の不足なのかと、どっちなのかといえどどちらもあるかもしれないが、どちらかという運転手の確保がままならないと、そういうようなことで従来どおりのバス停を広げていかないといけないというか、そういうことで市民生活も足が奪われているということになっているわけです。

それで、日本人のドライバーが今こうして処遇改善をされて、給料を大分値上げをしていただいた、その人件費の対応のおかげで、面接とか何か確実に実績が上がってきていると思うわけですね。だから、そういう確保についてはお二人からご意見もあつたけれども、やっぱり私も真剣に検討すべきだと思いますよ。経営統合している長崎バス辺りと経営改善について、ただそろばん勘定のお金だけじゃなくして、そういう運営について、県民の皆様方、市民の皆様方にサービスを届けるという意味から言っても、このバス停の間隔というものも考えていただかなくてはならないと。もうこれから学校の統廃合が進んでいくわけだ。そうすると、バスがないということでもなかなか学校の通学もままならないというようなことで支障が来ていると。そういうようなことを考えていけば、さっき言ったようにお客さんが減少しているのか、運転手が減少しているのか、そのことによってどういう弊害が出ているかというようなことを、例えば長崎バス辺りとも長崎県においては意見の交換をしながら、確かに西肥バス等もあるし、みんなと

話をして、バスの運営が県民の皆様方の足という立場に立って、どれほど重要なものかと考えていけば、日本人の要件が足りないとするならば、やっぱりこれは国のそういう許可も下りていることだし、もっと真剣に検討すべきだと思うけれども、これはこの議案とちょっと離れるかもしれないが、局長、いかがですか、そこは。

【太田交通局長】 外国人労働者の採用については、先ほども申し上げましたけれど、いろいろな課題を今整理しないとイケない時期かなと思っております。全国的にも、そういう制度ができて、日本各地で運転士が不足しております、その中でもまだなかなか進んでいない現状もございますので、そういう状況も踏まえて検討していく必要があるかと思っております。

先ほど小林委員からもご指摘がありました県内の同業のバス事業者との連携についても、いろいろな形で協議もしていきたいと思っております。

【小林委員】 それでは本来の議案ですが、今回、貸切バスの運賃値上げをやると。9月に次いで貸切りバスでもかというようなことになろうかと思うのです。こういう国の今回の運賃値上げの理由というのが、大体、今までは今話題になっている運転手の確保とか、あるいは全体的な処遇改善とか、そういうようなことが値上げの理由ということが一般的に言われてきたわけだ。今回の貸切バスの値上げの理由は何ですかと堀江委員がお尋ねになって、やっぱり今回の値上げの理由の中に適切な安全の確保、この安全のコストに力点を置いているところがこれまでの値上げの理由と少し毛色が違うというか、非常に大事な問題だと思うんだ。何と言っても安全のコスト、これはやっぱり我々にとっても重大な関心を持っているし、また当然、県営バスとし

でも避けて通ってはいけないことだよ。だから今回の値上げの理由はいろいろあるけれども、安全コストをしっかりと確保するというようなところについて、じゃあどういようなことをこれから県営バスがやるのかと。この安全コストについて、今どういう取組をやろうとしているか、あるいはまた今やっていること、この辺についてはいかがですか。

【江頭貸切事業部長】 貸切バスの運賃につきましては、今ご指摘がありましたとおり、もともと過去、平成24年に関越道の高速ツアーバスの事故とか、軽井沢でのスキーバスの事故とか、そういったものを踏まえて安全コストを反映させるということで実施がなされてきております。

県営バスにおきましても、国の、そういった制度を変えていく中で、例えばドライブレコーダーの装着であったりとか、デジタルタコメーターの設置であったりとか、そういった安全強化策というのが講じられてきましたので、そこに対応してきたということになります。

今回の改正の中で、運転手不足の解消と、あとは車両の安全性の向上というようになっていきますので、ここについては車両をしっかり更新をしていながら安全な車両を導入していきたいと考えております。

【小林委員】 重ねてお願いをしておきますが、やっぱり安全をキープする、これは県営バスを運営・経営していただく上において、ただ運転手の確保とか、処遇改善とか、こういうことを声を大にして叫ぶことは当たり前、もう当然、同時にそのくらいのレベルの中で安全確保ということは、局長、いいかな、そういうところはもうはっきり加えていただかなくてはいけないな、みんな。いいですか、県営バスは、そうやって運転手確保とか、処遇の改善とか、そのための運賃値上

げとプラスして、安全確保についてはこれだけの力を入れていきますよということを県営バスの特徴として声を大にして叫んでいただきたいと思いますから、その辺のところも具体的に県民のお客様に対して、皆さんに対して、はっきり述べるができるような具体的な内容を。しかもコストはどのぐらいかけているというようなことを含めて、きちんと訴えることができるように一つ取り組んでいただきたいことを要望として、お願いをしておきます。

それからちょっとよく分からないことは、公示運賃という言葉が使われる。国の公示運賃はどのような算定をされているのかと、これが率直に言って私はよく分かりません。公示運賃とはどういうことを言うのか、私が分かりやすいようにご説明をいただければありがたい。

【江頭貸切事業部長】 公示運賃・料金といったものは、国が全国の貸切りバス事業者の中から標準的な事業者の原価などの状況を調査しまして定めたもの。

【小林委員】 何の原価。

【江頭貸切事業部長】 事業に係っている原価計算の内容を国に報告しまして、それを国が査定をするという形になっております。

示された公示額というのは、その査定の結果として示される安全を確保するために必要な原価のラインというようなことで、この原価ラインを基準額、いわゆる下限額というようにして示したものが公示運賃といったものになっております。

【小林委員】 いま一つ、ちょっと理解ができません。公示と言えば選挙の公示はよく分かるけれども。この国が示している公示運賃が全国の原価ラインの下限額とか言っているとかいうけれど、そのところがいま一つ、またいろいろ

ろご指導いただいて勉強しないといけないと思うのだけれども。こういうところが我々もこの公示額とか、公示運賃とか、いろいろ言っているけれど、実際どこまで内容が分かっているかということについては、正直言ってなかなか難しいわけです。全国のそういうバスを運行するに当たってどのぐらいの原価がかかっているかというようなことを算定しながらというようなことで、この辺については、またできましたら公示運賃とはこういうことだというようなことを1回、ペーパーで委員の皆様方に配っていただければ大変ありがたいということでございますから、いま一つ、選挙の公示とどう違うかということは書かなくていいです、これは分かっているから。そういうことでお願いをしたいと思います。

そして先ほども堀江委員の質問の中において、今回の値上げについては8%というようなことが明らかにされておりますが、答弁の中では今年は5%ぐらいになるのではないかと。8%が5%ということは、途中からの値上げだから8%から5%になるのかというようなことだけれども、いずれ令和8年度になって、それがやがて令和9年とかになってくると8%が確保できるかもしれない。それが今は5%ということで推移していくことになれば、8%で年収の値上げ効果がどのくらい増収効果としてあるのか、また、5%になったらどれくらいのものかということを経額でお示してください。

【江頭貸切事業部長】 国が8%と示しているのは下限額の値上げ率ということになるのですが、現状、実際の営業活動におきましては全てを下限額で受けているというものではございませんので、実質的な効果としては5%ぐらいになるのかなというように想定しております、1年間、

全部の団体に適用されるようになれば、大体4,000万円ぐらいの収入増につながるかなというように考えております。

ただ、運賃改定は実施から後に発生した団体に対して適用するということになりますので、令和8年度というのは、もうある程度、半分近い団体が既にもう受注済みでございますので、今後発生するものに適用していくとなると、令和8年度は2,400万円ぐらいの効果で、令和9年度に全体の効果として4,000万円の増収というものが表われるかなと、そのように考えております。

【小林委員】 9月の改定は、大体、年間4億円というようなことを声高に叫んでおった。そうすると貸切りバスの今回の値上げが8%になったら大体4,000万円ぐらいと。しかし5%ぐらいになったら、これは2,400万円ぐらいだということが数字的には明らかになったんです。いずれにしましても、それだけの増収があるわけだから、これをどうこれから本当に活かすかと、活かす方は、さっきから何度も言っている安全確保を見えるような形でやっていただきたいと。

それから運転手の確保についても、やっぱり相当突っ込んで考えないといけないというようなことで、もうその状況が出てきているわけだから運転手の確保についてはこれだけの前進があったと、これだけの処遇改善をしましたよというようなことをこの委員会でもた県民の皆様方に向けて大きく訴えてもらいたいと思ってるし、そういうようなことで今回の値上げの4,000万円とか2,400万円であるけれども、やっぱりそれを効果的に、運営効果として、経営効果として活用していただきたいと、このことをしっかりやっていただくことをよしとして、こういう運賃改定についても我々は了とするということにしたいと思っておりますので、どうぞよろしく

お願いしたいと思います。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第115号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」について。

交代運転者配置料金を引き上げることは処遇改善であり、当然のことと理解します。しかし一方で、運賃引上げは結果として県民に負担を押しつけることとなります。

今後、4,000万円の増収見込みとの答弁もありました。国の定める運賃・料金に合わせるとのことですが、国は地域公共交通の維持・確保、さらに安全コストの確保のために、地方に対し、必要かつ十分な支援を行うことが求められています。国民に負担を求める国の対応は賛同できません。

以上、反対の討論といたします。

【坂口委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第115号議案について、採決を行います。

第115号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【坂口委員長】 起立多数。

よって、第115号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第109号議案のうち関係部分は、原案のとおり

可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第109号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【岩崎管理部長】 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件については、資料の2ページ目から記載してございますとおり、本年9月から10月までの実績は計3件となっております。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【富岡委員】 そちらの資料の1,000万円以上の契約状況が3件だったので、できればお伺いさせていただければありがたくあったのですけれども、このうち2番と3番が随意契約となっております。ドライブレコーダー機能付デジタルタコグラフDTG7（83式）と車両クレジットタッチ決済導入業務委託、こちら2件は随意契約となっておりますけれども、3番の車両クレジットタッチ決済導入業務委託については株式会社ニモカということで随意契約になるのかなということとは分かるのですけれども、その3番と、あとは特

に2番、ドライブレコーダー機能付デジタルタコグラフについては、私の素人感覚ではほかの会社なんかでも取り扱っているところはあるのかなと思うのですけれども、随意契約になる理由について教えていただければと思います。

【柿原乗合事業部長】 ドライブレコーダー機能付のデジタルタコグラフということで、こちら本体はデジタルタコグラフでございます。デジタルタコグラフと申すものは、こちらは運行記録計といいまして、営業運転するバスにつきましては法令等によって車速であったりとか、エンジン回転数であったり、距離、そういったものを記録して保存する義務というものがございます。そうしたものをするための計器がタコグラフというようになってございます。

以前はチャート式ということでアナログだったのですが、デジタルタコグラフが出てまいりまして、おっしゃるとおりデジタルタコグラフはいろいろな機材がございますけれども、デジタルタコグラフは車速等を記録するのみならず、現在、電子媒体で記録した情報を用いて運転日報、運転士が1日運行したときの運転日報というのを表示できるというか、掲出できるような機能がついてございます。これは車速等を用いて、スピード違反ということはないですけど、スピードを少し出し過ぎですよとか、急減速とか急加速が多いので注意してくださいねということを行って終わったその日に各営業所で指導・教育を行っているというもので使っているところがございます。こうした機能と申しますのが、基本的にはやっぱり同じ機能を持った同じ機種でないと統一した指導・教育というのがままたらないというところがありまして、随意契約という形をさせていただいております。

ちなみに随意契約とさせていただいているこ

ちらの機材でございますけれども、これは令和3年度に最初に一般競争入札を実施いたしまして、決定した機器というものを年度更新で営業所ごとに順次計画配備しているといったものでございます。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質疑がないようですので、次に議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【まきやま委員】 おはようございます。

昨年度の燃料の使用量とコスト、それを教えてください

【岩崎管理部長】 まず軽油の使用量でございますけれども、令和6年度1年間で購入数量が4,764キロリットルとなっております。

費用につきましては、約6億2,200万円でございます。

【まきやま委員】 ようやく国の方が動きをしまして、燃料が安くなるということになりますので、令和6年度と同じ使用量とした場合にどれぐらい真水のお金が浮くのか教えてください。

【岩崎管理部長】 暫定税率の廃止の影響でございます。

軽油におきましては、軽油引取税ということで、そのうち17.1円が暫定税率という形になってございます。11月27日に暫定税率分の軽油におきましては17.1円、フルに補助金が入るという状況でございます。当然なのですけれども、補助金増額前の在庫でありますとか、そういった影響がございまして、あとはもうそのものの原油価格でありますとか、為替の問題、様々な問題で軽油の価格というのは決まるのですけれども、当面の動きとしましては、直近のこの12月から来年の2月までの軽油単価が、これは消費税抜

きなのですけれども、長崎地区で106.8円というようになってございまして、11月が114.9円でしたので8.1円ほど減少しているという形になってございます。

本年4月が130.1円でしたので、それに比べますと約23.3円の減となっておりますので、影響額なのですけれども、県営バス、長崎県交通局の使用料でいきますと、大体1年間に550万円程度、1円で影響があるという状況でございますので、理論どおり17.1円、これも元々下がっていた部分もございまして、直ちにこれから改善する額ということではございませんけれども、単純に550万円に17.1円を掛けますと約9,400万円余りの影響があるというように認識してございます。

【まきやま委員】 9,400万円程度ということで結構大きな額が浮いてくるということで、さらに交通関係の組合が行っています軽油の購入することによって全国平均からさらに幾らか安くなるということがありますので、ぜひシミュレーション等、検討をしていただければ、これにさらに燃料費が浮いていきますということで、ぜひ検討をお願いいたします。

それから前回、バスを廃車するときのオークション等の取組については、検討はされていまずでしょうか。

【岩崎管理部長】 さきの9月議会におきまして田川委員の方からご提案をいただいた案件でございまして、西海市におきましても実績があるということで、委員会終了後、直ちに西海市の状況であるとか、そういったものを確認しまして、消防車の売却等の実績を確認しているところでございます。

交通局におきましても、長崎県庁一般会計の分におきましては管財課の方で取り組まれている

事例があるということもございまして、そちらとも情報交換をしているということと、あとは契約の規程がインターネットオークションを想定していない規程の形になってございまして、現在、その契約規程の変更手続に取り組んでいるところでございます。

スケジュールとしましては、来年の2月ぐらいに申込みの締切りがあるオークションがございまして、各規程の整理でありますとか、他団体の取扱いの状況、その辺りを整理した上で、そちらの方に廃車バスの分で見直しを進めてみようというように今検討してございます。

【まきやま委員】 2月締切りのオークションというか、売却に向けて動いていただいているということでありありがとうございます。

ほかにも、あとタイヤの選定ですとか、いろいろなことでコストを下げることはできると思いますので、しっかりされているとは思いますが、ぜひ、またもう一度、見直していただければと思います。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【田川委員】 先ほどの議案にも関係してくるのですけれども、運転手不足ということで、今、盛んに自動運転ということで取組がなされていますけれども、自動運転の可能性について、路線とか地域指定とかがあると思うのですけれども、そういう検証はされているのかどうか。それについての思いを教えてください。よろしくお願いします。

【柿原乗合事業部長】 自動運転に関しましては、今日、新聞でも出ておりましたけれども、県の方が実証事業をするということで、昨年来、準備をしてきたところではございましたけれども、残念ながら補助の採択が行われなかったという

ころだったようでございます。

その準備をするに当たりまして、私どもは運行主体という位置づけで検討委員会の中に参画させていただいております、取組初年度としましては、私どもは運行のノウハウを持つ事業者ではございますけれども、どちらかというノウハウというよりはルーティングをどうするとか、ルート上に何か危険障害とかがあるようなものというのをオミットしていったりとかという、とかくデジタル色の強い、我々の持っているノウハウとはまたちょっと違うノウハウを必要とするんだなというのを非常に実感したところでございます。

私どももまだ自動運転について語れるほどの知見というものはあまりないのですが、昨年、北九州で先行して行われておりました自動運転の実証実験なんかにも乗りに行ったりとかしながら見ておきますと、状況的にはなかなかまだ課題は多いなという感じはいたしました。いたしましたが、こういうことを重ねて取り組んでいって、いろいろな課題を潰していく中で、多分、実現に向けて一步一步進んでいくんだなというのは感じておりますので、今、委員ご指摘のように今後やはり乗務員不足というのが顕在化していく中では、一つ大きな可能性として考えられることかなと思いますので、まだまだ私どもも勉強中ではございますけれども、実際そういったものについては、今後もアンテナを高くして情報等を取るようにしていきたいと考えております。

【田川委員】 今から勉強中ということですが、これからはやはり各自治体間の競争だと思っています、バス運営だけじゃなくて全てにおいて。

先進地事例を探すのも結構なのですけれども、

先進地事例を上回る、この前も話したのですけれども、長崎県で本当に人口減少が極端に進んでいく、運転手もだんだん減っていく、例えば2025、2065、私のところですけどね、ほかの場所でも一応設定してみても、この区間でした場合はどうなるのかなと具体事例を念頭に置いて取り組んでいかないと、ただ勉強だけじゃなくて、それも必要だと思います、実証実験の試乗会に行ってみたり。それはそれぞれ地域間で違いますので、道路事情が、長崎県に合ったやり方が当然あると思いますので、それは自分たちで勉強して構築していかないと先に進まないと思いますので、長崎県の場合はもしやるとしたらこういうルートでやってみましょう、これを設定しないと具体的に進まない。その点についての基本的な考えをお伺いしたい。それがないと、ただ勉強で終わってしまうと思いますので。いかがでしょうか、ルート設定からやってみようという、管理部長が何かありそうですので、よろしく願います。

【柿原乗合事業部長】 おっしゃるとおり、自動運転といっても多分いろいろなところ、どういった路線でも合うのかと言われると、いろいろな交通諸条件がございますので、適しているところ、適していないところというのはあろうかと思います。ご指摘も踏まえまして、やっぱりしっかり勉強してまいりたいと思いますし、今後も具体的にどういうところが適しているのかという視点は忘れずに勉強して続けてまいりたいと思っております。

【田川委員】 ぜひお願いしたいと思います。

もう一点、先ほどまきやま委員からもございましたけれども、廃バスの利活用ということでオークションにかける、これは一つ、先に進んだのではないかなと。資金をそういった形で得る、

ただそれだけじゃなくて、実はそのことによって長崎県の取組とかが全国的に注目を浴びることになりますので。

そこで、もう一つの提案ですけれども、先ほど来、一般質問等でも原子力発電の事故に際して避難訓練とか、居住区をどうするのか、またこれらの大災害のときの避難所、そういうことでこの廃バスが利用できないのか、これはこちらだけの話じゃなくて、県の方針につながってくると思うのですけれども、そういう災害時の避難所として、あるいはまたそれぞれの地域の人たちが、あるいは他県の人たちも含めて、長崎県のそれぞれの田舎ですけれども、本当に自然が豊かですから、そういうところで余暇を楽しんでいただく、自然を満喫していただく、このことによって交流人口、あるいは定住人口も増えていくと思いますけれども、そういう提案をなされる思いはないでしょうか、お願いします。

【岩崎管理部長】 災害時の廃止したバスの活用ということだと思います。

交通局におきましては、県の防災計画に基づきまして、災害時の県営バスを使った輸送などといった役割を持っているところでございます。避難所につきましては現状の計画におきましては廃止したバスを使ってという計画はございませんので、ただ、やはり避難されている方の安全でありますとか、快適に過ごしていただくことを確保していくというのは重要な視点だと思いますので、そういったことについては県の防災関係の部署ともしっかり話をさせていただきたいと思いますが、やはりバスの管理という、日々のそういったものもあろうかと思えます。廃車を置いている中で何か起こったときにどうするかとか、そういったところにも配慮する必要がありますので、そういった視点を持ちな

がら検討を進めていきたいというように考えてございます。

【田川委員】 これは交通局だけの話ではございませんので、ほかの部署といろいろな機会を通じて提案したいと思うのですけれど。それぞれの部署でそういう認識を持っていただきたいということで今お話しさせていただきましたので、今後ともぜひそういう発想の基に、何か使えないかという発想をぜひ持っていただきたいと思えますので、これは要望で終わっておきます。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【小林委員】 議案外でお尋ねしますけれど、先ほどからもお話をしていましたが、9月にこの運賃値上げをやったと。そのときに大体年間4億円ぐらいの増収を見込むというようなことをおっしゃっておりまして、あれから3か月が経過をしているけれども、大体見込みどおりの売上増収の推移となっているかどうか、まずこの辺はどうなっていますか、お尋ねします。

【柿原乗合事業部長】 乗合バスの運賃改定を実施いたしまして、3か月が経過したところでございます。約27年ぶりという、もう久方ぶりの運賃改定ということもございまして、定期券の駆け込み購入などもやっぱりたくさんございましたので、特に通勤定期の利用者が増えているなど、利用動向の変化も見られるところでございます。そういう状況もございまして、改定後の利用状況というのはまだ過渡期にあると認識しているところでございます。

効果の方でございまして、通年で4億円ということでお答えさせていただいておりましたけれども、4億円を12月で割りますと、単純平均いたしますと一月当たり3,300万円の効果見込額ということに対しましてお答えさせていただきますと、先ほど申し上げた定期券の駆け込み購入

等の影響などを除いて算定いたしましたならば、9月以降、約3,300万円から約4,000万円ほどの増で今のところ推移をしているというような状況でございますので、現時点ではおおむね見込みどおりの効果は生じているというように認識しております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり利用動向というのは今後もやっぱり変化する可能性はあると考えておりますので、今後も値上げによる利用動向の変化等については注視をしながら見込んだ改定効果が生じるかどうかについて引き続き検証してまいりたいと考えております。

【小林委員】今の部長の答弁では、大体3か月が経過して現時点で見込みどおり進捗しているというお話でございます。これからは、皆さん方の県営バスの運営、経営をどういうようにやるかということは皆さん方の腕次第ということで期待をしておきたいと思っております。

一番に、まず運賃も引き上げて、まずお客様の数は全体的に増えているか減っているかということを考えてみたときに、要するに運賃を引き上げると、お客さんが半減するんじゃないかとか、減少していくんじゃないかと一般的にそう考えるわけですが、27年ぶりの改定でかなり話題を集めました、率直に言って私は県営バスの局長以下の方々が、ある意味では大変なものだと思っていることは、大体、県営バスの経営状況は率直に言って、そんなに評価できるほど素晴らしいものではなかったと。しかしながら今言うように27年間も運賃を上げなかったんだ。普通は一般的な会社だったら当然、時代の流れとともにそれなりに主要な経費を上げていくわけだよ。そういうことで27年間も上げなかったということの中で、やっぱり辛抱しながら、しっかり皆さん方がやっていただいたというこ

とで、恐らく局長がずっとそこに残っていると。あまり経営感覚があるように一見見えないけれども、経営感覚があるんだろうな、ずっと座っているもんな。やっぱり経営がさすがというか、いろいろやりくりをしながら、前からも言っているように、仇みたいな長崎バスと、あるときぱっと手を握ったり、なかなかやっているなという感じがするんだよ。

そういう状況の中で、今、3か月经過の中で大体予定どおりに見込まれるということで、こういう話を聞くと大変うれしくなりますね、大変ありがたいと。もちろん4億円だけが素晴らしいということではなくして、もっともっといろいろな工夫をしながら増収を考えていかなくてはいけないと。そのためにはお客様が離れないこと、一つはお客様の推移はどうなっているかということ。

それから2番目に、経営が安定してこそ初めて県民の皆様方に対するサービスが十分確保されると。では、この4億円を見込んだ状況の中で、どんなサービスが考えられているのか。お客様である県民、市民の皆様方から最近の県営バスはよくなったと、サービスが非常に行き届いているというような話に持って行ってもらいたいと思うけれども、まずお客様の状況と、それからサービスの状況、これをどう考えているか、お尋ねしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】運賃改定後の利用動向ということでございまして、先ほど少し申し上げましたが、今、過渡期ということではありますけれども、やはり改定日前後で運賃額が変化いたしましたので、利用者の利用動向にも通常ではあまり見られないような変化が出ているなというように感じているところでございます。

やはり改定前の8月に定期券の駆け込み購入

というのが行われましたので、その際に特に通
用期間の長い、通勤であれば6か月、通学であれ
ば3か月という定期券が多く購入されたことも
ございまして、9月以降、利用者というのは定期
券の比率が上がったかなというように感じてお
ります。

利用動向としてはやっぱり路線によって異な
りますので、一概には申し上げられませんけれ
ども、現時点で対前年と比べたときには、さほど
大きな変化はないというような状況、今のとこ
ろはないというような状況でございます。

ただ、駆け込み購入の影響が終わった後、その
まま定期券を継続購入していただけるのか、そ
れとも別の手段に移るのかといったところでま
た今後変わってこようかと思っておりますので、その
辺りは注視してまいりたいと考えております。

それから利用者の利便向上に係る取組でござ
いまして、もうご指摘のとおり、こうした利用し
やすくなるような環境の整備というのはもう非
常に重要であると考えております。

現在取り組んでおります内容についてお話を
させていただきたいと思っておりますが、現在、大村ター
ミナルと東長崎営業所に待合所がございます。
こちらにバスの接近情報等をお知らせするよう
なデジタルサイネージ、デジタルの案内板みた
いなものだと思っていただければ結構かと思
います。そうしたものを設置するために準備を今、
取り進めております。それを行いますと、乗換え
利用の際にバスを待っているときに、あとどれ
ぐらいで来るんだろうといったような不安解消
であるとか、今後、積雪等が心配されるような季
節になってまいりましたけれども、異常気象時
などに、こういうシーンでは情報を必要とする
ような場面になってございます。こうしたとき
により多くのお客様に運行情報の提供といった

ものに寄与できるものということで準備を進め
てまいっております。

それから定期券購入窓口等で現在は現金しか
使えないというような状況がございますけれど
も、昨今やはりクレジットカード等キャッシ
ュレスが非常に普及しておりますので、ご要望が
多いところでございます。そこで、定期券の窓口
等でクレジットカード決済が可能になるように、
現在、こちら準備を進めているところでござ
います。

また、空港リムジンバスにおいて、現在は現金
とICカードをご利用できるのですが、それ
に加えて、最近インバウンドなんかも多くなっ
てきているということもありまして、クレジ
ットカードのタッチ決済の導入に向けても現在取
組んでいるところでございます。

このように決済手段についても多様化いたし
まして、キャッシュレス化を図ることで、より便
利に利用しやすい環境というものを整備してま
いりたいと考えております。

【小林委員】 ありがとうございます。大体そう
いうことで取り組んでいただいているというこ
とはよく分かった。

それで、いろいろデジタル化の案内板とか、そ
ういうようなこともよく分かるし、お客様も今
の時点ではあまり減っていないというようなこ
との答えもあって、これも安心しました。

それで、もう一つ、サービス面で敢えてお願い
したいことは、ちょっと私はバスに乗らんから
分からないけれども、運転手の方もサービス提
供というか、お客様に対するサービスの在り方
ということも、今が悪いとかはあまり聞いたこ
とはないのだけれども、親切、丁寧、爽やか、そ
ういうようなことがある意味で要求されるかも
しれない。だからそういうことで、お客様が運転

手の方が非常に爽やかで親切、丁寧、こういうこともサービスの大事な部分というように考えますから経営感覚をしっかり持っていただいて、やっぱりお客様ファーストということでやってもらうことをお願いしたいと思います。

それから、今経営の在り方の中で、例えば長崎のバスターミナル、駅前の、あるいは大村市の中心部のバスターミナルが老朽化していると。こういうことで高層ビルにして、そこに商店とか、あるいはそうやってマンションとか、あるいはホテルとか、そういうような大きなプロジェクトができて、まちづくりに大きな貢献、話題となっているけれども、そういう考え方、発想というのはあなた方で考えているのか、誰かアドバイスをするコンサルがいるのか、この辺はどういうようにこちらは受け止めればいいのか。

【岩崎管理部長】 長崎と大村のターミナルにつきましては、委員ご指摘のとおり、現在、再開発事業を通しました建て替えといたしますか、新しい事業に取り組んでいるところでございます。元々今の長崎ターミナルにつきましては60年を経過していて、大村バスターミナルについても50年を経過しているということで、やはり建物の老朽化という大きな課題がある中で、各権利者がこの建物をどうしていくかというのを考えていく中で、それぞれ解体とか、そういった様々なコストなども勘案しました上で、再開発事業を通じて、先ほど委員ご指摘がありましたまちづくりへの貢献という形で進めていくのが適当だということで意見をまとめまして、それぞれ準備組合という形で、今、検討を進めさせていただいているところでございます。

【小林委員】 これはどっちみち60年たった、50年たったということで老朽化して、いずれ改築とか何かを考えなくてはいけない時期があるわ

けだね。県営バスが所有するそういう建物を地域の中に溶け込ませるということで、マンションとか、あるいはホテルとか、その地域、地域で要望しているもの、そういうことで応えてやっていただいていると、そういうことで大変な期待がやっぱりあるわけだよ。

それと同時に、そうすることによって大体どこでもそうだけれども、一等地だよ、当然。バスターミナルというのは一等地だよ。それで地域に及ぼす影響が非常に計り知れないわけだよ。そういう視点から見ると、やっぱり地域が要望してやまないこと、そういうことに応えて、そういう方針でやっていこうということで都市計画の決定を見て、いよいよ進んでいこうとしているわけだよ。

それで、どんどん商店街辺りがシャッター通りになったり、大分古びてきていると。後継者がいないとか、いろいろなことが言われているけれども、そういう商店街に大きなプラスになっていくような、そういう商店街がこれから盛り上がっていくような形でそういうところを考えていただいているということに私は非常にありがたいと思っているし、期待をしたいと思っているわけだよ。そういうところのビジネスチャンスということをいろいろ考えていただいて、一等地の場所にある、地域は何を求めているかと、そういうものを組み込んで、例えば私はまきやま委員もいるけれども大村市だから、大村の駅前にホテルがないわけだよ。そういうところで、今回、大村市のバスターミナルの上でこうやってホテルを造ってもらうということは、やっぱりお客様がいやが上でも喜ぶし、増えてくる。そういうような形では、大村は開業する場所であって非常に利便性が高いけれども、懇親会をやったり、夜の方が楽しみが少ないというこ

とで素通りになっていくと。こういうところに対してマンションを造ってもらったり、あるいはホテルを造ってもらったり、あるいは集合の商店街を造ってもらったり、そういうことでまちの活性化に貢献できているということですので、この辺のところは本当によく地域を生かしながら、やっぱりどんどん進めてもらいたいと、これは要望したいと思います。今後とも継続して、よろしくお願いをしたいと思います。

そこで、やっぱり我々の関心事の運転手の確保と、これについては、今、処遇改善をいろいろ行っていて、具体的にどのような変化があるかと。やっぱりなんだかんだ言っても経営は経営体が安定しないことには処遇改善ということにならないわけだよ。具体的にどれくらいの処遇の改善をあなた方がやっただけか、そういう数字的なものもあれば一つ、ここで明らかにしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

【岩崎管理部長】 交通局におきましては本年10月から職員の給与水準の見直しなどを実施させていただいているところでございます。

その主な内容でございますけれども、やはり新しい職員の採用、それから現在勤務している職員が長く安心して働いていただける環境というのを整備していくということで、今回の初任給の水準を従前よりも2万4,500円引上げをさせていただきます。加えて、現在在職している職員につきましても数千円から数万円のベースアップを行わせていただいているところでございます。

あわせて、運転手業界、いわゆるトラック、タクシー、バスと様々ございますけれども、他の業界に比べますと人材の流動性が高い傾向にございますけれども、他の業種からバスの運転士に

なろうとした場合に、やはりバスの運転の経験がない方につきましては初任給の水準がどうしても低くなる傾向にございました。そのことがネックとなって、例えば退職でありますとか、そういった事例もございましたので、今回、ある程度、年齢を重ねた方にもバス運転士にチャレンジをしていただくということで、他都市の事例も参考にしながら年齢に応じた保障給制度というのを設けたところでございます。今回の見直しを契機としまして、やはり路線をしっかりと守っていくというのが重要だと考えておりますので、職員の確保に全力を尽くしたいと考えているところでございます。

【小林委員】 非常にはっきり申し上げていただいてありがたいと思いますが、初任給2万4,500円、これは結構高いものだと思いますよ。よくぞ思い切って上げていただいたと、処遇改善を行っていただいた。

これは年収にしてみたときに運転手の方で大体年収幾らぐらいかと、これが業界では例えば長崎バス辺りと比べてときにどうなのか、言えるか言えないかは分からないけれども、ちょっと質問いたします。

【岩崎管理部長】 粗い試算でございますけれども、交通局の正規職員の運転手の年収が平均しますと大体460万円程度という状況でございます。今回、見直しによりまして、試算ですが500万円程度に増額されるのではないかとというように考えてございます。

他のバス会社の給与の水準というのは詳細を持ち合わせておりませんが、全産業の平均、これは令和6年ですけれども、バスも含めた全産業の平均が527万円ということで昨年度となっておりますので、そちらには至らない状況ではありますが、今回、見直しをさせていただいてお

りますので、こちらで運転手確保に努めたいというように考えてございます。

【小林委員】 年間の総収入500万円というところになるのではないかと、それで全産業の平均が約530万円、そこから見ても遜色がないというような形で局長が考えていただいて、ありがたいことです。さすがです。

そういう点から考えてみても、やっぱり処遇改善が人を確保するというようなことになるのではないかとこのように考えますが、では具体的に、ちょっとさっき触れたけれども、月に何人ぐらい面接に来ていたけれども、こう変わったとか、私はビジネスをやっているからよく分かるのだけれども、そういう処遇改善とかをすると、それが効果として面接に来るとか、そういうような形で今までよりはプラスして人が集まって来ていただくとか、こういう非常にありがたい流れができていきそうな感じがするけれども、その辺の運転手確保のために処遇改善をしました、そういうことの中でどういう変化ができていますか。

【岩崎管理部長】 10月の給与の処遇改善以降、やはり知っていただく必要があるということで、民間求人サイトでありますとか、SNSでありますとか、そういったところで周知の取組をさせていただいたところでございます。

そうした中、運転士の採用試験につきましてはこれまで毎月実施してございますが、毎月の応募の平均が大体2、3名程度という形だったのですけれども、今月14日、今度の日曜日に予定しております試験におきましては10名を超える応募につながっております、少しずつでありますけれども処遇改善の効果が生じてきているのではないかなと考えてございます。

【小林委員】 いや、ありがたいですね。具体的

に今までは2、3名ぐらいだったと。14日は、この日だけでは困るけれども10名ぐらいになったと、こういう成果が出ているわけだよ。そういうことですから、大変、処遇改善の効果がこういう形で出ているというようなことで安心しますね。

だから全体的に500万円ぐらいの年収に応えて、一般の方々が面接に来ていただいて、来年のこの委員会をやるときには、もうこれだけの、22名ぐらい不足していたけれども、今はこう改善したよと、田川委員がこれは必ず聞くから、もう先回って言うておくよ。どうなったかというようなことになると思いますから、ぜひ今のような気持ちを持って、ぜひとも運転手確保、処遇改善、そして経営全体が一定の利益を上げて、経営体をしっかりして、サービスの提供、安全運転、こういうことをやっていただくことをお願いして終わりたいと思います。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【田川委員】 今までの質疑応答というのは足りない分をどうするのか、処遇改善も含めて何とか確保しようというお話だったと思うのですけれど。そこで一つ、小林委員からもありましたけれども、お客さんが離れないサービスをしたいというお話でしたけれども、そこで乗りたくなるバスという発想で、長崎県に行って、そういうバスに乗ってみたい、そういう前向きに県外からも乗合バスでさえ行ってみたいということに着眼して施策等を組んでいただきたいと。

実は一例ですけれども、先ほどサービスという点でホテルの話もございましたけれども、徳島県の上勝町、そこでは葉っぱのまちづくりということで有名になったのですけれども、そこは、おじいちゃん、おばあちゃんがやったことで、その息子さんたちが製材所を運営していた。しかしなかなか経営がうまくいなくて何をした

かという、バス停を木材に変えていったんですよ、木製に。それで触れ合いがある、ぬくもりのあるバス停、徳島県全域にそれをやりました。それとガードレールもやりましたけれどね、木製で。そういう発想で、バス停も含めて、ぬくもりのあるバス停、あるいはサービスについても音楽を鳴らすとか、入場の札も木製にする、これは何かというと、長崎県も針葉樹の植樹が進んで、長崎県の場合、ヒノキの生産率が高いんですよ。例えば60年、70年が来て、もう伐採の時期が来ていますので、これは森林林業の分野で私は話をしたいのですけれども、連携して、そういう材木はこの交通局でも取り組んでいきましょう、木のぬくもりのあるバス停、あるいはターミナルは長崎県産材、長崎の木を使おうと県の方も言っていますので、そこで連携して、長崎県のバス停はヒノキの香りがする、バスもそうですし、バス停、そしてターミナル、それを合わせた取組を提案したいと思うのですけれど。

ほかに私が考えても大したことはないんですけど、これだけ優秀な皆さんがいればもっと面白いアイデアがあるんじゃないかなと。よそこからわざわざ来て乗合バスの旅に出してみようか、各バス停にそういう木札があって、木製の、それを集めたらこういう特典がありますよとか、いろいろなアイデアが出てくると思いますので、そういうアイデア募集を含めて、局長は本当にアイデアマンで、西海市出身だけあってできると思いますので、そういう乗りたくなるバスということについて、お考えをお聞かせください。

【太田交通局長】 ありがとうございます。いろいろなアイデアをいただくというのは本当にこちらにとっても気づかなかった点について気づかされるということになるかと思います。

バス事業をやりまして、その中でやはりお客

様に乗っていただくというのが一番大事なことでございますので、そういう視点を持って、今後いろいろなことに取り組んでいきたいと思いません。

県内でいけば小長井町の方でフルーツバス停というような町の方での取組もございますので、バス事業者として何ができるかということも含めて、いろいろな形で地域との連携も含めて考えていきたいと思いません。

【田川委員】 最後にしたと思うのですけれど、小長井のフルーツバス停は私も何度も見たのですけれど、西海市の方は魚のアラカブのバス停とかがございまして、皆さん喜ぶんですよ、アラカブのバス停だねと。いろいろな21市町で、そういうコンテストじゃないのですけれど、統一しても構いませんけれど、そういった取組を交通局の方でも提案して、アイデア募集とかですよ。私が特に望むのは長崎の木を推薦するのですけれどね。是非いろいろなアイデアを出していただきたいと思いません。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【小林委員】 さっき質問するのを忘れていたのだけれども、今、中国と日本の関係が非常に、こういう今のような状況になっている。ましてや長崎県と中国は特別な関係だけれども、最近の中国側の日本への渡航自粛、こういう呼びかけが長崎県の観光にも、また県営バスにもどういう影響を与えているか、この点についてちょっとお尋ねをしておきたいと思いません。

【江頭貸切事業部長】 11月の中旬に中国からの訪日旅行の自粛というものが発表されて以降、確かにクルーズ船団体の貸切バスについてのキャンセルといったものが発生しております。キャンセルの台数は11月末時点で53台となっております、影響額としましては500万円ぐらいの

影響額になるかなと思っています。

ただ、県営バスにおきましては、中国からのご利用の団体の占める割合というのはそう高くございませんので、全体の2%ぐらいとなっておりますので、現状ではそんなに大きな影響にはならないかなというように考えております。

【小林委員】ありがとうございます。大体2%ぐらいと。

ただ、クルーズ船とか、そういうのに影響が出てくるのではないかと推測していますけれども、県営バスとしては今いろいろ経営改革をどんどんやっている中において、やっぱり観光客が増えていただき、あなたが担当する貸切バスがアップしていくことがとっても大事ということですから、今後もそういうところの動向を注視しながら大いに頑張ってくださいようお願いしておきたいと思っております。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【湊委員】私は県営バスの運転手になる際に当たって、魅力発信事業とか、そういうものをされているのかどうか、まず教えてください。

【岩崎管理部長】運転手の魅力発信につきましてですけれども、やはり若い世代の運転手をしっかり確保していきたいということで、私どもは各エリアの高校を回ったりでありますとか、生徒様への仕事の説明会などもさせていただいているところでございます。そうした中で、今年、現役の運転士を表紙にしたパンフレットなども作りまして、加えて、その中で仕事の内容でありますとか、そういったものを整理をしたパンフレットを新たに作成して、各学校回りなどのときに利用させていただいているところであります。

また、ハローワーク主催の各種企業説明会がありますとか、そういったものにも参加させて

いただいております、その際にバス運転手の魅力発信について説明の中で対応させていただいているという状況でございます。

【湊委員】ありがとうございます。

バスの運転手というのは、個人的には子どもの頃に大きなバスはカッコいいなと思って、バス運転手になりたいという子どもも僕の同級生にはいたんですよ。そういうところで、小さな子どもとか、中学生とかでもいいですけど、保護者たちとも一緒に取り組めるイベントとかがあれば、バスの運転手になりたいという、夢を叶えたいという子どもも増えると思いますし、先ほど外国人の雇用、あと自動運転、そちらの方にも目を向けていきたいということもございましたけれども、やっぱり長崎で生まれた子どもたちが将来、長崎県営バスの運転手になることが安全と安心につながると思っていますので、そちらの方もしっかり検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時43分 休憩 —

— 午前11時43分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午前11時44分 休憩 —

— 午前11時46分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動等について協議したいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

— 午前11時46分 休憩 —

— 午前11時46分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は本日が最後となりますので、閉会に当たり、理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

— 午前11時47分 休憩 —

— 午前11時48分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会はこれが最後となりますので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年2月に委員長を仰せつかりまして、今日まで委員会の審査及び現地調査などを実施してまいりました。

この間、湊副委員長をはじめ、各委員の皆様には熱心なご議論を交わしていただきますとともに、理事者の皆様方には誠意あるご対応をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

この委員会は、議会と行政が一緒になって、県民のため、長崎県の発展のために共通した思いの下で進められてきたと感じております。

皆様ご承知のとおり、本委員会では、文化、観光やスポーツの振興、安全・安心な生活の確保、環境の保全、社会資本の整備、公共交通の維持など、県民生活に直結した取組を審査してまいりました。ここで交わされた様々な議論や多くの提案が今後の長崎県の発展につながっていくよう、今後も微力ながら力を尽くしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、県政の今後ますますのご発展並びに委員皆様及び理事者の皆様の一層のご健勝とご活躍をご祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

次に、理事者側を代表して、伊達文化観光国際部長からご挨拶を受けたいと存じます。

【伊達文化観光国際部長】 観光生活建設委員会の閉会に当たりまして、理事者を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

坂口委員長、そして湊副委員長、そして委員の皆様方には、委員会におけるご審議や現地調査など、本当に終始熱心にご議論をいただくとともに、様々な観点から貴重なご意見等をいただきましたことに改めてお礼を申し上げます。

私ども4部局は、本委員会でいただきましたご指導、ご意見を今後の施策にしっかりと反映させていくとともに、引き続き長崎県総合計画、各部局の個別計画に基づきまして、県民の生活の安全・安心、そして快適な暮らしの実現、地域の特徴や資源を生かしたまちづくり等に向けてしっかりと取組を進めてまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも観光・生活・建設分野における県政の推進に対しまして、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様には、お体に十

分にご留意され、益々のご活躍を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。本当に1年間ありがとうございました。

【坂口委員長】 ありがとうございました。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午前11時51分 閉会 —

第 5 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年12月19日

自 午前10時 8分
至 午前11時 0分
於 委員会室 3

深谷 雪雄

自然環境課長

2、出席委員の氏名

坂口 慎一	分科会長
湊 亮太	副会長
小林 克敏	委員
堀江ひとみ	〃
浅田ますみ	〃
山口 初實	〃
中村 一三	〃
まきやま大和	〃
富岡 孝介	〃
畑島 晃貴	〃
田川 正毅	〃

山内 洋志	土木部長
中村 泰博	土木部技監
犬塚 尚志	土木部次長
椎名 大介	土木部参事監 (まちづくり推進担当)
江頭 太志	監理課総括課長補佐(参事)
金子 哲也	建設企画課長
濱崎 正一	建設企画課企画監 (入札・契約担当)
真鳥 喜博	都市政策課長
平 博敏	道路建設課長
田崎 智	道路維持課長
本多 健一	港湾課長(参事監)
小川 秀文	河川課長(参事監)
岩永 彰	河川課企画監 (ダム担当)
田中 良一	砂防課長
野口 孝	住宅課長
船越 一成	盛土対策室長

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

伊達 良弘	文化観光国際部長
加藤 一征	文化観光国際部次長
庄司 貴繁	物産ブランド推進課長

大安 哲也	県民生活環境部長
渡邊 渡	生活衛生課長
佐藤 貞夫	水環境対策課長

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第136号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）

（関係分）

第138号議案

令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時 8分 開議 —

【坂口分科会長】 ただいまから、予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

なお、監理課高稲課長から本委員会を欠席し、江頭総括課長補佐を代理出席させる旨の届けが

出ておりますので、ご了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

本日上程されました予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することとなっております。

本分科会として審査いたします議案は、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分ほか1件であります。

なお、理事者の出席につきましては付託議案に関係する範囲とし、サイドボックスに掲載しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、国の「強い経済」を実現する総合経済対策に伴うものであり、本日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは予算議案を議題といたします。

まず、文化観光国際部長より予算議案の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】おはようございます。

それでは、文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算で、商業費3,912万1,000円の増であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

酒造用原料米の急激な価格高騰による県内酒蔵の厳しい経営状況を踏まえ、令和7年産酒米の購入経費のうち、価格高騰額相当分の一部を支援するための経費として、酒米価格高騰緊急支援対策支援事業費3,912万1,000円を計上いたしております。

この結果、令和7年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、56億1,115万8,000円となります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、県民生活環境部長より予算議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。

それでは、県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

お手元にお配りしております資料のうち、令和7年11月定例県議会予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料県民生活環境部の2ページ目をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第138号議案「令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）」の2件であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

はじめに、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算について、国庫支出金1億7,500万円

の増、計1億7,500万円の増。歳出予算について、環境保全費3億5,022万9,000円の増、計3億5,022万9,000円の増を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

公衆浴場対策費について。

エネルギー等の物価高騰の影響を受けた事業者のうち、物価統制令の適用を受け、独自の価格転嫁が困難である一般公衆浴場に対し、経営の健全化や衛生水準の維持・向上を図るため、事業に必要な燃油等の価格高騰分に相当する経費を支援するために要する経費であります。

国立公園雲仙八万地獄復興対策事業費について。

令和3年8月豪雨により被災した国立公園雲仙八万地獄地区における復旧工事に要する経費であります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

国の補正予算を活用する国立公園雲仙八万地獄復興対策事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、自然公園管理費3億5,000万円について、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第138号議案「令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

資本的収入では、国の経済対策補正に伴う国庫補助金の増等に伴い、4億8,000万円の増。資本的支出では、国の経済対策補正に伴う建設改良費の増に伴い、4億8,000万円の増を計上いたしております。これは大村湾南部流域下水道における大村湾南部浄化センターの汚泥脱水機改築工事等を実施するための経費であります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説

明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】 次に、土木部長より、予算議案の説明を求めます。

【山内土木部長】 おはようございます。

それでは、土木部関係の議案についてご説明をいたします。

予算審査委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料土木部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

土木部所管の補正予算は、記載のとおりでありまして、歳出予算は合計370億3,054万7,000円となっております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

道路新設改良費が97億755万1,000円の増となっております。交通安全施設費は31億7,700万9,000円の増、道路災害防除費として25億5,182万9,000円の増、港湾改修費として7億4,445万円の増、総合流域防災費として26億7,330万円の増、河川総合開発費で31億6,500万円の増、急傾斜地崩壊対策費として11億6,655万円の増、公営住宅建設費として12億3,300万円の増を計上しております。

このほか、繰越明許費については4ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】 次に、物産ブランド推進課長より補足説明を求めます。

【庄司物産ブランド推進課長】 おはようございます。それでは、予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明資料文化観光国際部資料の4ページの方をお願いいたします。

酒米価格高騰緊急対策支援事業費といたしまして、原材料価格の急激な高騰により、県内の酒蔵が厳しい経営状況に直面している状況を踏まえ、令和7年産酒米の購入経費の一部を支援する経費として3,912万1,000円を計上させていただいております。

事業内容といたしましては、県内で日本酒を製造する酒蔵10蔵を対象として、令和6年産酒米から令和7年産酒米への価格高騰分の一部を補助することとしております。

支援における基準額は、酒造組合がJA全農と契約している共同購入する酒米のうち、最も一般的な酒造好適米山田錦の価格上昇分を適用することといたしております。

令和6年産では1俵60キロ当たり2万3,710円だったものが、令和7年産では3万4,690円となり、約46.3%の上昇となっております。これを1キロ当たりに換算すると、183円の値上がりとなります。支援額につきましては、この基準額の2分の1に当たる1キロ当たり91円に、購入数量を掛けた金額で設定しております。

なお、実際に各酒蔵が購入した酒米の値上がり幅が基準額以下の場合、その実際の値上がり幅の半額を支援することとしております。

また、支援を受ける要件として、長期的な視点での価格転嫁を含めた経営安定化に向けた事業計画の策定を求めるとしてしております。

なお、財源につきましては、国の重点支援交付金を活用することとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】 次に、生活衛生課長より補足説明を求めます。

【渡邊生活衛生課長】 長崎県公衆浴場燃油等価格高騰対策支援金についてご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会県民生活環境部補足説明資料3ページをお開きください。

長崎県公衆浴場燃油等価格高騰対策支援金についてです。

事業の概要をご説明いたします。

一般公衆浴場、いわゆる銭湯につきましては、物価の安定を確保し、国民生活の安定を図ることを目的として制定された物価統制令の適用を受ける唯一の業種であり、独自の価格転嫁が困難となっております。

エネルギー等物価高騰により、ボイラー燃料等に用いる燃油や電気代の高騰が経営を圧迫することから、一般公衆浴場の経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るため、対象となる全施設に対し、自らの事業に必要な燃油や光熱費等の価格高騰分に相当する経費を支援するものでございます。

次に、事業の内容といたしまして、対象施設でございますが、県内の公衆浴場法の許可を受け、入浴料金について物価統制令による統制額の指定を受ける民営の9施設が対象となっております。

支援単価の積算根拠についてですが、燃料代におきましては、令和3年度燃油代実績に、燃油代高騰率と補助率の8分の1を掛け、電気代におきましては、月額令和3年電気代実績に、消費者物価指数の高騰率、年額とするための12月、それに補助率8分の1を掛け、積算を行っております。

なお、補助率を8分の1としたことといたしま

しては、当初は燃油代、電気代の価格高騰分に相当する経費の1年分を対象期間とした補助率2分の1で支援することを検討しておりましたが、臨時交付金の規模から、支援する期間について前回夏季の3か月を対象としたところですが、今回は冬季の3か月を対象として支援し、補助率の8分の1として、県庁内で統一をしているものでございます。

このことにより、ボイラー等燃料使用施設に対し5万1,000円を4施設に、ボイラー等燃料不使用施設に5,000円を5施設に支援する事業費といたしまして、事業費22万9,000円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【坂口分科会長】 次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【深谷自然環境課長】 国立公園雲仙八万地獄復興対策事業費についてご説明します。

予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明資料県民生活環境部の4ページをご覧ください。

本補正予算は、令和3年8月の大雨により被災した国立公園雲仙の八万地獄における復旧工事を実施するための予算でございます。

補正の理由としましては、国の総合経済対策を活用して予算を増額し、令和8年度以降着実に工事を進めていくためでございます。

予算額は3億5,000万円、環境省交付金の補助率は2分の1で、国費が1億7,500万円でございます。

工事の状況でございますが、地質調査及び対策工法検討を令和3年度、測量実施設計を令和4年度から5年度に行い、工事用仮設道路の設置工事を昨年8月に終了しております。斜面对策工事としましては、グラウンドアンカー工という工

法を採用し、3段に分けて実施するようしております。

現在、グラウンドアンカー工の2段目の施工中で、令和8年2月の完成を目指して進めております。さらに今回の補正予算を活用して、今年度中に3段目の発注を予定しております。

引き続き地元関係者の皆様にも丁寧にご説明しながら工事を進めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【坂口分科会長】 次に、水環境対策課長より補足説明を求めます。

【佐藤水環境対策課長】 令和7年度長崎県流域下水道事業会計の補正予算について補足して説明いたします。

補足説明資料の5ページをお願いします。

県が管理しております大村湾南部流域下水道における処理場の工事について、令和8年度の予算を前倒しして確保するために、4億8,000万円を計上するものでございます。

主な工事の内容についてご説明いたします。

1件目の汚泥脱水機改築工事は、下水汚泥を最終的に場外へ搬出する直前に脱水を行う遠心脱水機を新しく更新する工事となります。この遠心脱水機は平成15年度から使用しており、22年が経過しております。耐用年数の20年を超えており、更新工事を実施するものでございます。2件目の工事は、閉鎖性水域である大村湾の水質を保全する目的で、窒素やリンを除去することができる高度処理の方式に変更するための工事となります。

水処理施設は全体で6系列ありますが、これまでに半分の3系列を高度処理対応に変更しており今回が4系列目となります。

3件目の工事は重力濃縮設備を増設する工事

になります。これまでは1基の重力濃縮設備で対応しておりましたが、下水の流入量が増加し、令和6年度においては1日平均約2万8,000立方メートルが流入しており、これまでの1基だけでは対応が困難となってきたため、新たに2基目の重力濃縮設備を設置する工事を実施するものでございます。

以上で流域下水道事業会計の補正予算に関する説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、監理課総括課長補佐より補足説明を求めます。

【江頭監理課総括課長補佐】繰越明許費についてご説明いたします。

土木部の補足説明資料の3ページをご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が、繰越明許費の理由別内訳となっております。

今回、ご審議をお願いする繰越明許費は一般会計448件、344億7,648万6,000円で、その全額が国の経済対策補正予算に対応したものとなります。

これは年度内に適正な工期が確保できないため、補正予算額と同額を繰越明許費として計上しているものです。

なお、県の補正予算の編成作業時には、国の経済対策補正予算が審議中であったことから、公共事業費及び国の直轄事業負担金につきましては、内示見込額で予算を計上し、それに対応した繰越明許費を計上しております。

予算の執行に当たりましては、経済対策の趣旨を踏まえ、早期発注に努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたの

で、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【堀江委員】大きく2点質問したいと思います。

まず、課長の補足説明がありました物産ブランド推進課の酒米価格高騰緊急対策支援事業費について質問したいと思います。

これまでも価格高騰対策は行われてきたのですが、この酒米に対する今回の支援というのは、これが初めてですかね。

【庄司物産ブランド推進課長】酒米の高騰に係る分の支援につきましては、今回初めてということでございます。

【堀江委員】国の交付金を使ってどういう制度をするかというのは、それぞれの都道府県に任せられる範囲であるかと思いますが、今回のこの酒米の緊急対策ということでは、対象が県内の酒蔵10蔵ということで、これは長崎県が提案をした施策なのか、それとも酒蔵の10蔵、みんなそろっているかと思うのですが、現場の方から届いた要望なのか、これはどういうふうに理解したらいいですか。

【庄司物産ブランド推進課長】この支援制度の検討に当たっては、まず、長崎県の酒造組合の方から要望をいただいております。

【堀江委員】そうしましたら、現場の要望があつて、長崎県としてもこれに使おうということまで理解をいたしました。

そこで、これは緊急対策ですので、どういうスケジュールになるのか。結果として、初めての施策であれば、実務上、いろいろどうするかということもあるかと思いますが、かといって、緊急対策なので、今回の議会が終わった後、即地元跳到ね返っていくようなスケジュール感でないといけないと思うのですが、このスケジュール感というか、どのようになっているのかということ

も教えてください。

【庄司物産ブランド推進課長】 委員おっしゃるとおり、緊急対策事業ですので、酒蔵さんの方には、速やかに支援金の方の交付を行いたいと思っておりますが、本日、議会の方でご審議いただきまして承認いただきましたら、早急に、まず制度の説明会を酒蔵の方にいたしまして、既に購入した分の酒米に係る支援金等につきましては、少なくとも年度内には早急に支出するように考えております。

【堀江委員】 年度内に支出をするようにしたいという答弁は了としたいと思えます。過去、緊急対策と言いながら、実際に翌年繰り越して、夏頃現場には届くという施策もありましたので、ぜひ緊急対策ですので、酒蔵の方に届くような対策をお願いしたいと思えます。

もう1点、発信します。これは土木部の委員会資料の24ページになりますが、この中の河川総合開発費、それから国直轄河川総合開発事業負担金、これはどのダムに幾らというのが今の段階、分かりますか。

【岩永河川課企画監】 まず、河川総合開発費でございます。

31億6,500万円についてですが、内訳は石木ダムが8億1,400万円、浦上ダムが23億5,100万円になります。それから、国直轄事業負担金につきましては、これは国が進めております本明川ダムの負担金ということになります。

【堀江委員】 緊急経済対策なのに、石木ダムの補正が出るというのは理解できないんですけれど。そうしますと、石木ダムは、今回の8億円余りの補正があるわけですけれども、令和7年度、実際2月の当初予算から含めまして、予算の見積りとして、石木ダム事業は幾らになるのか合計額が今分かりますかね。

【岩永河川課企画監】 石木ダム建設事業の事業費ですが、令和7年度当初予算が9億8,783万円、それから今回の経済対策補正分が8億1,400万円ということで、合計いたしますと、18億183万円となります。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【中村(一)委員】 事業評価調書の新規要求公共事業がですね、南島原の西有家の一般県道雲仙有家線西有家工区、南島原市。これ、新規事業でしょうけれども、県道なのか高規格道路を想定した事業なのか、まず、その辺からお聞きをいたします。

【平道路建設課長】 現時点では、高規格道路としての位置づけはなされておられません。まずは国道における交通課題の大きい区間について、バイパス整備を進めたいと考えているところでございます。

【中村(一)委員】 私たち南島原市においてはですね、島原天草長島連絡道路、これ、40年になっているんですけれども、新たに新規事業ができたなら、皆さん、こういうのを期待しているのかなというふうに思っておりましたけれども、この1.7キロ、今回予算が2,000万円ですかね、下りていますけれども、この辺の有家町から西有家町間1.7キロ、雲仙有家線ですかね。これは今現在ある路線ですか。

【平道路建設課長】 雲仙有家線につきましては、現在存在する路線でございます。

【中村(一)委員】 ということは延長ということですね。有家線の延長ということですね。そうしたらですよ、この総工費が一応65億円とか書いてありますけれども、今後のスケジュール等はどうようになって、完成年度はちょっと分からないと思うんですけれども、まずは用地交渉とか、そういった流れになると思うんですけれども。

今回の予算2,000万円で、来期も当然新規予算でつくと思うんですけども、その辺のスケジュール等をお聞きします。

【平道路建設課長】 まずは今回2,000万円という事業費をつけておりますので、測量から入りたいと思います。測量を行った後に道路の概略設計を進め、計画説明会、地元の同意を得た後に用地交渉、それから、一定の用地が確保できた時点で工事に進むような段取りで考えております。

【中村(一)委員】 南島原市長をはじめですね、市民の皆さんが、うわっ、やっと予算がついたよと。やっと高規格道路ができるかなというふうにちょっと一瞬思ったんですけども、あくまでも県道を基準として、バイパスをつくって、その後、向こうの深江の方、そして口之津、加津佐の方に進める構想として、考えていいんですかね。

【平道路建設課長】 まず、今回の工区のバイパス計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり、高規格道路としての位置づけはなされておられませんけれども、将来に二重投資とならないように、一定の高速性、定時性を持った形で整備を進めたいと考えております。

その次の工区につきましては、今回事業化した区間の整備を行いまして、その交通状況とか社会環境等を見極めながら、考えてまいりたいと考えています。

【中村(一)委員】 有家・西有家間は非常に渋滞しているんですよ。だから今回の2,000万円の予算がつきましたけれども、できればスピードを持って早急に予算づけをしていただきたいと思いますというふうに思っております。南島原市民の人はですね、本当に私たちも報告したときに、うわっ、本当に出来るとやろうかと、よかったというようなことがもうほとんど、3万8,000人ですけれ

ども、皆さんが喜んでおりましたので、本当に土木部長をはじめ、皆さん方には感謝したいと思います。これをやはり一刻も早く完成させるためにはですね、スピードを持って臨んでいただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 土木部の方に質問をいたしたいと思いますが、今回の経済対策、総合経済対策、これはご案内のとおり、昨今の物価高に対する対応と、その柱となっていると、こう考えるわけですね。そうしますとね、やっぱり総合経済対策の裏づけとなる予算が必要だと、こういうことで補正予算が成立した。何と18兆3,000億円ですか、約ですね、そのくらいの規模になっていると。こういうようなことで、大変大きい総合経済対策が補正予算として成立をしたわけだけでも、昨今の物価高を考えると、もう誰しも物価が高くなっているということは、本当に感じているところであるし、また困ってる人たちもたくさんいらっしゃると思うわけです。だから、何としても、もう一刻も早くその対策を講じていかなければいけないと、もう待たないしである、こういうような感じをいたしているわけでありませ

ず、お尋ねしたいことはね、経済対策の補正予算は毎年ありますけれども、昨年度と比較してどのような状況になっているかと、このことをまずお尋ねしたいと思います。

【江頭監理課総括課長補佐】 国の経済対策補正に関連した計上予算は、県予算ベースで公共事業費約345億円、直轄事業負担金約25億円の合計約370億円となっております。

昨年度の計上額約288億円と比較して約82億円の増となっております。

【小林委員】 国の経済対策の補正予算に関連して、計上額が約370億円と。それで約82億円の増となっていると、このような答弁であったけれども、国への要望としてはどのくらいのものであったのか。どのくらいの内示を期待しているのか、この点はどうか。

【江頭監理課総括課長補佐】 公共事業において、約513億円の要望をしておりましたが、現時点速報値ではありますが、約283億円の内示がっております。

【小林委員】 今のご説明では内示額を283億円見込んでいますと、このようなことであります。そうしますと、この283億円からどういう経済波及効果があるかと。あるいは、雇用の創出、このようなことについても大変期待ができるんじゃないかと思えます。したがって、経済波及効果等をどういうふうに見ているのか、雇用創出もどういうふうを考えているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

【金子建設企画課長】 内示額の283億円の効果といたしましては、産業連関表を用いた試算によりますと、約430億円に上る経済波及効果がありまして、約3,000人の雇用機会が確保されるものと見込んでいます。

経済波及効果430億円には、直接的な建設事業に加えまして、建設資材の取引でありますとか、雇用者の消費支出を通じて他の産業への生産活動を活性化する誘発効果も含まれているところでございます。

同様に、雇用機会の確保の3,000人には工事に携わる直接的な従業員の雇用だけでなく、他の産業における誘発効果も含まれているところでございます。

【小林委員】 今の答弁を聞いておきますと、これが、何と事業費の1.6倍と、経済波及効果。そ

れで約430億円となると。こういうようなことで、また雇用創出についても約3,000人ぐらいの効果が期待されていると、こういうことですからね、かなり積極的な内容になっているんじゃないかと思えます。

それで、やっぱり一番ありがたいと思うのは、経済波及効果にしても、あるいは、雇用創出についても、経済波及効果については、さっき答弁があった建設資材の取引をするわけですね、それによつての効果。それから、他の産業への活性化する誘発効果と、こういうことも考えられるということ。それから、3,000名の雇用創出についても、ただ単に自分の会社に人を雇うということだけではなくして、他の産業を活性化させるわけだから、そういう面ですね、他の産業にも人が必要になってくると。こういうような、誘発効果というものが考えられると。こういうことを今ご説明があって、私もなるほどと、こう思うわけですね。

そうしますと、今何をしないといけないかという、やっぱり経済対策だから、直ちにこれを発注して、県内にすばらしい影響を与えないといけないと。こういうようなことになろうかと思うけれども、この発注についてはどのように考えているんですか。

【江頭監理課総括課長補佐】 経済対策の趣旨から、可能な限り早期発注、年度内契約に努めることとしております。

部内各課室、地方機関宛てに、円滑な入札契約事務の執行等、予算の早期執行に向けた準備を進めるよう、11月28日に通知を行っております。

昨年度12月17日に成立した経済対策補正予算の執行状況につきましては、年度末までに8割を超える執行率となっております、金額としては約220億円程度を執行しております。

今年度の国の予算成立もほぼ同時期であったことから、昨年度と同水準程度の執行を目指したいと考えております。年度内に執行できなかった分につきましても、できる限り早期発注に努めてまいりたいと考えております。

【小林委員】今の答弁で、早期発注、それをね、11月28日に通知をしていると、こういうようなことで、その取組はさぞ進んでいるものと思います。この執行率という状況を、これが大体8割強で約220億円と言ったかな。そんな状況になっていると。こういうようなことであって、これから本当に、平準化とかいろいろあるけども、端境期にそういうことがないような、そんな状況にはならないようにと、いろんな取組をやっていただいているわけです。

いずれにしても、これだけの経済対策を早期に発注していただかなければいかんと。そして、効果を最大に盛り上げていただかなければいけないと、こう思って、その準備を一生懸命やっただけだと、こういうことでございますが、建設業者の方々の取組は、本当に対応できるかどうか、この点についてはどうですか。

【金子建設企画課長】対応できるかどうかのポイントといたしまして、施工時期の平準化が非常に重要になってきます。

県としましては、これまでも債務負担の活用でありますとか、補正予算の速やかな発注などにより、施工時期の平準化に努めておりまして、その効果としては、例えば、年間を通じた工事量の安定による労働者の処遇改善が図れるでありますとか、人材、資材、機材等の効率的かつ余裕を持った活用が図れるでありますとか、こういう効果については、受注環境が整うことにつながりますことから、建設業者には対応していただけるものと考えているところでございます。

また、今回の補正予算を速やかに執行することで、来年度の4月から6月の端境期における工事量が確保されることになりまして、来年度における施工時期の平準化が図られ、好循環が継続するものと考えているところでございます。

【小林委員】確かに、いつも言っているように、端境期のときに平準化を考えて発注ができると、こういうような取組をずっと継続してやっていただいているわけです。これは大変ありがたいわけだ。また、業者の方々も落ち着いて仕事ができると。また人材を、そこにきちんと適切に嵌めることができると。こういう点において、この効果が最大に上がってくるだろうと思います。

したがって、先ほどからもお話ししているように、さっきの答弁で、前年は8割強、220億円ぐらいというようなことでありますから、やっぱりそれを上回るような発注をやって、経済対策をやっていかないといけない。雇用の創出、経済波及効果、他の産業の活性化につながると、こういうことでございますから、ぜひよろしく願いしたいと思います。

そこで部長、最後になりますが、国土強靱化、今度は実施中期計画か、こういうことをずっと今まで土木部の皆さん方は頑張って予算を獲得していただいて、その効果が、相当大きかったと思うんです。それで、今度新たに令和8年度からスタートする、この強靱化対策、この新たな強靱化対策について、継続的に予算の確保、そして、今言うような早期発注というようなことで、確実に地域に、この効果を与えていかないといけないと、こう思うわけですがね。国土強靱化のいわゆる中期計画ね、これについてどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

【山内土木部長】この国土強靱化の予算でございますけれども、委員ご案内のとおり、平成30年

度からの取組でございまして、本当に県道の整備づくりとかですね、そういうところについては本当に重要な予算となっております。

今、委員の方から実施中期計画という話がありました。今回、国の方としては大きく分けて第三弾の新しい計画となっております。これまでも補正予算という形で前倒しで措置されてきたんですが、今回新たなこれから始まる5か年の計画でも、前倒しで補正予算として措置されたということについては、本当に非常にありがたいなというふうに考えているところでございます。

これにつきましてはですね、県土のまだまだ必要なインフラの整備というところはもちろんなんですが、先ほどから委員が何度もおっしゃっていただいておりますが、他の産業も含めた経済波及効果ですとか、雇用創出効果、こういうことも含めるとですね、本当に単にインフラ整備のみならず、県にとって、すごい大きな効果があるふうに感じております。

先ほど委員は土木部の皆さんがということをおっしゃってございましたが、私どもはやはりこれは議会の皆様はじめですね、本当に多くの方々のおかげで今回の内示をいただいたというふうに考えております。

私も、何度も要望に行かせてもらう度にですね、やはり要望を受ける側からするとですね、単に県庁が来るだけじゃなくて、議会の皆様に来ていただいたりとかですね、経済界の皆さんも来ていただいたりとか、あと、市町の方も一緒に来ていただいてですね、本当に県が一体となって要望するという姿がですね、向こうにとっても印象に残っているのかなということを私は肌身で感じているところでございます。そういう意味ではですね、本当に議会の皆様には、今回の

内示をいただいたことに感謝を申し上げたいと思っております。

あと、県としては、今後、継続的かつ安定的な予算確保のために、引き続き、国に繰り返し要望を進めてまいりたいと思っておりますし、頂いた予算はしっかり執行させていただきたいと思っておりますので、引き続き議会の皆様のご支援、ご尽力をお願いできればと思っております。

【小林委員】 やっぱり公共工事がね、県内における経済波及効果が、また雇用創出が、こうやって波及しているというような形で、この物価高対策は乗り越えることができるように考えてやっていただかないといけないし、また現実に、やろうとしていただいていると。そういう点については、こういう国土強靱化、今回の中期計画、これについても前倒しでやっていただいているという状況の中で、これを継続して安定的にやっていただかなければいけないと。そういう意味で皆さん方が頑張っているということを強調しているわけだ。

部長から、県議会議員たちも頑張っているんじゃないかと、本当の気持ちで言っているのか。

【山内土木部長】 私もですね、どちらかということ、要望を受ける側、これまで国の方にいたから分かるんですけども、やっぱり県によってはですね、本当に県庁しか来ないようなところがいろいろありましてですね、そういう中で議長が来ていただいて、議長の言葉としてしゃべっていただいたりとかですね、あと委員の方々もいろいろと上京して要望していただいておりますので、やはり要望というのは各県でいろんな差があります。そういう意味ではですね、要望を受ける側からすると、やっぱり議員の皆さんが来ていただくというのは単に県庁が来るよりですね、ずっと効果があるというふうに私は感じ

ております。

【小林委員】 土木部長は県庁にお見えになって、あまり経っていないんだけどね、その僅かの時間だけでも、あなたが見ている、この間も交流会で隣の席で幸いお話ができましたけれども、そんなお世辞を言うような人でもなければ、人をおだて上げるようにも見えない。だから、あなたの言っていることは、そういう意味ではまともには取らないといけないと思うが、ちょっとあの議員の頑張りというのはね、まあ頑張っていますけどね、やっぱり何ていうか、ありがたい評価で、我々が皆さん方を褒め、皆さん方が我々を褒めていただくと、大変ありがたいと思っているけれども、これからお互いに力を合わせて、要は長崎県が本当に豊かになるということの中で、あなた方の役割というものが非常に大きいということを確認しながら、何としてもこの総合経済対策、しっかりやってもらうことをお願いして終わりたいと思います。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【富岡委員】 資料共有させていただきます。

土木部の繰越額理由別調書、繰越額は繰越明許費で繰り越される具体的な金額ということですね。先ほどの小林委員からのご質問では、283億円の内示とか、380数億円の話とか出ていましたけれど、こっちの繰越額理由別調書の方では、土木部の方で344億円なんですかね、繰越額が。参考の方で令和6年度経済対策補正、一番下のところは272億円ということで、参考として載っているんですけど、一般の会社とかの予算決算の表とか、次年度つくるとき、予算をつくるとき、予算の隣には前年度の決算額が載っていて、決算がこうで、次の次年度予算がこれでというその比較をしたりすると思うんですけども、この参考として、その経済対策補正、この予算を

昨年の決算ではなく、予算のところを書き込んで比較する理由みたいなどを教えていただけたらと思います。

【江頭監理課総括課長補佐】 予算の比較のやり方の点でご質問という理解をしておりますが、これにつきましては規模感を比較する形で作成しておりますので、このような形で出させていただきます。

【富岡委員】 分かりました。規模ということですね。今年は18.3兆円の大変大きな金額ということもあって、前年度とそういう比較とかを予算額ですというご答弁だったと思うんですけども、その上で、それでは、いつもの堀江委員方式ですね、前年度の決算じゃなくて、予算でもいいんですけども、どの部分が一番金額として多く、一番多くなったところと、それと割合として一番大きくなったところと、その理由のところを教えていただけたらと思います。

【江頭監理課総括課長補佐】 まず、額で一番増えている部分でありますけれども、道路橋りょう街路事業につきまして、約194億円となっております。

【富岡委員】 ありがとうございます。その道路橋りょうのところ、金額が一番多くなったのがそこだということで、その中でも多分この件数が多いので、どれがということではないかもしれませんが、一番増額したような橋りょうでもですね、どこでも、何か一例でも挙げていただければと思います。

【田崎道路維持課長】 道路橋梁街路事業にかかる道路橋りょう費でございますが、前年度に比べて、合わせて45億円ほど増えてございます。その内容でございますけれども、道路施設の老朽化対策、橋梁とかトンネルの老朽化対策と、交通安全対策、通学路対策ですね、そちらの方について

での増額が大きいものになってございます。こちらに関しては、第一次国道強靱化の実施中期計画が、令和8年度から始まるということで、その前倒しが今年の補正からということでございましたので、その獲得に向けて予算計上したものでございます。

【坂口分科会長】 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

富岡委員、先ほどの割合はどうされますか。あともっていいですか。

【富岡委員】 はい。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について。

今回の補正予算は、物価高騰に対する緊急対策と理解をしております。酒米価格高騰緊急対策で明らかなように、県内酒蔵が厳しい経営状況があるわけですから、一刻も早く支援してほしいと思います。

しかし、建設を進めるということは、ダム予定地の住民を追い出すことにつながる石木ダム事業、8億1,400万円の予算は認めることはできません。

したがって、第136号議案は反対とさせていただきます。

【坂口分科会長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第136号議案のうち関係部分について採決を行います。

第136号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【坂口分科会長】 起立多数。

よって、第136号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第138号議案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第138号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時59分 休憩 —

— 午前11時 0分 再開 —

【坂口分科会長】 分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午前11時 0分 閉会 —

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年12月12日

観光生活建設委員会委員長 坂口 慎一

議長 外間 雅広 様

記

I 議案

番 号	件 名	審査結果
第109号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第112号議案	長崎県伊王島リゾート公園条例を廃止する条例	原案可決
第113号議案	長崎県海域管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第114号議案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第115号議案	長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例	原案可決
第124号議案	契約の締結について	原案可決
第125号議案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第126号議案	財産の処分について	原案可決
第127号議案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第128号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第129号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第130号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第134号議案	長崎県総合計画みんなの未来図2030について（関係分）	原案可決

計 13件（原案可決 13件）

委 員 長 坂 口 慎 一

副 委 員 長 湊 亮 太

署 名 委 員 小 林 克 敏

署 名 委 員 堀 江 ひとみ

書 記 林 田 直 浩

書 記 和 田 周 也

反訳業務者 神戸総合速記(株)

配 付 資 料

令和7年11月定例県議会

予算決算委員会 観光生活建設分科会
関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

第104号議案 令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）

第106号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分

第107号議案 令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）

であります。

はじめに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、道路事業における国庫補助金返還経費及び職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費について補正しようとするものであります。

歳入予算は、

諸	収	入	4,648万	円の増
合		計	4,648万	円の増

となっております。

歳出予算は、

土	木	管	理	費	1,096万5千円の増		
道	路	橋	り	よ	う	費	5,681万1千円の増
河	川	海	岸	費	2,374万	円の増	
港	湾	空	港	費	964万8千円の減		
都	市	計	画	費	432万7千円の減		

住	宅	費	1, 0 6 9 万 9 千円の減
合		計	6, 6 8 4 万 2 千円の増

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

9 9 3 億 4, 0 9 6 万 4 千円

となります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

島原道路（有明瑞穂バイパス）における「一般国道 2 5 1 号道路改良工事（道路詳細設計業務委託その 2）」において、契約期間内の成果品の未納に伴い、受注業者の負担により国庫補助金を返還するための経費として、

（道路新設改良費）

単独事業	3, 3 1 1 万 8 千円の増
------	-------------------

佐世保市針尾東工区における「一般国道 2 0 2 号交通安全施設等整備工事（針尾東工区 用地測量委託）」において、契約期間内の成果品の未納に伴い、受注業者の負担により国庫補助金を返還するための経費として、

（交通安全施設費（本土））

単独事業	1, 3 1 0 万 2 千円の増
------	-------------------

長崎市小浦工区における「一般国道 2 0 2 号交通安全施設等整備工事（物件等調査業務委託）」において、契約期間内の成果品の未納に伴い、県の負担により国庫補助金を返還するための経費として、

（交通安全施設費（本土））

単独事業

827万3千円の増

職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、

単独事業

1,234万9千円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回新たに、

港湾空港費	7,400万円
住宅費	5,165万6千円
合計	1億2,565万6千円

について、繰越明許費を設定するとともに、

道路橋りょう費	2億2,100万円
河川海岸費	5億8,400万円
港湾空港費	2,000万円
公共土木施設災害復旧費	6億2,050万円
合計	14億4,550万円

を増額しようとするものであります。

繰越の主な理由は、令和7年8月の大雨にかかる災害復旧事業等において、適切な工期が確保できなくなったことによるものであります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

- 1 国交付金事業について、発注の平準化を図ることを目的として、来年度予算事業を今年度に発注するため、

高田南都市改造事業（交付金工事県債）	2億	円
道路新設改良費（交付金工事県債）	9億5,000万	円
重要幹線街路費（交付金工事県債）	1億	円
交通安全施設費（交付金工事県債）	2億5,000万	円
舗装補修費（交付金工事県債）	1億5,000万	円
港湾改修費（本土）（交付金工事県債）	3億2,200万	円
港湾改修費（離島）（交付金工事県債）	2億	円
海岸保全費（本土）（交付金工事県債）	1億5,000万	円
総合流域防災費（交付金工事県債）	2,000万	円
通常砂防事業（離島）（交付金工事県債）	1億	円
火山砂防費（交付金工事県債）	1億3,500万	円
地すべり対策費（本土）（交付金工事県債）	5億1,200万	円
地すべり対策費（離島）（交付金工事県債）	5,000万	円
急傾斜地崩壊対策費（交付金工事県債）	1億1,500万	円
総合流域防災費（交付金工事県債）	500万	円
合 計	32億5,900万	円

2 県単独事業について、発注の平準化を図ることを目的として、来年度予算事業を今年度に発注するため、

道路改良費（工事県債）	1億9,500万	円
交通安全施設費（工事県債）	1億6,100万	円
道路災害防除費（工事県債）	4億1,000万	円
道路維持費（工事県債）	1億1,300万	円
舗装補修費（工事県債）	6億8,500万	円
橋りょう補修費（工事県債）	1,000万	円
海岸維持修繕費（工事県債）	350万	円

海岸自然災害防止事業費（工事県債）	1億	250万	円
海岸自然災害防止事業費（離島）（工事県債）	5,000万		円
港湾自然災害防止事業費（本土）（工事県債）	8億6,350万		円
県有地維持管理費（工事県債）	100万		円
上五島空港維持費（工事県債）	500万		円
小値賀空港維持費（工事県債）	500万		円
河川自然災害防止事業費（工事県債）	2億5,000万		円
緊急浚渫推進事業費（工事県債）	3億6,000万		円
ダム統合監視局再編事業費（工事県債）	6,000万		円
小規模地すべり防止費（工事県債）	1,000万		円
自然災害防止事業費（地すべり）（工事県債）	4,500万		円
自然災害防止事業費（急傾斜）（工事県債）	1億5,000万		円
合 計	34億7,950万		円

国交付金事業と県単独事業をあわせて、

67億3,850万 円

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

そのほか、

3 県営住宅の指定管理業務について、年度を越えて一括契約を締結するため、

県営住宅維持管理費 53億2,380万5千円

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、第104号議案「令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、

歳入、歳出それぞれ、 55万1千円

を増額いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

設計及び工法の変更の不測の日数を要したことにより、適切な工期が確保できなくなったことに伴い、

港 湾 施 設 整 備 費	1 億 1, 0 0 0 万 円
合 計	1 億 1, 0 0 0 万 円

を増額しようとするものであります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち土木部関係予算についてご説明いたします。

歳出予算では、職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費として、

土 木 管 理 費	5, 9 0 1 万 6 千 円 の 増
道 路 橋 り ょ う 費	5, 1 3 2 万 円 の 増
河 川 海 岸 費	3, 2 1 5 万 3 千 円 の 増
港 湾 空 港 費	3, 7 5 8 万 2 千 円 の 増
都 市 計 画 費	1, 1 4 4 万 8 千 円 の 増
住 宅 費	8 3 1 万 4 千 円 の 増
合 計	1 億 9, 9 8 3 万 3 千 円 の 増

を計上いたしております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

9 9 5 億 4, 0 7 9 万 7 千 円

となります。

次に、第107号議案「令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第3号)」
についてご説明いたします。

今回の補正予算は、職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費として、

歳入、歳出それぞれ、160万6千円

を増額いたしております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和7年11月定例県議会

予算決算委員会 観光生活建設分科会
関係議案説明資料
(経済対策補正)

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第136号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分
であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策」
に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするもので
あります。

歳入予算は、

分担金及び負担金	3億7,172万5千円の増
国庫支出金	177億7,202万5千円の増
諸収入	8億8,160万3千円の増
合計	190億2,535万3千円の増

となっております。

歳出予算は、

土木管理費	5,460万 円の増
道路橋りょう費	206億3,766万3千円の増
河川海岸費	130億8,678万8千円の増
港湾空港費	12億8,327万 円の増
都市計画費	7億3,522万6千円の増
住宅費	12億3,300万 円の増
合計	370億3,054万7千円の増

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

1, 365億7, 134万4千円

となります。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(道路新設改良費)

公共事業 97億 755万1千円の増

(交通安全施設費)

公共事業 31億7, 700万9千円の増

(道路災害防除費)

公共事業 25億5, 182万9千円の増

(港湾改修費)

公共事業 7億4, 445万 円の増

(総合流域防災費)

公共事業 26億7, 330万 円の増

(河川総合開発費)

公共事業 31億6, 500万 円の増

(急傾斜地崩壊対策費)

公共事業 11億6, 655万 円の増

(公営住宅建設費)

公共事業 12億3, 300万 円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回の補正予算について、年度内に適切な事業期間が確保できないことから、

土 木 管 理 費	5, 4 6 0 万 円
道 路 橋 り よ う 費	1 9 3 億 6, 2 6 5 万 4 千 円
河 川 海 岸 費	1 2 0 億 5, 8 8 5 万 6 千 円
港 湾 空 港 費	1 0 億 3, 2 1 5 万 円
都 市 計 画 費	7 億 3, 5 2 2 万 6 千 円
住 宅 費	1 2 億 3, 3 0 0 万 円
合 計	3 4 4 億 7, 6 4 8 万 6 千 円

について、繰越明許費を増額しようとするものであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和7年11月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第113号議案 長崎県海域管理条例の一部を改正する条例

第114号議案 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

第125号議案 契約の締結の一部変更について

第126号議案 財産の処分について

第127号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

第129号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第130号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第134号議案 「長崎県総合計画みんなの未来図^{にせんさんじゅう}2030について」のうち関係部分

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第113号議案「長崎県海域管理条例の一部を改正する条例について」は、土石採取料について、許可を受けた土石採取数量を採取しなかった場合、その数量に相当する土石採取料を還付することができるよう所要の改正をしようとするものであります。

第114号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」は、「建築基準法施行令」の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第125号議案「契約の締結の一部変更について」は、令和6年9月定例会で可決された主要地方道小浜北有馬線道路改良工事（(仮称)大亀矢代トンネル）について、

受注者からインフレスライドの請求がなされたことなどに伴い、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

第126号議案「財産の処分について」は、長崎港神ノ島工業団地の分譲地について、三菱長崎機工株式会社に売払いをしようとするものであります。

第127号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は、令和6年10月28日、一般国道324号において、相手方が所有する貨物自動車が行った際、車道に突出していた街路樹の幹に衝突したことにより車両に損害を与えた事案について、損害賠償の額を決定しようとするものであります。

第129号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーの港湾施設の管理運営を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

第130号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、県営住宅等の管理運営を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図^{にせんさんじゅう}2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」

を基本理念に、「こども」「暮らし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、土木部関係部分では、基本戦略「国内外とのネットワークを拡大する」において、「道路・港湾・空港等の交通ネットワークの充実」として、人流や物流を支える高規格道路や港湾、空港の整備などに取り組んでいくこととしております。また、基本戦略「災害に強い県土をつくる」では、「県民の暮らしと命を守る強靱な県土づくり」として、県民の暮らしと命を守るインフラの整備やメンテナンスを推進していくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

令和7年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定4件について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、道路法面からの落石等や路面の穴ぼこ等によるものが4件であります。

各事案の相手方へ支払った賠償金は合計で1,367,721円であります。

(訴えの提起について)

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに係る訴えの提起1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

訴えの提起については、度重なる支払い催告にも応じない滞納者について、裁判手続きにより建物の明渡しと滞納家賃の支払いを求めるものであります。

(契約締結の一部変更について)

令和6年11月定例会で可決された一般国道382号道路改良工事（(仮称) 檜滝トンネル）において、地方自治法第180条に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、施工内容の一部変更に伴い請負代金額を

904,530,000円から27,519,800円増額し

932,049,800円に変更したものであります。

(公共用地の取得状況について)

令和7年8月1日から令和7年10月31日までの一定基準以上の土木部所管の公共用地の取得状況については、佐世保市における一般国道202号道路改良工事(鳥越工区)他、1件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(幹線道路の整備について)

県では、産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向けて、幹線道路の整備を進めております。

去る10月30日、西九州自動車道のさらなる整備促進を図るため、本県、福岡県、佐賀県並びに3県沿線市町合同による建設促進大会を東京都にて開催いたしました。

当日は、各県の国会議員の方々や関係皆様のご出席のもと、松浦佐々道路をはじめ

とする事業中区間の早期完成や暫定2車線区間の4車線化への早期着手などを決議し、国土交通省と財務省へ要望を行いました。

こうした中、松浦インターから平戸インター間の約7.5キロメートルについては、今月14日に開通することとなりました。

今回の開通により、福岡方面から平戸市へのアクセスが飛躍的に向上し、地域産業のさらなる活性化や交流の促進が図られるものと期待しております。

また、国道34号大村諫早拡幅については、先月9日に、本県選出国會議員や県議會議員の皆様のご参加のもと、着工式が開催されました。

県としては、着実な事業進捗に向け、今後とも国土交通省と連携を図りながら、関係市と一体となって取り組んでまいります。

さらに、長崎南北幹線道路の茂里町から滑石工区については、去る10月23日に県と長崎市で事業推進に向けた基本協定を締結したところであり、引き続き、地元調整や用地交渉などにおいて、連携、協力を図ってまいります。

(長崎駅前バスターミナルの再整備について)

長崎駅前バスターミナル再整備に関わる大黒町地区^{まち}第一種市街地再開発事業については、事業主体である大黒町地区市街地再開発準備組合により、去る11月4日からホテル事業者の募集を開始しました。

今後、準備組合によって、事業計画の策定に向けた計画の具体化が、より一層進められていくこととなります。

(長崎県耐震改修促進計画の改訂について)

県では、建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき「長崎県耐震改修促進計画」を平成19年8月に策

定し、建築物の耐震化に取り組んでまいりました。

国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が本年7月に改正されたことから、目標設定を見直すなど、改訂に向けた検討を進めております。

今後、県議会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様のお声をお聞きしながら今年度中に改訂し、建築物の耐震化に取り組んでまいります。

(長崎県土地開発公社の解散について)

長崎県土地開発公社におきましては、令和8年度に解散・清算を行う方針として、課題解決に向けて取り組んでまいりました。

時津第10工区住宅用地完売など課題解決の目途が立ち、今後は、令和8年9月の解散を目指して手続きを進めてまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。土木部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、21件の事業群評価調書により、67件の事業を評価いたしました。そのうち6件の事業について、令和8年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施し

てまいります。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和7年11月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

土 木 部

【観光生活建設委員会関係議案説明資料（土木部） 5頁14行目の次に、次のように挿入する。】

（石木ダムの推進について）

石木ダムについては、渇水や洪水などの自然災害から地域の皆様の安全・安心の確保を図るうえで必要不可欠な事業であり、早期完成を目指す必要があることから、工期内の確実な完成に向け、工事工程に沿って着実に工事を進めてまいります。

一方、川原（こうばる）地区にお住まいの13世帯の皆様のご理解とご協力を得たうえで、事業を円滑に進めることが最善であるとの考えに変わりはなく、今年度、川棚町で開催している石木ダムの技術的な疑問等に対する説明会は、これまで3回開催し、いただいたご質問に対し、県の考えを一通りご説明させていただきました。

さらに、先日の12月7日には、大石知事が川棚町に赴き、町民の皆様を前に、事業に対する疑問等について、直接、県の見解をご説明してきたところであります。

また、佐世保市及び川棚町とともに策定を進めております水源地域整備計画については、昨年12月に公表した計画素案を基に、いただいたご意見の反映を行い、去る11月14日に、地元川棚町において、大石知事も出席のもと、改めてご説明をさせていただきました。頂いたご意見も反映させながら、来年度早期に、国へ計画を提出できるよう、佐世保市、川棚町とともに準備を進めてまいります。

県としましては、石木ダムの一日も早い完成に向けて、引き続き、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に全力を注いでまいります。

令和7年11月定例県議会

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

第106号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」の関係部分についてご説明いたします。

予算額は、歳出予算で、

企	画	費	2, 8 7 3 万	3 千円の増
生	活	対 策 費	7 8 8 万	8 千円の増
商	業	費	2 0 2 万	6 千円の減
観	光	費	1, 0 8 6 万	3 千円の減
社	会	教 育 費	1, 1 9 1 万	5 千円の減
合		計	1, 1 8 1 万	7 千円の増

であります。

これは、文化観光国際部職員の給与費について関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」の関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

企	画	費	1, 4 6 7 万	2 千円の増
生	活	対 策 費	7 2 0 万	2 千円の増
商	業	費	2 8 8 万	1 千円の増

観	光	費	1,000万	8千円の増		
社	会	教	育	費	191万	円の増
合		計	3,667万	3千円の増		

であります。

これは、会計年度任用職員を含む職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、令和7年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、

55億 7,203万 7千円

となります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月定例県議会

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料

【第136号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）関係部分】

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第136号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分
であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、

商	業	費	3,912万	1千円	の増
---	---	---	--------	-----	----

であります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

酒造用原料米の急激な価格高騰による県内酒蔵の厳しい経営状況を踏まえ、令和7年産酒米の購入経費のうち価格高騰額相当分の一部を支援するための経費として、

酒米価格高騰緊急対策支援事業費	3,912万	1千円
-----------------	--------	-----

を計上いたしております。

この結果、令和7年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、

56億 1,115万 8千円

となります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、

第112号議案 長崎県伊王島リゾート公園条例を廃止する条例

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図^{にせんさんじゅう}2030について」のうち関係部分
であります。

はじめに、条例議案について、ご説明いたします。

第112号議案「長崎県伊王島リゾート公園条例を廃止する条例」は、長崎県伊王島リゾート公園を移譲することに伴い、長崎県伊王島リゾート公園条例を廃止しようとするものであります。

次に、計画議案について、ご説明いたします。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、文化観光国際部関係部分では、基本戦略「地域の魅力で人

を惹きつける」において、「観光客の心をつかみ、選ばれる持続可能な観光の推進」として、地域主体による魅力ある観光まちづくりや地域連携による広域周遊促進の取組に対する支援や国際的なハブ空港を活用した欧米豪市場からの誘客プロモーション強化等に取り組んでいくほか、「特色ある文化資源・スポーツによる地域の賑わいづくり」として、本県ならではの特色ある歴史や文化芸術のストーリー性を重視した効果的な情報発信や観戦型スポーツイベント等の誘致促進に取り組んでいくこととしております。また、基本戦略「国内外とのネットワークを拡大する」では、「国際交流と平和意識醸成の推進」として、友好都市等との関係強化と相互交流の拡大や広島県、県内市町、各国政府やNGO等と連携した平和活動の推進等に取り組んでいくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

続きまして、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(文化の振興について)

開館20周年となる長崎歴史文化博物館では、去る11月3日、多くの関係者や来賓にご出席をいただき、記念式典を開催したところであります。平成17年の開館以降、総入館者数は840万人を突破し、長崎固有の海外交流の歴史をメインテーマに「開かれた博物館」として、県内外の多くの方々にご来館いただいております。

記念事業として9月12日から12月7日まで開催した「ポケモン×(かける)工芸展」では、県内外の幅広い世代の方々で大いに賑わったところであり、来年1月17日からは、かつて異国文化に直接触れることができる学びの地であった長崎を紹介する「長崎遊学展」を開催いたします。

9月に開幕した、県内最大の美術公募展である県展については、長崎県美術館や佐

世保市博物館島瀬美術センター、諫早市美術・歴史館において、応募作品1,342点の中から選抜された入賞・入選作品を展示し、11月には、壱岐市、東彼杵町においても移動展を開催いたしました。県展終了後には、県庁舎や県警本部庁舎等にも作品の一部を展示することとしております。

また、地域文化の向上と発展に貢献している個人及び団体の活動と業績を顕彰するため、去る11月5日に、第40回長崎県地域文化章の授与式を開催し、地域文化の振興に長年取り組まれている1個人4団体に対し、地域文化章を贈呈いたしました。

今後とも、より多くの県内外の皆様にも、本県の歴史や文化芸術を身近に楽しんでいただくよう、文化拠点の充実や地域文化の振興に取り組んでまいります。

(世界遺産の保存活用について)

本県にある2つの世界遺産については、関係する県市町等と連携し、構成資産の価値や魅力を発信するイベントを開催しております。

「明治日本の産業革命遺産」については、去る10月14日から31日にかけて、県庁エントランスにて「登録10周年記念フォトコンテスト写真展」を開催いたしました。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、9月から12月にかけて4つの構成資産地域において、集落を歩きながら清掃活動を行うクリーンウォークを実施したほか、「長崎のかくれキリシタン信仰用具」について、調査研究の成果を地域に還元するため、今年度は五島市立図書館において、11月8日から26日まで五島の信仰用具を展示するとともに、11月15日には講演会を開催いたしました。

一方、構成資産の保全については、10月21日、22日に佐世保市において、「第6回長崎世界遺産学術委員会」を開催し、各専門分野の委員から経過観察や世界遺産登録時の勧告への対応等について、ご助言をいただいたところであります。

今後とも、関係県市町等と連携し資産の保全に努めるとともに、資産の価値や魅力

を広く発信し、保護意識の醸成や誘客を図るなど、世界遺産の保存活用や調査研究に取り組んでまいります。

(観光の振興について)

令和7年7月から9月までの主要宿泊施設の延べ宿泊客数は、国民スポーツ大会九州ブロック大会の開催などによる九州内からの宿泊客が増加した一方で、猛暑の影響などもあり、前年同期比0.4%の増加に留まったところであります。

このような中、国内外に向けて、なお一層の魅力発信と誘客促進に努めていくため、去る11月8日から2日間、海外を含め多くのアニメファンが集う「アニメ&まんが聖地EXPO2025^{にーせろにーご}」に出展し、本県ゆかりの作品のPRを行ったところであります。また、10月から3月にかけては、県内がロケ地となったアニメ4作品を活用した周遊促進イベントを実施しており、来年1月からは、五島市と連携し、同市が舞台となったアニメ作品を活用したスタンプラリーやファン交流イベントなどを行う予定としております。今後も、関係市町と連携しながら、アニメ作品等を活かした情報発信に努め、本県の認知度向上と誘客の拡大につなげてまいります。

観光産業を担う人材の育成・確保に向けては、これまで県内高校生等を対象に実践的な知識の習得や観光産業への理解を深める「ミライ☆ニナイ塾」を実施してまいりましたが、今年度からは、県内商業高校生等を対象に就職をより意識した特別授業の実施へ見直したところであります。

本年7月以降、長崎コンシェルジュなど県内宿泊施設で活躍するスタッフを講師として、県内9校で特別授業を実施しており、希望する生徒には宿泊施設での体験学習等の機会を提供することとしております。引き続き、特別授業や体験学習等を通して、観光産業で働く魅力を伝え、本県観光を担う人材の育成・確保に努めてまいります。

また、本年度で計画期間が終了する観光振興基本計画については、新たに令和8年度から始まる5年間の計画策定を進めており、9月定例会において骨子をお示しし、

ご議論をいただきました。その後、県議会からのご意見などを踏まえ、去る11月14日に開催した県観光審議会において、次期計画の素案についてご審議いただいたところであり、本定例会において、計画素案を提出させていただいております。今後、県議会でのご議論やパブリックコメント等により県民の皆様のご意見をお伺いしながらさらに検討を重ね、今年度中の計画策定を目指し取り組んでまいります。

(インバウンドの推進について)

インバウンドについては、本県の認知度向上と更なる需要回復を図るため、海外向けのプロモーションを積極的に展開しており、11月には、ソウル特別市や台北市で開催された国際旅行博のほか、タイ・バンコクで開催された訪日旅行に特化した旅行博覧会にブースを出展し、誘客に向けた現地プロモーションを実施してまいりました。

また、個人旅行化やデジタル化の一層の進展を踏まえ、インターネットのみで取引を行う旅行会社やSNS等を活用した観光情報の発信など、本県の認知度向上とインバウンドの誘客拡大を図ってまいります。

クルーズについては、今年の寄港数が10月末までに312回と順調に増加しているところであり、船会社等へのセールスやクルーズ関連イベントへのブース出展など、積極的なプロモーションを展開し、引き続き、本県への誘致拡大と経済的な効果を高めるための取組を推進してまいります。

(国際航空路線の運航について)

国際航空路線については、10月1日から11日まで、長崎空港と韓国・釜山広域市の金海国際空港を結ぶ長崎～釜山線の臨時便が、エアプサンにより8往復16便が運航され、平均搭乗率は95%を超え、多くの皆様に長崎を訪れていただきました。

こうした中、去る10月16日に、知事が韓国・釜山広域市を訪問し、エアプサン本社において、今後の定期運航に向けた意見交換を行ってまいりました。

今回のトップセールスやこれまでの継続した協議の結果、今般、令和8年1月4日から3月28日までの間、長崎～釜山間で週3便の定期運航が決定したところであります。

引き続き、インバウンド・アウトバウンド双方の利用促進を図ることで、既存路線の安定運航に繋げるとともに、新規路線の誘致についても、東アジアや東南アジアを中心に、市場のニーズや経済効果の高い地域からの就航に向け戦略的に取り組んでまいります。

(県産品のブランド化と販路拡大について)

首都圏における情報発信拠点「日本橋 長崎館」では、今年度末で契約期間が満了する運営委託の更新にあたり、回遊性向上や軽飲食機能強化等のリニューアルを含めた整備・運営事業者の公募を10月28日に開始しており、年内には運営事業者を決定することとしております。

また、長崎県産品の魅力を発信するため、去る11月1日から30日の1か月間、首都圏のホテルにおいて、シェフが厳選したクエやブリ、フグなどの水産物やブランド豚、島原手延そうめんなど、長崎県産食材をふんだんに使ったコース料理を提供する「長崎フェア」を実施いたしました。

県産品の輸出促進については、県産品の認知度向上に向けて9月に台北市のSOGO百貨店において県産品の試食販売を行う「長崎フェア」を実施したほか、9月と11月には中国の成都市及び北京市において、飲食店関係者を対象とした県産酒の試飲商談会を実施し、複数の酒蔵において新たな取引が成立したところであります。

また、新たな商流の構築を図るため、10月からマレーシアとシンガポールにおいて菓子類のテスト販売を実施しており、今後さらに現地ニーズに合った商品へのブラッシュアップを図ることで、商談成約の可能性を高め、継続的な取引に繋げてまいります。

今後とも市町や生産者団体等と連携しながら、県産品のブランド化の推進や販路拡大に努めてまいります。

(中国との交流促進について)

去る11月7日から12日まで、知事は、中国駐長崎総領事館の開設40周年を記念して、外間県議会議長をはじめとする県議会、関係市町、経済界など、各界の代表者の皆様方とともに、中国を訪問いたしました。

今回の訪問では、北京市において、中国政府要人や中国人民対外友好協会会長と面会を行い、本県と中国の関係深化に一層のご尽力をお願いしたほか、^{かなすぎ}金杉駐中国日本国特命全権大使と会見し、今後の交流促進について意見交換を行ってまいりました。

また、上海市においては、中国東方航空を訪問し、今後の長崎～上海線の利用促進に向けた意見交換などを実施いたしました。

今後とも、中国駐長崎総領事館のご支援をいただきながら、先人の皆様方が長年にわたる努力の積み重ねによって^{つちか}培ってこられた本県と中国との友好の絆をより強固なものとし、経済、文化など多岐にわたる分野において、さらなる交流の深化に力を注いでまいります。

(次期「ながさきスポーツビジョン」素案について)

令和3年3月に策定した「ながさきスポーツビジョン^{にせんにじゅういち} (2021-2025)^{にせんにじゅうご}」の計画期間が今年度で終了することから、本県におけるスポーツの振興を総合的・体系的に推進するため、次期「ながさきスポーツビジョン^{にせんにじゅうろく} (2026-2030)^{にせんさんじゅう}」の素案を策定いたしました。

素案の策定にあたっては、有識者等のご意見を踏まえながら、「生涯スポーツの推進」、「子どものスポーツ機会の充実」、「競技スポーツの振興」、「スポーツを通じた地域の活性化」という4つの基本方針を定め、令和8年度からの今後5年間に取り組むべき

本県のスポーツ振興策について検討してまいりました。

ビジョンについては、県議会のご意見をお伺いするとともに、県民の皆様のご意見もいただきながら、今年度中の策定を目指してまいります。

(ツール・ド・九州について)

去る10月10日、国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州^{にーぜろにーご}2025 佐世保クリテリウム」が本県で初めて開催されました。国内外から18チーム、106人の選手が出場し、佐世保の美しい港の風景を背景に、世界トップクラスのスピードと迫力ある走りで、集まった約1万3千5百人の観客を魅了しました。

また、レース当日から翌日にかけての2日間、著名人によるトークショーやBMXパフォーマンス、自転車体験会のほか、本県の魅力を紹介する観光・物産ブースの設置など、様々な関連イベントを開催し、多くの来場者で賑わいました。

これもひとえに、県議会をはじめ、佐世保市や関係団体の皆様のご支援とご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

また、^{にーぜろにーろく}2026大会については、10月9日に、本年と同様、佐世保市において、クリテリウム形式のレースを実施することが大会実行委員会より発表されました。

県といたしましては、2026大会においても、県内外から多くの観客の皆様にお越しいただけるよう、引き続き佐世保市や関係団体と連携し、大会の成功に向けて全力で取り組んでまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価及び指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。文化観光国際部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、73件の事業群評価調書により、61件の事業を評価い

たしましたが、そのうち39件の事業について、令和8年度に向けて、「拡充」「改善」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年11月定例県議会

観光生活建設委員会関係説明資料
(追加1)

文化観光国際部

【観光生活建設委員会関係説明資料 文化観光国際部の3ページ15行目の後に、次のとおり挿入】

(ながさきピース文化祭^{にせんにしゅうご}2025について)

9月14日に開幕した「ながさきピース文化祭2025」が、去る11月30日に滞りなく終了しました。

会期中は、天皇皇后両陛下のご臨席を賜った「開会式」をはじめ、県下全域で本県ならではの多彩なイベントを実施し、本県が持つ歴史や文化芸術の魅力を広く発信してまいりました。

大会を締めくくる「閉会式」では、県内外から多くの皆様にご参加いただき、来年度開催県である高知県へ大会旗の引継ぎを行ったほか、約200名の皆様が演技・演奏を披露したグランドフィナーレで幕を閉じました。

本文化祭が有終の美を飾ることができましたのも、県議会をはじめ、市町や関係団体の皆様のご理解とご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

改めて本文化祭を振り返りますと、長崎県が持つ文化の魅力とその価値を再認識するとともに、県民をはじめ多くの方々が文化芸術に関心を寄せる契機となったものと感じております。

現在、総参加者数など本文化祭の成果について精査を進めておりますが、県といたしましては、本文化祭を通して新しく生まれた交流、県民の文化芸術に対する思いや関心、携わっていただいた方々との繋がりを未来に継承し、この盛り上がりを今後の文化芸術の更なる振興に繋げてまいりたいと考えております。

【観光生活建設委員会関係説明資料 文化観光国際部の9ページ20行目の後に、次のとおり挿入】

(V・ファーレン長崎のJ1昇格について)

J1リーグへの昇格を目指して、J2リーグ^{にせんじゅうご}2025シーズンを戦ってきましたV・ファーレン長崎は、通算成績19勝6敗13分け、勝点70でリーグ2位の成績を収め、2018^{にせんじゅうはち}シーズン以来8年ぶりとなるJ1昇格を果たされました。

これまで戦い抜いた監督、選手、関係者の方々のたゆまぬご努力に対して深く敬意を表しますとともに、熱いご支援をいただいた、県民の皆様方をはじめ、経済界、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

V・ファーレン長崎の活躍は、県民に夢や感動を与え、県民の一体感や郷土愛が育まれるとともに、地域の活性化に大きく寄与するものであり、県といたしましても、市町や関係者、県民の皆様と一体となって、引き続き、しっかりと後押しをしてまいります。

(サッカー日本女子代表なでしこジャパン国際親善試合の開催について)

去る11月29日、長崎スタジアムシティのピーススタジアムにおいて、サッカー日本女子代表「なでしこジャパン」とカナダ女子代表との国際親善試合が開催されました。

県民の皆様には、世界を舞台に戦う選手たちのプレーを間近で観戦できる貴重な機会となったほか、全国ネットによるテレビ放送や多くの観客の来場により、本県の魅力を全国に発信する絶好の機会となり、地域のにぎわいづくりにも大きく寄与したものと考えております。

県といたしましては、今後も、関係団体と連携を図りながら、スポーツを通じた地域活性化に取り組んでまいります。

令和7年11月定例県議会

予算決算委員会 観光生活建設分科会
関係議案説明資料

県民生活環境部

県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

第105号議案 令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

第106号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分

第108号議案 令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

の4件であります。

はじめに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、

国庫支出金	140万4千円の減
計	140万4千円の減

歳出予算については、

統計調査費	975万2千円の増
生活対策費	938万7千円の増
環境保全費	7,940万9千円の減
都市計画費	128万円の減
計	6,155万円の減

を計上いたしております。

これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

山王山園地展望台改修工事において、入札不調に伴う工期の変更により、年度内に適正な工期が確保できないことから、

自然公園施設整備費	1, 801万3千円
-----------	------------

について、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第105号議案「令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

収益的支出について、	79万2千円の減
------------	----------

資本的支出について、	3万9千円の減
------------	---------

を計上いたしております。

これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明します。

歳出予算について、

防 災 費	26万5千円の増
統 計 調 査 費	704万 円の増
生 活 対 策 費	1, 609万2千円の増
環 境 保 全 費	4, 359万8千円の増
都 市 計 画 費	126万4千円の増
計	6, 825万9千円の増

を計上いたしております。

これは、職員給与及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

次に、第108号議案「令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

収益的支出について、	126万3千円の増
資本的支出について、	41万5千円の増

を計上いたしております。

これは、職員給与及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年11月定例県議会

予算決算委員会 観光生活建設分科会
関係議案説明資料

県民生活環境部

県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第136号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分

第138号議案 令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

の2件であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

はじめに、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算について、

国庫支出金	1億7,500万	円の増
計	1億7,500万	円の増

歳出予算について、

環境保全費	3億5,022万9千円	の増
計	3億5,022万9千円	の増

を計上いたしております。

次に、補正予算の内容について、ご説明いたします。

(公衆浴場対策費について)

エネルギー等の物価高騰の影響を受けた事業者のうち、物価統制令の適用を受け、独自の価格転嫁が困難である一般公衆浴場に対し、経営の健全化や衛生水準の維持・向上を図るため、事業に必要な燃油等の価格高騰分に相当する経費を支援するために要する経費であります。

(国立公園雲仙八万地獄復興対策事業費について)

令和3年8月豪雨により被災した国立公園雲仙八万地獄地区における復旧工事に要する経費であります。

続きまして、繰越明許費について、ご説明いたします。

国の補正予算を活用する国立公園雲仙八万地獄復興対策事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、

自然公園管理費

3億5,000万 円

について、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第138号議案「令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。

資本的収入では、国の経済対策補正に伴う国庫補助金の増等に伴い、

4億8,000万 円の増

資本的支出では、国の経済対策補正に伴う建設改良費の増に伴い、

4億8,000万 円の増

を計上いたしております。

これは、大村湾南部流域下水道における、大村湾南部浄化センターの汚泥脱水機改築工事等を実施するための経費であります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年11月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

県民生活環境部

県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第124号議案 「契約の締結について」

第128号議案 「公の施設の指定管理者の指定について」

第134号議案 「長崎県総合計画みんなの未来図^{にせんさんじゅう}2030について」のうち関係部分

であります。

第124号議案「契約の締結について」は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業の契約を締結しようとするものであります。

第128号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、地方自治法第244条の2第6項及び自然公園内県営公園施設条例第5条の規定により、海洋スポーツ基地カヤックセンターの指定管理者として、公益財団法人佐世保市スポーツ協会を指定しようとするものであります。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、

12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、県民生活環境部関係部分では、基本戦略「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」において、「互いに支え合う地域共生社会の更なる推進」や「男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会づくり」として、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進や共家事・共育ての促進等に取り組んでいくこととしております。

基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」においては、「カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり」や「環境への負荷が少ない循環型社会づくり」として、ゼロカーボンアクション12の周知、啓発や一般廃棄物の削減・リサイクルに向け市町と連携した取組の実践等に取り組んでいくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(人権尊重の社会づくりの推進について)

県では、県民の皆様にも、様々な人権課題について一層理解を深めていただくため、毎年11月11日から12月10日までを「長崎県人権・同和問題啓発強調月間」と定め、集中的な啓発活動を行っております。

今年度は、「V・ファーレン長崎」と「長崎ヴェルカ」両チームの選手を起用した啓発ポスターを作成し、県内各地の公共施設や公共交通機関の車内等に掲示したほか、長崎スタジアムシティの大型ビジョン・サイネージにおいて、両チームの選手たちによる「インターネット上での誹謗中傷等」に関するメッセージ動画を放映し、人権尊

重の重要性について啓発いたしました。

また、県では、人権尊重を促す条例（仮称）の制定に向け、条例の規定内容についてご意見を伺うため、去る11月10日に第1回長崎県人権尊重を促す条例（仮称）有識者会議を開催し、「条例骨子（案）」についてご意見をいただいたところであり、引き続き、条例制定に向けて検討を進めてまいります。

今後とも、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、関係機関等と連携しながら、啓発をはじめとした人権施策に取り組んでまいります。

（食品ロス削減の推進について）

県においては、長崎県食品ロス削減推進計画に基づき、各種対策に取り組んでいるところであり、10月には、食品ロス削減月間にあわせ、食品ロス削減の重要性について、県民の皆様に関心を深め、広く取り組んでいただくためのCM放映を行っております。

また、県庁1階のイベントエリアや、11月15日に開催された「第4回ひらどエコフェスタ」、さらに今年度初めて、イオン株式会社との包括連携協定に基づく取組としてイオン大塔ショッピングセンターにおいて、県内小中学生を対象に募集した食品ロス削減ポスターの受賞作品を展示しました。

県政アンケートにおいて、食品ロス削減に取り組んでいる県民の皆様の割合は高い水準で推移しておりますが、更に、一人ひとりの取組を進めていただくために、引き続き、啓発活動を行ってまいります。

（各種計画の策定について）

県民生活環境部におきましては、策定している各種計画のうち

- ・長崎県環境基本計画
- ・長崎県環境教育等行動計画

- ・長崎県男女共同参画基本計画
- ・長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画
- ・長崎県食育推進計画
- ・長崎県消費者基本計画
- ・長崎県食品の安全・安心推進計画
- ・長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画
- ・大村湾環境保全・活性化行動計画
- ・長崎県廃棄物処理計画
- ・長崎県食品ロス削減推進計画
- ・長崎県生物多様性保全戦略

について、本年度を計画期間の最終年度としている、または、中間年度として見直しを計画していることから、次期計画等の策定等に向けて関係部局等と調整・協議を行いながら検討を進めております。

今後、県議会のご意見をお伺いするとともにパブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指してまいります。

（諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画の暫定延長について）

諫早湾干拓調整池の水質保全や自然豊かな水辺空間づくりについては、現在「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、関係機関が連携して各種施策に取り組んでいるところです。

計画の終期につきましては、今年度末となっておりますが、調整池の水質の調査や予測評価を行っている九州農政局から「行動計画を策定するうえでは、水質予測モデルの改良が必要」との見解が示されたため、関係機関と協議を行い、次期行動計画は、改良した水質予測モデルに基づき策定することとし、それまでの間は現計画を暫定的に延長することといたしました。

今後とも関係機関と連携し、諫早湾干拓調整池の水質保全対策等に取り組んでまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。県民生活環境部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、23件の事業群評価調書により、66件の事業を評価いたしました。そのうち35件の事業について、令和8年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年11月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

県民生活環境部

【観光生活建設委員会関係説明資料 県民生活環境部 3 頁の 1 5 行目の次に、次のとおり挿入する。】

(共家事・子育ての促進について)

家事や子育てについては、依然として女性に偏っており、男女が共に家事・子育てを担い、家庭と仕事の両立を図ることが重要であることから「共家事・子育て」を促進するため、「パパの家事・子育てを応援するための手帳」を活用した意識啓発や、新たに開設したウェブサイトによる広報を実施しております。

去る 1 1 月 1 4 日から 1 1 月 2 3 日までの 1 0 日間を「共家事・子育てウィーク」とし、テレビCMや広告などによる集中的な情報発信を行いました。

また、初日となる 1 1 月 1 4 日には、「共家事・子育てウィーク開始式」を開催し、県の取組に賛同いただいた 1 0 企業・団体にご参加いただき、知事から協力企業証を交付いたしました。

ウィークを契機として、民間企業や市町等によるワークショップ、家事・子育てを応援するイベントなどが開催されているほか、家事や子育ての分担に関するチェックシートによる啓発、のぼりやチラシ・ポスターによる広報などを実施しております。

今後とも、企業との連携体制を一層充実させるとともに、県民の皆様に対する共家事・子育てに関する理解の促進及び意識の向上を推進してまいります。

【観光生活建設委員会関係説明資料 県民生活環境部 4 頁の 7 行目の次に、次のとおり挿入する。】

(犯罪被害者等支援について)

1 1 月 2 5 日から 1 2 月 1 日までの「犯罪被害者週間」における啓発活動の一環として、去る 1 1 月 2 3 日、長崎県警察及び公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターと共

催で、「犯罪被害者等支援講演会」を開催しました。犯罪被害者ご遺族の講演を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性等について、県民の皆様や支援関係者に周知を図ったところであります。

今後も、市町、警察及び関係機関・団体と連携を図りながら、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、犯罪被害者等を社会全体で支えていくという機運の醸成に一層努めてまいります。

令和7年11月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

(追 加 2)

県民生活環境部

【観光生活建設委員会関係議案説明資料 県民生活環境部4頁の2行目の前に、次のとおり挿入する。】

去る11月15日の「長崎ヴェルカ」ホームゲーム、11月23日の「V・ファーレン長崎」ホームゲームに合わせ、来場された方々に、人権尊重の思いをメッセージフラッグに記入いただいたり、人権啓発グッズを配布したほか、11月23日には、障害者スポーツの体験イベントも実施し、人権尊重の意義について発信することができました。

加えて、11月29日には、イオン時津ショッピングセンターにおいて、性の多様性の理解啓発イベントを開催しました。当日は、県・市町のマスコットキャラクターに加え、県と包括連携協定を締結しているアクサ生命保険株式会社にもご協力いただき、クイズやグッズづくりなどを通して、多くの皆様が多様な性のあり方について考える契機になったものと考えております。

令和7年11月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

交 通 局

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第109号議案 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、及び

第115号議案 「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」の2件であります。

はじめに、第109号議案についてご説明いたします。

この条例は、令和7年度の人事委員会勧告等を踏まえ、交通局職員の駐車場利用に対する通勤手当を新設するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第115号議案についてご説明いたします。

この条例は、国が定める「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領」が本年9月26日に改正され、貸切バス運賃・料金の基準等が見直されたことに伴い、交通局の貸切バス運賃等について所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(経営状況について)

交通局の経営状況については、今年度第2四半期（7月～9月）において、営業収入が、リムジンバス等での乗客数の増加や9月からの運賃改定前の定期券購入の増などにより前年度同期に比べ約9千万円の増収となり、令和7年度上半期は、前年度に比べ1億9千3百万円（税込）の増収となりました。

営業費用については、バス車両の更新に伴う減価償却費の増、また、軽油費やバス部品費等の物件費の増などから、第2四半期において前年度同期に比べ約7千万円の増となり、令和7年度上半期は、前年度に比べ9千7百万円（税込）の増加となりました。

この結果、上半期における経常収支（税込）は、前年度から約1億円改善し、2億4千万円の黒字となっております。

本年10月からは、今年9月に実施した乗合バス運賃改定の効果を見込み、職員の処遇改善を図ったところであり、今後とも、経営状況を見極めながら、運転士不足の解消等に向けた職員の処遇改善やバス車両の更新等に着実に取り組むことで、持続可能なバス事業の構築に努めてまいります。

（乗合バスの状況について）

交通局では、バス利用者の利便性向上を図るため、ながさき Society 5.0 推進プランに基づき、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進に取り組んでおります。

令和6年3月に、バスの接近情報をスマートフォンアプリ等でリアルタイムに提供する「県営バスナビ」を導入しましたが、本年9月のアプリのダウンロード数が2万件を超え、多くのお客様にご利用いただいております。

また、バスの接近情報等をデジタル表示するスマートバス停については、これまで、長崎空港のりば、矢上バス停、本原一丁目バス停に設置しており、今年度は、大村バスターミナルと東長崎営業所待合所にデジタルサイネージを設置予定であり、今年度中の運用開始に向け準備を進めております。

これらの取組は、バス待ち時間の不安解消のほか、異常気象時の情報発信にも寄与するものと考えております。

外国人旅行者への利便向上のための空港リムジンバスへのタッチ決済の導入、並

びに、定期券購入の際の窓口でのクレジットカード決済の導入については、今年度中に取扱を開始する予定であり、決済手段の多様化とキャッシュレス化を図ることで、これまで以上に利用しやすい環境を整備してまいります。

(貸切バスの状況について)

交通局においては、修学旅行などの貸切バスの運行とともに、旅行業を活用し、県等の行政機関とも連携した、新たに本県の魅力を発見する着地型周遊観光バスツアー「ぶらりん」を企画・運行しております。

長崎空港開港50周年を記念したツアーについては、「世界初の海上空港非公開エリアに潜入！」として長崎空港の非公開エリアの花文字山を見学後、諫早市森山町の宮下農園でのトマト狩りやオープン直後の道の駅「251いいもりじゃがーロード」へ立ち寄り、長崎へ戻るコースを企画し、去る11月1日と24日に催行しました。

また、女神大橋が開通20周年となることから、記念ツアー「女神大橋てっぺんからの絶景ブリッジアドベンチャー」を企画し、内容を「女神大橋登頂」のみに絞ることでツアー代金を安く抑えたものとして、11月2日に実施しました。

いずれのツアーも多くのお客様にご利用いただき、また、大変ご好評をいただいたところであり、今後も、実施後のアンケートでいただいたご意見も参考にしながら、本県の魅力発見バスツアーを企画してまいります。

以上を持ちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。